

令和6年8月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
3 番	鈴 木 りつか	4 番	平 居 ゆかり
5 番	横 井 克 典	6 番	板 倉 克 典
7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
9 番	小久保 照 枝	10番	堀 岡 敏 喜
11番	佐 藤 仁 志	12番	江 崎 貴 大
13番	加 藤 克 之	14番	高 橋 八重典
15番	早 川 公 二	16番	平 野 広 行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

9 番	小久保 照 枝	11番	佐 藤 仁 志
-----	---------	-----	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安 井 幹 雄
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 木 弘 己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長 税 務 局 長	水 谷 繁 樹
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	下 里 真理子
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	富 居 利 彦

児 童 課 長	飯 田 宏 基	総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中 山 義 之
産 業 振 興 課 長	上 田 忠 次	土 木 課 長	神 野 忠 昭
都 市 整 備 課 長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	早 川 昇 作
学 校 教 育 課 長	田 畑 由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	飯 塚 義 子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	田 口 邦 郎
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 承認第 3 号	専決処分の承認について
日程第 5 承認第 4 号	専決処分の承認について
日程第 6 承認第 5 号	専決処分の承認について
日程第 7 同意第 4 号	教育委員会委員の任命について
日程第 8 同意第 5 号	監査委員の選任について
日程第 9 議案第32号	弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第33号	弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
日程第11 議案第34号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第12 議案第35号	令和 5 年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第13 議案第36号	令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第14 議案第37号	令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第15 議案第38号	令和 6 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第16 議案第39号	令和 6 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第17 認定第 1 号	令和 5 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第 2 号	令和 5 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第 3 号	令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第 4 号	令和 5 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

て

日程第21 認定第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について

(追加日程)

日程第23 発議第3号 弥富市小学校統合に伴う新校設立計画の見直しと地域コミュニティ
活性化および定住促進の推進を求める決議について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより令和6年第3回弥富市議会定例会を開会いたします。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、小久保照枝議員と佐藤仁志議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月25日までの30日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの30日間と決定をいたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年度の健全化判断比率報告書並びに資金不足比率報告書の提出がありました。

次に、監査委員より、地方自治法の規定により、例月出納検査の結果、定期監査の結果及び財政援助団体等の監査結果がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 承認第3号 専決処分の承認について

日程第5 承認第4号 専決処分の承認について

日程第6 承認第5号 専決処分の承認について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第4、承認第3号から日程第6、承認第5号まで、以上3件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

令和6年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、承認3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第3号専決処分の承認につきましては、令和5年度弥富市国民健康保険特別会計決算において、歳出に対して歳入が不足したことに伴う補填の財源を全額一般会計予算からの繰出金とするため、これに必要な予算を令和6年7月9日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号専決処分の承認につきましては、令和5年度弥富市国民健康保険特別会計決算において、歳出に対して歳入が不足したことに伴い、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和6年度弥富市国民健康保険特別会計において繰上充用を行うために必要な予算を令和6年7月9日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号専決処分の承認につきましては、令和6年度に新たな住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金を速やかに支給するために必要な予算を、令和6年7月12日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 承認第3号、令和6年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,256万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を177億6,521万9,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、財政調整基金繰入金1,256万3,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、民生費におきまして、国民健康保険特別会計繰出事務の国民健康保険特別会計繰出金1,256万3,000円を増額するものであります。

次に、承認第4号、令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,256万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を39億5,240万3,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、一般会計繰入金1,256万3,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、令和5年度弥富市国民健康保険特別会計において、歳出に対して歳入が不足したことに伴い、地方自治法施行令第166条の2の規定により令和6年度国民健康保険特別会計予算から繰上充用を行うために、繰上充用金1,256万3,000円を増額するものであります。

次に、承認第5号、令和6年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,159万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を178億7,681万7,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,159万8,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、価格高騰重点支援給付金給付事業（一体支援枠）の価格高騰重点支援給付金給付業務委託料124万6,000円、価格高騰重点支援給付金1億885万円を増額するものであります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑もないようですので、ただいま議題となっております承認第3号から承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号から承認第5号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は承認第3号専決処分の承認についてと、承認第4号専決処分の承認についてを一括して反対の立場から討論を行います。

反対する理由は2つあります。

1点目の理由として、令和6年度弥富市一般会計補正予算（第4号）と令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の2つの補正予算は、7月9日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分されました。法第179条第1項では、専決処分できる条件が4つ明示されています。

1つ目は、議会が成立しないとき。

2つ目は、一定の条件の下で議会の会議を開くことができないとき。

3つ目は、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき。

4つ目は、議会において議決すべき事件を議決しないときの4つに限られております。

今回のケースをこの4つの条件ごとに当てはめていきますと、1つ目の議会が成立しないときと、2つ目の一定の条件の下で議会の会議を開くことができないとき、3つ目の特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときの3つに限られておりますけれども、6月定例会が6月27日に閉会して以降、この9月議会の初日までの間、議会を開くことは十分に可能であったと考えます。そのため、専決第4号と専決第5号は、法第179条第1項の規定されている1つ目から3つ目までの条件に該当いたしません。

また、4つ目の条件では、議会において議決すべき事件を議決しないときについては、今回専決処分された2つの補正予算は、6月定例会の6月17日に追加上程され、その3日後の6月20日に市側から議長に対して取下げの申出があり、最終日に市側から撤回されました。議会が故意に議決しなかったわけではなく、また沖縄県議会のように市議会が市長提案の議案を議決しない旨の意思を明確にして、2つの補正予算を市長に返付、渡し返したわけでもありません。よって、法第179条第1項に規定されている4番目の条件にも該当いたしません。

以上のことから、専決第4号及び専決第5号の専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定の適用範囲を超えて行われたものと考えます。

次に、反対する2つ目の理由であります。

地方自治法施行令第166条の2に規定されている繰上充用の適用についてです。

この条文では、会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないと規定されています。

今回、市は、この同法施行令第166条の2の根拠を基に、7月9日に2つの補正予算の専決処分がなされました。しかし、地方自治法の行政実例166条の2関係（昭和28年5月25日）

によりますと、繰上充用は出納閉鎖期日前に行うべきものであって、出納閉鎖後の繰上充用は時機を失し違法であると記されております。さらに、地方自治法逐条解説の法第233条では、なお、繰上充用は出納閉鎖期日までに行わなければならないとも記されております。

以上のことから、専決第4号及び専決第5号は、5月31日の出納閉鎖期日を過ぎてからの補正予算であります。補正予算措置を行うべき時期は既に過ぎており、明らかに地方自治法に反するものであると考えられます。

とはいえ、この2つの専決処分は、市としてどうしても行わなくてはならない予算措置であることは十分に理解ができます。しかし、自治法の解釈上、いかなる理由があつたとしても違法となる出納閉鎖後の繰上充用について、私は賛成することができません。もし、市議会がこの2つの専決処分を承認したとなれば、市が行った違法となる出納閉鎖後の繰上充用を市議会が公に認めたことになるのではないのでしょうか。

いずれにしましても、市は今後、組織内のチェック体制を再構築され、再発防止に努めていただくことを強く要望して、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

承認第3号及び4号、これについて不承認の立場で反対討論をさせていただきます。

専決処分の不承認とその効力に関しては、地方自治法179条3項で、専決処分をした場合、首長は次の議会において議会に報告し、承認を得なければならないとありますが、議会の承認は長の処分を追認して長の政治的責任を解除する意義を有するにとどまり、承認を得られない場合、長の政治的責任は残るものの、専決処分の効力に影響はないとされております。

そもそも、今回の弥富市の会計処理は法的に違法であつたことは拭えず、その専決処分を議会が承認したからといって、遡って合法になるわけではありません。しかしながら、現行法上、専決処分以外にこの問題を処理する方法はないということで、結果的に期限を過ぎた繰上充用の手続的な処理はやむを得ない専決処分の効力に影響はないと解釈される余地があります。

したがって、9月議会で専決処分の承認を市長から求められた場合、違法な処理を議会としては承認できないのが当然ですから、市長の政治責任を解除することなく、政治的責任を問う立場で承認案件は否決することが良識ある各市議の取るべきスタンスと思料します。

漫然と時を過ごし、本来行うべき行政手続をせずに、専決処分によって行政の誤りを一時的にごまかすようなことを議会が専決処分賛成によって許せば、今後もいいかげんな行政をしてもよいですよというシグナルを行政に送ることになります。

災害等緊急やむを得ない等の事情によって議会の承認を得ることができずに行われた専決処分であれば、事後の議会での承認に賛成の立場を取ることは当然許されることです。今回の弥富市のように、自治制度の一丁目一番地のような手続に違反するようなことを許せば、今後もそうしたことが行われても許してあげるよ、政治的な責任は一切ないよと同義です。したがって、真つ当な議員ならば、９月議会での専決処分の報告を承認することはあり得ないと思います。

よって、承認することには賛成できませんので、反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○７番（那須英二君） 承認第３号、４号について、専決処分のことについて、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の事案に関しては、確かに反対討論されたお二人の議員の言われるとおり、重大な過失であると思っております。

ただ、市民には影響がなく、市としては６月議会及び先週の全員協議会でも反省等を述べられました。二度とこのようなことがないように十分に細心の注意を払っていただきたいという趣旨は同意でございます。

しかし、現状、今この時点でも違法状態になっております。しかしながら、その法をカバーするときには、その手だてがどのような方法を取っても違法であることになります。違法を認めるつもりはありませんけれども、これは法律自体の欠陥的な不備であるというふうに感じております。よって、市にはそのようなケースが生じた場合、十分反省は必要ですけれども、違法にならない制度の改善を求めていくべきだというふうに感じております。

また、今回はそのような背景を考慮しつつ、ほかに方法がなかったことも踏まえ、賛成の立場で討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

承認第３号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり承認をされました。

次に、承認第４号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり承認をされました。

次に、承認第5号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 同意第4号 教育委員会委員の任命について

日程第8 同意第5号 監査委員の選任について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第7、同意第4号及び日程第8、同意第5号、以上2件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は同意2件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第4号教育委員会委員の任命につきましては、矢野浩一氏が令和6年9月30日任期満了のため、その後任者として矢野浩一氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号監査委員の選任につきましては、佐藤孝氏が令和6年12月19日任期満了のため、その後任者として林伸一氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第4号及び同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号及び同意第5号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

同意第4号は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決しました。

次に、同意第5号は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第32号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第33号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第11 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第12 議案第35号 令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第13 議案第36号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第14 議案第37号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第38号 令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第39号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 認定第1号 令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第2号 令和5年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第3号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第4号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第9、議案第32号から日程第22、認定第6号まで、以上

14件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案2件、法定議決議案2件、予算関係議案4件、決算認定議案6件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第32号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につきましては、生活保護法及び児童手当法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、児童クラブ施設の利用者の資格要件を緩和するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号令和5年度弥富市下水道会計未処分利益剰余金の処分につきましては、下水道会計未処分利益剰余金を処分するため必要があるものであります。

次に、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、保育士派遣委託料や予防接種等委託料の増額等を計上するものであります。

次に、議案第37号令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第39号令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの特別会計につきましては、全会計で8,409万3,000円を増額計上するものであります。

次に、令和5年度各会計の決算認定についてであります。

令和5年度の決算におきましては、弥富北中学校の長寿命化改良工事を進めるとともに、南部コミュニティセンターの特定天井撤去等改修事業を完了するなど、所期の目的を達成することができましたことは、市議会議員の皆様をはじめとして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、改めて深く感謝を申し上げます。

ここに、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第2号令和5年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定から認定第5号令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定までの特別会計につきまして、地方自治法第233条の第3項の規定により、及び認定第6号令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定の企業会計につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算並びに決算認定につきましては総務部長に求めます。

まず初めに、安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 議案第32号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

1 枚めくっていただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 生活保護法及び児童手当法の一部改正に伴い規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第33号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について、御説明いたします。

1 枚めくっていただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 利用者の資格に、保護者が居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること等を加えることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は令和7年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第34号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、御説明いたします。

1 枚めくっていただき、規約のあらましを御覧ください。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、規定の整備を行うこととした。

2. この規約は令和6年12月2日から施行することとした。

健康福祉部所管の議案は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 続きまして、建設部所管の議案を説明させていただきます。

議案第35号令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和5年度における未処分利益剰余金3,684万2,326円のうち、3,684万円を建設改良積立金として積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

建設部所管の議案は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,632万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を180億314万4,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、普通交付税9,752万1,000円、新型コロナウイルスワクチン定期接種助成事業費補助金5,395万円、繰越金1億2,852万9,000円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金1億5,843万円、臨時財政対策債2,110万円を減額するものであります。

歳出予算の主なものとしましては、民生費におきまして、保育所管理運営事業の保育士派遣委託料3,870万2,000円、介護保険事業の地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金764万7,000円、衛生費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の予防接種等委託料1,885万円、教育費におきまして、中学校教育補助事業の部活動等選手派遣費補助金254万7,000円を増額計上するものであります。

次に、議案第37号令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた事務費等の精算に伴う補正でありまして、歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億5,272万1,000円とするものであります。

次に、議案第38号令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況の確定に伴い、保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を8億5,327万9,000円とするものであります。

次に、議案第39号令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険支払準備基金積立金2,031万4,000円、国庫負担金過年度分返還金5,040万円等を計上し、歳入歳出予算の総額を39億302万6,000円とするものであります。

次に、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額184億7,243万4,000円、これに対する歳入決算額179億8,857万5,957円で、収入率は97.4%、歳出決算額173億1,502万2,184円で、執行率は93.7%となりました。

歳入におきましては、市税全体で決算額90億581万6,273円で、前年度と比べ2億9,306万3,330円の増額となりました。

増額となった主な要因は、固定資産税が3億5,859万1,264円増加したためであります。市税以外の主なものでは、地方交付税が7億6,178万4,000円、国庫支出金が25億5,418万5,171円、県支出金が11億6,414万448円交付され、歳入全体では前年度に比べマイナス0.6%、1億194万3,090円の減額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では、令和6年度から令和10年度を計画期間とする第2次弥富市総合計画後期基本計画及び弥富市デジタル田園都市構想総合戦略の策定を完了

するとともに、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで住民票の写しと印鑑証明書の取得ができるようシステム改修を行いました。

福祉関係では、エネルギー・食料品等の物価高騰による影響が大きい住民税非課税世帯に対し、価格高騰重点支援給付金の支給による支援を行いました。

また、西部保育所の長寿命化工事を行うとともに、総合福祉センターの特定天井撤去等改修工事を行いました。

保健衛生関係では、带状疱疹とおたふく風邪に係る接種費用の助成を行うなど、予防接種や各種検診事業等の受診率向上を図り、疾病予防を推進するとともに、出産・子育て応援ギフトの支給等により、出産や育児へのサポートを行いました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払事業を推進するとともに、緊急農地防災事業をはじめとする土地改良事業を行い、農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、まちなか交流館 1 階のYaToMi AQUAでの金魚のPRのほか、観光協会主催のイベントの実施や他団体のイベントの出展により、市のPR活動に取り組みました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、市道東末広104号線、市道中央幹線 1 号等の舗装工事を行うとともに、道路改良による幹線道路・生活道路の整備を図りました。

防災関係では、消火栓新設工事等を行うとともに、災害発生時の緊急時避難場所への避難通路の整備を行いました。

教育関係では、弥富北中学校長寿命化改良工事を進めるとともに、中学校入学祝金の支給により、中学校入学時における家庭の経済的負担へのサポートを行いました。

社会教育施設関係では、施設利用者の安全確保のため、総合社会教育センター総合体育館と南部コミュニティセンターの特定天井撤去改修工事を行いました。

次に、認定第 2 号令和 5 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額とも148万6,336円であります。

次に、認定第 3 号令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額38億8,583万1,545円、歳出決算額38億9,839万4,038円で、1,256万2,493円の歳入不足となり、地方自治法施行令第166条の 2 の規定により、令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計予算から繰上充用を行っております。

次に、認定第 4 号令和 5 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額 6 億8,697万6,700円、歳出決算額 6 億8,531万4,362円であります。

次に、認定第 5 号令和 5 年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額36億8,021万8,448円、歳出決算額35億7,437万9,731円であります。

次に、認定第 6 号令和 5 年度弥富市下水道会計決算認定につきましては、収益的収入及び

支出のうち、収入の下水道事業収益の決算額は10億62万4,574円で、支出の下水道事業費用の決算額は8億9,988万6,167円であります。決算額は8億9,988万6,167円であります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の資本的収入の決算額は11億787万6,296円で、支出の資本的支出の決算額は14億7,507万1,439円でありまして、公共下水道事業では、下之割南処理分区、海老江北処理分区及び海老江南処理分区の管渠布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。また、農業集落排水事業では、十四山西部地区、十四山南部地区及び鍋田地区の機能強化対策工事等を行いました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りいたします。

本案14件は、継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案14件は、継続議会で審議することに決定をいたしました。

江崎議員ほか5名より発議第3号が提出をされました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23 発議第3号 弥富市小学校統合に伴う新校設立計画の見直しと地域コミュニティ活性化および定住促進の推進を求める決議について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第23、発議第3号弥富市小学校統合に伴う新校設立計画の見直しと地域コミュニティ活性化および定住促進の推進を求める決議についてを議題といたします。

本案は議員提案でございますので、提出者である江崎議員に提案理由の説明を求めます。  
江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 発議第3号弥富市小学校統合に伴う新校設立計画の見直しと地域コミュニティ活性化および定住促進の推進を求める決議について、提案理由を申し上げます。

第1に、老朽化の問題について。

統廃合対象4校、十四山西部小学校、大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校は施設の老朽化が進んでおり、現行の増改築計画では長期的な耐久性や安全性に課題がある。

第2に、児童の安全確保について。

十四山西部小学校での増改築は、工事中の児童の安全確保が困難であり、教育環境に悪影響を及ぼす可能性が高い。

第3に、新しい学校環境の提供について。

児童たちがひとしく新しい環境で学べる機会を提供することで、不安を軽減し期待感を高めることができる。

第4に、跡地活用の有効性について。

十四山中学校の跡地を利用することで、既存の学校施設を新設校として整備するための適切な土地が確保でき、地域全体の活性化にも寄与する。

次に、附帯事項として。

第1に、跡地利用計画の策定について。

統廃合される4校の跡地において、地域コミュニティの活性化に資する施設、例えば、地域交流センター、福祉施設、文化活動拠点などへの転用を検討し、地域住民の意見を反映した活用計画を早急に策定する。

第2に、地域コミュニティの活性化支援について。

閉校後の地域において、住民が継続的に交流できる場を提供し、地域のつながりを強化するためのイベントやワークショップを積極的に支援する。

第3に、定住促進策の推進について。

市街化調整区域内において、適切なインフラ整備、規制緩和、新規住宅購入者への支援、地域の魅力向上に向けたプロジェクトを推進し、地域住民の定住を促進するための具体策を講じる。

よって、弥富市議会は、現行の十四山西部小学校の増改築計画を見直し、来年閉校となる十四山中学校の跡地に新校を新設する方針に変更することを提案する。

また、統廃合される4校の跡地を有効活用し、地域コミュニティの活性化及び市街化調整区域内での定住促進を図るための施策を推進することを求めるものである。

以上、決議するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第3号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案どおり可決決定されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時48分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 小久保 照 枝

同 議員 佐 藤 仁 志

令和6年9月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 千 春 | 2 番 | 柴 田 英 里 |
| 3 番 | 鈴 木 りつか | 4 番 | 平 居 ゆかり |
| 5 番 | 横 井 克 典 | 6 番 | 板 倉 克 典 |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 加 藤 明 由 |
| 9 番 | 小久保 照 枝 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 佐 藤 仁 志 | 12番 | 江 崎 貴 大 |
| 13番 | 加 藤 克 之 | 14番 | 高 橋 八重典 |
| 15番 | 早 川 公 二 | 16番 | 平 野 広 行 |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 12番 | 江 崎 貴 大 | 13番 | 加 藤 克 之 |
|-----|---------|-----|---------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|-----------------------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 市民生活部長 | 柴 田 寿 文 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 安 井 幹 雄 |
| 建 設 部 長 | 立 石 隆 信 | 教 育 部 長 | 渡 邊 一 弘 |
| 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 佐 藤 雅 人 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 大 木 弘 己 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長兼
図 書 館 長 | 伊 藤 隆 彦 | 総 務 課 長 | 横 江 兼 光 |
| 財 政 課 長 | 村 田 健太郎 | 人 事 秘 書 課 長 | 山 森 隆 彦 |
| 企画政策課長 | 佐 藤 文 彦 | 防 災 課 長 | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 |
| 市 民 課 長 兼
十四山支所長兼
鍋 田 支 所 長 | 下 里 真理子 | 環 境 課 長 | 梅 田 英 明 |
| 市民協働課長 | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長 | 浅 野 克 教 |
| 健康推進課長 | 山 守 美代子 | 福 祉 課 長 | 後 藤 浩 幸 |
| 介護高齢課長 | 富 居 利 彦 | 児 童 課 長 | 飯 田 宏 基 |

総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長

中山 義之

産業振興課長

上田 忠次

土木課長

神野 忠昭

都市整備課長

三輪 秀樹

下水道課長

早川 昇作

学校教育課長

田畑 由美子

生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長

飯塚 義子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐野 智雄

議事課長

田口 邦郎

書記

鈴木 悦子

6 議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

会議に先立ちまして報告をいたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申出がありました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

会議に入ります前に、安藤市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 皆さん、おはようございます。

本日は一般質問初日でございますが、冒頭に議長からお時間をいただきましたことに感謝を申し上げ、発言をさせていただきます。

令和6年8月27日の令和6年第3回定例会9月議会開会日において、弥富市小学校統廃合に伴う新校設立計画の見直しと地域コミュニティ活性化および定住促進の推進を求める決議が発議され、全会一致で可決されたところでございます。この決議が報道されたことにより、保護者の皆様から計画が変わることについて、御心配される声をいただいております。

決議の内容は、再編校の位置を十四山中学校の跡地に新校を新設する方針に変更する提案ではありますが、この提案に方針を変更すると、令和10年4月に開校はできません。本日は、令和10年4月に開校する必要があることを改めてお伝えさせていただくとともに、前回お示した計画を見直し、増築する新校舎の面積を拡充し、全ての子供たちが新しい校舎において学校生活を始められるよう教育環境を整備してまいりますので、議会の決議を再考していただきますようお願い申し上げます。

本市では、教育方針「一人一人が輝き、よく学び 心豊かで たくましい子」を具現化するため、「生きる力」の育成、それを支える学校の教育力の向上を図っております。社会の変化は高速化し、新型コロナウイルス感染症に象徴されるように予測困難となっています。そのような社会をたくましく生き抜く力を身につけさせるためには、多様な価値観を持った子供たちが意見を出し合い、折り合いをつけながら解決策を見いだしていくことが求められております。その実現には、お互いが意見を交わし合う一定の集団規模が必要と考えます。

小規模校では、人数が少ないことで教職員の目が行き届き、全ての子供たちの顔が分かるという大きな強みがあります。実際、4小学校ではその強みを生かした教育活動を行っています。一方、1クラスの場合にはクラス替えができないため、人間関係の固定化や序列化、また息苦しさから不登校につながりかねず、心配をしている保護者、学校現場の声もいただ

いております。ほかに男女の偏りが生じやすいといった課題もあります。

そこで、4小学校を1つにすることで、子供たちにとっては集団で行う活動が広がり、多様な価値観に触れることができ、クラス替えにより新しい人間関係を構築でき、また人間関係につまずいたときにはそこから距離を取ることができます。加えて、多くの目で子供たちを見守り、支援や指導ができ、交換授業など教職員それぞれの専門性を生かすことができます。さらには、一人一人の校務分掌や行事に関わる業務が軽減されることで、ゆとりを持って教育活動を進めることができると考えます。

弥富市の小学校再編整備事業については、令和元年に保護者アンケートを実施し、これまで保護者、市民の皆様を対象とした説明会の開催、パブリックコメントの実施など、様々な機会でも市民の声、学識者の声、学校関係者の声を聞き、議論を重ね、再編の基本方針となる弥富市小学校未来構想を令和5年2月に決定し、議員の皆様にご説明の上、公表しております。

なお、弥富市小中学校未来構想の基本方針として、小学校再編は令和10年4月を目途に行うこととしております。

また、この弥富市小中学校未来構想に基づき、弥富市小学校再編整備方針（案）をまとめ、広報「やとみ」や市ホームページに公開した上、保護者や市民の皆様を対象に説明会を開催するとともに、パブリックコメントなどにより十分に意見の聞き取りを行い、これらの結果を踏まえ、令和5年11月に再編校の設置場所を十四山西部小学校とする弥富市小学校再編整備方針を策定したところです。また、議員の皆様に対しましても、同様に説明をしてきたところです。

弥富市小学校再編整備方針（案）の市民説明会において、再編校の位置を十四山中学校として校舎を新築にすべきという意見があったことは承知しておりますが、我が子が友人関係で悩んだり、息苦しさを感じている姿を目の辺りにしている弥富市小学校再編委員会並びに保護者の皆様からは、計画が変わり、開校が遅れることで少人数の弊害が続くことに強い不安を抱く声を聞いております。

これらの声に応えるためにも、また、私たち最大の使命として、安全・安心を第一に、将来を担う子供たちによりよい環境を整えるためにも、令和10年4月に開校させていただきたい。小学校再編整備につきましては、このたびの議会の決議を踏まえまして、前回お示した計画を一部見直し、増築する新校舎の面積を拡充することとし、令和10年4月から全ての子供たちが新しい校舎において学校生活を始められるよう整備してまいります。

なお、3階部分には、地域住民の緊急時の避難スペースを設けております。また、体育館には空調を整備し、教育施設、避難所施設としての機能の向上を図ってまいります。あわせて、不足する駐車スペースを解消するため、北東校舎を解体し、アスファルト舗装の駐車場

を確保してまいります。

工事中の安全対策につきましては、児童との動線が交錯することのないよう、安全対策に最大限配慮するとともに、騒音・振動についても対策を行ってまいります。具体的には、業者が決まってから改めて周知をさせていただきます。また、避難所機能も有しておりますことから、これまで同様に確保してまいります。

保護者の多くが一日も早い教育環境の改善を求めている現状は、議会にも御承知のことと思いますが、令和10年4月開校は絶対に変更はできません。これまで丁寧に説明を行ってきた上、市民に認知されている十四山西部小学校の増改築を、時期的にも費用面でも新たな課題が発生することとなる十四山中学校跡地への新築に変更することは、これまで同様に、もしくはこれまで以上に丁寧に市民に説明する必要がある、日程的にも無理があるところがございます。

なお、建築費用につきましては、昨今の物価上昇を鑑みまして、現時点といえますか、最近の直近の事例も踏まえまして、十四山西部小学校の増改築では約22億5,000万、十四山中学校の新築におきましてはおよそ45億2,000万ということで試算をしております。

次に、発議の附帯事項について申し上げます。

学校跡地利用計画の策定でございますが、学校跡地につきましては、全国的な状況を見てみますと、公共施設として住民の方が利用できる施設への転用、民間事業者への売却や貸付けなど、地域の実情や住民の方の御意見などに合わせた様々な活用事例がございます。

今回御提案いただきました学校跡地利用計画の策定に当たりましては、公共利用や民間活用などについて、地域の皆様や議員の皆様と一緒に考え、意見を交わしながら、市の各種計画との整合性を図りつつ取り組んでまいります。

次に、地域コミュニティの活性化支援でございますが、議員も御承知のように、コロナ禍によって地域活動の規模が縮小しております。また、地域活動に対する考え方も大きく変わってきております。地域の役員は、コロナ禍前に戻そうと試行錯誤をしておられますが、役員の担い手不足、急激な少子高齢化など課題が山積しており、毎年交代している役員が任期中に対応することはとても難しい状況です。

市といたしましても、担当課、市民協働課になりますが、地域の役員の皆様と一緒にあって、地域活動やまちづくりに関する情報課題を共有し、地域としてどうすべきか、地域として何をすべきかを真剣に意見を交わしてまいりたいと考えております。

しかし、市役所だけでは地域の考えを動かすことはなかなか難しいことですので、地域の皆様の声や気持ちに寄り添っている議員の皆様と一緒にあって、よりよい活力のあるまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、何とぞお力添えをお願いをいたします。

次に、定住促進の推進でございますが、大藤、栄南、十四山の地域におきまして、親世代

の家の隣に家を建てる場合、あるいは農地を転用して分家を建てる場合等には、マイホームを取得することができます。3世代同居、近居では、日常生活において親世代から援助を受けることができ、世代間の支え合いにより子育て環境や高齢者の見守りを充実させることができます。こういった背景を踏まえながら、既存の補助金を見直し、新生活を始めるに当たって魅力のある補助金の導入を検討してまいりたいと考えております。

今後も様々な形で市民の皆様をはじめ自治会などの御意見や御要望を伺い、議会と行政と一緒に汗を流しながら、学校跡地利用、地域コミュニティの活性化、定住促進につながる持続可能なまちづくりに取り組んでいくことが必要でありますので、格別の御理解と御協力をお願いいたします。

そして、子供たちのよりよい教育環境のため、再編校の位置を十四山西部小学校とし、令和10年4月から全ての子供たちが新しい校舎において学校生活を始められるよう整備してまいりますので、何とぞ議会の意思を再考していただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、先週金曜日、市内の全小・中学校では新米給食会が行われました。私は十四山中学校の2年生のクラスで、稲作農家から御提供いただいた新米のコシヒカリを生徒たちとおいしく、また楽しくいただいたところであります。改めてそのときに思いましたことは、十四山中学校は令和7年3月24日に閉校式を迎えます。せめて閉校式を迎えるまでは、生徒たちに不安な思いや心配をかけることなく、最後の日まで学ばせてあげたいと強く思った次第でございます。また、これは再編4校についても同じでありまして、令和10年3月までは生徒たちはその学校でそれぞれ学ぶわけでございますものですから、生徒たちに不安や心配を与えることなく学ばせてあげたいと思っているところでございます。

児童・生徒の心は大変繊細でございます。児童・生徒の無邪気な笑顔は市の宝物です。市民の皆様、また議員の皆様には、児童・生徒にしっかりと寄り添い、教育環境の整備に御理解と御支援をよろしくお願い申し上げ、再考のお願いといたします。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされることをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、江崎貴大議員と加藤克之議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、柴田英里議員。

○2番（柴田英里君） 2番 柴田英里でございます。

皆様、おはようございます。

一般質問をさせていただく前に、先日、台風10号の影響の被害があり、愛知県でもお亡くなりになられた方がお見えになりました。お悔やみ申し上げます。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

6月議会の一般質問時に提案させていただきました駅前まつりは無事終了し、皆様にはお暑い中御参加いただき、また御関係者様におかれましては御協力をいただき、誠にありがとうございました。

今回は、駅をまちの顔として活用できないかと高齢者の独り暮らしについて質問いたします。

これまでの議会での答弁などによると、観光に関する回答に、観光地が少ない、魅力的な場所がない、情報発信力が弱いといった回答があることを確認しています。確かに全国的に名の通った、いわゆる観光地や観光施設があるところと、弥富市の状況を比較すると、そのような回答があることは否めません。

一方、本市には全国に誇れる特産品の金魚があります。金魚の流通量や生産品種は日本一ということ、さらに金魚に関連したきんちゃんグッズ、金魚カード、マンホールカードなども観光素材としていかに情報発信するかが重要であると考えます。先日も伊勢湾台風の企画展を見に資料館に出向きました際、テレビ取材があり、撮影が行われていました。担当に確認すると、金魚に関する取材とのことでした。

市では情報発信強化として、令和4年度より歴史民俗資料館と観光課がまちなか交流館1階事務所で業務を開始し、10月にYaToMi AQUAが開館し、以来、昨年度の歴史民俗資料館の来館者は4万5,000人を上回ったと聞いています。こうした取組などの情報発信に関することは、これまでも諸先輩議員が様々な角度から御質問や御提案がされていることは承知しています。

今回、私からは、先日、近鉄弥富駅南口ポケットパークにおいて駅前まつりのイベントを提案いたしました経験を踏まえて、順次質問してまいります。

8月9日金曜日はお天気恵まれ、まさに夏を感じる熱いお祭りとなりました。当初は人が集まるだろうかと不安を覚えながら手探り状態でスタートしましたが、当日は想定を超える方にお集まりいただき、笑顔いっぱいのお祭りとなりました。事故なく無事に終えることができましたのは、近鉄弥富駅はじめ関係者の皆様方のお力添え、スタッフの皆様方の御尽力のおかげと、改めて心より感謝申し上げます。

このイベントは駅前ポケットパークという場所柄もあり、鉄道事業者さんとも顔を合わせる機会がございました。幼少期から駅近くで育った私は、常々駅はそのまちの顔でもあると感じています。ＪＲ弥富駅ではステンドグラス、近鉄弥富駅南口には八一三の塔があることは認識していますが、このたびのイベントにおいて周知することが重要であり、大切なことと改めて認識いたしました。

弥富に訪れ、最初に目に飛び込む駅舎やその周辺を活用したＰＲとして、近畿日本鉄道とのコラボレーションによるＰＲを考えてはどうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） おはようございます。

議員が言われるように、まちの顔となる駅舎やその周辺を活用しての情報発信、周知はより多くの目にとまる機会、また話題性からも大変効果の期待できる手法であると思っております。

近畿日本鉄道の事例を挙げますと、近鉄白子駅の改装工事に伴い、白子駅理想化プロジェクトとして地元の鈴鹿市がコラボレーションし、地域をＰＲするデザインが取り入れられております。鈴鹿市はＦ１日本グランプリが開催される鈴鹿サーキットがあることから、サーキットをイメージするレースの写真などが展示されております。

さて、今回御質問いただきました近鉄弥富駅では、段階的に現在修繕を進めていると伺っております。その中で、近畿日本鉄道からの御提案の話もございます。先ほど申し上げましたように、駅舎や駅周辺などはＰＲ効果が期待できる施設であり、今後お互いがウィン・ウィンとなるようなことが一緒に取り組めないか、協議をしてみたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○２番（柴田英里君） 皆様方にも御存じのとおり、近鉄弥富駅南口にはロータリーがあり、通勤・通学の時間帯には多くの方々が利用していますし、バス停もあり、まさに弥富の玄関口です。私は今回その駅南側のポケットパークを会場にイベントを提案いたしました。

これまで以上に駅周辺を訪れる中で、金魚をモチーフにしたものはありますが、観光情報の発信が少ないと感じます。この点について市はどのように認識していますか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 観光情報の発信につきましては、現在、市ではYaToMi AQUAを発信拠点とし、チラシや観光マップなどの配架などによる情報の周知や発信に努めております。また、市内外でのイベントでも積極的に配布しており、チラシを見て本市に訪れていただいている事例を確認しております。

それ以外の発信ツールとして、ホームページ、ＬＩＮＥやＸなども活用しておりますが、議員御指摘の駅周辺における観光情報の発信については少ないと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 先ほども申し上げましたが、駅の利用者の多くは南口を利用しています。こちら側で観光情報を発信してはどうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 多くの方は、観光地のみならず、他の地域へ訪れる際には事前の情報収集を行い、訪れるものと認識しております。情報の入手方法もSNSを活用しての収集が主流になってきていると感じております。

一方で、YaToMi AQUAを訪れる方の中に、チラシや観光マップを持ち帰られる方の多さにも驚きを感じております。駅周辺を利用した情報の発信をということですが、物理的な面から配架という手法は少々難しいように感じておりますが、より多くの方の目に触れ、情報が必要とする方が集まる場所であることから、どのような手法が最適かも含め調査してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今回のイベントを通じて感じた観光情報発信について伺いましたが、最後に市長の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 8月9日でしたかね、駅前まつりということで開催をしていただいたところですが、今日は代表者の方も傍聴に来ておられます。16時から開始ということで、そのときは人があまりいなくて大変心配をしておりましたが、時間がたつにつれましてお子様連れの方が大変増えて、最後は本当に子供があふれるようなお祭りになってよかったなと思っていますところでございます。ぜひ来年も、もう少しバージョンアップしてやっていただければと思う次第でございます。

ただいまの議員からの御質問でございますが、直近での御自身での体験に基づいた駅をキーワードに、本市の観光情報発信についての御質問をいただいたところでございます。

私は、これまでもPRに関する御質問をいただくと、折を見て現地などに出向き、確認をしております。また、鉄道を利用する際には、その土地の情報や状況を調べたりをしております。

さて、議員が言われる駅はまちの顔というフレーズでございますが、私は全国に数多くある全ての自治体に当てはまることではないと認識しており、駅という施設自体が存在しない自治体がある中、駅を活用できるということは大変強みであると思っております。

ただいま担当が答弁いたしました。駅を活用した本市の情報発信は、有効面や話題性もあり、魅力を感じております。一方で、鉄道事業という業務の性質上、施工や維持管理面などのルールが厳しいことがあることも認識をしております。

いずれにいたしましても、有益性を感じていますので、議員からの御提案や何か実現ができることはないか、関係機関と協議の場を設け、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 弥富市は令和8年度に市制20周年を迎えますので、前向きに検討していただくことを期待して、次の質問に移ります。

次に、J R・名鉄弥富駅自由通路整備工事が始まるということですが、詳細が分かりませんので、お伺いします。

いつから工事は始まるのでしょうか。また、時間は何時から何時まで作業をするのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） J R・名鉄弥富駅自由通路等整備事業につきましては、本年10月から工事を開始する予定で、現在、鉄道事業者との調整を進めております。

現時点での工事期間の予定といたしましては、まずは自由通路南口に当たりますJ R・名鉄弥富駅前において、工事に係る作業ヤードに仮囲い等を設置し、自由通路新設に伴う現駅舎の改修工事、支障物の撤去作業等を行います。その後、北口交通広場用地の仮囲い、自由通路等の基礎工事、名鉄のプラットホーム、軌道の移設等の工事を進めてまいります。

そして、令和11年度中に自由通路、J R橋上駅舎、名鉄地上駅舎の供用開始、その後、仮設等の撤去作業、南北交通広場の整備を進め、令和12年度中に全ての整備が完了する予定でございます。

また、作業時間につきましては、今のところでございますが、午前8時から午後5時までを予定しておりますが、鉄道の安全な運行を最優先に考え工事を進める必要があることから、夜間等その他の時間帯での作業も必要となりますので、その場合には事前の周知をしっかりと行い、工事車両や重機の安全対策、粉じん、騒音、振動等には十分注意して工事を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） その工事に当たって、近辺の通行止めなど不便なことはないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 現時点におきましては、J R・名鉄弥富駅自由通路等整備事業の工事による長期にわたる通行止めの予定はございませんが、一時的な通行止め等は発生すること考えられますので、その場合には関係機関と協議の上、事前に地域住民等へ周知し、工事を進めてまいります。

長期にわたる工事となりますので、駅周辺の通行等に配慮し、できる限り御不便をおかけすることのないよう、適切な案内周知や安全対策を実施してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） また、工事をするに当たって、看板等の設置はどのようにされる予定ですか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 工事期間中の工事看板等の設置につきましては、法令等に従い、鉄道事業者により設置されることとなりますが、その内容等につきましては、事前の打合せにおいて確認しながら工事を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 長期の工事になりますので、早めに皆さんに周知していただきたいと要望します。よろしくお願いします。

間もなく敬老の日を迎えます。そこで、高齢者の独り暮らしについて順次お伺いいたします。

2050年に全5,261万世帯の44.3%に当たる2,330万世帯が独り暮らしになると、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は将来推計を発表しました。このうち65歳以上は1,084万世帯での全体の20.6%を占め、2020年の13.2%から7.4%増加します。世帯の平均人数は、2033年には1.99人と初めて2人を割り込み、独り暮らしの高齢者が急増すると見込まれています。

本市の令和6年4月1日現在、2,395人の方が65歳以上の独り暮らしです。3年前の令和3年と比較しまして、65歳以上独り暮らしの方が240人増えております。本市の高齢化率も高くなる中、独り暮らしの65歳以上も増えているのが現状です。

本市では、市の最上位計画である第2次弥富市総合計画後期基本計画が令和6年4月からスタートしました。取り組むべき主要な施策として、高齢者が外出したくなる楽しい環境づくりを掲げ、各種施策に取り組むこととしています。こうした背景も踏まえ、このたび、「生涯健康、生き生き、住み慣れた地域で安心できるまちやとみ」を基本理念に掲げ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする弥富市第9期介護保険事業計画高齢者福祉計画を策定しました。

今後もさらなる弥富型地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、地域共生社会の実現に向け、地域の支え合いとともに、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、生き生きと暮らせるまちを目指すべきとありますが、ここで順次お伺いいたします。

独り暮らし高齢者をサポートする支援は全国的にも広まっておりますが、見守りサービス、安否確認サービス、サービス付高齢者向け住宅、介護保険制度での介護サービス、各自治体による支援サービス、民間の生活支援サービスなどがあります。

そこで、本市の独り暮らし高齢者のサービスはどのようなものがありますでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の高齢者福祉サービスとしましては、独り暮らし高齢者であればどなたでも御利用いただける給食サービス、緊急通報システム貸与、寝具洗濯乾燥消毒サービス、日常生活用具購入助成がございます。

また、要介護認定などの要件があるサービスは、高齢者等福祉タクシー料金助成、介護用品購入費助成、ふれあい収集がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） いろんなサービスを多くの方が利用されていると思いますが、このような福祉のサービスを活用していない潜在高齢者がおられますのも現実であります。

今、答弁いただいた中で、寝具洗濯乾燥消毒サービスがあるとおっしゃいましたが、私は初めて聞いたサービスです。どのような方がどれだけ御利用していますか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 寝具洗濯乾燥消毒サービスは、寝具の衛生管理等が困難な方を支援することを目的に、在宅のおおむね65歳以上の独り暮らし高齢者、要介護3から要介護5の認定を受けた高齢者、身体障害者手帳1級または2級の重度身体障害者を対象に、寝具の洗濯乾燥消毒を8月と12月の年2回行うものでございます。

1回のサービスに係る寝具の枚数は、掛け布団、敷き布団、毛布2枚の計4枚までとなっております。

令和5年度の利用者数は、8月が46人、12月が54人でありました。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 対象者の条件もありますが、利用者が少ないと思われます。このサービスに限らず、またほかの利用者が活用していないと思われますので、周知を広くしていただきたいと思います。

独り暮らしをする高齢者ができる対策として、すぐに体調の変化に気づけるよう、自治体の実施する健康診断を受診し、日頃から自分の健康状態を把握しておくことが大切です。健康診断の状況を確認したところ、本市の人間ドック、がん検診の中で、65歳以上を対象に、胃727人、受診率6.35%、肺1,755人、受診率15.32%、大腸1,675人、受診率14.62%という結果でした。

また、節目歯科無料クーポン検診を受診している方は、65歳、49人、11.2%、70歳、69人、14.1%、75歳、68人、10.5%という受診率で、この結果を見たところ、あまり高いとは思いませんでした。健康維持に不安を感じます。高齢者の方がおうちの中で健康面を崩されるのが心配です。

最近よくフレイルという言葉を目にします。フレイルとは、健康な状態と要介護の間の状態で、加齢や疾患によって身体的・精神的に様々な機能が徐々に衰え、心身のストレスに脆弱になった状態です。このようなフレイルを予防することは重要です。フレイル予防の一つで、広報「やとみ」5年12月号に掲載されていた介護予防・生活支援サービス事業、通所型サービスCが紹介されていました。その紙面には、サービスの利用方法、内容が紹介されていましたが、現在の利用状況を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 通所型サービスC事業は、リハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービスで、6か月という短期に集中して運動機能の向上等を図ります。サービス終了後は、地域のサロン等への支援につなげます。

利用状況につきましては、令和4年度は利用者44人で延べ年258回、令和5年度は利用者50人で延べ年301回と、利用者数及び利用回数は伸びております。令和6年度につきましても、4月から7月の4か月分の実績として、利用者21人で延べ162回となっており、令和5年度を上回る見込みとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今後も多くの方が利用されるように、引き続き周知をお願いします。

通所型サービスC等を利用できる方とは逆に、利用できない方もお見えになります。外出があまりできなく、おうちで過ごされる方も増えていると思われます。そのような中、先日新聞に中部電力のサービス、eフレイルナビの記事が掲載されていました。

各家庭に既に設置されている電力スマートメーターを利用し、個人の同意を得た上で30分ごとの電気使用量を計測、人工知能AIで分析し、フレイルかどうかを推定します。結果は自治体に通知され、早期のフレイル把握や支援につながります。2023年度には、三重県東員町、鳥羽市、長野県松本市の3市町村でサービスを開始され、導入自治体が拡大しているようです。本市でもこのサービスの活用をしてはいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、フレイル対象者の発見のために、地域包括支援センターによる88歳おたっしや電話や民生委員による独り暮らしや高齢者のみ世帯への訪問の際に健康状態などを確認をしております。

また、76歳以上で過去1年間に健康診断や医療機関を受診していない方に対して、保健師

が個別アプローチにより健康指導などを行っていることから、フレイル検知サービスの導入につきましては、現在のところ考えてはおりません。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 答弁では現在のところ考えていないとのことですが、住民の方々のふだん通りの生活からフレイルの分析をしていただけるのはよいシステムだと思います。また、今後さらに増加する高齢者の健康を守るためにも、導入について検討していただけたらと思います。

次に、高齢者の集いの場についてお伺いします。

高齢者の一人問題、孤独、孤立を最小限にするため、本市内では福寿会活動、サロン活動が行われていると思いますが、どのような状況でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 福寿会につきましては、平成22年度は75クラブ、会員数5,033人でしたが、令和6年度は32クラブ、会員数1,625人となっております。

会員の減少につきましては、社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化により、本市に限らず全国的な傾向であります。本市においても各団体にお聞きしたところ、会員の高齢化や新規会員が入会しないこと、役員の負担などが会員減少の要因となっているとのことでありました。

ふれあいサロンにつきましては、令和元年度の開設数26か所、延べ参加人数が9,653人をピークに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年度は開設数は26か所でしたが、延べ参加人数は1,887人まで落ち込みました。コロナ禍以降、徐々に回復傾向にあり、令和5年度は開設数22か所、延べ参加人数5,521人となっておりますが、コロナ禍以前の水準には至っておりません。ふれあいサロンにつきましても、新しい参加者が来場されないことや、代表者の高齢化、担い手不足が課題となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 現在、サロン、福寿会に参加する方が減少しているようですが、過日、私も地元の福寿会、前ヶ須、五之三のサロンに参加させていただきました。皆さんそれぞれのカリキュラムに沿って、体操をしたり、歌を歌ったり、映像を見たり、講師の方を呼んで学んだり工夫がいろいろありました。

自立した生活を送れる高齢者は、定年後も働くことで社会とのつながりを持てます。地域とのつながりが希薄になっている場合には、自治会や町内会に加入することで地域との接点を持てます。自治会によっては、災害発生時に安否確認を行い、救助を行ったり、応援を要請したりしているため、災害時の観点からも自治会への参加をしておく心安心です。

また、サロンや福寿会のような高齢者のみが集う場のほかに、子供や孫世代など多世代が

交流する場も大事であると思います。

ここでお伺いします。本市では、年齢を超えた誰でも利用できる居場所がありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市で多世代が集える場所につきましては、市内の北部地域で任意団体が主催する子ども食堂が月1回開催され、子供だけでなく誰でも参加できる居場所づくりを行ってまいります。名前は子ども食堂であっても、子供から高齢者まで地域の様々な人たちが集い、交流できる場として活動されるところが全国的に増えてきております。

本市で活動されている団体の代表者にお話を伺ったところ、子育て世代だけでなく、お年寄りも含めた多世代交流の場に、地域のつながりを復活させていきたいと述べられてみました。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 多世代交流は、ラジオ体操をはじめ、盆踊り、お祭りなど、ふれあいサロン、カフェ、子ども食堂など多世代交流の場に地域のつながりを持ち、会話をして情報交換などできる場にもなります。私も実際に先月参加させていただきました。子ども食堂にて、多世代の方がランチタイムを一緒に取り、ゲーム、風船を膨らますなど、会話も含めて楽しんでいる方もお見えでした。高齢者の社会的孤独・孤立をなくす近隣の方とのコミュニケーションになると思います。

現在、本市では北部地区ではサロン、福寿会が比較的行われていますが、南部地区においては高齢者が集える場が少ないように感じます。できれば南部地区や十四山地区でもそのような場ができればよいと思います。本市の第2次総合計画の中にも、主要施策として高齢者と子育て世代など多世代が交流する場を提供しますとありますので、市としてもそのような場が増えるように進めてください。

昨今、架空請求、ニセメール、ニセSNS、在宅時の突然の訪問勧誘、電話勧誘、付け込む勧誘などが増加しており、気をつけてほしいと思います。また、消費者トラブル、不安をおおる、同情や好意にニセサイトなどインターネット通販もあります。特に最近増えているのは、高齢者をターゲットにした特殊詐欺被害です。そのような中、オレオレ詐欺防止対策として、本市でも条件はありますが、対象の方には特殊詐欺対策機器等購入補助があると伺いました。

そこでお尋ねします。この補助制度はどのような内容で、御利用している方はどのくらい見えますか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 本市では、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、市内に住所を有する65歳以上の独り暮らし、高齢者等を対象に、通話録音装置等の機能を有する固定電話機等の機器購入に要する費用の一部を補助する特殊詐欺対策機器等購入補助制度がございます。補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額で、上限は6,000円となります。

実績といたしましては、令和5年度20件、令和6年度は8月末時点で7件となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 高齢者を守るためのサービスを有効活用して、安心なまちになってもらいたく、積極的に本市の皆様にも周知してほしいと思います。

高齢者の独り暮らしには、日常生活や病気、健康面の問題が起こる可能性があるほか、いざというときの不安を抱えたり、孤独死を招いたりするおそれもあります。家族が本人の状況や意見を把握、尊重することが大切である一方、家族だけのサポートが容易ではないことも事実です。高齢の家族が安心して独り暮らしを送れるよう、介護保険によるサービスや自治体のサービス、民間の生活支援サービスなどを上手に活用し、よりよい生活を強く希望します。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時55分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして一般質問を行います。

今回、質問数が多いので、巻きの状況で行いたいと思っていますので、よろしくお願いします。答弁のほうも変えまして、できればお願いします。

私のテーマといたしましては、今回、統廃合の問題、そして体育館等のエアコンについて、この2つのテーマで取り上げていきたいというふうに思っています。

まず、統廃合なんですけど、まず先ほど市長のほうから、冒頭で説明のほうがありました。そこで1点気になっているのは、1クラスで人間関係の問題で、クラス替えができないことでデメリットがあるんだというようなこともおっしゃってございましたけれども、ただ、実際、

例えば社会に出たとき、職場に就いたとき、そういったところで人間関係が悪いという中で、じゃあすぐ替えればいいのかというところは、私はそうじゃないというふうに思います。その人間関係が悪い中で、どう修復して構築していくか、それを教えていくのも教育なのではないかというふうに思っておりますので、一言申し添えて質問のほうに入らせていただきます。

さて、この4小学校の統廃合についてですが、現行計画での十四山西部小学校での改修、増築で幾らほどの予算を見込んでおりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 昨年度の概算ベースでは、全部の普通教室と特別支援教室を増築棟に配置した場合、校舎、体育館の長寿命化改良工事と増築棟の工事費及び外構等の整備工事費の合計で15億3,517万円ほどと試算をしておりますが、今年度の物価や人件費の高騰等により、今後4割程度工事費が上昇することも予想されております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、増築とリフォームによつての試算が出ました。

そこでまず、新築での検討というのは行わなかったんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小学校再編整備方針（案）の作成をするまでには、教育委員会や市内小中学校統廃合推進計画部会等で新築と増築両方の検討をいたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 両方の検討をいたしたということでしたか、ちょっとここで再質問ですが、なぜ中学校で新築とできなかった、そういう検討の結果、十四山西部小学校になって、十四山中学校のほうで新築とならなかったのか、その理由を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山中中学校で新築で計画を進めた場合、当初、市のほうで計画をしております令和10年4月に開校を目指すというものに、そういうものが実際達成できなくなるからでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 時期の問題で焦ったということでございます。

そして、仮に新築にした場合、まず予算の件について質問させていただきますが、どの程度の予算になりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山中中学校の敷地に新築とした場合には、30億7,837万円ほどかかると試算します。しかし、今年度の物価や人件費の高騰等により、今後4割程度工事費

が上昇することが懸念されます。さらに、工期が遅れることによる工事費の上昇も懸念されます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先日からいただいた資料によりますと、約15億円ほど総工費で変わってくると。補助金を含めていけば10億ちょいの差額が出てくるということでございます。

そこで、この基本的構造部分について質問させていただきます。

今、十四山西部小学校の建物が、先日6月議会で横井議員がおっしゃってございましたけれども、基礎ぐいが4メートルから5メートルほどしか入っていないということでございます。今年度ボーリング調査が行われて、その結果が出ていると思いますけれども、震度幾つでどの程度沈下するか、そういった調査の結果を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 地質調査によりますと、41.4メートル付近までは粘り気が多く、軟らかいシルト層で、それ以深は洪積層が堆積していました。液状化による地表面の予測される最大沈下量として、震度6強相当で10センチメートル程度沈下する可能性がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 震度6強で試算すると10センチと、10センチだからいいかなというような感覚を受けるわけですがけれども、ただ、南海トラフ地震は震度7を想定されています。震度7ではどのくらいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 手元に資料がございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） やはり今、本当にこの辺りで不安となっている地震、災害については南海トラフ地震だと思うんです。だから、やっぱりここを基本ベースにして考えていただきたいというふうに思っておりますので、その辺をしっかりと調査しながら、また教えてください。

今の増築部分のくいに関しては、今40メートルから50メートルほどを考えているということですが、これはなぜですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 増築棟は支持ぐいで計画をしており、くい先端を支持地盤に根入れする必要があるため、40メートルから50メートルと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほどのボーリング調査によって、41.4メートル付近までは軟らかい地盤だから、それ以上くいを打たなければ、やはりこの液状化に対しては不安があると、必

要があるからなんです。だから4メートル、5メートルのくいで安全とは言えないということが分かるんじゃないでしょうか。市もそういうことを考えながら、40メートルから50メートルの今回くいを打つんだというふうにしておりますので、やはりそういう意味では、このリフォームでの対応というのは大きく不安が残るというふうに感じます。

そして、次の質問に移ります。

今、旧校舎、リフォーム部分で考えている校舎と新しく造られる新校舎、基礎ぐいが違いますので、この液状化が起こった場合、大きな段差、ずれが生じてしまうのではないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 既存校舎は液状化した場合には沈下する懸念がございます。それらに対応するため、増築棟との接続部分には緩衝材であるエキスパンションジョイントを設置する計画としております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ジョイントするところ、つなぐところには緩衝材をつけるということで、その緩衝材がどれぐらいの効果があるか分かりませんが、やはり液状化をするときに大きくずれたときに、そのはずみで倒れてしまうとかいうケースも考えられますので、その緩衝材の効果を私把握しておりませんので、その効果がどの程度なのかというのも今後ちょっとお話しさせていただきたいと思っています。

やはりそうした面から見て、安心・安全からして、先ほど市長が安心・安全を第一にと言っておりますけれども、この安心・安全からして私は不安が残ると思うんですが、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 大規模な地震による液状化は、市内のどこの地域でも起こり得ることでございます。

再編小学校につきましては、現在建築設計中であり、ボーリング調査等の結果を踏まえ、安全面も考慮しながら設計をしている段階でございます。既存校舎につきましても、耐震診断及び耐力度調査の結果は問題ございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ボーリング調査等の結果を踏まえて大丈夫だとおっしゃるんですけれども、やはり今出てきたのも震度6ということで、10センチだ、だから大丈夫なんじゃないかという希望的なところが出てくると思うんですけれども、だからこそやっぱり新庁舎のように本当にしっかりと基礎ぐいを40メートル、50メートル、支持基盤まで打ち込んで、液状化対策をしっかりと私は取っていただきたい。そのためには今の現存する校舎をリフォーム

する部分、これをやっぱりなくしていくべきだと、いわゆる新築で全てやっていくべきだというふうに感じております。

維持管理費の問題に移ります。

現在の4小学校での維持管理費は幾らでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和5年度の人件費や工事費を除いた維持管理費につきましては、大藤小学校が約3,223万円、栄南小学校が3,565万円、十四山東部小学校が3,223万円、十四山西部小学校が約3,673万円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ではもう一方で、その4小学校を統廃合して1校になった場合、どの程度の維持管理費になるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 再編小学校は、同規模程度の桜小学校を参考にとすると、昨年度の維持管理費で計算した場合、約5,223万円となります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この維持管理費につきまして、どの程度、今計算するとざっと分かるんですけれども、年間コストとしてどの程度の差額が出てくるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 維持管理費につきましては、令和5年度で試算した場合、再編を行う4小学校の合計が1億3,484万円で、桜小学校が約5,223万円ですので、8,261万円の差額となります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、年間8,000万円以上のコストが圧縮されます。そうした中で、先ほど約10億円ぐらいの新築とリフォームの場合の差額が出ておりましたけれども、仮に20年間で返済するとしても、十分新築で造ったとしてもお釣りが来るということが考えられます。そういう中では、コスト面に関しては心配ないというふうに結論づけることができるかと思います。

もう一方で、危惧しているのはスクールバスについてでございます。各地の統廃合問題で、このスクールバスについて考えていくと、統廃合の実際を見てみると、実際スクールバスが入ったところでお話を聞くと、話が違うんだと、こんなはずじゃなかったという話が出てくるんです。何でか、時間がいきなり自分たちが通学している時間が急に早くなると、聞いてないよと。あるいはコスト面で言えば、スクールバスに何億とかかると。そういう中では、いや、統廃合してもそんなにコストは変わらなかったじゃないかというような話も出てい

わけです。

そういう中での質問をさせていただきたいと思うんですが、このスクールバス、何人乗りのものを何台での運行を考えているんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 失礼いたします。

スクールバスについての御回答の前に、先ほど4小学校の維持管理費の御質問の中で、栄南小学校の管理費についてで間違いがありましたので、訂正させていただきたいと思います。栄南小学校の管理費は約3,365万円でございます。よろしくお願いいたします。訂正させていただきます。

それでは、先ほどの御質問ですが、スクールバスについての御質問です。

回答といたしまして、スクールバスにつきましては、令和6年7月に保護者の皆様にバス停についてのワークショップに参加していただいたところでございます。バス停の場所と道路幅について、また1か所のバス停で乗車する人数などを考慮しながら、バスの大きさを考えていく必要があります、現時点ではバスについての詳細を検討しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まだ詳細については決まっていないということですが、これは往復というか、ピストン運行での運行を考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 失礼いたします。バスの運行については、今御質問がありましたけれども、早いバスが着きましたら、もう一度他の児童を迎えに行くということでのピストン運行については検討しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） では、運行コストはどの程度の規模を考えられているんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現時点ではバスの種類や台数や運行計画が出来上がっておらず、今後試算することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これもちよっと決まっていないということですが、バスの停留所はどういった場所を考えられているんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほどの質問の回答と重複いたしますが、スクールバスについてのワークショップを令和6年7月に開催し、保護者の皆様に参加していただき、バス停についての御意見をいただいたところでございます。今後、その御意見等を参考にしながら検討

し、決定してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この件について、どの程度の規模かというのを考えていかないと、それは大きく違ってくると思うんです。

例えば、今の小学校に集まってくれというパターン、あるいは近くの公民館に集まってくれというパターン、そして今ある集合場所にそのバスが迎えに来るといようなパターンが、あるいはその近くでまとめてということも考えられるんですが、それによって運行時間数、要は生徒が乗っている時間、往復する時間、お迎えに行く時間、これが大幅に変わってくるというふうに思いますので、その規模というか、エリアの範囲ぐらいいは何かは考えられていないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） バス停につきましては、子供たちが安全に乗降ができ、またバスが来るまでしっかりと安全に待つことができる場所というのは最低限の条件だと思っております。

また、子供たちがどのくらいの範囲でということにつきましても、今保護者の皆さんから御意見をいただき、検討しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この規模感もまだ分かっていないという状況でございます。

そうした中で、聞いてもなかなか出ないかもしれないですけど、一応確認しておきますが、一番通学時間が早い子が何時にどの停留所になるのか、その児童が家を出る時間というのはどれぐらいの想定を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、スクールバスのルートがまだ決定しておりませんので、お答えしかねます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） じゃあ、現在の一番通学時間が早い子で、何時頃家を出ていらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 7時5分と聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 早い子で今7時5分で、そして通学すれば間に合うという計算になっております。

今バスの件についてる聞きましたけれども、まだ検討中ばかりで具体的に決まってい

ないと。コスト面でも試算が出ていないので、この運行コスト、これを考えるとということでは質問したかったんだけど、それがないもんですから具体的には言いませんけれども、ただ、維持管理コストとバスの運行コスト、これを比較して、逆に言えば、このバスの運行のコストで先ほどの8,000万を取ってしまうということも考えられ、逆に費用がかかってしまうということも考えられるというふうに感じます。

また、先ほどピストン運行を行うというふうに考えておりますということだったんですが、恐らく栄南地域から十四山西部小学校の辺りまでバスで運行すると30分ぐらいかかります。それをまたピストン運行ですと1時間半ぐらいかかるわけですよ。そうすると、逆に今より、一番早い子でいうと6時台、あるいは6時半、それよりも早いような通学時間という可能性も出てくるんじゃないかというふうに思います。その辺はまだ詳細が決まっておりますので、何か具体的には分かりませんが、そういう危惧もあるということでございます。

そして、そもそもこのバスの計画も何も、今検討中、検討中、検討中で決まっていなくて、統廃合を先に決定して進めていくと、これでよく保護者が納得できたなというふうに感じるわけですが、保護者としてはそういったところが心配だと思うんですね。でも、行政側の説明としては、保護者にそうしたデメリット面を説明せずに、いいところばかりを見せて進めてきた。このやり方自体が私はおかしいと思うんですよ。だから、そうした詳細部分もしっかりと展望を持ちながらも、それは最終決定は別ですよ。ただ、大体の時間、何時ぐらいに出発できるようにバスを配備するとか、そういったことを指針を持ちながら、やっぱりそういった上で説明して納得していただく必要が僕はあると思うんですね。今後、今から言っちゃってしょうがないんですけど、ぜひ進める方法としては、そうした詳細部分がある程度ビジョンを持って進めていくことをお願いします。

そして、質問のほうに移ります。

学校の規格について質問させていただきます。

リフォーム後の旧校舎と増築の校舎と、今の廊下の幅や教室の大きさに違いは考えられているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 廊下幅、教室の広さともに既存校舎より広くなるよう設計を進めております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今より広くなるというお話でした。

私は新しい学校というのは、ベースにしてほしいのは日の出小学校だというふうに思っています。この日の出小学校の廊下の幅と教室の大きさと比較し、どの程度の違いを考えられ

ておるでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 日の出小学校は廊下に本棚を設置し、一部を多目的スペースとして活用しており、多目的スペースを除いた各階の廊下幅は2.3から3.5メートルとなります。教室の大きさにつきましては、日の出小学校は1クラス当たりの定員が40人の設計ですので、68.6平方メートルとなります。

再編校の廊下及び教室につきましては、学校規模及び1クラス当たりの定員が35人に引き下げられていることを考慮し、現在検討しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これも検討ですから比較ができないとおっしゃるんですけども、ビジョンとしては、今の日の出小学校と比べて大きくなるのか狭くなるのか、どの辺りを考えておるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほど申し上げました、今検討中ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これも検討中で出ていないと。

じゃあ、私、以前防災セットを個人ロッカーに置いてはという提案をした際、防災関係の質問でさせていただいたんですが、そういったときに、ロッカーや教室が狭いということで置きにくいというお話もありました。このリフォーム後の、あるいは新築というか増築された教室には、ロッカーを大きくする、そういったものが入るような設計で考えられているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 児童用のロッカーにつきましては、具体的なサイズの決定はしてありませんが、現在のロッカーより大きくする計画をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それは防災セットを入れたとしても十分な大きさを担保できるということではなかったですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 今の御質問ですが、防災セットを置けるかどうかという御質問ですけれども、防災セットのサイズが決まっておりませんし、防災セットを置くというふうに決めておりませんので、その点についてお答えはできません。失礼いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 防災セットの箱、そんなに大きくない、このぐらいの幅なんですよ。

○議長（堀岡敏喜君） 具体的に。

○7番（那須英二君） ただ、今検討中ということは、逆に言えばそういったことも考慮できるはずなので、その辺を考慮して、今後安心・安全につなげていくとおっしゃるんだったら、そういうこともやっぱり考えながら、ロッカーのサイズも決めていただきたいというふうに思っています。

続けます。

現在、日の出小学校というのは新しい校舎のタイプ、廊下も広い、教室も広いと。フルオープンにできるようなモデルというのが多くなっておりますけれども、そのように校舎を考えられているのか。または、そのように逆にできない、そう考えられていないとしたら、そのようにできない理由というのは何なんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 日の出小学校は、普通教室と特別支援教室を合わせ、26教室7,557平方メートルの規模で設計しました。再編校は、各学年2学級、普通教室12教室、特別支援教室4教室、合わせて16教室として計画をしており、学校規模が異なります。

再編小学校は、市民の財産である既存校舎を長寿化改良工事とリフォームを行い、新たに増築する校舎には全ての児童が安全に学ぶ環境を整えます。再編校が他校と異なる特色のある学校づくりと、地域から愛される魅力ある学校となるよう、施設整備や教育活動を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今の説明を要約しますと、言葉を濁しておりますけど、ぶっちゃけて言えば狭いんですよ。狭いからできないんですよ。だからぎりぎりの幅で取るしかないというような状況があると思うんですよ。だからこそ、広い土地を使って新しく建て替えたほうがいいんじゃないかというふうに考えておるわけです。

続けます。

新築で建て替えられない理由や、逆に新築にしたら問題点というのがあるんでしょうか。お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほどの質問で御答弁申し上げましたが、再編小学校につきましては、市民の財産である既存校舎を活用し、また将来負担を考慮し、長寿化改良工事とリフォームを行うこと、全ての子供たちが安全に学ぶことができるよう新校舎の建設を行うことを決め、計画を進めております。

4 小学校の地域の少子化が進んでいる中で、年齢別子供の人数の推移から、昨年度の出生

数が3人という地区もございます。また、来年度の1年生が男子ゼロ人、女子9人という学校もございます。小学校の再編を現在の計画のとおり令和10年4月に開校するということは必要なことでございます。そのような状況下で、十四山中学校に新築するという計画に変更することとなれば、地域説明会を行いながら新たな設計から始めることとなり、校舎等の完成が4年ほど遅れ、令和10年4月の再編には間に合いません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 期間的な問題ということで主張されておりますけれども、ただ、今言った中で、確かに令和10年4月というふうにしたいという思いはあると思うんです。ただ、その複式教室になるのは令和14年という中で、まだ期間的な余裕というのは、あるとは言えませんが、それはなるべく早くしたほうがいいですけど、その1年、2年ぐらい延びることについては、それはそこまでデメリットとは感じていないというふうに思います。

ただ、その中で、今4年延びるとおっしゃいましたけれども、今の市の出している計画によると、リセットしてゼロスタートで考えられて4年延びるというふうに出しているんですけれども、私はそんなゼロスタートから始めなくていいと思うんですよ。期間というのを圧縮できると思うんです。その設計期間、検討期間、説明期間、これだって圧縮できると思いますし、また特に工期に至っては、今校舎が建っている中で作業をするのと、廃校になる学校で誰もいないところで作業するという中では、工期の圧縮も大幅にできると思うんです。そういう中では、実際4年延びるということは、逆に保護者の不安をあおって選択肢を与えないという方向にしか考えられないんですよ。だから、そうしたことはやめて、そういうやり方はやめていただいて、それはやっぱり禍根を残すわけですから、それはやめていただいて、きちんと正しい情報での比較検討をしていただくことを望みます。

続きます。

今まで統廃合の話をしていましたが、今度は統廃合後について質問させていただきます。

今現在、子供の人口が減る、先ほど子供の人口が減っていくもんだからということもちらっと理由として出てまいりましたが、子供の人口が減るという理由で統廃合するということですが、この3つの学校をなくした場合、その地域での人口減少について何か対策を考えられているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） このたびの学校再編に伴い、当該学区の人口が減少するとは一概に言えないと考えております。しかしながら、本市の人口減少抑制のためには、出生数を増やし、自然減の流れに歯止めをかける取組を行うとともに、若年層の転出抑制と移住・定住の促進などによる社会増の流れを継続していくことが必要と考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 自然増と社会増と言っておりましたが、市長が冒頭で人口増のために補助を増やすみたいな旨の発言しておりましたがけれども、私はそうじゃないと思うんです。というのは、この十四山西部・東部、大藤、栄南、この地域は市街化調整区域なんですよ。そういう中で新しい建物が、外から来た人には建てられないと。分家といって農家の方が建てられるということは可能性ありますけど、それ以外には、逆に言えばなかなか建てられない、開発できないと、そういう地域になっているんです。だからこそ、ここに新しい人口が住み着けない理由があるわけですよ。ここをやっぱり検討していかないと、それは人口はどんどん減っていくと言われたらそのとおりですよ。だけど、やっぱりここに対して対策を打っていくべきだと、市全体として偏りが起こらないように。こうした地域にも人口が外から住み着けるような状況をつくっていかねばならないというふうに思うわけです。

新しい学校にしたとしても、こうした市街化調整区域であり、何にも手を打たなければ人口減少はどんどん進みます。新しい学校でも児童数がどんどん減っていく。こうしていけば、ましてやりフォームでの旧校舎の規格と変わらず、魅力も感じられない。転出あるいはUターンで戻ってくる可能性も下がってしまうんじゃないでしょうか。その辺、どういうふうに考えておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小学校再編整備方針の対象となる4つの小学校周辺は、都市計画法において市街化を抑制する区域として市街化調整区域に定められております。

また、本市では全国的に進む少子高齢化、急激な人口減少を背景に、都市機能が集約された利便性の高い持続可能なまちづくりをするために、令和2年3月に弥富市立地適正化計画を策定し、集約型都市構造を目指し、便利で快適に暮らせる持続可能なまちづくりを進めていることから、市街化調整区域において住居系の土地利用を推進することは大変難しいと考えております。

しかしながら、再編校は安全で新しい学校という部分のみならず、これまで各校の魅力である地域密着型の距離感や保護者の顔の見える関係を生かした活動などを通し、学校づくりを地域とともに実践し、地域から人が出ていかない、地域外に出ていた人が地域に帰ってくるような魅力のある学校づくりに努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 一見いいことを言っているように見えて、実際の話を集約するとコンパクトシティー化を目指していくということが計画としてあります。それは私も知っております。そういう中では、調整区域に限っては、このまま土地利用を推進するというのは大変難しいということでストップしちゃっているんです、思考が。だけど、例えばお隣の、ほぼ全域が調整区域にかかっている飛島村さんは、そういう中でも市街地を増やして人口を増やし

ていると、こういったところがケースとしてあるわけですよ。こういうことを考えていかなければ、調整区域で人口を増やすことは大変困難なんです。

先日も保護者の方が見えて、議会にも決議に対して意見がありました。その中でもちょっと引っかかったことがあって、それは何かといたら、このまま人口が減っていく中で、10年、20年先を見越して減っていくのに新しい校舎にお金をかけてはどうなんだという御意見もあったわけですけど、それはやはり今の人口ビジョンとして減るという前提の下で考えられていると。それを市側が、行政側が説明してきたということにほかならないというところだと思うんです。私はそうじゃなくて、こういう地域でも人を増やすんだと、その気概が僕は必要だというふうに思っています。

そこで市長には、やっぱりこの弥富市で子供の人口を増やす、この手だてを何らか考えておられるんでしょうか。その辺お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 全国的に深刻さを増している少子化の背景には、経済的不安定さ、雇用に対する不安、子育ての孤立感、負担感等様々な要因があり、それに加え、本市の人口動向の特徴として、20代は就職をきっかけとした転入超過、30代から40代は結婚や出産を経た子育て世代の転出超過が見られます。本市といたしましては、社会全体で未来を担う若い世代や子育て世代への支援を進める取組を強化し、安心して子供を産み、健やかに育てることもまんなか社会の確立を図ってまいります。

なお、本市の子育て支援施策といたしましては、安心して出産・子育てができるように、妊娠期から切れ目のない相談支援を行う伴走型相談支援の実施と、経済的支援として出産応援ギフト、子育て応援ギフトを給付しております。子ども医療費支給事業では、令和4年4月から医療費の無償化を18歳まで拡大し、令和6年4月からは高校進学などのために市外に転出した子供も対象といたしました。

また、中学校入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、生徒の健全な育成を支援するため、入学祝金を支給しております。

子育て支援施策につきましては、子育て支援センターや児童館、児童クラブなどを充実させ、乳児期、幼児期、小・中学校期と各段階において切れ目ない支援を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私としても、弥富市が子育て支援に対して努力されているということは分かっています。考えられています。

ただ、実際、結果としては、先ほど20代が転入が多くて、30代になると出ていくと、小学校ぐらいに上がると出ていくというような傾向が逆につかめているのであれば、その手だてがやはり手薄になっているんじゃないか。特に今、全国的には、例えば給食費無償化する

自治体が増えてきています。でも、弥富市はどうか。給食費に対しては一切補助がないという状況があるわけですよ。そういった部分も、さっき経済的な負担があるとおっしゃいましたが、そういった経済的な困難を取り払うということも、それは支援の方法だというふうに思います。

ただ、もっと簡単に、簡単にと言ったら変だけど、もっと漠然とした大きなくりで言うと、やっぱり私が若い人たちから聞いていると、なかなか弥富市には遊び場がない、魅力ある施設がないというふうに言われることが最近多いんですよね。そういう中では、僕もいろんな市町村に行きながら、どういう施設がはやっているんだろう、人気なのかなというふうに考えながら施設を巡っているわけですが、やはりそうした中で、この海部地域全体に対しても言えるんですけど、あんまりそういった施設というのはいないんですよね。

確かに弥富市に誇れる公園として、海南こどもの国、これはメインとしてあるわけです。そこはそこでいいと思うんです。野外で遊ぶところに対してはいいと思うんです。ただ、逆に室内施設と考えるとあまりないというのが現状です。確かに児童館や子育て支援センターはありますよ。そういったところはあるんですけど、そうじゃなくて、もっと人を集められるような施設がやっぱり少ないなというふうに感じております。

ちょっと話がそれましたけれども、次の質問に移ります。

仮に統廃合するとしたら、新築の新しい学校で広々とする空間の教育環境を整えて、防災面に対しても、ここ重要です。現代での最高峰での安全・安心を考えた魅力ある学校にして、むしろ他の市町から引っ越してきたくなくなるような魅力ある学校づくりにしていく考えはないんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、再編校独自の魅力ある学校づくりに努めてまいります。

また、現在の設計案としまして、災害への安全対策として、3階に多目的に使用できる大きな空間を設けており、災害時に全ての児童と地域の方々が安全に避難していただきます。

また、屋上を避難場所としており、地域の方は外階段を利用し屋上へ避難していただき、児童は校舎の中から垂直避難を可能としております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 魅力ある学校に頑張りますと言っておりますけど、半分はリフォームなんですよ。旧校舎を残したままの状態、真っさらの新品じゃない。それを比較したらどっちがいいか。それは新しいほうがいいと思う人はたくさんいると思うんです。

また、安全面に関しては、3階に大きな空間を設けると、見させていただいておりますけど、空間を設けると言っておりますけど、まずはそもそも十四山西部小学校が一番低い土地の

状況になっております。現学校が建っている中では、底の部分をかさ上げしようとして、盛土しようとしたって、建っているからできないんですよ。そういった中で、水がつかる前提として考えられておって、申し訳なく3階にそういう空間を作りますよと言っておりますけど、さらには屋上避難まで考えられているんですね。私、屋上避難に関しては再三言ってきたんですけど、あそこで1日、2日、あるいは最長3日過ごすということは想像を絶する状況だというふうに思うんですよ。だから、その屋上避難ありきでの検討というのはやっぱりやめていただきたい。本当にしっかりとこの室内に残れる安全空間を作るという状況のところを、やっぱり広く取っていただきたいというのが私の思いでございます。

そうした中で、今回そうした増築部分、確かにさらに増やして生徒は確保できるような状況をつくるとおっしゃっていますけれども、そうじゃなくて、もっと広々として安心・安全、絶対ここなら授業中に何が起きても生徒の命は守られると、そういったところをしっかりと考えていただきたい。特に防災倉庫もつけながら、学校内にね。そういったところもつけながら備品をしっかりと備えていく、こういったところまで検討しながら、それはやっぱり考えられていくべきだと思うんです。最高峰の安心・安全というのはそういったところまで考えられるべきだと思うんですよ。

だからこそ、今の狭い空間で無理くり造るんじゃなくて、広い場所でしっかりとどっしりと構えていくと。こういったことを再検討していただきたいというふうに思っています。

続いて、質問移ります。

統廃合するなら、人口が減っていくのを見越して、何とかリフォームで時間を稼ぐとか、そういうマイナス思考ではなくて、私は逆転の発想でピンチをチャンスに変えるくらいの構えで人を呼び込めるようにしていく気概を発揮すべきだと思うんです。例えば、隣接地や跡地などに子育て施設やボランティア施設、高齢者も過ごせるような施設、弥富の皆さんの夢を詰め込んだようなわくわくするような施設をつくり、弥富市の魅力を発揮できるようなわくわく感が持てるような方針も検討してはいかがかと思いますが、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 再編校の施設環境や教育環境などは、子供たちや地域にとってよりよい環境となるよう、小学校再編委員会や各部会、町内横断的な会議の場で今後も検討を重ねてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 検討をこれから考えていくということなんですが、やはりそういったビジョンも持ちながら、統廃合に臨んでいただきたいというふうに思っていますし、また参考に、時間がありそうなのでちょっと紹介しておきますけれども、私はこの間、廃校後の利活用されたいろんな施設を巡っているんです。例えば菰野町の「ういこっちゃんね」と呼ばれ

る施設がございました。これは体育館等をリフォームして、教室の一角をカフェ等にもリフォームして、廃校後でも市民が集える、子供たちが遊べるスペースを確保しています。ただ、ちょっと残念だったのが、体育館にはエアコンがなくて大変暑くて、これはちょっと夏には使いづらいなと。せっかくの室内なのに夏には使いづらいなというのがあったわけですが、そういった場所もあります。

もう一つ、豊明市にカラットと呼ばれる施設があるんですけども、ここもぜひ弥富市として絶対に行っていただきたいと、大変参考になる地域だと思います。というのは、重層的支援等を含めて、多くの市民の方が来られている。1日600人から700人の方が来られている施設だというふうに、この間報告を聞いてきましたけど、そういう中で、子供からお年寄りまで交流スペースがあり、そしてそこで職員、スタッフが声かけとして、例えば不登校になっている子供たちがそこに集う。そういう中でいろんな自分たちの希望を見つけられて、そして立ち直っていく、こういうケースも報告されておりましたし、また高齢者の皆さんも、本当に日頃、平日でも、毎日来る、むしろ平日のほうが駐車場が満車でなかなか混んでいると、むしろ土・日のほうが少ないということが逆にびっくりしたんですけど、そういう形で活用されている自治体があるわけです。ぜひそういったところも参考にして、一度ぜひ見に行ってください、今後この検討に加えていただきたいというふうに考えています。

話がそれましたので、質問を続けます。

跡地利用についても同様に、先ほど紹介したような、外から人が呼び込めるようなわくわく施設などを検討する考えはありませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和6年7月から8月に対象地区の方に小学校再編整備方針の説明をするとともに、跡地利用についての意見を聞く説明会を開催いたしました。

また、ホームページで公有財産の活用アイデア募集を行っており、皆様からいただいた意見を生かせるように、跡地利用について考えていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今説明がありましたけれども、跡地利用についてはいろいろ市民の方も取り入れて検討していくということですが、市側としてもやはりそういったビジョンを持って、ぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

これまでの質問で、新築あるいはスクールバス、学校の規格、今後の人口減少の対応など、4つの視点から質問させていただきましたが、それを踏まえて市長の見解をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校は、市内の小学校の中でもとりわけ児童数の減少が顕著になってきており、今後、児童数が一桁

という学年が複数できてしまうという状況になっております。そのため、教育委員会では、子供たちの教育環境を最優先に考え、再編校の開校を令和10年4月と決定をしております。

本市といたしましては、教育委員会と一体となって子供たちの教育環境を守ることを最優先に考え、現在のスケジュールを守り、令和10年4月に十四山西部小学校の位置での新校開校を目指してまいります。校舎におきましては、既存建物の改修工事を行うとともに、屋上には市民の皆様の避難場所を整備し、併せて全ての児童が快適に楽しく学ぶことができる3階建ての新校舎も増築してまいります。また、児童の通学の安全確保のため、スクールバスの導入も行なってまいります。

議員の皆様にも、4つの小学校の現状や今後の状況を鑑み、子供たちの教育環境のことを最優先に考えていただき、令和10年4月の新校開校に向けた小学校再編に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 再三令和10年4月にこだわっておりますけど、それはもちろんより早く、この令和10年4月に間に合うということは、これは一番ベストだと思います。

とはいえ、やはりこうした中で、安全面や今後の人口減少の対策、魅力ある学校づくり、そういったことも踏まえて、やはり今、その調査によって新しい危険性が発見された段階において、考え直すということも必要だと思うんです。それが例えば1年、2年延びたとしても、4年はちょっとやり過ぎですけども、1年、2年延びたとしても、今後の子供たちが、今後10年先、20年先どころか40年、50年先の話ですよ。そうした人たちまで使う校舎として、本当に今の計画がベストなのかどうか、これは再検討していく必要があると思うんです。

今まだ段階として切り替えられる時期にあるんですよ。もう後戻りできないような時期ではないんです。令和10年4月にすごくこだわっていますから、それがどうしても今の計画じゃないと無理なんだみたいなことを刷り込ませていますが、そうじゃないんです。4年間延ばすと、令和14年は確かに複式学級になるとおっしゃいますので、そこは避けたいと思うんですけど、それ以前までは何とかかなと思うんです。だから、そういう中で本当に一番ベストの道を選んでいただきたい。そのためには市側も腹を割って、その工程が単純に4年延びるということじゃなくて、本当に最速で考えたらどういうことをできるのかということを考えながら比較検討していくべきだと思うんです。今ここの時点だからできることだと思うんです。だから、何が何でも令和10年4月、ここだということで、何が何でもほかの意見を排除するということではなくて、本当に正しい情報を出しながら、しっかりとした比較検討をして、その上での話合いが私は必要だというふうに感じておりますので、そのことを踏まえて、次の質問に移りたいと思います。

次のテーマは、体育館のエアコンについてでございます。

先ほどちらっと申し上げました、よその市町村で申し訳なかったんですが、弥富の施設では、例えばこの間、T K E スポーツセンターで十四山地区の盆踊り大会が開かれました。私そこに参加したんですけれども、ちょうどその際、T K E スポーツセンターはエアコンのある体育館、ちょっと小ぶりの体育館とエアコンのない大きな体育館、2つがあったわけで、その2つを両方とも体験することができました。

夜間でもエアコンのない体育館というのは、そこで過ごすことが大変つらい状態であり、10分もいれば汗だくだと、多分市長と副市長と教育長も見えていたんで体験されたと思うんですが、そういう中で盆踊りをされて、すごい多分汗をかいたと、しんどかったなと思うんですが、これが昼間、ましてや体育の授業となると、改めて苛酷な状況であるということが感じられたわけですけど、そしてまた緊急時にはこの場所が避難所としても考えられているわけで、やはり体育館にはエアコンが急務だというふうに強く感じました。

そこで、弥富市の保有する体育館、小・中学校の体育館、あるいはT K E スポーツセンターのような屋内スポーツ施設等避難所と想定されている場所で、エアコンのない施設というのは、今何施設残ってみえますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 申し上げます。

学校施設は全て未整備でございます。社会教育施設においては、総合体育館、T K E スポーツセンター第一アリーナ、十四山体育館の3か所が未整備でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、学校は全部未整備と、プラス3か所ということでございます。それらの施設にエアコンをつけるという検討はされているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校関係では、長寿命化改良工事を順次進めることや、学校再編に向けた事業を現在進めております。また、社会教育施設においても、体育館の特定天井撤去工事を進めておるところでございます。これらは施設の安全性を確保するために不可欠なものでございます。

今後も事業計画を精査しながら、国の補助事業を活用し、エアコンの設置を検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、要約しますと、長寿命化等があるので、ちょっと後回しにさせていただいておるというお話だと思うんですが、同時並行でも、逆に言えば、長寿命化対策と一緒に校舎をやるときにエアコンをつけていくというふうに考えられてもいいと思うんですが、そういう中で問題になるのは予算だと思うんですが、予算というのはどれぐらいにな

るのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、具体的な積算をいたしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） あんまりその辺は検討していないもんだから、考えていない、予算も見込んでいないということなのですが、やっぱりこれは早期に解決する課題だと思うんです。南海トラフが本当に近々迫っているような話もあるわけですから、そういう中ではエアコン設置、体育館にエアコン設置、特に避難所となっているところについては早急に検討していただきたい。そして、予算も見込んで、実際できるかどうか、できるかどうかというか、借金しても僕はやっていくべきだというふうに思います。

私、能登半島のほうにもこの間、1月5日に伺わせていただきました。能登半島のほうでは水道とライフラインがかなり損傷して、なかなか復旧が遅れていると。現在でもそういった場所もあるというふうに言われておりますけど、ただ、電気に関しては意外と早かったんですね。私が1月5日に行ったら、もう電気に関しては復旧しているところが結構あったんです。だから、逆に言えば電気を使う、そうした部分においては使いやすいもんですから、そういう中では避難所というのは大変ありがたいところだと思うので、そこを過ごせる環境にしていくというのは大変大事な事かなというふうに思いますので、そういった観点からもエアコン設置を早急に検討していただければというふうに思います。

このエアコン設置に対しては、今国のほうでも推奨しておりますから、国の補助などで活用できると思いますが、その補助率等はどのぐらいになるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校の教育環境施設整備を目的とする文部科学省の学校施設環境改善交付金につきましては、令和7年度までは補助率2分の1でございます。

また、社会教育施設であるスポーツ施設の整備に対するスポーツ庁の地域スポーツ施設整備事業補助金、スポーツ振興くじ助成金につきましては、3分の2の補助を受けることができますが、具体的な事業内容により補助率や条件が異なる場合がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今おっしゃったように、国からの補助もかなり出るわけですから、やっぱりそこはしっかりと予算として検討して、その上でやはり早急に改善できるように検討していただきたいと思います。

最終的に計画的にエアコン設置できるように、市長の見解をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） エアコンの設置に関しましては、快適な環境での学びやスポーツ活動

を行うことが重要であることを私も深く認識をしているところであります。そのため、国の補助事業を活用し、他の大型事業との優先順位をつけ、検討をしてみたいと思います。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、検討していきたいということですが、他の大型事業、確かに優先されるのは安全だと思います。

ただ、このエアコンの設置に関しては、避難所となり得るところから、防災の観点でもやはり緊急的に早くつける必要があると思いますので、ぜひその検討を早めていただいて、なるべく早い段階でエアコンがつけられるよう要望して、本日の質問は終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります平居ゆかり議員より資料配付の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願いいたします。

次に、平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番 平居ゆかりでございます。

通告に従いまして、大項目1つ、中項目5つの分野から質問させていただきます。

2024年3月20日、国連持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）より2024年度版世界幸福度報告が発表されました。日本は51位、前年度の47位より再び4ランクダウンしております。欧米尺度的な問題はさておき、幸福度がダウンしてしまうのは非常に残念なことです。

第2次弥富市総合計画後期基本計画において、後期基本計画づくりに向けたアンケートでは、弥富市の愛着度において「どちらかといえば愛着を感じている」以上が約7割、住みやすさにおいて「普通」以上が8割を超えています。それを踏まえると、本市は本当にいいまちです。市長をはじめ、代々本市のまちづくりに関わってきた多くの人々の力のおかげで、私たちは普通以上の住みやすさを感じることができています。様々な支援もあり、大体普通の生活ができて、大体普通に過ごせる毎日に、市民の皆様にとって、このまちがどうあればより幸せだなとしっかり感じていただけるかを考えたとき、一つの指標が重要であることに気づきました。

現在、デジタル庁が進めているデジタル田園都市国家構想の実現に向け、地域幸福度であるウェルビーイング指標の活用が推奨されています。ウェルビーイング指標とは、地域の暮

らしやすさと幸福感と訳されるウェルビーイングを指標で数値化・可視化したものです。多くの自治体がこの指標を活用し、今後の政策立案に役立てようと試みています。

本音とすれば、デジ田交付金を活用し、主観アンケートを行ってほしいという意向はありますが、その前に、大項目、ウェルビーイング視点で弥富市の政策や方針をのぞいてみることで、よって見えてきた課題を、中項目5つの分野に分けて質問させていただきます。

まず初めに、このウェルビーイング視点の重要性を、デジタル庁のホームページ上にある関連動画が分かりやすいので、その動画内の資料を引用して作成いたしました配付資料1につきまして、一部要約してお伝えしたいかと思ひます。

まず前提として、江戸時代が始まったときは1,200万人、新田開発で3,000万人に増え、明治維新後7,000万人、そして戦後の高度経済成長で1億2,000万人、その後2008年をピークに生産性は上がらず、今後人口減少は急激に減るとし、現在は人口増加期の経済から人口減少期の経済へと全体の社会構造が変わろうとしている節目にいますと、デジタル庁の村上氏は語ります。時代は、資料にあります人口増加局面から人口減少局面へと変わり、様々な分野の社会構造が変化していることが分かります。それは、例えば交通の分野で見れば、人口増加局面にある、乗客がバス停で時刻表どおりのバスを待つのは、需要が供給に合わせています。逆に人口減少局面では、迎える車が乗客の都合に合わせてくるのは、供給が需要に合わせています。また、働く側のライフスタイルに労働供給側が合わせるのも、買いたいものをお店に行かずして日時を指定して届くのも、学び方や通ひ方が選べる時代になりつつあるのも、供給サイドが主導権を握っていた時代から需要サイドが主導権を取る時代が変わってきています。

人口が減れば需要密度が減り、需要密度が下がれば生産性も必ず下がります。そこに効率性・生産性を維持しようと思ったら、需要側が何を欲して、いつどこに行きたいのかというようなデータを取って、そこに割り当てていくしかないといひます。そうなってくると、企業や行政がバラバラに需要側のデータを取るデジタル基盤に投資をするのが難しいことに気づきます。

人口増加の中では、それぞれがそれぞれの縦割りのマーケットでやっていくのに対し、人口が減る局面では、自分自身と地域のためにお互いのサービスがどうあるべきかというような共助の観点から横のつながりを重視していかなければ、これからのよりよい交通サービス、よりよい教育をと思っても、データを連携共有する基盤がないことで、デジタル敗戦に陥ってしまうことになるひます。

バスの運行時間が、ある人にとっての快適な買物を左右する、また教育の在り方が、ある親御さんのストレス度に影響を与える、そう考えると、ウェルビーイングの重要性がよく分かります。そして、行政だけでなく、市民、地域、企業、学校などの多種多様な主体の連携

による共助の成立には、弥富市をよくしたいという思いをベースに、同じ目的を持った地域のコミュニティのようなものが大切なはずです。

デジタル庁は、ウェルビーイング指標が自分たちの幸せと自分たちのまちの方向性を考える共助のコミュニケーションのための道具であり、よりよいまちのビジョンづくりへのベースとなるのが、まさにウェルビーイング指標であるとしています。

そもそもウェルビーイングを厚生労働省は、身体的、精神的、社会的に良好な状態と定義しています。また、国民の幸せ実感を反映していないGDP（国内総生産）は、GDW（国内総充実）へと主観的指標が国内外で提唱されています。やはり経済が成熟し切った中で、物質的な豊かさよりも実感できる心の豊かさが重視されるようになってきたためと考えられます。

デジタル庁のホームページにはウェルビーイング指標のダッシュボードがあり、便利なことに全国ウェルビーイング調査に基づく主観データ及び暮らしやすさの客観データを見ることができます。弥富市については、まだ母数を含め実験段階で、100件程度の記録で載っている状況です。

以上がウェルビーイング指標の説明になります。

では、ウェルビーイング視点から中項目1つ目、交通の分野について3つ質問させていただきます。

まず1つ目、きんちゃんバスやデマンド交通の提案については、諸先輩方が度々熱心に質問に取り組んでおられます。6月定例会においては、今後、きんちゃんバスの東部・北部ルートに関し、次期弥富市地域公共交通計画の策定に向けて、各地域で意見交換等を利用し、デマンド交通の社会実験を提案していきたいと考えていること、また南部ルートでは、単線化と運行ダイヤの見直し、そして東部・北部ルートの社会実験により軌道に乗れば、南部のデマンド交通も再検討をするということで御答弁いただいております。

デマンド交通の推進は、迎えの車が乗客に合わせるという人口減少局面をまさに捉えており、将来的な方向性は全く間違っていないと考えます。そして、それを市民、地域、バス、タクシー、運行システム等の会社と連携し、必要とする乗客にいかに合わせていくかということが市民のウェルビーイングの達成につながると考えます。

であれば、現状コミュニティバスを利用し、不便を感じている方々の詳細を拾い、そこに当てはめることは大変大きいです。例えば、きんちゃんバスでYストアに買物に行き、帰りは佐古木に停車しないことから、重たい荷物を持って1号線を渡って駅のバス停に行くことが大変ですとか、現状マイクロバスは通れるとなっているのに、楽荘から楽平を回ってくれないから県道まで出るのが不便だなどの御意見を聞くことがあります。それでも乗客率から見ればバス停を減らしたいぐらいなのが現状です。だからこそ、そのような需要がどの年齢

層で、何曜日の何時頃、どこからどこへ行きたくて、どのタイミングで、どの媒体で予約し、どれぐらいの費用であれば利用するのかというデータが必要であるはずです。

だからこそ、意味がある意見交換及び実証実験でなければならないと考えます。実証実験段階で運行概要を限定し過ぎると、必要とする利用者が結局利用しにくいものになるおそれがあります。そのことについては、公共交通調査研究部会の視察報告会において、ほかの議員の御意見からも学ばせていただきました。

さらに、デジタル庁のデジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカタログ（2024年春版）には、公共交通の代表システムが18件紹介されていますが、マイナンバーカードの利活用側が進んできており、予約、配車運行管理、決済や割引のサービスマップにも注視し、地域性を検証し、幅広く検討し、当てはめていかなければなりません。

以上を踏まえ、質問します。

東部・北部ルートの実証実験の運行概要は、南部で行ったものと同じ内容で行う見通しでしょうか。また、少なくともまだほかより周知ができている南部ルートも一緒に、より広域で全体的に行うことは考えていませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 東部・北部でのデマンド交通の実証実験の運行概要等詳細については、まだ決まっておりませんが、南部ルートで行った実証実験の検証評価を踏まえ、また、きんちゃんバスの運休も考慮しながら、運行曜日、運行時間、利用料金などを決めていく必要があると考えております。

南部ルートのエリアを含めた市内全域での広範囲な実証実験をしてはどうかとのことです。が、地域公共交通活性化協議会におきまして、南部ではデマンド交通を導入せず、既存の運行ルートやバス停の見直しや運行時間の延長などを中心に再編案を検討していくこととしております。南部へのデマンド交通の導入につきましては、東部・北部の実証実験の結果等を検証した上で、改めて検討していく予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

運行概要については幅広く検討してほしいと思います。また、以前に御答弁いただいておりますとおり、それぞれの地域の皆様と一緒にワークショップや意見交換を行う予定とのことでしたので、その具体的内容を十分に考慮いただきたいかと思います。

2つ目に、公共交通を利用したいのは高齢者や障がい者の方ばかりではありません。現在はきんちゃんバスが学生の登校等において便利に利用されております。ある程度の人数がいる局面は、コミュニティバスがうまく運用できていることとなります。

先日、ある方から御相談をいただいたのですが、子供が不登校になり、アクティブを利用

させていただくことがあるのですが、朝の登校が不安定で送迎が負担となり、職場に迷惑をかけることがあります。かといって子供だけできんちゃんバスを使うのは、その登校時間だけで見ても心配であり、現実的ではないし、もし時間指定で予約できるものや支え合いなどがあっても、その日により違い、不安定なことで結局迷惑をかけてしまうのが懸念されますということでした。

例えば、市として公共交通を見直していく、また小学校統廃合のプロジェクトにおけるスクールバスを考えていくことと同時に、アクティブ生徒用のスクールワゴンのようなものも今後の検討の一部に入れていただくことは可能でしょうか。アクティブも一つのスクールであり、人口減少局面における生徒側が学びを選ぶというように、文科省も令和5年に誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（C O C O L Oプラン）を取りまとめております。公共交通側からの意見とすれば、一定の時間まではアクティブ優先のデマンドがあつて、他市の習い事送迎支援のように乗車確認ができるものがあれば、保護者も安心できるものになると考えます。

質問します。

不登校生徒及びその保護者への支援として、以上のことについて市としての見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） アクティブ利用者が自身で通学する際には、自転車もしくはきんちゃんバスを利用しております。現在、アクティブ利用者に対し、スクールバスやスクールワゴンの導入の計画はしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 先にもう一つ質問します。

これに関連しまして、不登校生徒の人数とアクティブ利用人数について、最近の動向を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 不登校児童・生徒数は、令和3年度末は小学生が38人、中学生が56人で、令和4年度末は小学生が56人、中学生が70人、令和5年度末は小学生が57人、中学生が80人です。

アクティブの登録児童・生徒数は、令和3年度末、小学生が7人、中学生が7人でございます。令和4年度末は小学生が7人、中学生が26人、令和5年度末は小学生が7人、中学生が23人です。

不登校児童・生徒数につきましては増加傾向ではありますが、アクティブの登録人数につきましては大きな変化はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 公共交通側も小学校統廃合側も、今は各担当部署が懸命に動いていただいている最中ですので、ここに計画がないことは理解できます。

しかし、広い弥富市で公立の教育支援センターは現在1校であり、少子化でありながら不登校生徒は小・中130人を超え増加している現状です。本市がどう受け止め、アクティブに通っていない子についても、アクティブが不便だからという理由だけではないことはもちろんですが、通常のスクールバスピストンの部分の検討も含め、全ての子供たちに多様な学びをどう保障していくか、また別の機会に質問させていただきたいかと思います。

次に、資料にありました労働という分野につきまして、従業員の暮らしに合わせるという社会構造を働くママに当てると、必然的に保育という分野が同じように当てはまることになります。

そこで中項目2つ目として、保育の分野で6つ質問させていただきます。

働くママの環境に合わせるウエルビーイングを考えれば、休日保育、早朝保育、延長保育は今後さらに充実し、安心できる質の高い保育の提供をしていかなければなりません。度々質問に上がることでありますが、現状、弥富市では会計年度保育士や派遣保育士を募集していますが、現在、保育職員は足りていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在、市立保育所に勤務する職員については、正職員が90人のうち育休等で休んでいる11人を除いて79人、会計年度任用職員が138人、派遣職員が33人となっており、保育士の配置基準は満たしておりますが、発達の遅れが見られる児童や、年度途中で職場復帰をする保護者の児童を受け入れるためには、現状の職員数では足りていない状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 市内の保育所に、保育士資格を持たない保育補助として勤務していただいている方はいらっしゃいますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 保育資格のない保育補助職員については、現在、会計年度任用職員が15人、派遣職員が14人勤務しており、主に早朝保育や延長保育業務に当たっていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） こども未来戦略方針において、こども誰でも通園制度が2026年度から本格的な実施が予定されています。そこに保育現場の負担が増える可能性があること、保育士の人手不足が悪化する可能性があること等が懸念されております。また、保育士の配置

基準は、3歳児が20対1から15対1への見直しと、4・5歳児が30対1から25対1へ改正されました。さらに令和7年度以降には、1歳児は6対1から5対1にするとされております。あるいは、現場では子供の数が減ることで先生の数も減らされてしまった園にとっては、人数が減ってもやらなくてはならない仕事が常に存在するため、その負担が大きくなっています。

ただ、今や子供の出生率は下がり、少子高齢化、今後の子供の増加は厳しいと予想されている中、弥富市としては、こども誰でも通園制度に向けて今後の保育士及び保育環境の充実に対してどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和8年度から全国の市町村で実施されるこども誰でも通園制度は、保護者の就労に関係なく、生後6か月から2歳までの未就園児を対象に、1月一定の利用時間を上限に保育施設を利用していただく制度となります。

深刻化する保育士不足の中で、保育士の配置基準が見直されるなど人材確保がさらに厳しくなることが懸念されますが、本市においては、施設設備が整った既存の保育所施設を活用するとともに、本制度の実施が可能な民間事業所があれば、複数の施設で実施していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

この制度については、国が全く現場を理解いただいていないということがよく分かりますが、その際には在園児にも変わらず丁寧な保育提供を、そして先生方にも負担増にならない対応を今からお願いしておきます。

他市で騒がれました不適切保育の問題は、弥富市では絶対に起こさせないという意味で、保育の質を高めていくと同時に、よりよい環境で長く勤務していただけるように、働く側のウェルビーイングも充実させていく。そのためにも、弥富市で働くことを条件に資格の取得支援をしてはいかがでしょうか。

資格こそが必要と言っているのではなく、保育の資格を持っていなくても有能な方はたくさんいます。現場で実務経験を積んでもらいながら、市は需要側である働き手の志や意欲に合わせていく。保育士不足の解消、保育の質の向上、そして預ける親側の安心感と、働く側の意識や自己肯定感を高めていけるような場を協働でつくることを募集してみてもはいかがでしょうか。私もそうでしたが、働きながらも十分に資格は取得できます。弥富市勤務を条件に、主婦や産休中のママにもお勧めできる資格です。

また、まずはステップアップとして、保育関連の民間の資格でも低価格で学び、取得できるものはたくさんあります。保育士であれば、例えば通信教育で御存じのユーキャンは、1

年の標準学習期間で現在5万9,700円とホームページにあります。予算的にも難しい支援ではないと思います。

質問します。

本市としてリカレント教育やリスクリングに関わる視点を広めるという意味としてもぜひ取り組んでいただきたいものと考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 保育資格を取得するには、厚生労働省が指定する大学などの保育士養成施設を卒業する方法と、養成施設以外でも短期大学程度を卒業あるいは児童福祉施設で実務経験2年以上の受験資格を満たした者が、年2回実施される保育士試験に合格する方法の二通りがございます。これらの授業料や受講料に対する支援については、保育士を確保するために有効な施策ではありますが、本市としては、独り親向け支援事業として養成施設に通学する間の生活費の支援を目的とする高等職業訓練促進給付金事業や、対象となる教育訓練講座の受講料の一部を支援する自立支援教育訓練給付金事業を実施しておりますので、今のところ他の支援事業は考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 御答弁いただいたのは、独り親支援事業です。あわせて、さきの質問で保育士が足りていないということでしたので提案させていただいております。令和8年に向けて、保育士が十分で保育の質が下がる心配は全くないとのことでしたらこの質問はいたしません、また別の方向で考えたいと思います。

もう一つ、働く側のウエルビーイングに関連しまして、保育士の負担について質問します。

保育士の産休明けの勤務内容ですが、弥富市の正職員は、復帰後すぐにクラスの担任を持つことがあります。確かに短時間勤務を利用することはできますが、クラスを持つということは、仕事量と責任が変わらないということです。どうしても家庭を犠牲にしなければならないほど忙しい日もあるでしょう。過去にはそのために現場を退いてしまった先生がいます。

これは保育現場だけで言えることではないかもしれませんが、夫の育休が取れないのかとか、根本的な日本の課題の部分はさておき、イクメンとは言われても、私たち女性はイクウーメンとは言われないのであって、それぐらい家事をやることは当然とされている中で、ただただ責任感の強い先生が仕事も家事も子育ても頑張り過ぎてしまったという結果です。

ですので、産休明け後すぐの働くママたちについては、仕事量をしっかり配慮いただきたいと考えます。

保育士で言えば、主で動く担任を避けていただく、フリー保育士にさせていただく、あるいは担任であっても配置基準人数関係なく、また加配とは別に仕事量と責任が分配できる条件の会計年度保育士とペアになるかを選択可能にするなど、負担軽減をしていただきたいと考

えますが、本市の考えはいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 産・育休明けの保育士については、ほとんどが育児短時間勤務を選択しますので、当該保育士が不在になる時間を他の職員でカバーできるよう、フルタイム勤務や早番及び遅番勤務の会計年度任用職員を配置したり、2クラスある学年の1クラスの担任を受け持つなど、当該保育士に係る業務及び責任の負担軽減に努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 現場は実質的な負担軽減にはなっておりません。そこに根本的な職員不足の問題があることは理解できます。先ほどの保育士資格がない方への資格支援は考えていないとのことでしたが、であれば、新卒を除き、現状全国に約100万人いるとされる潜在保育士に対して募集をしているということかと思いますが、潜在保育士は現場をよく知っていて退いている方ばかりです。

本市の保育現場には、給与だけでなく、ユニークで優しい先生がたくさんいますし、栄養満点のお給食もあります。魅力的な求人となるよう、しっかり分析をしていただきたいかと思ひます。

次に、預ける側のウェルビーイングに関連し、利用する需要ニーズとして質問します。

現在、弥富市子ども・子育て支援事業計画には、広域利用について記載がされておひません。広域利用とは、児童が住んでいる市町村以外の保育士やこども園などを利用したい場合、市町村間で受委託による利用調整を行うことで、希望する保育所などの利用が可能となる制度です。ホームページ上で確認することができる他市もありますが、今後、保育の必要性を受けた子供について、広域利用を希望する場合、市町村間の調整はもちろん必要かと思ひますが、本市としてどのような対応をされ、次期弥富市子ども・子育て支援事業計画にはどのように盛り込んでいく予定をしているのか教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 保育所等の広域利用については、以前から関係する他市町村と調整を行った上で実施しており、8月現在、32人の児童が他市町村の保育所等に在籍しております。今後も保護者の事情や市立保育所の空き状況により、保育所等の広域利用が見込まれますので、次期子ども・子育て支援事業計画を内包した市子ども計画に、広域保育に関連した方針を盛り込んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） ありがとうございます。

市民の通園希望場所に融通が利く形をお願いいたします。

次に、保育に関連して、子育ての分野から1点加えて質問させていただきます。

先ほどもお伝えしたとおり、子供の数の減少は止まりません。それに伴い、子ども会を解散する、市子連を抜ける地域があることをお聞きしました。やはりそこも人口減少局面に当てはめていくと、現状のままでの存続は難しくなります。活動的な子ども会を無理になくすことはありませんが、子ども会を解散した地区については、例えば子ども会支援として、市内在住小学生を限定に、三、四世帯以上のグループに対し、上限はもちろんつけますが、イベント申請することで一定の補助がもらえるなどスポット規約をつくっておき、その都度代表に申請してもらい、子ども会に入る、入らないではなく、小さなグループに対応していくのはどうでしょうか。自由なグループで、今までのようにボウリングに行ったり、クリスマス会をしたりできます。まさに供給が需要に合わせる形に当てはまり、子ども会助成事業を子育て支援事業へ移行するような考えとなりますが、市としてはどう考えますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 子ども会活動は、子供たちが次世代と地域でつながる機会として、また次代を担う子供たちを地域で支え、育てる機会として、地域共生社会、コミュニティの実現に向けた意義深い活動であると捉え、市子ども会連絡協議会や単位子ども会への継続的な支援を行っております。したがって、より小さな自由なグループ活動への支援については、対象事業の際限がなく、子ども会活動のさらなる衰退につながりかねませんので、事業化する考えはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。本市が子ども会をなくすことを望まないお考えを理解いたしました。子ども会の役員さんが困っておられます。委員会のほうで通告書を出しておりますので、本市としての対策をまたお聞きします。

次に、中項目3つ目、行政サービスの分野で2つ質問させていただきます。

1つ目に、多くの自治体が、例えば岐阜県笠松市は膨大な子育て関連の郵便物を減らし、コスト削減を目的に、また届くまでのタイムラグの解消にジチタイSMSの導入をしています。携帯番号さえ分かれば連絡ができるSMSは、特定の方に確実に連絡したいシーンに向いており、LINEとのすみ分けができます。笠松市では、不特定多数への情報配信はLINE、特定の方へはSMS、紙の必要があれば郵便というように使い分けをすることにより、職員の住民連絡に関する業務量がこれまでの3分の1ほどになったとのこと。また、福岡市のように、LINEのリッチメニューが充実していて、子育ての情報を非常に受け取りやすい市もあります。

また、例えば先ほどのデジタル庁のシステムカタログにある多数の市民サービスの中で、下呂市や御前崎市導入のxIDのSmartPOSTアプリでは、マイナンバーの活用により特定個

人向け情報配信システムの導入でデジタル通知サービスをどんどん充実させております。

質問します。

もちろん子育て部門だけのことではないのですが、他市が導入しているジチタイSMSやLINEのさらなる機能拡充、またマイナンバーカードの利活用による市民ポータルサービスを踏まえ、郵便物や紙媒体に対し、本市として現状考えているデジタル化及びコスト削減への方針をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 紙媒体に対するデジタル化につきましては、保育所や小・中学校において、紙による通知が必要なものを除いて、従来、保護者の方に紙で配布していた行事や説明会の案内やアンケート等を情報配信システムにて配信をしております。

また、携帯電話やスマートフォンにSMS（ショートメッセージサービス）配信を簡単に実施することができるサービス、ジチタイSMSにつきましては、本年8月より導入したところで、収納課において市税未納付の方へのお知らせの配信を実施しており、従来の文書や電話での催告に加え、新たな連絡ツールとして活用をしております。

これらのシステム等を導入することにより、業務効率化や事務負担の軽減、ペーパーレス化にもつながっており、今後もデジタル技術の活用を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。少しずつですが、慎重に御対応いただいていることと思います。

2つ目に、今後政府が目標としている2025年までの自治体情報システム標準化に向けて、弥富市もDXに本腰を入れていかななくてはなりません。ただし、資料にありました人口減少局面における行政サービスについて、通知を受け取り、手続が自動的に行われるという局面には、ウェルビーイングの大前提として、デジタル田園都市国家構想における誰一人取り残さないための取組が必要であるはずです。例えば、システムカタログ内にもあります、書かないワンストップ窓口に向けて、デジタル化における市民一人一人のウェルビーイングを重要視するのであれば、それは高齢者でも誰でも使えるものでなければなりませんし、マイナンバーカード保有者と非保有者で受けられる行政サービスに差が出ないようにしなければなりません。それでも、そこには確実に行政手続に関わる住民の負担軽減と、窓口業務に関わる職員の負担軽減を実現していく必要があります。

DXにおいては、住民の支援として、マイナンバー申請サポートに加えたマイナ保険証移行へのサポートの充実と、さらに免許証への一体化及びスマホ搭載も見通したサポートでなければなりません。パソコン教室やスマホ教室では、そういったものに特化していく必要があるかと思います。

そして、もう一つ別の視点からにはなりますが、人口減少局面をまさに捉えているNPOやミーティングのやとみっけ！が盛り上がっていくところを期待しておりますが、ただ若者だけの資源にならない地域のマッチングであることを願います。そのためには、プライバシーを守りながら、心配事相談、なんでも相談窓口との連携などアナログ的な要望からも声を拾っていく必要はあるでしょう。

そう思いましたのは、ある85歳の夫婦のお話を聞いていて、数年前、愛犬に死なれてしまい、ペットをもう一度飼いたいが、次は自分たちが先に逝くかもしれないし、後を取ってくれる人がいないから心配で飼うことができないというようなささいな相談に関しまして、何かあったときはペットを引き取ってくれるようなマッチングであったり、例えば田畑を貸したい高齢者と借りたい若者など、世代を超えてつながることは、市民一体となったまちづくりの大切な断片の一つであると考えます。

以上のような意味で、デジタルな世界へ誰も置いてきぼりにはさせない対応をと期待するところです。そしてまた、この誰も置いてきぼりにさせないというのは、大切な防災分野においても、将来的にマイナンバーカードを利用した避難所入退等、クラウド型の避難所支援システムを見据えていくべき観点においても、南海トラフのことを受けて、さらに強調させていただきたい思いでもあります。

質問します。

D X分野において、本市としての誰一人取り残さないための取組を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） デジタル分野における本市の誰一人として取り残さないための取組につきましては、デジタル化の恩恵を受けづらい方々への取組として、マイナンバーを新たに取得する方へのタブレットによる申請や、マイナンバーカードをお持ちの方への健康保険証利用の登録、公金受取口座の登録のサポートを行っております。この登録は、タブレットやスマートフォン等を利用して行うことから、操作に不慣れな方やデジタル機器をお持ちでない方などへの支援となっております。

デジタル化の恩恵を受けづらい高齢者等への取組につきましては、生涯学習講座等において、スマートフォンの基本操作等の講座やパソコン講座を開催しており、ふれあいサロンでは、希望されるサロンにおいてスマートフォンの体験教室を行っております。また、デジタル機器のことに限らず、各種申請等、何かお困り事がございましたら、なんでも相談窓口にご相談していただければと思います。

今後もデジタル化の恩恵を受けづらい方々への支援を継続して行うとともに、市民の皆様の利便性を向上させるD Xを進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） ありがとうございます。

DX格差は、それが進めばおのずと生まれます。ただ、その分余裕も生まれるはずです。今後、その余裕に格差を埋める手だてを充てていただきたと思います。

御答弁のとおり、丁寧に御対応いただいている旨を私のほうからも高齢者の方へ、マイナンバーカードPRを含めていま一度お伝えさせていただきます。

次に、中項目4つ目、買物及び物流の分野で1つ質問させていただきます。

書画カメラをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染防止時期より、様々な自治体において置き配専用バッグ配布の取組が見られました。事例といたしましては、アンケートなどを条件に、近く一宮市では3,000世帯に無償提供、人口約1万8,000人の沖縄県北中城村では200世帯に無料モニター配布、東浦町などで宅配ボックス設置費補助制度が期間限定でつくられました。デザインも自治体独自のすてきなものがあり、書画カメラには相模原市と一宮市のデザインを、置き配バッグOKIPPAの製造、販売を手がけているYperのホームページよりアップさせていただきました。

国土交通省の定期的な調査によると、宅配便の個数のうち約10.4%が再配達となっており、働き方改革関連法の改正によるドライバー不足を深刻化させるなど、物流2024年問題は重大な社会問題の一つとして注目されています。また、政府は置き配等を選んだ利用者に、1配達当たり国が最大5円補助するポイント還元事業を10月から実施するとしました。

質問します。

資料にありますとおり、需要動向に合わせてものが動き、商品が消費者の家に届けられるという社会構造において、置き配によって再配達の頻度が減少することは、市民のウェルビーイングにつながる事が明白です。本市もOKIPPAなどの専用バッグの無料配布もしくは購入費の一部補助についてはどう考えますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 置き配専用のバッグを利用することにより、再配達の削減となり、物流業界の2024年問題の解決策として有効であり、新型コロナウイルス感染症対策としても講じられていたことは認識しております。

しかしながら、オートロック環境の住居にお住まいの方や、玄関先が雨に当たらない置き配バッグを設置できる環境のない方が利用できないことに加えて、新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症になりましたので、本市としましては今のところ考えてはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） オートロックはデジタルキーで対応できるようになってきているは

ずです。玄関が雨に当たる家は、OKIPPAではなく、防水対応の宅配ボックスがあります。国のポイント事業による需要の伸びを注視いたします。

次に中項目5つ目に、資料にはありませんが、観光の分野について取り上げ、まとめさせていただきます。

観光の成功事例として、あるセミナーで、「がんばらない観光」というテーマで東栄町のお話を聞く機会がありました。2,627人という、まさに人口減少局面の町で、どのように取り組んだのか。例えば、まさに観光地と呼ばれる地域は、従来の地方創生の切り札として、観光は稼ぐチャンスであり、集客を目的とし、人口増加局面でのやり方で多くの人を呼び込みました。しかし、地方の人口減少局面において、そのまま取り組んだ結果どうなったか。オーバーツーリズム、観光公害、人手不足など多くの問題を引き起こす結果となってしまいました。

そんな中で、東栄町の観光事業の一つであるぼたびが目指すものは、観光は手段であり、目的はまちづくりだそうです。確かに東栄町は田舎ならではの観光資源もあります。しかし、東栄町の成功は、観光という手段を使って継続的な日常の改善を地域で行うことによりまちづくりを達成した、その結果であるといえます。つまり、観光において集客を目的とした局面から、日常の改善を目的とした局面へと、うまく社会構造が変化した状態であることが分かります。

そう考えると、観光資源が少ない本市であっても、市民の主観的ウェルビーイングの達成につながる日常の改善を、観光という手段を使って考えたとき、例えば三ツ又池公園の芝桜は地域ボランティアによって植樹され、きれいに咲いた花を地域の方々が見て幸せを感じるという日常が毎年継続できるように改善していくことが大切であるのではないのでしょうか。

また、もう一つ、金魚についても、YaToMi AQUAは観光を目的としたAQUAではなく、それを手段としてどう市民の日常の改善につなげていくかを地域と考えることが大切になってくるのではないのでしょうか。YaToMi AQUAの木の台に乗せられた金魚たちはすごく魅力的です。これは私の主観ではありますが、ここをもっと市民の日常に落とし込むことができれば最高です。

令和6年6月の魅力的な図書館づくり等に関するアンケート報告書にも、御意見欄にはカフェ要望があり、図書館を巻き込んだAQUAカフェという提案もできるかと思います。本市の総合計画にある弥富市の魅力が県内外に発信され、多くの人を訪れる魅力あるまちという目指すべきまちの姿は、観光を目的とするのではなく、それを手段として、本市民の日常をいかに改善し、幸せを実感できるものにつくり上げていくか、それによりおのずと後からついてくる結果であると考えますが、本市としては、今、観光の事例として挙げました三ツ又池公園とYaToMi AQUAの在り方について、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 最初に、三ツ又池公園は、宝川の遊水池である三ツ又池の適正な維持管理及びその豊かな水辺空間に親しんでもらうために整備された施設とする管理用道路、駐車場、遊歩道、広場などを公園として活用しており、地域のイベントや文化活動を行うための市民の交流の場としても利用されております。また、三ツ又池公園の芝桜は、愛知県の補助事業である、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業を活用し、平成21年度から毎年秋頃に植樹祭を開催し、各種団体及び地元ボランティアの方々に御協力をいただきながら植樹を行っております。

本市としましては、引き続きこの補助事業を活用し、芝桜の植樹を続けてまいりたいと考えておりますとともに、多くの市民に来園していただけるよう整備に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） YaToMi AQUAは、本市により多くの人を呼び込み、観光資源や市に対し関心を持っていただく方や関係人口を増やすことを目的に開館し、隣接する歴史民俗資料館の昨年度の来館者は4万5,000人を上回りました。来館者とお話ししてみると、市外からの割合が多くなっていることを実感しております。

一方、ようやく造ったね、弥富は金魚のまちと言うけれど、友達に金魚を見てもらいたくても今までなかった。ようやく見せてあげられる場所ができたと言われる方や、今年ですが、お盆に訪れた方の中には、孫が遊びに来て、金魚すくいをさせてあげたくて来たんだという言葉もございました。歴史民俗資料館のおもてなし職員である白文鳥のぶんちゃんとの触れ合いを楽しみに来館される方もいらっしゃいます。こうした生き物を身近に感じ、体験できる施設ということで、リピーターも増えてきております。

また、観光を目的に情報発信の強化を図ることで、これまでの成果の1つに、メディアに取り上げられる機会が増えたことがあると分析しております。本市がテレビなどで露出することは、市民にとっても愛着が湧き、精神的に良好な状態が増すものと確信しております。

議員のお言葉をお借りするのであれば、現在のYaToMi AQUAは、時に目的であり、手段であるものと感じております。いずれにいたしましても、引き続きYaToMi AQUAを観光の柱に進めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 三ツ又池公園については、来春、ピンクのじゅうたんを期待します。YaToMi AQUAについては知らないと言っていた方もいましたが、好きな金魚大投票のシールの数を見て、たくさん来館されているのだなという実感も確かにあります。そして、今月29日にはYaToMi AQUAの2周年イベントもあります。御答弁には、市民にとって精神的に良好な状態が増す、つまりウェルビーイングが増すと確信しているとおっしゃられた部分、重要

な部分、市民の方にもしっかり御意見を伺ってまいりたいと思います。

最後に、本市において、今後の政策におけるウェルビーイング指標の活用に対する見解を市長総括としてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ウェルビーイング指標は、市民の暮らしやすさと幸福感を指標で数値化・可視化したものであり、デジタル庁はデジタル田園都市国家構想で、心豊かな暮らしと持続可能な環境・社会・経済を実現し、地域で暮らす人々の心豊かな暮らしの向上と持続可能性の確保を目指すこととしております。

本市では、ウェルビーイング指標を直接は用いておりませんが、第2次弥富市総合計画後期基本計画及び次期総合戦略策定のための基礎調査といたしまして市民アンケートを実施し、その中で各分野の満足度及び重要度の回答を得ております。それらを踏まえまして、令和6年3月に策定いたしました弥富市デジタル田園都市構想総合戦略におきましては、現在住んでいる市民の暮らしやすさを高め、人と人がつながることで安心感やにぎわいを醸成するような施策を展開し、デジタルの力を活用したずっと住み続けたいと思えるまちづくりを目指しております。

幸福度が高い国といいいますか、世界一幸せな国というとブータンというところがあると思うんですが、最近ちょっと景気も悪いようですが、こちらのほうの幸福度が高い理由といいいますのが3つあるそうです。1つは安らぎ、もう一つはつながり、そして達成感ということで、安らぎは国民の健康であり、また安心・安全であり、またつながりは人間関係がいいことだそうです。そして達成感はお仕事によりお金があり、また仕事もあるということでございます。本市といたしましては、やはり市民が健康で、また安心・安全、そしてまた人と人がつながるということで、満足度が高いまちづくりを今後目指してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） ありがとうございます。

本市の市民アンケートにおける満足度・重要度の内容については、主観的ウェルビーイングを含んでいるものも多かったと思います。弥富市デジタル田園都市構想総合戦略の令和10年の目標値に向け、デジタルの力を十分に活用し、多くの市民が多方面で幸せを実感できるものであることを願います。

以上、質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時55分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時48分 休憩

午後 1 時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります平野広行議員より資料配付の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料配付いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、平野広行議員。

○16番（平野広行君） 16番 平野広行でございます。

通告に従って質問いたします。

9月議会は、決算認定議会であります。令和5年度一般会計の歳入歳出の収支を確認し、また財政構造の弾力性の推移について、さらに市全体の財政について財政健全化判断比率に基づき質問し、令和5年度の決算結果を見て、今後の市政運営について市長の見解を伺います。

それでは、令和5年度決算状況と今後の市政運営について質問いたしますが、質問に入ります前に、令和5年度国民健康保険特別会計における違法な会計処理に続いて、議会の議決を経ず2,000万円以上の物品の購入契約を結んだ件につきましては、新聞紙上に大きく取り上げられ、市民の皆様に御心配、御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

それでは質問に入ります。

コロナ禍における令和2年度、3年度、4年度決算は非常にいい決算状況でしたので、令和5年度はコロナが明けてどのような決算状況になったのか、非常に楽しみにしておりました。そこで、一般会計における令和5年度決算額と、令和4年度決算額との比較及び直近の数値の推移、他市との比較から順次質問していきます。

それでは、まず歳入の根幹をなす市税の収入額について、前年度との比較を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 平野議員に御答弁申し上げます。

令和5年度決算における市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の合計は90億581万6,273円で、固定資産税が大きく伸び、全体として2億9,306万3,330円の増加、前年度比3.4%の増加となりました。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 2億9,300万増加したということで、市の税収については順調に増加したと、こういうことになっております。

では次に、各種譲与税、交付金、国・県からの支出金を含めた一般会計における歳入の総額について、前年度との比較を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和５年度の歳入の一般会計における決算額は179億8,857万5,957円となっており、令和４年度の決算額180億9,051万9,047円と比較しますと、１億194万3,090円、率にして0.6%の減少となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○１６番（平野広行君） 歳入総額では約１億200万の減額ということになります。市税が増加しているのに歳入全体では減額したということは、国・県からの支出金の減額が大きな要因だと私は思っております。

それでは次に、歳出額について、前年度との比較を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和５年度の一般会計における歳出の決算額は173億1,502万2,184円となっており、令和４年度の決算額171億5,497万3,935円と比較しますと１億6,004万8,249円、率にして0.9%の増加となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○１６番（平野広行君） 歳出については約１億6,000万円増加したということで、これはやはり社会保障費の負担増をはじめとする扶助費の増加が要因だと思っております。

ここまでは歳入歳出について前年度との比較を伺いましたが、市の歳入の根幹をなす市税については、前年度に比べ約３億円増加し、初めて90億円の大台に乗りました。合併したときには66億でしたので、この17年間で約24億円、年平均１億4,000万円増加しているということになって、当市としては順調に税収が伸びておることが言えます。

しかし、その一方で、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険への社会保障関連費が増加して、一般会計より今年度も９億9,000万円の繰入れ、そして生活保護費、主に医療費分ですが、約4,500万円増をはじめ、扶助費についても前年度比約３億円増加しており、厳しい財政運営であったということが分かりました。

ここまでは前年度対比の歳入歳出について伺いました。

それでは次に、本市の市債の残高と財政調整基金について、直近５年間の推移について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 一般会計における直近５年間の市債残高の推移につきましては、令和元年度末146億8,188万5,000円、令和２年度末144億999万7,000円、令和３年度末151億8,955万5,000円、令和４年度末152億616万9,000円、令和５年度末151億7,832万5,000円でございます。

また、財政調整基金の直近５年間の状況は、令和元年度末11億3,202万4,664円、令和２年度末12億3,437万3,721円、令和３年度末15億4,904万5,903円、令和４年度末18億780万816円、

令和５年度末20億2,261万7,377円でございます。

なお、例年、財政調整基金に頼った予算編成となっており、今年度予算においても今議会で提案しております６号補正までで４億8,000万円余りの繰入金を計上しているため、引き続き注意深く財政運営を行っていく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○１６番（平野広行君） お配りしました配付資料において、令和元年度は224億円と多いわけですが、これは当時、下水道会計が含まれているということで、令和２年度からは下水道会計は企業会計に移行しておりますので、一般会計における借金である市債残高は令和２年度が約147億、５年度が156億ということで、９億円ほど増加をしておりますが、大体150億前後で推移しております。

事務局、写真をお願いします。

これは貯金である財政調整基金は、令和元年度が約11億円であったものが、令和５年度には約20億円となって、10億円ほど増加したということであります。

それでは次に、一般会計の決算の収支についてはどうであったか伺いますが、まず令和５年度の実質収支額、単年度収支額、実質単年度収支額についてどのようなものか。また、その結果についての見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 実質収支につきましては当該年度の収入と支出の実質的な差額であり、一般会計における令和５年度の実質収支は６億2,852万8,773円のプラスとなりました。

単年度収支につきましては、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を控除した額で、当該年度だけの収支を見るのに用います。令和５年度の単年度収支は３億701万6,339円のマイナスでございます。

単年度収支には、基金への積立てといった実質的な黒字要素と、基金の取崩し金といった実質的な赤字要素が含まれておりますので、それらがなかったものとする単年度収支はどうかを表すのが実質単年度収支でございます。

令和５年度の実質単年度収支はマイナス9,219万9,778円となっており、令和５年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法上の５類に位置づけられ、行動制限が緩和されたことを受け、令和４年度までのような事業の廃止や規模の縮小などが原則なくなり、財政支出が平年度化されたことが単年度収支の減少の大きな要因であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○１６番（平野広行君） 実質収支額が令和５年度決算では約６億2,800万円の黒字であった。ただ、４年度と５年度の年度間の実質収支額の差による単年度収支額については３億円の赤

字ということですね。そこに財政調整基金の積立てが約2億1,500万円、これを加算した実質単年度収支額は9,200万円の赤字となった、こういうことであります。

本市の場合、平成18年の合併以来、令和元年度までの13年間、平成18年度、21年度、22年度、25年度、これを除くとずっと赤字の状態でありました。ところが、令和2年度、3年度、4年度と黒字が続き、安定した財政運営が行われておりました。残念ながらこのたび令和5年度決算で赤字に戻ったということで、財政運営に注意信号が出たと思わなければなりません。

ここまでは令和5年度の決算収支について伺いました。

それでは次に、財政構造の弾力性、これは市が独自で、単独でできる事業ということですが、について伺います。

弾力性の度合いを判断する指標の一つに経常収支比率がありますが、これはどのようなものか。また、令和3年度から5年度にかけての推移はどうであったか。また、一般的に適正な範囲はどれぐらいかというのを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 経常収支比率は、地方税や地方交付税など経常一般財源がどれだけ経常的な経費に充てられているのかを表すもので、数値が高いほど弾力性がないことを示す数値でございます。直近3年間では、令和3年度86.2%、令和4年度89.3%、令和5年度91.9%となっており、90%前後と比較的高い状況にあります。

上昇している背景としましては、主に固定資産税の増加により経常一般財源が増加しているものの、人件費、扶助費、公債費の増加に伴い経常経費も増加しており、経常収支比率がなかなか下がらないという状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 事務局、写真をお願いします。

令和5年度においては90%を越す値となり、財政の硬直化が進んでいるということが分かりました。近隣他市の数値がこれで気になるところですけど、近隣4市と比較してどうなのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現時点で比較可能な令和4年度の経常収支比率で比較しますと、本市が89.3%、津島市92.3%、愛西市91.7%、あま市89.9%となっており、いずれも同じような状況となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 大体90%前後ということで、どこにおいても財政の硬直化が見られるということですね。全国的な統計を見ますと、2020年度における全国1,741の市町村の中

央値は90.4%です。本市の場合、全国自治体の真ん中にあるというようなことが言えますから、平均的な市政運営が行われているということが分かります。ちなみに、お隣の飛島は60.4%ということで、全国第1位であります。

財政収支を見るための代表的な指標として実質収支比率がありますが、これはどのようなものなのか。また、令和3年度から令和5年度までの推移と、一般的に適正な値はどれくらいか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支の割合を指し、本市では令和3年度7.0%、令和4年度8.4%、令和5年度5.5%と推移しております。一般的には3%から5%が適正と言われており、令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実質収支が高い状況にありましたが、令和5年度においてはコロナ禍以前の状況に戻っていると捉えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 予算額に対してどのように財政運営が行われたか、事業実施の度合いを示すものだと私は思っております。令和3年度が7.0、4年度が8.4、5年度が5.5%ということで、私はこの令和5年度決算の数値は適正と思っております。したがって、適正な財政運営が行われたものだと思っております。

それでは、また近隣4市と比較してどうなのかということを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現時点で比較可能な令和4年度の実質収支比率で比較いたしますと、本市が8.4%、津島市10.9%、愛西市7.0%、あま市9.4%となっており、全体的に先ほど述べました適正と言われる範囲を上回っている状況でございますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響がございますので、平年度と比べて高い値となっております。

実質収支につきましては、団体それぞれの運用の考え方もあり、特にコメントすることはございませんが、本市におきましては、今後、扶助費の増加に加え、大型の建設事業が控えており、人件費や物件費の増加も予想されるため、引き続き注意深く財政運営を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 借金などの返済に税金などの一般財源がどの程度使われてしまっているのかを見るための指標として公債費比率がありますが、直近3年間の推移を見ての見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 公債費負担比率は、当該年度の一般財源のうち、公債費に充当し

た割合を表すもので、数値が高いほど公債費以外に一般財源を充当できないことから、財政状況が硬直化していると言えることを表す指標でございます。

直近３年間の推移といたしましては、令和３年度8.2%、令和４年度8.9%、令和５年度9.2%となっており、上昇傾向となっております。庁舎建設事業で借り入れた元金の償還が令和３年度から始まったことが大きな要因であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○１６番（平野広行君） 事務局、表をお願いします。

公債費負担比率は、地方債の元利償還金等に充当された一般財源が、一般財源総額に対してどれぐらいになっているかということを示す指標でありまして、一般的に15%を超えると警戒ラインと言われております。

本市の場合、３年度が8.2、４年度が8.9、５年度が9.2%となっておりまして、現状において数値的には問題がありませんが、上昇傾向にある財政構造の硬直化が進んでおり、他の施策に振り分ける財源が窮屈になってきていることが分かりました。

ここまでは一般会計についての財政指標について質問してきましたが、これからはさらに、市全体の財政を判断する指標としての健全化判断比率について伺います。

企業会計としての下水道事業、そして国民健康保険特別会計をはじめとする４つの特別会計、そして海部南部水道企業団、海部南部消防組合等をはじめとする一般事務組合を全て含めて、財政の健全性を判断するための財政健全化判断比率の審査結果が、決算審査と併せて議会のほうには報告をされております。市全体の借金に関して、一般会計等が負担する元利償還金の比率を示す実質公債費比率、将来負担すべき実質的な負債額の比率の度合いを示す指標として将来負担比率がありますが、直近３年間の推移と現時点における市の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、３年度平均したものを当該団体の比率としております。

本市の実質公債費比率は、令和３年度5.1%、令和４年度5.0%、令和５年度5.0%となっております。令和３年度から庁舎建設事業債の元金償還が始まったことにより、単年度比率が上昇傾向にあり、今後の借入予定も見据えながら慎重に財政運営を行っていく必要があると考えております。

将来負担比率は、加入する一部事務組合等に関わるものも含め、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、本市の将来負担比率は、令和３年度85.5%、令和４年度88.0%、令和５年度84.6%となっております。

本市の標準財政規模がどうなっていくのかという未確定要素もございますが、今後とも大型事業が予定されていることもあり、今後数値が上昇していくことが懸念されます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 実質公債費比率については5%ということで、早期健全化基準の25%、これを大きく下回っておりますが、数値的に言いますと、愛知県下においては常滑市、新城市、あま市、北名古屋市に次いで5番目によくありません。また、将来負担比率は、早期健全化基準の350%は大きく下回っておりますが、愛知県下において常滑市に次いで2番目に高い値を示しております。よくない状態であります。今後、JR・名鉄弥富駅自由通路事業、海部南部消防署建て替え、小規模校の統合による新設校舎建設事業、公共施設再配置事業、下水道事業等、事業がめじろ押しであり、健全化判断比率において将来負担比率が令和10年度には130ないし140%近くの高い値になるものと予想されており、ここが心配な部分であります。

ここまでは一般会計における財政指標、市全体会計における財政健全化比率の値について伺ってきましたが、今日お聞きになった市民の皆さん、どのように理解されたかは分かりませんが、こういった数字のことはちょっとさておいて、市民の皆さんが一番聞きたいということがあると思うんですよ。単純に弥富市ってお金持ちなのかと、こういった質問を私も受けますので、と思います。

そこで、本市の現金だけでなく土地・建物等全てを合計した資産、これはどれぐらいあるのかと。市民1人当たりの持分に換算して、近くの4市と比較して判断したいと思います。そこで、市民1人当たりの純資産について、近隣4市との比較を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 資産から負債を差し引いた純資産の令和4年度の市民1人当たりの額は、本市では約123万円で、津島市が約92万円、愛西市が約109万円、あま市が約72万円となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 令和4年度の比較になりますけど、弥富市が約123万円、愛西市が109万円、津島市が92万円、あま市が72万円ということで、市民1人当たりの純資産ですね、借金を引いた純資産は、近隣4市において本市が一番豊かであるということが分かります。資産には現金、そして土地・建物といった不動産がありますが、本市の場合は確かに保有する現金は少ないですが、不動産を含めた資産はあります。そして、それらから借金を差し引いた市民1人当たりの純資産においては、近隣4市においては一番多いことが分かりました。

市長、私もここ数年の良好な財務状況を見て、もっと積極的に事業を進めるべきと様々な場面で申し上げてきました。しかしながら、このコロナが明けた令和5年度の決算状況を見

て、国からの支援が減少する中で、より慎重な市政運営を今後行わなければならないという思いを強くしたところであります。

私としては、財政面も含め、安心・安全、そして安定した市政運営を進めるためには、今後計画されている事業はたくさんありますが、いま一度立ち止まって今後の事業計画を見直してはどうかと思うようになりました。

今回は令和5年度決算と市政運営についての質問ですが、ここまでは令和5年度決算について伺いました。今からは、令和5年のこの決算をどのように捉えて今後の市政運営に臨むのか、市長の考えを伺っておきます。

今後の重点事業としては、第2次弥富市総合計画の中で最重点施策として議決をしましたJR・名鉄弥富駅自由通路事業については、現在、事業は中断しておりますが、この10月からは事業が始まりますので、12年度の完成を目指して計画どおり進めなくてはなりません。

しかしながら、統合される4小学校の新設の校舎についてはこれからであります。予算も決まっておりません。より安全で安心で、児童、保護者、地域の皆様に喜んでいただける校舎を建設しなければならないと思っております。旧十四山村の2校、旧鍋田村の2校、様々な思い出が詰め込まれた歴史ある4つの小学校が廃校となり、4校が1校になるわけです。当然のことながら、市内においてはナンバーワンの校舎を建設すべきだと思います。

JR・名鉄弥富駅自由通路事業は北部地区の課題であります。そして、統合されて新設される小学校は、旧鍋田村、旧十四山村といった中部・南部地区の課題であります。弥富市民は北部、中部、南部地区全て平等にサービスを受けなければならないと私は思っておりますが、この点に関して、市長はどう思われますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま平野議員から、北部、中部、南部といって弥富市を3分割しての質問をいただいたところでございますが、私は北部になるんですかね、そうしますと。大型の商業施設があり、また駅も含めると市街の中心部がありということで、商業、また住居地域ということで分けることができると思います。また、中部地区につきましては、商業もありますが、農業が盛んな地域、また南部地区にありましては、西部臨海工業地帯といえますか、幹線道路沿いの物流であったりとか、また港の背後地としての活発な引き合いもあるような地域でございますものですから、そのそれぞれの強みを生かした施策はやはり必要ではないかと思っておりますし、今、議員も言われましたとおり、小学校の統廃合で3つの小学校が、また十中も含めると4つになるんですが、そういったところをこれからは地域の起爆剤としてしっかりと市民の皆様、議員の皆様から御意見を伺いながら、地域が活性化するような、そんな施策を打ってまいりたいと思っておりますのでございます。

いずれにしても、市民サービスは弥富市民平等でございますものですから、そのよう

に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 今、市民サービスは平等だということを市長の口からはっきりと聞きましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日、一般質問に入る前に、今言われました小学校の統合問題について市長の意見陳述がございました。建築内容について、大きく前進したと私は受け止めております。

今後の市政運営に関係してきますので、ここで小学校の統合問題について、私なりの意見を述べさせていただきます。

今回、市議会としては、9月議会初日に現行の十四山西部小学校の増改築計画を見直し、来年閉校となる十四山中学校の跡地に新しい校舎を新設するよう、議長の取り計らいにより全会一致という形で新校設立計画案の見直しを求める決議をいたしました。

しかし新聞では、十四山中学校に決定したように取られる内容になっておりましたが、決してそうではありません。将来の弥富市を背負っていく小学生の教育環境を十分検討し、何度も申し上げますが、教育環境、安心・安全を第一に考え、今の計画より数段よくなり、みんなが納得できる新校舎の建設を進めるべきと考えた上で、現在、十四山西部小学校で予定されている新校舎の建築案の見直しを、決議という非常に強い形で市に求めた提案であります。本当に非常に強い形で市に求めました。

しかしながら、そこには開校時期、財源問題等、解決しなければならない問題があります。各地域における説明会において、小学校の統合についてはほとんどの方が賛成であります。十四山西部小学校への増築については十分検討をされていない、市民への説明不足、こういった意見が多く出され、議会としても地域の皆様の御意見を伺い、議会で再度検討し、よりよい新校舎を建設するための提案として、9月議会初日に十四山中学校への新校設置を含めた見直し案の決議をしたところであります。

今、問題視されている要因はいろいろあると思いますが、保護者が望む一日も早い統合を目指し、開校を10年と定めたことによって短期間での検討をせざるを得なかったこと、そして財源問題によるものかなと私は思っております。また、統合する小学校の設置場所に当たっては、当時、十四山中学校への設置を提案する空気がなかったのも事実であります。

一方で、来年4月に十四山中学校が弥富中学校に編入するに当たり、教育長、そして教育部長をはじめ関係者の努力によって、今、問題なくスムーズに進んでおります。令和7年4月、十四山中学校の弥富中学校への編入がスムーズに進んでいるよい流れの中で、十四山中学校跡地への提案ができる空気になってきたこともあると思います。

昨日も保護者代表の皆さんから一日も早い統合を求める意見陳述を受けました。その前には、地域の方から校舎の安全性等を求める陳述も受けております。議会としても令和10年の

開校という時間的な問題、膨れ上がる建設費の財源問題等、これからしっかりと議論して、この2点の問題をしっかりと審議して、本市が目指す教育方針である、一人一人が輝き、よく学び、心豊かでたくましい弥富の子を育てるには、どのような教育環境を整えるのが一番いいのか、市、議会、市民が合意できる道を進まなければならないと考えております。

私の今日の質問は、市民の皆様に対し少し不安を与えるような質問になりました。市長には、今後の市政運営については、財政状況を熟慮し、市民の皆様に御理解をいただきながらしっかりと事業を進めていきますと力強いメッセージ、これを今発信すべきと思いますが、市長の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和5年度におきましては、担当部長から先ほども答弁いたしましたように、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置づけられ、おおむねコロナ禍以前の状況に戻ってきたという実感をしております。

一方で、今後の財政運営を見通しますと、義務的経費におきまして、賃金引上げに伴う人件費の増加、異次元の少子化対策や高齢化に伴う扶助費の増加に加え、長期金利の上昇により公債費も増加するものと見込まれているほか、原油価格・物価高騰による物件費や普通建設事業費の増加、さらには新たな経済対策や大規模災害への備えなど、今後の財政運営を持続可能なものとしていく上で注意しなければならない点が浮かび上がってまいります。

将来を見据えた予算編成を行う上で、基本的には限られた歳入の範囲内で歳出の予算を組むため、財源の確保などの努力をもちろん行った上で、常に改善への意識を持ち、真に必要な事業の取捨選択を行い、メリハリをつけた行財政運営に取り組んでまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 今、市長が答弁されましたが、真に必要な事業の取捨選択を行うことだと私も思っております。

冒頭に申し上げましたが、合併以来、市税は順調に伸びてきております。これは本市の基幹税である固定資産税の伸びによるものが大きな要因であります。ここ数年において、栄南学区の狐地、駒野、上野、稲山地区に大型物流センターをはじめ多くの物流企業が立地しました。しかしながら、南部地区において、もう企業誘致をする土地がありません。ただ1か所、本市所有の行政財産ではありますが、上野グランド約6ヘクタールがあるだけであります。楠地区において17ヘクタールの土地を確保する埋立工事が今進んでおりますけど、企業誘致に至るまでにはまだまだ数年先になります。本市としても、一刻も早く企業誘致ができる土地の確保を目指して、現在、西末広地区で企業庁による開発事業を進めております。

このような状況において、今年の3月に第5次行政改革大綱が策定され、同時に弥富市公有財産利活用基本方針が示されました。その中で、本市が保有する公有財産のうち、土地の

部分で市民1人当たりが保有する面積は、近隣及び類似団体と比較しても一番多いことが示されており、これらの資産は弥富市民のものであります。これを市民の平等なサービス提供のために利用することをためらう必要はありません。引き合いがあれば売却し、市民のために使っていくべきと思いますが、市長の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 上野グラウンド、6ヘクタールのお話だと思うんですが、現在、こちらのほうのグラウンドでは硬式の野球のグラウンドが2面取ってあるわけでございまして、それぞれ使っているチームがあるわけでして、そういったチームのためには、やはり売却するためには代替地が必要となってまいります。小学校の統廃合によりそういった施設ができるかもしれませんし、またほかの地域、ほかの部分でそういった野球場を造っていかなければならなくなるかもしれませんが、いずれにしても、この上野グラウンドは港の背後地で大変ポテンシャルの高い土地ではございますものですから、代替地を見つけつつ、いい引き合いがあれば市としても売却してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） ぜひ、これはチャンスというものがありますので、土地の売却はね、そのチャンスを逃さないようにお願いします。

繰り返しますが、北部でJRを進めるならば、十四山・鍋田で新しい立派な小学校を造ること、これが平等な市民サービスだと思います。

財政運営としては、今後もうまく起債メニューを活用して、将来世代に負担を送るという考えではなく、世代間の公平性という考えに基づき事業を進めるべきだと私は考えます。令和5年度決算を検証し、今後の市政運営について、市長に市政運営への力強いメッセージを発信するよう求めました。やらなければならない事業、立ち止まり考える事業の選択をしなければならない時期と考えます。

また、市の取組として、後期基本計画の目標として、歳入歳出による見直し効果を年1億円と掲げております。庁舎内職員の皆さん一丸となってこの目標値を達成することが大事なことでありますので、令和5年度の決算状況を職員全員がしっかりと認識することを申し上げ、次の質問に移ります。

2点目は、農地転用の課題についてであります。

3月議会でも農地転用の問題について質問しましたが、なかなかこれといった解決策が見つかからない状況です。このような中、地域においては生活環境を守るための対策を進めております。

そこで、地域における取組の内容について順次伺っていきますが、最初に、もう一度、市内における転用の状況を確認しておきます。まずは農地転用とはどんなものかと、これから

伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農地転用とは、住宅や工場等の建物、資材置場、駐車場、再生可能エネルギー施設等の目的で、農地を農地以外の用地に転換することを言います。また、一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用として含みます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 市内において、直近5年間における農地転用の面積、転用件数について伺います。地区別での割合についても伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 市街化区域及び市街化調整区域を合わせた直近5年間の農地転用の面積と件数につきましては、令和元年度の面積が約11ヘクタール、件数が86件、令和2年度が約21ヘクタール、83件、令和3年度が約10ヘクタール、83件、令和4年度が約18ヘクタール、100件、令和5年度が約8ヘクタール、63件となります。

また、各年度の転用面積全体のうち、大藤、栄南、十四山、市街化区域を含むその他とする各地区の転用面積の割合といたしましては、令和元年度が大藤3%、栄南68%、十四山9%、その他20%、令和2年度が大藤3%、栄南83%、十四山3%、その他11%、令和3年度が大藤8%、栄南61%、十四山13%、その他18%、令和4年度が大藤9%、栄南70%、十四山5%、その他16%、令和5年度が大藤9%、栄南57%、十四山8%、その他26%となっており、栄南地区の転用面積が多くなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 今の答弁によりますと、栄南学区が転用面積の半分以上を占めていることが分かりました。これは当然、名古屋港の背後地ということで、事業用土地利用の需要が増え、その供給地としてこの地区の農地転用が進んでいる、こういうことだと思っております。

一般的には許可を取って農地を転用する場合はほとんどですが、一口に農地と言っても、農地には農地区分があって、農地転用ができるかどうかは農地区分によって異なると思いますが、それでは農業振興地域制度による農地はどのように区分されているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農業振興地域制度とは、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を総合的に図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することで、農業の健全な発展及び優良農地の保全等を目的とする制度となっております。

これに基づき、国は確保すべき農用地等の面積目標等の農用地等の確保等に関する基本指

針を定め、国との協議により、愛知県が農業振興地域整備基本方針を策定の上、今後、長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として農業振興地域を指定しております。

これを受け、本市は農業振興地域整備計画を策定した上で、優良農地として確保及び保全が必要な農地を農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地として指定し、農業振興地域内の青地ではない地域を農振白地地域、いわゆる白地として区分しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 今答弁されました農地区分は、転用に関してどのように扱われるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地は、原則として農業以外の用途に利用することはできません。しかしながら、農用地利用計画の変更とする農用地区域からの農地の除外、いわゆる青地を白地へと変更する農振除外が必要とされる場合は、農用地利用計画の変更をした上で、農地法による農地転用の許可を得ることが必要となります。このため、農振除外の基準を満たす条件を基に、3月、6月、9月、12月の年4回開催する弥富市農政推進協議会に申出を行い、協議後に愛知県へ送達し、愛知県との協議を経た上で農業振興地域整備計画の変更を行い、農地転用の許可申請に進むこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） それでは、市街化区域内の農地転用、これはどうなるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 市街化区域内にある農地を転用する場合には、弥富市農業委員会に届出をすることで農地転用が可能となり、愛知県知事に対する許可申請は不要となります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 市街化区域内にある農地の転用は届出制であると、許可制ではないと、弥富市農業委員会に申請するだけでよいということで違いがあることが分かりました。

ただいま説明がありましたが、農業振興地域、さらに農用地区域、いわゆる青地とそれ以外のいわゆる白地に区分されます。一般的な転用は、青地の農地から転用に向けてスタートするわけですが、それではどのような過程を経て転用に至るのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 先ほど答弁いたしました農振除外を経て白地に変更された農地につきましては、次の工程といたしまして、農地法第4条または第5条の規定に基づく農地転用の許可申請を行うこととなります。申請者は、農地転用の許可申請書を弥富市農業委員会に提出し、農業委員会は月に一度の総会にて案件を審議いたします。農業委員会の審議後、問題がなければ農業委員会の意見書とともに愛知県へ送達されます。愛知県は、農業委員会

から送達された案件を審議し、都市計画法などの法令の許可見込みが可能であるかどうか調整を経た後に、申請内容が認められるようであれば農地転用の許可を行います。また、農地転用の許可書につきましては、愛知県から農業委員会を通じて申請者へ手渡されます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 農振除外を経て白地に変更して、農地転用の許可申請を弥富市農業委員会に提出して、農業委員会の審議後、問題がなければ農業委員会の意見書とともに愛知県へ送達されると。愛知県はそれを審議して、都市計画法などその他法令の許可の見込みが可能か調整して認められるようであれば許可をするという、こういう流れになることが分かりました。

それでは、転用後の土地利用状況の変更について伺います。転用して事業をスタートした事業者が何らかの理由で土地を売却し、その土地を購入した新しい事業者が転用許可を受けた事業内容と異なる事業を始め、地域住民に迷惑をかけている状況を目にいたします。

市として、このような転用後の土地利用状況の変更事例を認識しているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農地から中古自動車置場として利用するために許可された土地が、数か月から数年後に自動車の解体を伴うヤードに変更された事案があることを認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 市としては十分認識をしているということですね。

私もこの問題に関して担当部局とも協議を重ねてきましたが、きちっとした法整備がなされていないことが要因だと思いました。今後は関係機関とさらに協議を重ね、問題の解決に向け、法整備を進めなければならないと思っております。

農振除外申請書、農地転用申請書を提出し、農業委員会での許可を得て県へ申請し、書類に不備がなければ転用が認められるわけですが、申請書にはいずれも地域の承諾書が必要であり、地元協議がなされております。

しかしながら、この地元協議において、もめている集落が増加しているのも事実であります。それは、農地転用後の土地利用において、地元の生活環境が悪化する事案が増えていることと、個人の財産運用に対しての地元の介入であります。例えば、中古車の積卸しを行うキャリアカーが公道上で作業を行うことにより、車の通行、また通学児童の危険を招くといった事例でありますし、深夜・早朝の作業による騒音、振動、そして危険運転の横行、交通マナーが悪いということでもあります。

市は、農地転用後の地域生活環境の悪化をどのように認識してみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 国道23号以南での農振除外や農地転用におきまして、中古自動車置場を利用目的とする申請案件が増えております。これにより、許可後の利用状況といたしまして、騒音や振動及び敷地外での車両の積卸し作業など、地元地区への迷惑行為が発生していることは認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） ごく一部の事業者が様々なルールを守らず、自分本位による事業を行っているからだと思っております。もちろん、ほとんどの事業者はルールを守る優良な事業者であります。このような悪質事業者に事業をさせないためには、農地転用時における書類審査の強化、そして転用後の事業監視、取締りが大事であると思います。

写真をお願いします。

写真にあるのは、三好交差点付近に設置された積込み、積卸し禁止の看板であります。これは英語の表記になっております。これは地元からの要望で市が設置したものであります。効果はそれなりにあると思っております。ほかにも何か効果のある対策があれば地元から提案していただき、行政が実行することが大事であります。

何が一番求められているかといいますと、転用地における事業展開が地域環境を破壊しないことであります。それには事業ルールを守ることです。守らない事業者に対しては、行政指導、そして警察による取締り、罰則ということになります。このような事案は地元で取り上げ、地元も監視体制を整え、市・警察と協力して取り組むしかないと思います。また、これらの問題の対策を協議する場を設けて情報共有をすることが大事であると思います。

その中心になるのが行政であると思っております。このような問題を協議する場を設けているのか、現状の取組について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 区長・区長補助員、蟹江警察署、行政が集まり、各地区で農地転用後の土地の誓約事項、ヤード業者等の情報、関係機関が行っているヤード業者等に対する対応などを共有することを目的に集まる場を、令和4年度から地元選出議員、区長会長と連携・調整しながら設けております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 情報共有の場として大事なことでありますので、ぜひ継続していくことが大事でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

一例ですけど、南部地区において、何度事業の改善を求めても応じない、こういった事業者がありました。この事業者は問題が指摘されている事業所ですね、そこから撤退をしましたが、また別の新しい場所において転用許可を取って事業を始め、また事業実態は以前と同じであり、受け入れた集落は大変困っております。協議する場がもう少し早く立ち上がって

おれば、情報共有ができ、自治会も迷惑を被ることはありませんでした。やっぱり自治会間の情報共有の場は必要でありますので、協議する場を定期的に警察、そして市の関係部署、地元区長会との参加の下で継続していくことが重要であると思います。

市長は、農地を守るという考えと農地を有効利用する農地転用の考えの両方に立って弥富市のまちづくりを進めていくわけですが、農地の土地利用について、どのように考えてみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市といたしましては、まずはこの地域の産業でもあります農業をしっかり下支えしてまいります。また、農業者の皆様には、様々な創意工夫の下、持続可能な力強い農業の経営環境を築き上げ、重要な地域資源でもあります農地を最大限有効に活用していただきたいと考えております。

しかしながら、農地はあくまでも個人の資産となりますので、農地以外の用途に変更するには、提出される農用地利用計画変更申請書や農地転用許可申請書に対し、適切な対応や処理を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 今の答弁から、市長は本市の地域産業である農業を守っていくという考えであると認識しました。

今年の夏は米不足が問題視されております。社会情勢の変化に対応するためにも、米の安定供給は必要不可欠であります。そのためには農地の重要性を考えなくてはならない、こういった状況にあります。

ただ、税収面を考えますと、市の税収、固定資産税だけを考えれば、田んぼ1ヘクタールですね、この固定資産税は年間にしますと1万7,000円です。これを転用して雑種地とした場合、固定資産税は平均すると約150万円近くになります。最近の本市の年間の転用面積が10ヘクタールであれば、農地の固定資産税は117万円が約1,500万円になります。先ほども答弁された令和元年度から5年度までの5年間の転用面積86ヘクタールで計算すると、約1億2,900万円、平均すると年間2,500万円の増収ということになります。それを傷んでいる道路、道路傷んでおりますので舗装費に充てますと、6メートル幅の市道の舗装費、約1メートル4万2,000円ほどかかりますので、1年間で600メートルほどは舗装ができるよと、こういうことになります。

財政上、非常に助かりますが、いつも申し上げておりますけど、物の売り買いは三方よしの考え方が大事であります。売手と買手の両者だけがよいということでは駄目です。その後に地域よしという、これがなければなりません。そのためには地元自治会における皆さんの合意が一番肝腎であります。個人の財産を転用し、土地を利活用することは個人の自由では

ありますが、地域の生活環境が悪化しないよう、地域を守る取組が大事であります。

市としては、今後も地域の環境の監視、地元との連絡強化をしっかりと進めることが大事であることを申し上げ、質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後 3 時 5 分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 54 分 休憩

午後 3 時 05 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、横井克典議員。

○5 番（横井克典君） 5 番 横井克典です。

通告に従いまして、質問いたします。

今回のテーマは小学校再編整備事業の見直しについてです。

今年 7 月 30 日に弥富市議会議会改革協議会内の小規模校統廃合調査研究部会におきまして、大藤、栄南、十四山地区の 14 名の市民の皆様から小学校再編整備事業に関するヒアリングを行わせていただきました。出席者の多くは、令和 10 年 4 月 1 日に開校する再編校は、市が進めている長寿命化改良工事と増築ではなく、安全・安心で魅力ある新築の校舎での開校を望む声が多いことが分かりました。

また、昨日は小学校の P T A の方から、令和 10 年 4 月開校してほしいという要望も昨日はお聞きしたところであります。

市は 6 月定例会の私の一般質問で、いただいた御意見を踏まえ、子供たちのよりよい教育環境の確保のため、市民の皆様にはおおむね御理解をいただいたものと認識をしておりますと答弁がありました。私は、市と市民との間で認識に大きな乖離があり、地域の皆さんに十分な理解がまだまだ得られていないことを実感しています。

そこで質問します。

市は 6 月定例会でおおむね御理解をいただいたと答弁されておりますが、再度答弁内容について確認をさせていただきます。また、アンケートをしたわけでもなく、どのようにしてその理解を得られたのか、お尋ねいたします。この 2 点についてお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和 6 年 6 月の一般質問で御答弁申し上げましたとおり、本市ではこれまで、様々な機会で市民の声、学識者の声、学校関係者の声を聞き、保護者、市民の皆様を対象とした説明会の開催、パブリックコメントの実施など広く市民の声を聞き、議論を重ね、丁寧に進めてまいりました。

また、議員の皆様には、小中学校未来構想の検討、決定に当たっての説明、小学校再編整備方針（案）の市民説明会に向けた説明、そして市民説明会後の報告、議会一般質問への答弁、パブリックコメント後の報告など、その都度丁寧に説明してきたことから、おおむね御理解いただいていると認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今の答弁で、部長からいろんな場面のパブリックコメント、地域説明会で、市民説明会ということがありましたけれども、実際これまでの市民説明会の参加者を見ますとかなり限定的な人数であったということで、本当にごく一部の方しか実際に説明を聞いてみえないというのが現状であると思います。

そこで、このことについて再度、今度市長に質問をさせていただきます。

昨年より各地区で開催された市民説明会では、教育委員会側は教育長が出席され、市側は副市長が出席されました。市長は市民の生の声を聞く機会がなかったと思われます。その点から、市民からおおむね御理解をいただいたと胸を張って言えるのでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 地域の説明会に私は正直出席はしていませんが、その都度、教育長、また副市長からは報告を受けておりまして、市民の声をしっかりと受け止めております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 報告を受けていると。実際は生の声を聞いていただくのが私はよかったのかなと思います。その件に関して、再度また市長にお尋ねいたします。

今日も市長の冒頭の話がありましたように、8月27日の9月定例会本会議で、弥富市議会では、現行の十四山西部小学校の増改築等計画を見直し、来年閉校となる十四山中学校跡地に新校を新設する方針に変更することを提案するという趣旨の決議文を全会一致で決議したところであります。この決議文を議会に提出する前には、海津市への視察、十四山西部小学校の現地の確認、市民からのヒアリング等を行い、全議員で様々な議論を重ね、この決議文の提出に至っております。

こういった議会の決議が行われたということは、やはり市の進める十四山西部小学校で増築とリフォームの方針が市民の皆様におおむね御理解いただいたとする市の答弁に少々信憑性が欠けるのではないかと思います。

市長、この市民の代表である議会の決議文に対して、どのような御感想をお持ちになられたのか、見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 決議文に当たりましては、重く受け止めさせていただきました。ただ、議会側のほうでは、再編委員会の意見をまだ聞いてみえなかったものですから、ぜひ聞いていただく機会をということで議長にお願いして設けたところで、その両方の意見を聞いていただいた上で、こういった決議文が出されたらよかったのかなと思っているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今市長がおっしゃられましたが、昨日の保護者の方のお話でいけば、令和10年4月1日が遅れることは、やはり子供たちのためにはよくないし、保護者としても心配だということで、議会が別に10年4月1日以降の提案をしたわけではありませんので、それだけ申し添えます。

次に、長寿命化改良工事で国の補助金をもらうためには、昭和47年建築、築52年経過している十四山西部小学校の既存校舎を原則30年以上使用しなければならないという縛りがあります。そういった補助要綱が発生いたします。現在通学されている保護者の孫世代まで現在の既存校を、通算85年程度使用することになります。

市はこれまで、市民説明会や市議会の場合等々、保護者会も含めてですけれども、こういった重要な事項について説明は行ってこられたのでしょうか。行った、行っていないの2択でお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市内の小・中学校の校舎等の長寿命化改良工事に係る費用については、経費の一部を国の学校施設環境改善交付金を活用しながら進めております。

学校施設環境改善交付金は、今後30年以上の使用を見越した工事を行うことが前提ではあるものの、30年以上使用するかどうかなについては、現時点で想定される範囲で計画、構想の熟度や方向性、可能性等を勘案して判断していくこととなっております。

十四山西部小学校の既存校舎等の長寿命化改良工事につきましても、国の学校施設環境改善交付金を活用しながら進めていくこととしており、既に行っている桜小学校、弥生小学校、弥富北中学校の長寿命化改良工事について、市民の皆様に対し、費用や補助金についての説明は行っておらず、十四山西部小学校につきましても同様で行っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほど、部長から30年の縛りのお話がありました。国の要綱を見ると30年以上使う見込みがある条件ということであって、現実のところ、私もいろいろと調べたところ、最悪25年や20年で理由書を出せば壊せるというようなこともありますけれども、どちらにしても補助金を申請するときには、原則30年以上使うということが条件になってきますので、そういったことを市民に説明してみえないということであれば、しっかりこれから

していつていただきたいと思います。

次に、令和5年11月策定の小学校整備指針では、各設置候補場所の将来負担の比較がされております。改修費用の目安が一覧表にして記載されているのみです。しかし、国の補助金が幾ら地方債、いわゆる借入れが幾ら、その元利償還額の普通交付税算入はどのくらいになるかなど財政的なことが全く表記されておりません。市民説明会や市議会の場でこれら重要な事項を説明されてきたのでしょうか。これも2択でお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の将来負担の検討につきましては、市民の貴重な財産である校舎利用することを前提とし、十四山中学校は小学校使用への対応や体育館の老朽化を考慮し新築するとして比較をいたしました。

十四山東部小学校が体育館で使用している施設が講堂であり、他校の体育館に比べ天井が低く狭いことや、老朽化が進んでいることなどから、体育館を建て替える必要があり、他校に比べ工事費が高くなります。十四山中学校は全てが新築で検討したため、一番将来負担が大きくなり、次に十四山東部小学校、他の3小学校は大きな差は出ませんでした。

将来負担の考え方として、設計を終えていない段階では個々の学校の状況に応じた仕様が決まらないため、詳細な工事費は算出できません。そのような中で、工事費における財源負担等について説明するのではなく、再編校の位置を決めるため、またその優位性を決めるために、将来負担の費用については概算工事費について比較を行いました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほど概算工事費ということで、その概算工事費を出すためにも、やはりその概算、トータルの金額に補助金が何割、借入れが幾ら、その借入れに対する元利償還が幾らということは、シミュレーションとして、概算としてのシミュレーションが出せるはずです。やっぱりそういった細かいところまで見ていかないと、先ほども財政の質問がありましたけれども、財政をきちんと分析してこの再編整備計画を進めていこうということになれば、やはりそういったものもなければ議会としてはきちんと審査はできません。そういったものはやはり出していただけないと困る、そんなふうに私は考えておりますので、ぜひまた詳細を出していただき、市民の方に説明をいただきたい。

そうしないと、財政的なものが一番大事なもんですから、それがやはり再編校の設置場所、新築か増築かということの議論にもつながってまいります。やはり基本ベースをしっかりした状態で議論をするというのが後世に禍根を残さないような事業になる、そんなことに思いますので、しっかり基礎資料は積算していただきたいと思います。

次に、3つの小学校が廃校になると、那須議員のところでは3つ再編校が廃校になると維

持経費でどれだけコストが下がるか、新築と比べてコストが下がるかということで、8,000万円程度年間、この事業を進めることによって歳出が抑制されるというような質問がありました。

私は、今度は歳入となる普通交付税の影響額、普通交付税を算定するに当たり、学校の校数とかクラス数が財政収入額の計算には入ってまいりますので、そういったところの部分で普通交付税の影響額についてどのような金額になってくるのか、またその内容について市民説明会や市議会への説明はされたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 再編による普通交付税の影響につきましては、減額となる要素としましては、学級数と学校数の減少により、基準財政需要額の算定に用いられる測定単位が小さくなることが上げられます。ただし、普通交付税の算定上、極端に減額されることがないよう、学級数については3年間、学校数については5年間減額幅が縮小される扱いとなっております。

増額となる要素としましては、スクールバス導入や市債元利償還金に対する交付税措置がございます。

これら全ての要素を勘案して、今年度の算定をベースに普通交付税への影響額を試算しますと、1年目に3,604万円増、2年目に3,195万円増、3年目に2,487万円増、4年目に1,979万円増、5年目に835万円増、6年目以降は307万円の減少となります。

なお、これらの数値はあくまで普通交付税の影響のみの試算ですので、説明は行っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そういった財政的な部分は、市民の方に説明されなくても、議会のほうに説明を今後していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、5番目として、市民説明会や市議会の場、また保護者会等で大藤、栄南、十四山東部、十四山西部小学校の校舎や体育館、プールの建築年や耐震基準など、これら重要な事項について説明を行ってこられたのでしょうか。行った、行ってこないの2択でお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の校舎や体育館、プールについては、老朽化しているのでリニューアルすることの説明及び耐震性能を満たしていることの説明をしましたが、建築年や耐震基準などについては説明を行っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 視察した海津市の場合の資料を見させていただくと、やはりその資料の中には一番大事になる建築年、また耐震基準、そういったものも一覧表にして市民の説明資料になっておりましたので、やはりそういったところも一番市民の方が新築がいいのか、増改築、リフォームがいいのかという判断材料にもなりますので、やはりそういった大事な資料がない状態でパースを見て、これでというふうに思われなような、やっぱりきちんとした根拠を持った資料で市民に説明して納得していただければ、私は市民の方皆さんが喜んでいただける、将来の皆さんにも喜んでいただける魅力のある小学校になるのではないかなというふうに考えております。

続きまして6番目、十四山西部小学校の校舎の長寿命化改良工事及び増築と新築との2つのケースについて、開校後50年経過程度までの校舎のライフサイクルコストの比較検討は行われておるのでしょうか。これも行った、行っていないの2択でお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小・中学校の校舎に限らず、本市の公共施設のライフサイクルコストにつきましては、平成28年3月策定の弥富市公共施設等総合管理計画において検討したところであります。

その際、今後は公共施設等の更新等に関する財源不足などの問題に対応するため、今ある施設を長持ちさせてライフサイクルコスト縮減するという長寿命化の考え方を取り入れることが必要としております。この方針について特に変更はありませんので、再変更を含め、本計画策定後に新築等を行った公共施設についてライフサイクルコストの算出をするということとはしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私も公共施設管理計画、再配置計画を担当しておって、この辺りを勉強させていただいたんですけれども、やはり国のほうの補助金等々、国の事情もあって、こうやってなるべく高度成長期に造られた公共施設を長持ちさせて国の負担をとというのが国の根本にはあるんですけれども、そうは言え、やはり小学校というのは、365日というのは極端ですけど、1年のほとんど、7割、8割を子供さんが通い、また1日の8時間以上を学校で過ごし、そうやって稼働率の高い公共施設、こういったところであれば、例えば今回廃止の計画が出ている産業会館、あれも昭和40年代にできた建物だと思います。ああいったものも一応廃止の計画にはなっております。ですので、片や廃止して壊す、片や長寿命化して使っていく、そういったこともバランス的に、全体の再配置のバランスも考えていただくと私はいいと思います。

例えば火葬場にしても、まだ耐用年数というか、産業会館と同じようにまだ長寿命化も可能だったと思われます。そういった部分で、あるときは壊し、あるときは長寿命化していく

ということでは、なかなか市民の方も納得できないですので、やっぱり市のほうもその部分をしっかりと市民の方にどうして今回は長寿命化するんだ、どうして今回は取り壊すんだというようなこともしっかりと市民に説明していただければ、納得していただけるのかなと私は考えております。

7番目、市民説明会や市議会の場で、校舎に係るライフサイクルコストについての説明は、そういう場では行ってみえるかどうかお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほどの質問にて御答弁申し上げたとおり、再編校を含め、弥富市公共施設等総合管理計画策定後に新築等を行った公共施設については、ライフサイクルコストの算出をするということはしておりませんので、説明についても行っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） なるべく30年、40年、50年程度までぐらいに新築した場合、増築、リフォームで小規模改修、何十年後かに大規模改修というライフサイクルコストもトータル、長い目で見て、今たくさんお金がかかるからではなく、50年先のライフサイクルコストのトータルを見て、なるべくお金がかからないという試算もやはり市としては、データとしては外に出さなくてもいいにしても持っておく、それが一番大事だと思います。感覚で判断してしまうのが一番危険なことです、やっぱりバックデータとしては計算していただきたいことを要望します。

8番目、令和5年12月定例会で再編小学校耐力度等調査業務委託地質調査のための補正予算が可決され、令和6年3月11日から22日にかけて十四山小学校の2地点でボーリング調査が行われました。この地質調査結果は、軟弱地盤を抱える本市にとって大変重要な情報資料であります。市は市民にリスクの情報も提供する役割があります。この調査の結果は、市民説明会や保護者、市議会、そういったところで地盤の説明をされたのでしょうか。行った、行っていないの2択でお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 再編小学校耐力度等調査業務委託の結果につきましては、安全性が確認されなければ報告をしますが、安全性が確認され、計画変更はなかった、あえて議会で報告をしませんでした。

なお、市民説明会では各種説明の一つとして説明をしておりました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 安全だったから説明されないということですが、やはり議会としても市民の方からいろいろと質問を受けます。そういったときに、地盤的に安全だよというようなこともそのときに説明できることもありますので、やはり安全だろうが安全じゃな

かろうが、やはりそういった大事な情報というのは議会のほうへも共有していただきたいと思います。そうしないと検討のしようがありませんので。

9番目の質問であります。

そもそも、この地質調査の結果は、令和6年3月定例会の小学校再編整備事業設計監理委託料2,159万4,000円の当初予算審査の前に市議会に説明するべきです。説明しなかったことで設計監理委託料の予算審議が不明確なまま、議会は決議をしてしまったと感じております。これは、市の後出しジャンケンではないでしょうか。

市は、この手法について審議の前に説明をすべきではなかったでしょうか。そのことについて適正であったとお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山西部小学校の校舎、屋内運動場の耐力度調査とボーリング調査を行うために、令和5年12月議会において予算をお認めいただき、委託契約を進めてまいりました。

耐力度等調査業務委託の契約期間は、令和6年1月17日から3月29日までとしており、できる限り児童の学校生活に影響を与えないように3月下旬まで調査を行いました。3月定例議会の会期中には調査結果が出ておりませんでしたので、当初予算審議の前に説明することはできませんでした。

弥富市小中学校未来構想の基本方針のとおり、令和10年4月に再編小学校の開校を目指すためにスケジュールを組んでおりますが、スケジュールに合わせ、令和6年度から基本設計業務や実施業務の委託を行うために、令和6年度当初予算で小学校再編整備工事設計委託料を計上いたしました。

議員の皆様は、令和5年12月定例会及び令和6年3月定例会で慎重審議の上、議決をいただいておりますので、適切であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） いずれにしても、こういった今、先ほど質問の前でも安全性があるというようなことはおっしゃられたんですけども、やはり審議をするわけで、この設計管理の審議をするわけには、その再整備指針、市が策定された指針があるんですけども、それだけを基にこの設計監理の委託の審議をするというのは、やはり酷な状況であります。やはり市のそのときに持っている情報は全て出していただいて審議していくのが本筋ではないでしょうか。その点、またよろしく願いいたします。

10番目、今年3月に実施されたボーリング調査における液状化判定の結果についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） ボーリング調査における液状化判定の結果につきましては、那須議員の御質問でお答えしたとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると液状化の危険度というのは、2ガルのときと3.5ガルのときでは非常に危険だとか、危険だとかということですが、その辺り、もしデータを持っていれば御紹介いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 震度6強で10センチ程度の沈下としております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと、次ですね、10センチということで、11番の質問に移っていきます。

大藤小学校と栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の校舎の支持ぐいの長さ、と、強固な支持地盤までくいが打設されていない学校はどこでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 3階建てとして設計された栄南小学校と大藤小学校の一部の校舎は46メートルの支持ぐいで、2階建てとして設計された十四山東部小学校、十四山西部小学校、大藤小学校の一部の校舎は5メートル程度の摩擦ぐいでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと、このような情報を、先ほどのように議会、市民説明会、保護者説明会の資料にそういったデータを載せられたことはあるんでしょうか、再質問します。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 説明会の中で御質問等をいただいた際に、その資料を提示したことがございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほど2階建てだったから、3階建てだから46メートル打ったということですが、そういった説明を説明資料の中にやっぱり入れていくのが、いろんなことを市民の方が判断するには必要不可欠なデータであると思いますので、よろしく願いいたします。

再度、市長に質問いたします。

今日のこれまでの市の答弁で、市民への説明が行っていないという部分がかかなりあったかと思ひます。

私は、この状況においては説明不足ではないかと思ひ、市の答弁、先ほど一番最初にあつ

た市民からのおおむね理解をいただいたとする市の答弁に非常にちょっと違和感を感じ取るところなんですけれども、十分に市民に説明がなされたのか、市長として御見解をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまでも答弁しておりますとおり、市民には丁寧に説明してきたつもりでございます。

また、市の広報紙、また各集まりと会合等でもそのように説明をさせていただいておりますものですから、何か疑義がありましたらまた御質問いただければいいと思いますし、そういったことできちっと信頼を得た校舎を造ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 説明はされたということですがけれども、今日、四、五問説明させていただいた部分でも理由がおっしゃられましたけれども、やはりそれは説明して行くべきではないかと、私はそう理解しております。

12番目です。

市の南海トラフ巨大地震の発生により、十四山西部小学校の既存校舎を大藤小学校や栄南小学校の校舎と比較して、先ほども言いましたくい長さの違いがあると思うんですけれども、不同沈下等で避難所として使用できなくなる可能性が高いと想定されているのか、想定されていないのか、2択でお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 南海トラフ巨大地震が発生した場合には、市内全域で液状化の影響を受ける懸念があることから、弥富市避難所においては、発災後、安全が確認できた建物を避難所としていきます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると、先ほどの市の答弁で、旧校舎は10センチぐらい沈下するというようなお話でした。そうすると、10センチというのは実際に避難所として使えるものなのか、またその避難が終わって学校として継続して使える状態のものなのか、お分かりになればお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど部長のほうから答弁させていただきましたけれども、まず避難所については、発災後、安全が確認できたところを避難所とするものですから、傾いてしまったところに市民の皆さんが避難をされるという想定はまずしておりません。

それから、子供たちが授業中に地震が起きた場合に、今液状化によって10センチ沈下することを部長のほうから答弁させていただきましたけれども、これは耐震診断、それか

ら耐力度調査をさせていただいております、10センチは沈下はしますけれども、建物の躯体が崩壊する、子供たちの命が危険になるということはないということで、私どもはそのような設計の結果もいただいておりますので、対応をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今副市長から、避難所として使えなければ避難所としないということですが、くいが先ほどのように支持地盤まで届いていないということは、先ほどのように10センチ程度は沈下するということになります。それも同じように下がればいいんですけど、傾いて下がった場合、4メートル、5メートルのくいだと不同沈下する可能性がある、そんなに10センチも傾いたら、実際避難所としての目的は終わった後でも、もう学校として使えない、そういう状態になります。ということは、やはり新たに設置する学校というのは、他の市内の小学校のように3階建てだったから過去支持地盤まで打ったとはいうものの、これから造るやつは、今回新しい増築するものは支持地盤まで打つということですが、まだ旧校舎が残っています。そういったことで、やはり新しい支持地盤が届いているものは、自分の建物は残っていて外が沈むという傾向になります。そうなれば、まだ使い勝手がありますけれども、一回沈んでしまったやつはもう使い勝手が、使用ができないというような状況になりますので、やはりここはそういったことも含めて新築にするのが、私は中長期的な視点からしても、経済的なことを考えても、いいのではないかという考えを持っております。

13番目、次に、令和5年3月2日に開催された第2回弥富市総合教育会議の議事録によりますと、出席されている教育委員から次のような発言がありました。

この間、西部小学校にまとまってくるということが決まりというか、話が出てきているんですが、あそこの西部小学校は昔から一番土地が低く、お米もできないので、学校を建ててもらうにはいいんじゃないかという地元の人の意見が出て、あそこに学校が建ったわけなんです、西部小学校にもし決まるとすれば、それなりの対応をやっぱりしていただきたいということですと、教育委員さんがその会議で発言されております。

それに対して市長は、西部小学校が低地に建っていると初めて私も聞いた。農作物ができないから学校を造ったというびっくりするような話を聞いたわけです。また参考にさせていただきたいと思いますとも市長は発言されております。

市は、この教育委員さんからの発言を受け、裏づけとなるような調査等は何か行われたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 全ての小・中学校の標高の確認をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） なぜ、この教育委員さんの話の裏づけとなるようなことを調べられなかったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） この教育委員さんの発言につきましては、要は低いということをおっしゃってお見えになって、要は十四山西部小学校の土地は低いですよというお話をされたものですから、その分については標高を調べるのがこの裏づけになると私どもは考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと、私もよく見かけたんですけど、十四山西部小学校で大雨が降ったりすると西側の校門の辺りがある程度水がたまると、低いということであります。そういった部分は市側は承知してみえるのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） プールの前の道路のところに水がたまることは承知をしております。今後対応をしていくよう今原因を調べております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続きまして、14番目の質問です。

市は少なくとも、令和5年3月から十四山西部小学校が低地であるということは承知、先ほどお話でしてみえました。そうであるならば、設置校に水害対策を行うべきであり、これから整備する公共施設は防災拠点となる要素を組み入れなくてはなりません。

令和5年5月に文部科学省より、水害リスクを踏まえた学校施設の推進のための手引が公表されております。そこには、止水板の設置、受変電設備、備蓄倉庫のかさ上げ、職員室等の上階移設などが記されております。

今市の進める長寿命化改良工事と増築工事において、これらの水害対策は盛り込まれているのでしょうか、市にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 増築棟や既存校舎の改修工事の設計においては、水害リスクを踏まえた学校施設の推進のための手引を参考とし、水害対策を講じて進めていく考えであります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） もう一度、部長に再質問します。

ここに止水板の設置もうたわれておりました。6月議会の委員会のときに副市長にお尋ねしたかと思うんですけども、止水板の設置はされないとおっしゃられたんですけど、やはりそれでも止水板は設置されないんでしょうか、副市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 庁舎を見ていただきますと止水板がついております。これは庁舎は出入り口が限られておりまして、掃き出し窓になっておりません。

しかし、小学校は火災の発生した場合、そして地震が発生して落ち着いた場合は、子供たちは避難するために、その場所から、掃き出し窓から避難するということもあります。

また、子供たちにとって掃き出し窓というのは、教室からふだん外に出るときにも使うところでございますので、掃き出し窓があるところに全てに止水板を設置することはできませんので、学校と庁舎は構造上の違いがあるため、止水板の設置は考えておりませんし、また子供たちに止水板の設置をさせるということは、これはできません。一度止水板を持っていたくとお分かりになると思いますけれども、それなりの重量もありますし、またはめるためには子供たちの手ではめることはとても危険なものでございますので、止水板を設置する考えはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今副市長が答弁されておりますけれども、なぜそうすれば文部科学省が止水板を学校施設に整備するというような文言が設けられているのか、矛盾を私はすると思うんですけど、それは文科省に確認はされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 御質問にお答えをさせていただきます。

文部科学省のほうに確認をしているわけではございませんけれども、そういう止水板が設置可能であり、浸水対策が可能となるところはそうございましょうけれども、弥富市のように地盤の低いところにおいては、止水板の上を超えてしまうような水の浸水が想定される場所であれば、そもそもが止水板の効力がないものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうであるならば、やはり今度の新設校も新庁舎または日の出小学校のように1メートル以上かさ上げして、かさ上げしても止水板が要るんですよ。十四山西部小学校は、海拔マイナス1.5メートル、運動場でありますので、そういったことからすれば、もう止水板を超えてくるようなところに私は学校を造るべきではないと。今からあるならまだしも、これから新たに大藤、栄南、十四山東部、西部の地域の方が見えるんですよ。新しい学校を夢の希望のある学校を造っていくというときに、そういった水害リスクのある、そういったところに増改築、リフォーム、15億円かけてやるのが、もう既に逆にコストパフォーマンスが非常に悪いというふうに私は考えます。

次に、15番いきます。

また、同じ教育委員から、日の出小学校も弥富中学校も十四山地区の保護者の皆さんが学

校を見ていच्छらないので分からないかもしれないですけども、中に入られたらすごい魅力のある学校というか、新しい建物なのでと発言されております。

市は、これまで十四山、大藤、栄南小学校の保護者の方に、平成になって建築された日の出小学校や弥富中学校の施設の見学会などは行われたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 弥富中学校、日の出小学校の開校時に、地域の皆様に向け内覧会等を実施しております。

また、再編校におきましても、同様に内覧会を実施していく予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると過去にはやられていないということですね。やられた。はい、分かりました。

じゃあ、次の質問に移ります。

大藤小学校と栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の運動場の標高はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小学校の運動場の標高は、大藤小学校がマイナス0.6メートル、栄南小学校がマイナス0.8メートル、十四山東部小学校がマイナス1.7メートル、十四山西部小学校がマイナス1.9メートルです。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと、標高だけでいけば、十四山西部小学校が海拔マイナス1.9メートルということで、大藤小学校と比べると1メートル30ほど標高が違うと。何か陸側に来れば来るほど標高が低いのがちょっと不思議に思いますけど、そんな状況で承知しました。

次に、市は先ほど部長が答弁されたこの4校の標高について、これまでの説明会等で保護者の方、議会、地域住民の説明会にこういった情報は説明されたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市をはじめ、海部地区全体が標高は同等でございますので、あえて行うこととしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 分かりました。

これも、やはりいろんな情報は、持っているものは市民に知ってもらおうと。この数字で言えば、やはり低いところに建てるのではなく、かさ上げして建てるとか、そういった意見も

出てくると思うんですよ。幾らこの海拔ゼロメートル地帯が一緒だからといっても、やはりここで1.3メートルの違いがある。そういったことも判断材料の一つにはなりますので、やはりこれは市民に提供していただくべきだというふうに考えております。

18番目の質問に参ります。

十四山西部小学校の標高が今マイナス1.9メートルと、4校中で一番低いことが分かりました。堤防の決壊や河川による排水機能停止で市内が浸水した場合、校舎の1階部分は使用できなくなる可能性があります。特に増築校舎の1階には、特別支援の教室や職員室、放送室、保健室、印刷室が設けられる予定であります。これは、学校機能の中核である職員室と放送室などが水没することはあってはなりません。十四山西部小学校を新設校として開校するのであれば、南海トラフ巨大地震や伊勢湾台風等を想定した様々な災害に強い防災拠点となる校舎を整備するべきではないでしょうか。

平成に入って開校した弥富中学校や日の出小学校の校舎は全て新築であります。ましてや日の出小学校に関しては、浸水を想定して1メートルほどかさ上げされて建設がされております。

弥富市第2次総合計画基本計画では、市の目指すまちの姿として、東日本大震災以降の教訓や南海トラフ地震の被害想定等を踏まえ、あらゆる災害に強い安全・安心なまちを掲げております。やはり防災面を最優先に考慮して、再編校も日の出小学校と同等以上にかさ上げする必要があるのではないのでしょうか、市の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 日の出小学校及び十四山西部小学校をはじめ、市内の公共施設につきましては、浸水時の避難場所を2階以上と指定しております。再編小学校の3階建ての増築棟につきましては、ふだんの子供たちの学校生活における利便性を考慮し、現存校舎の高さと同水準といたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今の部長の答弁を踏まえて、今度市長に再質問をさせていただきます。

名古屋市では独自に条例を定め、新たに公共施設を建築する場合は、1階部分が水没しないよう、建物の1階の床の高さを名古屋港の平均海面の2メートル以上としております。弥富市には名古屋市のような規定はありませんが、名古屋市の基準に準拠する必要があるのではないのでしょうか。

また、そこまでも難しいということであれば、日の出小学校と同水準に1メートル以上かさ上げする必要があるのではないのでしょうか、再度市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 名古屋市の基準は承知しているところでございますが、例で挙げます

と海部南部消防署、あそこは現地建て替えて、そのままの標高で建てております。あそこも1階は水没するという想定の下で建てて、また消防車両は2階の駐車場の屋上に上げるというような設計で今進んでいるところでございます。

また、日の出小学校は1メートルかさ上げをしておりますが、そもそもが1メートルでも全然浸水には足らない標高でございますものですから、そういった面で十四山西部小学校におきましては少し低いんですけど、1階は浸水するというような設計で今後も進めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 消防署を比較に今市長が説明されました。ですけど、もう本当、河合小橋から西へ行けば、当然名古屋市です。そこで公共施設を造るときには1階の床面が名古屋港の平均海水面より2メートル高いところが1階の床の高さということになると、本当に人間が定めた弥富市、名古屋市ということで、それは人間が決めただけであって、やはり安全性の担保というのは、弥富市においても1階が浸かったら2階を使えばいいやということではなくて、せっかく貴重な税金を投入するのであれば、1階もきちんと、特に職員室なんてパソコンや印刷機、そういった電気設備等が集中しているところなものですから、そういったものはやはり使えるように考え、トータル的に、浸かったら2階以上というのは、それは昔の話であって、自分たちの身は自分たちで守る、できる限りのことは、想定外の被害はどれだけでも来ます。ですけど、自治体がやれる範囲のものは対策していくのが、私は市民の生命、財産を守る上では必要ではないかというふうに考えておりますので、その辺りもお酌み取りいただきたいと思います。

次に、19番目。

市教育委員会が策定した小学校再編整備方針では、再編校は十四山西部小学校の位置に校名を新たに令和10年4月に開校と記載があります。これは弥富市としての決定ではなく、あくまで今の現在では市教育委員会の決定ということではよろしいのでしょうか、教育委員会にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えいたします。

小学校再編整備方針は、令和5年2月に策定した弥富市小中学校未来構想に基づき、その案を広報「やとみ」や市ホームページに公開した上、保護者や市民の皆様を対象とした説明会やパブリックコメントで御意見をいただき、令和5年11月に定例教育委員会で作成したものです。市長が招集する総合教育会議でも報告、承認をいただいているものであります。

その後、議会において調査や設計の予算をお認めいただき、今年5月には再編委員会を発足させ、スクールバスや校名募集などの具体的な作業を進めているところでございます。

小学校再編が進む中で、保護者からは、十四山西部小学校の来年度の1年生は男子がゼロ人、女子が9人で女子高のようだとか、栄南小学校区の令和5年生まれば3人だという不安な声もあれば、一方で子供たちからは、エレベーターがあれば、けがをした子や足が不自由な子も2階、3階に行ける、助かるという声や、週末に地域の人が学校の図書室で本を読んだりすることができるといういいな、そんな楽しみな声も届いています。

今後も様々な段階の中で、何度も保護者や地域の方々に説明をする会を予定しております。そのための資料につきましては、これまでと同様、事前に議会にも御説明をさせていただくつもりでございます。ぜひその都度、今いただいているような御意見、視点を私どもに頂戴し、その資料がよりよく保護者や地域の方に伝わるようないいものになるよう御指摘をいただけると幸いに存じます。今後も弥富市教育委員会と市、そして議会が同じ方向を向いて子供たちの明るい未来をつくっていくことを切にお願いをいたします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 教育委員会の説明ありがとうございました。

ちょっと20番と21番を飛ばさせていただいて、今度最後の質問です。

弥富市の将来を担っていく子供たちに夢と希望を与え、地域住民の安全かつ安心を確保するためには、長寿命化改良工事と増築ではなく、校舎は全て新築で開校させるべきであります。子供たちや地域の住民にとって、新設校、地域の核としての新たな歴史が始まります。そういったことから、令和10年4月1日開校の新設校は、十四山中学校は標高が1メートル、運動場より高くかさ上げしてあります。こういった地の利も生かした十四山中学校に、また校舎はリフォームから新築での整備にかじを切ることを考え、再考されませんか、市長の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この小学校再編整備事業は、子供たちの教育環境のことを最優先に実施していかなければならないと考えております。子供たちの教育環境とは、施設整備のことはもちろんですが、授業を行う環境、友人関係、通学の関係も考えていかなければなりません。これまで市役所内の各課横断的な会議や教育委員会で多くの視点から様々な意見も出し合った結果、令和10年4月に再編校を開校させることや、十四山西部小学校の位置にすることや、既存校舎の長寿命化改良工事を行うとともに、全部の普通教室と特別支援教室を配置した増築棟を建設することを決定しました。

また、その決定について、議会の皆様や市民の皆様に説明してまいりました。子供たちに充実した教育環境を整えることが私たちの最大の使命であると考え、令和10年4月の再編校の開校時期の変更なく、十四山西部小学校の改築と増築を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長から前向きな御答弁をいただけなかったことは、3地区の地域の皆さんは非常に残念な思いでみえると思います。

午前中の会議の冒頭で、市長から再編計画が変わることに保護者から不安の声が上がっており、新校の開校は令和10年4月1日を変更することはできないという発言がありました。私もその保護者の皆さんの不安のお気持ちは十分に理解しております。

市議会の決議文は、令和10年4月1日に十四山中の跡地に新築での設置を提案であり、開校を遅らせる提案ではありません。議会は、十四山西部小学校での安全性等を熟考しての議決であります。再編校の工期も設計施工一括方式を導入すれば、令和10年4月1日は不可能なことではありません。専門家からも聞いております。また、災害時の立地条件の悪さが十四山西部小学校では悪い状態であります。そういったところで増築、リフォームが行われたとしても、抜本的に立地条件の悪さを解消することはできません。

お話を聞いていると、市は子供たちの安全性よりも、何か10年4月1日というようなことをおっしゃってみえるようですけれども、やはりそれも踏まえて、安全性も踏まえて、多少、半年、1年遅れたとしても、40年、50年先の子供たちの安全を考えれば新築というのが必要ではないでしょうか、私はそう考えております。

そういったことを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後4時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時05分 休憩

午後4時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

子供を取り巻く環境、そして不登校児童・生徒とアクティブに関して質問してまいります。まず、子供たちを取り巻く環境について。

令和5年度の子供の全国体力・運動能力の実技調査で、47都道府県の順位が出ています。愛知県は47都道府県中、小学生男子47番目、女子43番目、中学生は男子46番目、女子45番目です。部活の時間が減り、運動量が減っている現実があります。運動を定期的に行っている子供、していない子供と二極化が進んでいるとも市内の保護者の声を聞いて感じます。

公園ではボール遊びが禁止の中で、この測定では小学生はソフトボールを投げます。市としてもっと運動できる場所の提供を垣根を低くしてできないだろうかと考えます。愛知県は、

この体力・運動能力調査を課題に対応した施策の実施や体育、保健体育の授業等の充実改善に役立てると言っていますが、子供たちの体力・運動能力向上を学校の体育授業や運動系部活動に任せるだけでなく、市として全国での順位を上げることを何か意識してできないだろうかと思います。

愛知県の子供の運動能力全国順位の低さを受け、愛知県の中の弥富市として、子供の体力・運動能力を伸ばすことを何か考えていることはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 子供たちの体力・運動能力の向上には、運動習慣を身につけることが大切であり、子供たちの成長においてとても重要であります。この結果を受け止め、子供たちの体力・運動能力の向上に向けたさらなる取組が必要であると考えています。

現在、学校における取組の一例として、大藤小学校では2時間目と3時間目の間の長い放課を使って運動量を増やす取組を実践し、愛知県学校体育優良校の表彰を受けました。弥富北中学校では、弥北7分トレーニングとして、体幹トレーニングとストレッチを体育の授業の初めに実施しています。今後も各校において取組内容を工夫しながら継続的に実施し、体力づくりを進めてまいります。

そのほか生涯学習の面からは、本市のスポーツ推進計画は、スポーツをより身近なものとして感じ、気軽に楽しむことができるよう、本市の特性やニーズを盛り込んだものとしており、子供たちの体力や運動能力を向上させるとともに、地域全体のスポーツ環境をよりよくしていくため、このスポーツ推進計画に基づいて今後も進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 市営プールがなくなりまして時もたち、夏に楽しく安全に運動できる場所が市内から減っています。児童・生徒へのアンケート調査で、運動やスポーツをすることは好きですか、運動やスポーツは大切なものですかという質問に「好き」「大切」と回答した割合は、小学校、中学校ともに全国よりも低いという結果です。学校の体育授業とは別に場所や機会の提供、そして予算の確保で行政として応援してほしいと願います。

次に、アンケートから考える子ども計画に関して質問してまいります。

弥富市子ども計画を策定することとし、この夏、弥富市子ども計画アンケート調査を市は実施しましたが、弥富市子ども計画アンケートの結果は出ていますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 市子ども計画策定に係るアンケートは、用紙による回答は8月25日まで、ウェブによる回答は8月31日までの期限を設けて実施しましたが、集計結果はまだ出ておりません。

現在、計画策定業務を委託する業者に集計をお願いしているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） このアンケートの回収率は出ますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 市民約3,000人に対して実施したアンケートの回収率については、8月末の集計で用紙による回答が1,032人、ウェブによる回答が463人、合計1,495人ですので、回収率は約50%となります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） プライバシーに関わる質問が多数あり、心理的なハードルが上がるアンケートだったと感じていますが、40%はよかったと思います。

調査対象者の無作為抽出とは、どのような方法での抽出でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 今回のアンケートは、就学前児童、小学生、中学生それぞれの保護者と市内在学の小学5年生の児童及び中学2年生の生徒全員のほか、15歳から39歳までの市民を対象に実施しております。

小・中学生以外の無作為抽出の方法については、住民基本台帳を基に郵便番号順に並べて通し番号を振り、カテゴリーごとに割り当てた対象者数になるよう抽出いたしました。

また、就学前児童の保護者を基準に、小学生の保護者は就学前児童の保護者を除き、中学生の保護者は就学前児童と小学生児童の保護者を除くなど、対象者が重ならないように抽出しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） それは個人が特定できるアンケートでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） お子さんの年齢などを回答する設問はありますが、アンケート自体が無記名回答となっておりますので、個人を特定できるものではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 衣服を買うお金のことや電気、ガス、水道代金未払いなどの貧困状況、親、祖父母、兄弟の介護・介助があるかなどのヤングケアラー確認や、今気持ちが絶望的か、価値のない人間と思っているかなど心の内部を聞く質問もあり、保護者宛ての書類では、最後に子育て全般の自由意見を書く欄もあります。回答者は自分を見つめ直さないと答えづらいアンケートだったと思います。

統計的に処理する以外、この弥富市子ども計画アンケート調査をどのように生かしていきますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 今回のアンケートにより、子育てサービスの利用状況や希望するサービス、生活実態、その他に係る調査を実施し、人口推計等を勘案した詳細分析を行い、サービスの需要見込み等を算出いたします。その上で、国や県の施策動向等を的確に把握し、貧困対策やヤングケアラー対策などを含め、今後取り組むべき本市の課題や施策を整理してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） かなりデリケートで心の中のことも質問にありますが、統計的に処理して終わりではなく、問題に適切に予算をつけて深く掘り下げてほしいと要望します。

アンケートに自由意見を書いてもらっていますが、統計的に処理できないことが多々書かれていると思います。子供も含めた市民は、市からのアンケートに回答したことで大きく期待します。市民が人に言わないことも書いたアンケートですので、しっかり弥富市子ども計画とそれ以外に活用してほしいと思います。

次に、中学校のクラス編制に関してです。

2024年度、今年の春から愛西市内の学校法人平山学園で清林館中学校が70名の新入生募集で開校しました。清林館中学の開校は、弥富市内の公立中学校学級編制に影響はありましたか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 毎年、私立中学校へ進学する生徒数は10から20人ほどでございます。今年度は16人であり、そのうち本年度から開校となった清林館中学校へ進学した生徒数は2人でございます。そのような状況であり、弥富市の中学校学級編制には影響ありませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 2025年度から愛知県内で併設型中高一貫校の制度が始まります。近いところでは、津島高校、明和高校、半田高校などあります。小学校内で併設型中高一貫校の受験希望者や私立中学入学希望者のアンケート調査などをしていますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市内小学校においては、進学についてのアンケート調査を行うことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 併設型中高一貫校の各学校の新入生の募集人数は各80人と発表されています。津島高校は弥富市から通っている子供も多く、来春の中学受験も人気になるのでは

ないかと思います。公立の併設型中高一貫校の制度が弥富市内の中学校学級編制に与える影響などありますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 教育委員会では、公立の併設型中高一貫校の開設によって、中学校学級編制に与える影響は現段階では特にないと捉えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 来年の春開校しましたら、また状況を伺いたいと思います。

次に、中学生の新しい制服に関して質問してまいります。

着用が始まったばかりの制服に水を差すつもりはございません。ブレザー制服のメーカーの名前は何か言うのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 制服メーカーは、名古屋菅公学生服株式会社でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 制服メーカーは1社指定でしょうか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 制服メーカーにつきましては、1社指定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 制服のデザインの権利はメーカーか弥富市か、どちらにありますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 制服デザインの権利につきましては、本市と制服メーカーの名古屋菅公学生服株式会社とで共有することと取り決めをしております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 共有ということは、どちら側も勝手なことはできないということと理解しました。

1社指定は他社が参入できず、制服の価格が高くなりがちだと想像しますが、1社指定にしていることで制服を購入する保護者にはどのようなメリットがあると考えますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 転入時等の緊急の場合の対応や規格外サイズへの対応が可能であること、またメーカー固有の機能性の高い生地が使用できること、加えて、メーカーが負担するアフターサービスとして不慮の事故による破れ等は保護者負担はなく、メーカーが負担をし修理してもらうこととなっており、これらのことはメーカーを1社としていることの強

みであり、保護者にもメリットがあると考えます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 今の答弁で転入時とありましたけれども、転校生のことでしょうか。

転入時等の緊急な場合の対応とは何でしょうか。もう少し具体的にあったらいいでしょうか、伺えますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 議員言われる転校生です。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） その転校生が転入してきたときに、緊急な場合の対応というと、もう少し具体的に何かありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 転校生が市のほうに転校された場合に、制服のほうをすぐに用意ができないことがあると思います。もちろんサイズのこともあるんですけども、例えばお店のほうにもすぐ用意ができないというようなことがあっても、その場合においても、メーカーのほうからすぐに用意をするというような仕組みになっております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 再答弁ありがとうございました。

中学校のブレザー制服の仕様書を公開して、ほかの業者が製造に参画できるように仕組みを変える考えはありますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほども御答弁申し上げましたが、本市では制服メーカーを1社指定としており、仕組みを変える考えはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 中に着る制服ポロシャツについて伺います。

良質で安価で、現在の弥富市指定に似た既製品のスクールポロシャツがたくさん販売されています。ポロシャツは大体複数枚購入すると中学生保護者から聞きます。購入費の負担も大きくなります。制服ポロシャツを1社限定にしている合理性など答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 新制服を導入する際に、制服検討委員会を立ち上げて検討を行いました。制服検討委員会では、保護者の代表の委員全員が購入時に迷うことがないので、1社限定がよい。ポロシャツの性能が吸水、速乾性があり、透けにくく、機能性に優れているので1社がよいという意見がございました。そのようなことから1社限定となりました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 制服ポロシャツを同等品であれば既製品の着用を可能とするという考えはありますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほど御答弁申し上げた理由により、ポロシャツの同等品の着用は現時点では考えておりません。

また、現在必ずポロシャツを購入しなくてはならない、そんなわけではなく、これまで着用していたカッターシャツの使用も認めております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 始まったばかりの新制服が、この先たくさん生徒に中学生時代の思い出として残っていくと思います。

次に参ります。

不登校児童・生徒のアクティブ利用に関していろいろ質問してまいります。

文部科学省が2022年度の全国の不登校児童・生徒が約29万9,000人であったと発表しています。その前年の不登校児童・生徒の数は24万5,000人でした。20%以上増えています。小学生から中学生へと年齢が上がるにつれ、人数が増えています。

さて、令和5年度末の時点での弥富市内、不登校児童・生徒の数を小学校8校、中学校3校、各学校の人数と総数を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和5年度末の不登校の人数につきましては、弥生小学校が15人、桜小学校が12人、大藤小学校が2人、栄南小学校が4人、白鳥小学校が5人、十四山東部小学校が2人、十四山西部小学校はゼロ人、日の出小学校が17人、弥富中学校が47人、弥富北中学校が29人、十四山中学校が7人、合計140人でした。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 一つの学校ができる規模の人数になっています。

不登校生徒のうち、学校内外の機関等で相談や指導を受けている児童・生徒は、不登校児童・生徒総人数のうち何人で、割合どうでしょうか、出ますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校内やカラフルでの相談件数は把握しておりますが、不登校児童・生徒の割合については、保護者からの希望もありますので、お答えを控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 不登校になった理由で全国的に言われますのが、無気力、不安というものですが、曖昧に感じております。そこに至る理由を教育現場や教育行政として知ってい

てほしいと考えます。不登校になった理由にはどんなものがあるのか知りたいのですが、弥富市教育委員会と学校で収集したデータはありますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 毎月、各学校からの生徒指導報告により、児童・生徒の欠席数や理由について把握をしております。理由につきましては、友人関係や不安、無気力、親子の関わり方、生活リズムの乱れ、遊び、非行と報告が上がってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） アクティブに関して伺っていきます。

適応指導教室アクティブと呼んでおりましたが、今教育支援センターアクティブに名称が変わっていると聞きました。教育支援センターと呼ばせていただきます。

さて、8月6日、7日に市内小・中学校の現役教師のアクティブ見学会が行われたと聞いております。現役教師は、教育支援センターアクティブ見学会でどのような話をしていきましたか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 指導員から日々の子供たちのアクティブでの様子の話を伺った後、質疑等を行いました。参加した教師からは、不登校には様々な理由があるため、対応が適切か悩んでいる。児童・生徒の生活習慣が乱れて日中起きられない。児童・生徒がなかなか状況を改善しないため悩んでいるというような発言がございました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 弥富市教育委員会は、現役教師の所感を聞き、どのように考えていますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 不登校の理由については一人一人違っており、画一的な対応は難しく思われます。そのため、一人一人の児童・生徒に寄り添いながら対応していくしかなく、必要に応じて関係機関とも連携しながら対応していくことが重要だと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 令和6年度7月末現在のアクティブに体験入室中の児童・生徒を含んだ在籍数を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和6年7月末、アクティブ利用者につきましては、小学生が4人、中学生が15人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 以前、令和4年度末で約100名の不登校児童・生徒でアクティブ入室

数が27名と当時聞いております。アクティブに登録して通学している児童・生徒がそもそも少ないと感じます。なぜアクティブに登録して通ってもらえないのか、教育委員会の見解をお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校を欠席する児童・生徒の中には、連続して欠席している場合もありますが、週に1回など不定期で欠席をする場合があることや、本人や家庭が希望しない場合もあり、全ての児童・生徒がアクティブの登録をするわけではございません。アクティブに登録した児童・生徒は様々な理由により在籍校に通えず、こちらへの登録に至っておりますが、アクティブへの入室については、その理由により、アクティブに通うと決めてもなかなか通うことができない児童・生徒も多くいます。

また、現状で生活習慣が乱れている児童・生徒もあり、朝起きられずにアクティブに通えない生徒もおります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） アクティブの設置場所が遠過ぎることも一因と私は考えます。公共施設再配置計画では、アクティブは新築等を検討し、機能は継続とありますが、令和8年度からアクティブは十四山支所内に移動する計画であると聞いています。新築の考えはありますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山支所2階には、現在海部地方通信指令センターがありますが、令和7年3月で本市に返還されることとなりました。アクティブは新築ではなく、その場所の改築工事を行い使用することといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 十四山支所内のどこに設置予定でしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山支所の2階でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 引っ越し後、令和8年度から十四山支所内のアクティブの最大収容人数はどうでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） アクティブに入室を希望される児童・生徒全員が十分に余裕を持って入れるように進めております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 不登校の子供が多い学校、弥富中学、弥富北中学、桜小、日の出小、

弥生小、この5校で不登校児童・生徒の総数のうち約86%を占めます。人口の多い地域の子供たちです。人口密集地に必要ではないかと考えます、アクティブが。行政に関係する建物や土地を利用するとか、民間から借りてもいいと思います。自宅から遠くて通えないという理由は残念と感じます。

今計画されている小学校4校の小学校再編整備方針の中にありますが、小学校の再編校設置場所を検討したときに、児童居住地の分布ということで、地域に居住する児童数が場所選定の理由に入っています。

また、子育て及び教育、文化等の機能との連携という考えで、中心市街地、都市機能誘導区域に近いほうが学校機能と子育て及び教育文化等の機能との連携がしやすくなるとうたっています。学校教育課の施設でありますのにアクティブは考慮されておられません。2つ目のアクティブを市役所付近、弥富駅付近、平島付近など、中心地辺りに設置の考えはありますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在は十四山支所の2階と考えており、他の場所での設置の計画はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 少し前に聞きました質問で、不登校児童・生徒の学校別の人数ですけれども、児童・生徒の多い学校は、その人数に比例して不登校児童・生徒の人数が多くなるのはそのとおりですが、割合、パーセントが高くなっています。

全国で小規模校が統合され、中規模校や大規模校になるとき、子供たちが切磋琢磨できるとか、競争力がつくなどとほぼ例外なしに言われます。市長も今日、保護者の声として、小さな学校はコミュニティが窮屈であるとか、人間関係の固定化が不登校につながるなどと発言されていました。弥富市教育委員会も言っています。統合して切磋琢磨、生きる力を育成などです。

数字を言いますが、弥富中学の今年3月の生徒数は594人で、不登校生徒は47人、7.9%です。十四山中学は139人で、不登校生徒は7人で5%。次に、小学校ですが、日の出小は児童数509人で、不登校児童は17人で3.3%。十四山西部小は88人で、不登校児童はゼロ人でゼロ%。学校統廃合を保護者に説明するとき、このようなデータを教育委員会は消えゆく小・中学校の保護者に話していますでしょうか、質問ではありません。

子供の数が多い学校ほど不登校になっている子供の人数の率が高いという現実です。苦しいんじゃないでしょうか、子供たちは。生きる力を育成された結果、子供たちは生きるために不登校を選んでいるかもしれないと考えます。

2025年4月から十四山中学が弥富中学に編入され、さらに生徒数の多い中学校になります。

不登校になる生徒の割合が増えることも考えられます。弥富市教育委員会は、この皮肉な数字を分析してください。

最後に、学校に通えない子供たち、不登校の子供たちを支援していく決意を教育長に答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 先ほど市長から新米給食の話題がありました。私も御一緒させていただいて、十四山中学校の2年生、つまり来年4月から弥富中学校の3年生として一緒に通うことになる子供たちと一緒に給食を食べました。そこで、雑談の中で楽しみ、それとも不安と聞いたら、子供たちは不安だと言っていました。やはりそれまで小さなときから同じ保育所、同じ小学校で育ってきた子たちが大人数の中に入っていくというのは、少なからず不安はあると思います。もちろん、その中でたくましく生きる力を発揮できる子たちも大勢いると思いますが、やはり人数が増えることによってお互い気を遣い、言いたいことも言えずに我慢して自分の心にしまってしまう、そういった子たちもいるのではないかな、そんなふうに思っております。

したがって、教育委員会としては、校内での人間関係や家庭環境など様々な問題を抱え、学校に通えない児童・生徒に対し、学校内における教師とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携したチーム体制のみではなく、関係機関とも連携しながら、本人や保護者に対する支援を行っていくことがとても重要だと考えております。その支援の一つが、本市におきましてはアクティブであります。

また、今年度から学校以外に、学校が休みである土曜日にカウンセラーへ相談ができるカラフルを毎月2回、そして夏休みの終盤には自殺が多いと言われている新学期に向けて、平日に複数回カラフルを開催いたしました。そこで、児童・生徒やその保護者への支援を行ってまいりました。

教育委員会といたしましても、不安を抱えている子供たちに対し、今後も学校その他関係機関と連携を密にして、本市の子供たち一人一人に寄り添っていけるよう支援してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 大人と違って、児童・生徒は不登校の中でも周囲の人たちと関係を断ち切ることはできません。多感な時期で不登校の理由が人それぞれですから、対応も変わってくると思います。保護者と共に学校と教育行政機関が連携して、不登校の子供たちがいつか社会に出て活動できるような支援をこれからもお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後4時50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4 時40分 休憩

午後 4 時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、伊藤千春議員。

○1 番（伊藤千春君） 1 番 伊藤千春。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、公共施設の命名権の募集、いわゆるネーミングライツの導入について御質問させていただきます。

ネーミングライツとは、御存じのとおり、契約により施設の名称に企業名や商品名を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業から対価を得て施設の運営維持と利用者のサービス向上を図るための取組です。簡単に申し上げますと、施設などの命名権を売りに出して、そこから得た収入を施設の維持管理費などに充てるという仕組みです。全国的にはそう珍しいものではありません。本市においても既に取り組まれておられる事業ではありますが、ネーミングライツの積極的な活用を今まで以上に進めていただきたく、質問させていただきます。

お聞きいたします。

本市におけるネーミングライツのガイドラインはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 伊藤議員に御答弁申し上げます。

本市では、ネーミングライツ事業を令和4年度から実施しております。事業の実施に当たり、本市としての運用方針や手続などを弥富市ネーミングライツ事業実施要領に定めております。

また、実際の募集の段階におきましては、募集概要、応募方法、選定方法及び契約に関することなどを個々の対象施設ごとにネーミングライツパートナー募集要項に定め、提案を募集することとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1 番（伊藤千春君） それは、本市におけるネーミングライツのガイドラインについての御説明は十分理解させていただきました。

しかしながら、より一層理解するために、本市におけるネーミングライツの過去の実績、収益実績はどのようなになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和４年度に１件募集を行っております。対象施設はネーミングライツパートナーでありますティーケーエンジニアリング株式会社様より、ＴＫＥスポーツセンターと命名されました。十四山スポーツセンターで年間６６万円、５年間で３３０万円で契約していただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○１番（伊藤千春君） 過去の実績を具体的な数字を上げていただき、答弁ありがとうございます。過去１件募集を行われたということですね。

それでは、本市におけるネーミングライツに対する問題点はなかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） これまでの実務上での問題点は特にはないと思っております。今後展開していくに当たって、課題としましてはネーミングライツを購入しようとする企業の立場からすると、ＰＲ、コマーシャルのために費用を使うという話になるため、その費用に見合った効果が生まれるほどの集客、来客が見込めるかどうかということや、どれだけの注目度があるかという点がポイントになると思われませんが、市内にそのようなニーズに沿う施設が少ないということが上げられます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○１番（伊藤千春君） 特に問題点はなかったということは認識できますが、しかしながら、ネーミングライツのニーズに合う施設が本市において少ないという認識は、それにおいて具体的に適した公共施設はどこであるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほど課題として答弁いたしました集客力や注目度という点では、今まさにまちなか交流館を令和８年度にかけてリニューアルを行っているところであり、企業のニーズにお応えできる施設であると考えられるため、今後ネーミングライツの募集を検討してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○１番（伊藤千春君） 具体的には、令和８年度リニューアルされるまちなか交流館においてネーミングライツの募集をしていただけるということですね。前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、仮にバス停などにネーミングライツの対象を細かくするというような考えはあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在のバス停にも、地名で表しづらいところやランドマーク的なところで、海南病院など事業所名がついたものが多数ございます。現在、バス停の名称に使わせていただいている事業者からは料金をいただいていないという状況もあり、バス停でのネーミングライツの活用は難しいのではないかと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） バス停でのネーミングライツは難しいことですね。

それでは、ネーミングライツではありませんが、公用車に有料広告掲載をしてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 有料広告につきましては、平成22年度に弥富市有料広告要綱を定め、本庁舎1階の市内地図の掲載されたパネルや広報、ホームページを利用した広告のほか、子育てガイドブックやエンディングノートなどの刊行物においても実施しているところでございます。

公用車への有料広告の掲載につきましては、マグネットシートによる広告の導入について検討したことはございますが、例えば選挙の啓発の際、マグネットシートがはがれ落ちるなどの事象もあったため、見送っているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） マグネットによる広告の導入について検討をされたものの、不備が生じるという事情もあり見送られたということですね。分かりました。

それでは、公園に企業名の看板を設置することを検討してはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市が管理する公園や子供の遊び場のほとんどがイベントが開催できない規模のものであり、開催案内等により、公園名が多くの人目に触れる機会が少ないことから、企業にとっての宣伝効果が少ないと考えております。また、公園などは古くから地域に根づいた名称となっており、地域住民との合意形成も重要なものになります。

しかしながら、ネーミングライツ事業は公園等における維持管理費の新たな財源確保の手段であり、企業側のニーズや近隣自治体の動向を注視するとともに、事業実施の可能性について研究してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 今後、公園においてネーミングライツ事業を実施の可能性について研究していただけるという答弁、ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

次に、イベントにもネーミングライツを導入するというような考えはあるのでしょうか、

お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市では各種イベントがございますが、イベントへのネーミングライツの導入につきましては、御協力をいただいている企業、商店等が幾つもございますので、仮に御協力いただいている企業の同業他社がネーミングライツパートナーになった場合のことを考えますと難しいのではないかと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） イベントについては難しいということですね。

最後に、今後ネーミングライツをどのように利用、活用していく予定があるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の収入源としてだけではなく、ネーミングライツパートナーとなつていただく企業には、当該公共施設のイメージアップにつながる提案や地域貢献の場として活用する提案をいただくことも期待をしているところでございます。

本市内外を問わず、ネーミングライツを一つの御縁として、本市の今後の発展やのにぎわいの創出に向けて協働して取り組んでいけるような関係性を構築してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 本市の収入源としてだけではなく、ネーミングライツを一つの御縁として、本市の今後の発展やのにぎわいの創出に向けて今後ますます取り組んでいただけるという御答弁、ありがとうございます。引き続きネーミングライツの積極的な活用をしていただけるように切にお願いし、ネーミングライツについての質問を終わらせていただきます。

次に、今年の夏も昨今の季節変動により、私たちが子供だった頃の夏とは違い、毎日のように全国的に熱中症警戒アラートが出されて最高気温更新といった話題になるような、毎日大変な猛暑になったのは記憶に新しいところです。まだまだ暑い日も続いておりますが、今後も毎日大変な猛暑が続くものと考えられます。

そういった中、小・中学校の児童・生徒が学校生活をする上で、学校施設にエアコンは必要不可欠と考えます。過去においても、本市の小・中学校の空調設備を整備する取組について質問されていると思いますが、ここで改めて空調設備の整備状況を再確認させていただきたいと思い、質問させていただきます。

まず初めに、現在の小・中学校の普通教室及び特別教室の空調設備の整備状況はどのようなになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小・中学校の空調設備につきましては、普通教室と音楽教室に整備しております。

また、弥富中学校と日の出小学校につきましては、全ての特別教室にも整備をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 現状、普通教室と音楽教室には整備されており、弥富中学校と日の出小学校には全ての特別教室にも整備されているということですね。

それでは、体育の授業をはじめとする各種学校行事で使用する体育館の空調設備の整備状況はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小・中学校の体育館には空調設備はございませんが、十四山東部小学校が体育館として使用している十四山公民館講堂は、空調設備が整備されております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 残念ながら小・中学校の体育館には空調設備はなく、十四山東部小学校が体育館として使用している十四山公民館講堂のみが空調設備が設置されているということですね。

それでは、学校施設の空調設備のエネルギーには主に何を利用されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校施設の空調設備は、主に電気を使用しております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 電気を使用されているとのことですね。

それでは、児童・生徒が使用する体育館施設においては、十四山東部小学校以外は未整備という御回答でしたが、先ほども申し上げましたように、昨今は猛暑日が非常に多く、児童・生徒及び教職員の体調面も大変危惧されます。このような状況の中において、本市は近い将来、体育館施設に空調設備を整備していくという考えはあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 体育施設への空調設備整備計画につきましては、今後、他の大型事業等との優先順位を精査しながら計画していく考えでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 今後、他の大型事業との優先順位を精査しながら計画していくという前向きな御答弁であります。しかしながら、学校施設の平時は学校運営で使用しますが、

災害時は市の指定避難所として使用されることになります。このため、災害時は避難者が長期生活をする上で、体育館の空調設備は大変重要であると考えますので、今後は導入していただきますよう強く要望いたします。

そこで、私から将来への要望ということで、将来、体育館に空調設備を整備する際には、使用するエネルギーにＬＰガスを推奨させていただきます。理由といたしましては、ＬＰガスは都市ガスよりもいち早く復旧するエネルギーであり、商用電源を使用することなく避難生活を支えるエネルギーであるからです。このような理由により、災害に強いＬＰガスを推奨いたします。

既に設置されている市有公共施設の空調機器などの全てを電気からＬＰガスに切り替えるのは施設運営や費用面などで難しいかもしれませんが、今後、学校体育館の空調設備をはじめ各市有公共施設において、新規導入または入替えによる改修などを検討される設備については、ＬＰガスを御検討していただきますよう要望いたします。

ところで、現在、経済産業省資源エネルギー庁で災害時に備えた社会的重要インフラの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金があります。この補助金は、災害時にも機能を維持することが必要な避難所または避難所になり得るような施設、もしくは避難困難者が生じる施設などにおける石油製品の安定供給の確保を図ることを目的としています。

本市においてもこの補助金を利用していこうという考えはないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市といたしましては、避難所施設の機能強化は大変重要であると考えております。このため、今後、市有施設の新築時や既存施設の改修時等において、施設管理部署と連携し、各種補助事業により避難所施設の機能強化に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○１番（伊藤千春君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

いつ起きても不思議でない南海トラフ地震に備えて、災害に強いＬＰガスを利活用していただきますよう要望いたします。

災害に強いエネルギーと言われている理由といたしまして、最も大きな理由、自立稼働が可能な分散型エネルギーだからです。ＬＰガスは容器に充填して必要とする場所に設置できる分散型で、電力などを使用することなく独立して稼働します。このため、災害で電力供給が途絶えたときでも十分に力を発揮できるからです。ＬＰガスの災害の強さは、東日本大震災でも証明されています。

災害では、被災から３日間をいかに乗り切るかが重要とされています。実際、自衛隊等が援助に入るまでに、各地の避難所でＬＰガス容器にストックされている軒下在庫を活用した

暖房、炊き出しなどが行われて、命をつなぐ役割を果たしたと報告されています。

例えば、1トンのLPGガスで発電機1台、ガストーブ5台、70人分の朝昼晩の炊飯、1日3時間のシャワーの使用を12日間賄えたと聞いております。ガスをエネルギーとするガスヒートポンプエアコンを使用すれば、冷暖房の供給も可能です。もし地震や台風、豪雨などで電力や都市ガス供給網が途絶えても、ライフラインを確保する切り札になります。

LPGガスは重要なエネルギーとしてのさらなる位置づけの向上と、皆様の理解の助けになれば幸いです。今後いつ起きるとも知れない地震や災害に備えて、皆様も一度前向きに御検討してください。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時13分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 江 崎 貴 大

同 議員 加 藤 克 之

令和6年9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 千 春 | 2 番 | 柴 田 英 里 |
| 3 番 | 鈴 木 りつか | 4 番 | 平 居 ゆかり |
| 5 番 | 横 井 克 典 | 6 番 | 板 倉 克 典 |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 加 藤 明 由 |
| 9 番 | 小久保 照 枝 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 佐 藤 仁 志 | 12番 | 江 崎 貴 大 |
| 13番 | 加 藤 克 之 | 14番 | 高 橋 八重典 |
| 15番 | 早 川 公 二 | 16番 | 平 野 広 行 |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 14番 | 高 橋 八重典 | 15番 | 早 川 公 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|--------------------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 市民生活部長 | 柴 田 寿 文 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 安 井 幹 雄 |
| 建 設 部 長 | 立 石 隆 信 | 教 育 部 長 | 渡 邊 一 弘 |
| 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 佐 藤 雅 人 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 大 木 弘 己 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長兼
図 書 館 長 | 伊 藤 隆 彦 | 総 務 課 長 | 横 江 兼 光 |
| 財 政 課 長 | 村 田 健太郎 | 人 事 秘 書 課 長 | 山 森 隆 彦 |
| 企画政策課長 | 佐 藤 文 彦 | 防 災 課 長 | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 |
| 市民課長兼
十四山支所長兼
鍋 田 支 所 長 | 下 里 真理子 | 環 境 課 長 | 梅 田 英 明 |
| 市民協働課長 | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長 | 浅 野 克 教 |
| 健康推進課長 | 山 守 美代子 | 福 祉 課 長 | 後 藤 浩 幸 |
| 介護高齢課長 | 富 居 利 彦 | 児 童 課 長 | 飯 田 宏 基 |

総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長

中山 義之

産業振興課長

上田 忠次

土木課長

神野 忠昭

都市整備課長

三輪 秀樹

下水道課長

早川 昇作

学校教育課長

田畑 由美子

生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長

飯塚 義子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐野 智雄

議事課長

田口 邦郎

書記

鈴木 悦子

6 議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と早川公二議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、小久保照枝議員。

○9番（小久保照枝君） 皆様、おはようございます。

9番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、多文化共生社会についてと災害対応力の強化について、2点質問させていただきます。

まず、1点目の多文化共生社会について質問させていただきます。

世界には、様々な人種、宗教、文化、言語などが存在します。人種や宗教、言語などの文化が違って一人の人間として互いを尊重し合い、違いを認め合いながら仲よく共に生きていくこと、これが多文化共生ということだと思います。

人種の違いや文化の違いがある人間同士が認め合い、尊重し合うことは、大変な努力が必要です。理解し合うには、言葉の壁、習慣の違いを乗り越える課題も数多くあります。

近年では国際化が進み、外国人の往来が盛んになり、日本を訪れる外国人の数が本年上半期で過去最多1,777万人を上回っています。国民全体に多文化共生の意識が高まり、文化、言語、国籍や年齢、性別、能力など、個人の違いに関わらずできるだけ多くの人々が利用できることを目指すユニバーサルデザインのまちづくりがますます求められていくのではないのでしょうか。

2023年6月末現在、愛知県54市町村において、外国人住民数の総人口に占める割合で弥富市は人口4万2,441人、在留外国人2,467人、人口に占める割合が5.81%で8番目と上位を記されておりました。現在の弥富市が外国人にとって暮らしやすいまちなのかどうか、課題は何かという視点を持って質問をさせていただきたいと思います。

それでは、外国人の実態についてお伺いいたします。市内に住民登録をされている外国人の在留資格と人数をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） おはようございます。御答弁申し上げます。

当市で把握している8月末現在に住民登録をされている外国人は、48か国、2,706人です。

そのうち、在留資格において多い順に3つ上げますと、永住者533人、技術・人文知識・国際業務468人、家族滞在394人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 本年7月末現在の住民登録数を聞かせていただきました。外国人在留資格をお伺いいたしました。

昨年より1年間だけでも約200人の方が弥富市に住民登録されていることが分かりました。

また、永住者やお仕事で来られてみえる方、家族で滞在されていることが分かりました。

それでは、その方々の国籍はどのような状況でしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 先ほど回答いたしました在留資格別に国籍の多い順に3つ上げますと、永住者の方はブラジル、フィリピン、中国、技術・人文知識・国際業務の方はベトナム、パキスタン、スリランカ、家族滞在の方はベトナム、パキスタン、スリランカでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 上位3つ教えていただきました。ベトナム、ブラジル、フィリピン。

私の近所にはパキスタンの方がお見えになります。言語を調べてみると、ベトナム語、ポルトガル語、タガログ語、ウルドゥー語と、本当に語源の種類の多さに驚いております。

そこで、行政手続と情報提供についてお伺いいたします。

以前、庁舎に外国の子供がタブレットを持ち、日本語が分からない親御さんの通訳をしている姿を見かけました。また、職場の担当の方が付き添いながら何人かの外国人が手続されている姿も見かけられます。言葉が通じない外国人に対して、行政窓口での対応方法はどのようなサービスを行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） スマホの通訳アプリやポケトークなどの翻訳機器の活用や、出入国在留管理庁による通訳支援事業を活用した電話による通訳サービスを利用して対応しております。

また、英語、ポルトガル語ができる職員が、応援要請があれば通訳のお手伝いをしております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9 番（小久保照枝君） それでは、地域社会のルールやごみの出し方など、行政情報の提供方法はどのようにされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 本市では、市のホームページに英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語の5言語の翻訳機能を備え、外国籍の市民に向けた言語支援を行っております。

ごみの出し方につきましては、市民課において転入時等に窓口で一般家庭ごみ収集日程表をお渡しし、その裏表紙に記載してある2次元コードを読み取ることで市ホームページ内の外国語版ごみ分別ガイドブックに接続する形で情報を提供しております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9 番（小久保照枝君） 実際、5言語の翻訳機能だけでは理解できず、間違えたり困ったりされてみえるのではないかと思います。

市に来られている国籍の多いベトナム語、ポルトガル語、タガログ語、ウルドゥー語など、広報紙の翻訳機能に追加され、情報提供のさらなる充実を検討していただきたいと思います。

福祉についてお伺いいたします。本市に在住される外国人の方に利用できる福祉サービスはありますか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 外国人の方に特化した福祉サービスはございませんが、本市において住民基本台帳に記載され、在住されている方であれば、国籍に関係なく児童福祉や高齢者福祉、障がい者福祉などの福祉サービスを受けていただくことができます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9 番（小久保照枝君） 福祉サービスなどは、内容を理解して申請手続きをしなければ支給されません。その点はいかがでしょうか、再質問でお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 外国人の方への福祉サービス等の説明につきましては、市ホームページの多言語翻訳機能やスマホの通訳アプリなどを活用して、福祉サービスの内容や申請方法について御理解いただけるように丁寧に説明のほうをさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9 番（小久保照枝君） ぜひ、申請漏れのないように対応をお願いいたします。

日本語や地域社会のルールについて学ぶ場はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 継続的、定期的に地域社会のルールや日本語を学ぶ機会等はありませんが、昨年度より国際交流会を開催し、日本文化に触れたり、ごみ出しなどのルールをクイズ形式で学ぶイベントを開催いたしました。

日本語の学び場として、本市では地域ボランティア団体の「カムカム」が隔週土曜日と隔週日曜日の午前中に、16歳以上の方を対象に日本語教室を開催していただいております。ここでは単に日本語を学ぶだけのものではなく、弥富市の中で生活していく上での社会ルールや日本独特の文化、あるいは習慣、そういったものなどを織り交ぜながら日本語を学ぶ場を運営していただいております。

また、今年度、愛知県主催で初期日本語教育指導者養成講座と「はじめてのにはんごきょうしつ」を開催し、次年度以降、市主催での日本語教室を開催できるよう準備をしていく予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 社会福祉センターで開催される日本語教室カムカムさんに伺ったことがあります。一人一人にボランティア支援員さんが対応され、その方に合ったペースで日本語を教えてみえました。

16歳以上が対象ですが、赤ちゃんや子供たちも一緒に来られて、たまに通訳をしたり、また絵を描いたりしながら退屈そうに過ごしておりました。

車がないのでバスを利用されてみえる方もいらっしゃいます。次年度以降、市主催で日本語教室を開催できるよう準備していくとのことですが、そういった点にも考慮していただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

次に、外国人住民の地域コミュニティへの参画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 数は少ないですが、区長補助員や地区の組長、班長など地区役員を引き受けていただいたり、また子供がいる家庭では子供と一緒に子ども会活動や地域のお祭りなどの行事に参加する事例もございます。

アンケートなどを行っていないため具体的な数値等は把握しておりませんが、外国人住民は自治会などのコミュニティの存在を知らず、近所付き合いなどもほとんどなく、外国人のコミュニティの中で情報を共有し、様々な問題などもその中で解決している状況で、実際に自治会などのコミュニティへの参画は少ないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 永住者や家族で引っ越して来られた場合など、地域でつながっていくとお互いに安心できるのではないのでしょうか。何に困っているのか、自治会コミュニティ

などに参加したいかなど、外国人の方に向けたアンケート調査も必要ではないかと考えます。ぜひ御検討ください。

次に、外国人住民の生活相談のための窓口はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 生活相談につきましては、市内に国際交流協会等の団体があれば、それら団体が担っている市町が多いのですが、本市には協会等がないため、相談内容に応じてそれぞれの担当課において対応をしていただいております。

また、複雑な問題に対する継続的な支援の場合は、愛知多文化共生センターの外国人向け専門相談を御案内することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 現役世代の急減で人手不足が深刻化する我が国において、外国人の方がこれからますます重要な社会の担い手として、日本に、そして本市に訪れてきます。

外国人の目線に立って寄り添える相談窓口が身近に設置されると、住民にとってとても安心して暮らすことができると思います。外国人相談窓口を検討していただけるよう要望いたします。

次に、教育についてお伺いいたします。現在、小・中学校での外国人の生徒数はどのようなになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市内の小・中学校に通う外国籍の児童は104人、中学校に通う生徒は51人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 市内小・中学校で外国籍の児童が合わせて155人学んでみえるということですが。

児童課でお伺いしたところ、現在、保育園児923人、そのうち外国籍の園児が89人、約1割見えるそうです。年長児52人には、読み書きボランティアさんが教えに来てくださっていると伺いいたしました。心強いことです。

これからも、小・中学校、児童・生徒数の推移は断然高くなってくると思われます。日本語が分からない小・中学生の対応はどのようにされてみえるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校において日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、個々の日本語習得状況に応じた指導体制を取っており、日本語指導員により授業時間内に日本語初期指導を行っております。

週8時間まで、年間280時間以内で日本語の習得状況に応じ時間数を決めて指導をし、充

実した学校生活ができるよう支援をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 学校において日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、個々の日本語習得状況に応じた指導体制を取っており、日本語指導員により授業時間内に日本語教育していただいているということでありました。

一人一人の日本語習得状況に応じ、日本語指導員により週8時間学んでいるとのことでした。

子供の対応力、吸収力は想像以上です。多文化共生社会の縮図でもある学校生活を子供たちが受け入れ合い、学び合える充実した学校生活を過ごせるよう、教育長をはじめ、先生方にはより一層の御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、親御さんに対して学校の情報提供の方法はどのようにされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校からは、日本語で書かれた行事予定、給食代理等各種お知らせや手紙を児童・生徒を介し配付しており、内容確認が必要な場合は、担任から保護者へ直接連絡をしております。

また、日本語が理解できない方に対して、通訳の手段としてスマホアプリや翻訳機、通訳者を含めた3者間の電話通訳サービスを活用しております。翻訳機は74言語、電話通訳サービスは21言語と多言語に対応し、保護者負担の軽減と正確な情報提供に努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ありがとうございます。

担任の先生から直接電話をくださったり、3者間の電話通訳サービス、他言語を利用して正確な情報を提供して下さっているということでした。

最後に、多文化共生社会に対して市長の御見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

8月末現在、本市の外国人住民は、先ほどもお伝えしましたが48か国、2,706人で、このうち最も多い国はベトナムの方となっております。国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくことはとても大切なことと考えております。一方で、言語の違いがあることから、外国人住民の方が地域の中に入り、自治会やコミュニティに参画してもらうことは非常に難しいテーマであると考えております。

外国人と地域社会において共に生きていくに当たっては、彼らの声を市政に反映していく

ことも必要になってまいります。他団体の先進事例では、外国人会議や総合相談窓口といった取組がなされており、そのような先進事例の研究も必要になってくるのではないかと考えております。多文化共生社会の推進に向けて、まずは共に暮らす市民として外国人住民の方に日本の文化、習慣をはじめ、社会ルールをお伝えしていくことが肝要であります。

今後、子供の出生率が大幅に上がらない限り、人口は減少していきます。たとえ出生率が上がり人口が増加に転じても、その子供たちが社会の一員となるには、やはり20年後、30年後ということになってまいります。

現在、市内の商業、工業、農業、教育、福祉等では、どの分野においてもやはり人手不足が喫緊の課題となっております。そのような中で頼りになってくるのは、やはり外国人の方のマンパワーであります。外国人の住民の方が地域の一員として地域社会を支えていただけるよう、地域団体や企業とも協力していきながら多文化共生社会の構築に取り組んでまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 市長より前向きな御答弁をいただきました。

外国人の方にも住みやすい弥富市、安心・安全な弥富市をしっかりとアピールできるよう、多文化共生社会についてより一層の取組を期待いたします。

続きまして、2つ目の質問、災害対応力の強化について質問させていただきます。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、320名に及ぶ死者、12万棟を超える住家被害など甚大な被害をもたらし、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされております。

この地震では、古い家屋の倒壊や陸海空路の途絶、孤立集落の発生、長期間にわたる断水など、災害対応に関わる様々な課題が明らかになりました。

また、最近も7月下旬に山形県、秋田県をはじめ、各地で豪雨災害、8月初旬には宮崎県で震度6弱を観測した地震の発生を受け、気象庁は南海トラフ巨大地震注意を発表いたしました。翌日には神奈川県で震度5弱を観測するなど、南海トラフ地震や台風10号、また11号も出てきておりますが、頻発する豪雨災害の現状を踏まえ、より一層の災害対応力の強化に取り組まなければなりません。

昨年の12月議会でも防災意識の啓発について質問させていただきましたが、今回は災害対応力強化について質問させていただきます。

内閣府では、2023年、災害発生後に被災者一人一人に対し、避難生活から生活再建まで迅速かつ効果的に切れ目のない支援を受けられるよう、災害ケースマネジメントの実施の手引きを公表しました。

本市としての災害ケースマネジメントの理解と実施に向けての現状をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 御答弁を申し上げます。

災害ケースマネジメントとは、被災地から避難した一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対しきめ細やかな支援を継続する取組であります。

内閣府の手引きに対応する形で、愛知県版の手引きが2024年3月に公表されております。愛知県版手引きでは、愛知方式として特色を9つにまとめ、それぞれの特色のQ&A、事例、資料が記載され、ポイントや具体例などを示されております。

過去の事例を見ると、発災後一定の期間が経過すると被災者の問題が忘れられていく傾向があります。これは、被災者が自立できたのではなく、風化とともに社会の表面に見えなくなっただけであり、その分被災者は一層孤独にさいなまれながら課題を引きずっていくケースが多いと言われております。

本市といたしましては、このような事例を踏まえながら愛知県が設置する愛知県被災地域支援対策本部と連携して取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 被災者一人一人に対して、切れ目のない支援体制の強化をよろしくお願いいたします。

次に、災害発生時において、障がいのある方や高齢者など、配慮が必要な方の避難行動をあらかじめ決めておく個別避難計画の策定状況をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市における個別避難計画に対する取組状況でございますが、直近では令和5年12月議会において個別避難計画の様式の修正や要綱の整備について検討を進め、新たにモデルケースを2地区程度作成するため御協力いただける地区を選定している状況であると答弁したところでございます。

その後、市内2地区の自主防災会に協力を得られることができたため、現在、当該地区の3人を対象にモデルケースとなる計画の作成を進めているほか、修正した様式を包括した要綱案が一旦完成した状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 多岐にわたる福祉業務の中、個別避難計画の作成には大変時間がかかることだと承知しております。

作成された計画の実効性確保につながるよう、福祉サービス事業者との連携強化などの取組について進捗をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 福祉サービス事業者との連携強化に対する取組状況でございますが、個別避難計画の作成過程において弥富市地域包括支援センターや居

宅介護支援事業所及び弥富市社会福祉協議会の専門職の方にも参画していただいた上で、より実効性の高いものとなることを念頭に協議を行い、作成を進めております。

なお、個別避難計画の作成に限らず、福祉関係機関とは困難事例ケースへの対応などにおいて連絡調整を密に行うことにより、常日頃から連携強化を図るように心がけております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 災害時に自ら避難することが難しい独り暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等がどのような避難行動を取ればよいのかについて、令和3年、個別避難計画策定が努力義務とされました。

平時からの支え合える地域づくりや人づくりを進めておくことが必要です。個別避難計画づくりを契機に、いざというときに助け合える地域の連携、防災訓練にもつなげていただきたいと思います。

次に、障がいがある方の避難については、福祉避難所への直行を可能として受入れの円滑化が図れないか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 大規模災害時は、福祉避難所も施設自体が被災をして受入れが困難になる状況に陥る場合があります。

このため、発災直後は一般の避難所に避難していただき、本市災害対策本部が福祉避難所施設の被災状況を確認し、受入れが可能な状態であれば本人や家族の希望を聞いた上で一般の避難所から移動できるよう調整をいたします。

また、利用者の移送につきましては、原則として家族等が移送することになりますが、移送手段がない方については必要に応じて災害対策本部で協議・検討し対応をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 災害時は、想像がつかない混乱があると思います。特に、障がい者や要支援者の方など、状況説明などが難しいかもしれません。

福祉避難計画を作成しておくことにより、対策本部と福祉避難所への受入れの円滑化が進むのではないかと思います。実践的な福祉避難計画策定に向け、取り組んでいただきたいと思います。

次に、避難情報の発信や避難所運営において、外国人の方や高齢者、多様な住民に対応した災害対策が推進されているのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 避難情報に関しましては、本市は主に市ホームページ、防災行政無線、防災・安全メール、LINE、X、ヤフー防災アプリ、L字放送、緊急速報メールにおいて配信いたします。その中で、市ホームページにおいては外国人の方に向けた多言語翻

訳開始ページにより英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語に翻訳する機能がございしますので、御活用いただきたいと思いますと考えております。

また、高齢者の方などで本市が配信する防災・安全メールの利用ができない方につきましては、事前に市役所防災課へ電話等による災害情報受信登録票を御提出いただければ、本市の防災情報を自宅の固定電話の音声またはファクスで受け取ることができますので、御活用いただきたいと思いますと考えております。

避難所運営に関しましては、外国人の方のために自治体国際化協会が作成いたしました英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の災害時多言語表示シートを各市有施設の避難所に配置しております。

また、高齢者への配慮といたしましては、寝起きの際に生活しやすい段ボールベッドをはじめ、エアマットなどを配備しておりますが、大規模災害時は避難所生活が長期間にわたるため、避難所の状況を適宜把握し、必要に応じて対応をまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） きめ細やかな災害対策を聞かせていただきました。

災害時、外国人支援用ピクトグラム表示も共通認識になりますので、ダウンロードして活用できるといいかと思いますので、その点も御検討ください。

次に、ペット同行避難への対応として、獣医師会など関係団体と必要に応じ連携し、ペットと共に避難可能な避難所運営に向け体制を構築すべきだと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の指定避難所へペットの同行避難をする場合、避難所は様々な方が長期間共同生活をするため、原則として餌やりやし尿処理などといったペットの世話をするとき以外は飼い主とペットは別の場所で生活することとなります。

避難所生活は環境が大きく変わるため、ふだんおとなしいペットでも過剰なストレスなどにより体調不良になることが考えられます。また、ペットと暮らすことが苦手な方やアレルギーがある方もいることから、ペットに関する避難所運営は特別な配慮が必要であると考えております。そのため、本市は今後、愛知県や愛知県獣医師会など関係機関と連携し、ペット同行避難に関する訓練を実施し、課題を洗い出し、よりよい避難所運営の実現に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） 前向きな御答弁をいただきました。

ペット同行避難の記事を新聞で見たことがありますが、ペットをケージにスムーズに入れるためのトレーニングを実施したり、獣医師会による相談会を開き、餌や薬の備蓄に関する

質問会など、参加者からは、日頃からの準備が大事だと感じた、また開催してほしいと書かれてありました。

ペット同行避難の意識が高まるよう実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、女性目線での災害対策の推進といたしまして、避難所運営管理への参画や女性向け物資の充実のほか、母子や妊婦が安心して過ごせる避難所の設置など、女性の視点、母子・妊婦性被害などを取り入れた災害対策をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 避難所運営の女性参画につきましては、令和4年度から実施しております避難所運営方法をテーマにした防災ワークショップにおいて、女性の会、保育所長等、多くの女性の方に参加をしていただき、女性目線を組み入れたワークを行っております。

この防災ワークショップを通じて、女性への性被害防止や母子・妊婦等に配慮した避難所内のレイアウトを参加者の皆さんで議論及び発表をして参加者全員が共通認識を習得し、避難者で構成される避難所運営委員会のメンバーに女性を登用し、女性に配慮した対応ができる体制づくりを行っています。

また、女性向けの物資としましては、生理用品が約1万個をはじめ、乳児用紙おむつが約1,000個、乳児用粉ミルクが約4,000回分などを備蓄しております。

大規模災害発生時は国が実施するプッシュ型の物資受入れがあり、さらに本市は民間機関等との物資供給の協定を締結しておりますので、災害対策本部が避難所の状況を適宜把握して必要に応じて対応してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 避難生活においては、避難所運営委員会の中に女性を登用して、女性に配慮した対応ができる体制づくりを行うということでした。特に、女性の性被害防止対策を防ぐ対応を重視していただきたいと思います。

また、本市では民間機関との物資供給の協定を随時締結していただいております。窓口で聞かせていただいたところ、生活物資の供給に関する協定や医療救護に関する協定、資機材や段ボール製品の供給による協定など、62の協定を結ばれているとお伺いいたしました。

協定は無料と伺っております。市内にもドラッグストアとか、弥富市内にも多く建っておりますので、物資供給としてさらに協定を結んでいただくと市民の方の安心につながると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、発災時の対応力強化についてお伺いいたします。

休日や深夜など、業務時間外であっても発災後の初動対応を適時適切に実施できるよう様々な状況を想定した実践的な訓練は本市としてされているのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市は、発災直後の初動対応訓練は実施しておりませんが、毎年4月に各課に配置しております防災担当者研修を実施しております。

防災担当者は主に各課のグループリーダーが担っており、本市地域防災計画の変更事項をはじめ、出水時期の注意事項や各課業務継続計画（BCP）の確認などについて研修を実施し、その内容を各課で共有して職員の防災意識の向上に努めております。また、令和4年度より防災関係機関の参加の下、実践的なリエゾン連携訓練を行っております。

今年度は、10月30日に行われる愛知県の被災自治体支援活動訓練の中に盛り込み、本市を訓練会場にして実施してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 平時の訓練は大切かと思います。ぜひまた検討していただきたいと思います。

発災直後には消防力が不足し、家具の下敷きによる逃げ遅れや火災が命取りになります。したがって、家具固定や感震ブレイカーの設置が進むよう、本市としての推進をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 家具の固定につきまして、本市は障がい者や高齢者、母子世帯など、身体的な理由、体力的な問題等で自らが家具の固定作業をすることが困難である世帯を対象に家具転倒防止器具取付け事業を行っております。この事業は、申請者が自己負担で購入等をされた転倒防止器具の取付け費用を本市が負担する事業でございます。本事業の推進のために、市ホームページや防災出前講座、また4月に開催しております区長会や自主防災会、全体会等で周知をしております。

感震ブレイカー設置の推進につきましては、中部電力パワーグリッド株式会社と合同で実施する防災出前講座においてPR活動を実施しております。

今後は、市広報、ホームページ、また防災ワークショップや自主防災会全体会等で広く周知をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 家具固定や感震ブレイカー設置など、知らない方も多く見えると思います。安全のためにも、周知啓発をよろしくお願いいたします。

次に、住民一人一人が自身や家族の避難行動計画をあらかじめ定めるマイタイムラインを作成するなど、事前防災に取り組めるよう、防災教育や啓発活動を本市としてどのように取り組んでいるかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） すみません、マイタイムラインの作成などの前に1つ訂正をさせていただきます。

先ほど、防災関係機関の参加の下、リエゾン訓練の日程のことですけれども、10月30日と申しましたが、31日が正解でございますので、訂正させていただきます。

それでは、災害が発生した際にいつ何をするのかを整理した個人の防災計画であるマイタイムライン。一人一人が取る防災行動を時系列に整理し、あらかじめ取りまとめをしておくことで、急な判断が迫られる災害時に非常に役に立ちます。このマイタイムラインを周知することは、地域防災力の向上を図る上で大変重要であると考えます。

このため、本市はマイタイムラインの重要性を市広報、ホームページへ掲載し、また防災ワークショップや出前講座等で周知をして普及啓発に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 出前講座などで聞くだけでは分かりづらいというか、聞くだけでは本当に進まないのではないかと思います。一緒に寄り添いながらマイタイムラインを作成していく取組も大切かと思いますので、要望させていただきます。

最後に、災害対応力の強化に対する市長の見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の災害対応力の強化といたしましては、避難行動要支援者の個別避難計画の策定が大変重要であると考えております。

東日本大震災では、支援する側の人である消防団、福祉施設などの方々が支援を必要とする人を助けようとして、多数の方が命を落としたと聞いております。このため、個別避難計画の策定を進める中で、支援する側の人の安全確保も含めて検討をしております。

福祉避難所に関しましては、本市は今年度新たに又八地内にあります特別養護老人ホームおふくろの家と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結いたしました。既存の福祉避難所であります輪中の郷、愛厚弥富の里、長寿の里・十四山と併せて日頃から顔の見える関係性を強化して情報共有を図り、災害時に備えております。

また、昨今、避難所生活で災害弱者への被害が問題視されております。大規模災害時は、長期間同じ施設内で多数の避難者が生活することになります。こういった避難所での被害は、被災者の心身をさらに傷つける大きな問題であります。

災害時、いろいろな災害があるわけですが、要支援者といってもまたこれは様々でございます。要介護者の方、また足の不自由な方とか目の不自由な方、耳の不自由な方、本当に様々でございます。多岐にわたっているんですが、そういった方々の避難行動において、また避難所の生活において情報提供に格差があっては絶対これはならないことですし、また支援の格差もあってはならないことでございます。そのようなことがないよう、本市といたし

ましては災害弱者の視点に立って、今後とも各種災害対応に取り組んでまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ありがとうございます。

これからも本市一丸となって防災対応力を強めていただきたいと要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時55分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤克之議員。

○13番（加藤克之君） 皆さん、こんにちは。

13番 加藤克之です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、1つ目、公立保育所民営化の進捗、2つ目、地域移行と学校ネットワーク整備、このテーマについて質問をさせていただきます。

幾分残暑も和らぎ、しのぎよい日が多くなりました。皆さん、夏の疲れは出ていらっしゃるいませんか。澄み切った心で1日をスタートし、好季節を迎えています。どうか穏やかに、正しく明るく過ごしていきたいと思います。

本会議場も議場にて、弥富の花弁組合よりジニア、ヒャクニチソウの寄贈をいただいております。

期待をしていますので、お言葉を申し上げます。ジニア、ヒャクニチソウは、変わらない心、そして絆、幸せ、幸福という意味がございます。また、色も、変わらない心はもちろん白でございますし、そしてまた絆と幸せは、もちろん赤でございます。そしてもう一つは、オレンジは思いやりもあるというわけでございます。そして、100日という数字のごとく、100日間長く長く咲いていただきたいという思いもある状況でございます。

さて、皆さんと共に令和6年の新年を迎え、はや今年も残り3か月と20日となってまいりました。そういう意味で、たつ年は動く年、変わる年、そういう思いの年です。新年、市長も私もこの場で申しました。そういう意味で、変わる年ほど、この年にきちっと皆様方の姿、そして認識、自信を持って職員の皆さん、行っていただきたい、取り組んでいただきたい、そういうお言葉を申し上げる次第でございます。

さて、質問に入りたいと思います。

本市では、令和2年度から5年間の子育て支援の指針により第2期弥富市子ども・子育て支援事業計画を策定し、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進しております。本市の保育は9か所の公立保育所で担っていましたが、市内私立幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行し、本市の保育の一翼を担っています。

このように、公と民が共同して柔軟で充実した保育サービスを提供する体制の方針を構築するために、令和4年1月、本市公立保育所の民営化基本方針を作成しました。この方針に基づきまして、ひので保育所は令和7年度から民営化を予定、弥生保育所は令和11年度までに民営化を予定しています。そこで、令和7年度から民営化になるひので保育所運営や形態に当たり、質問をさせていただきます。

まず初めに、保育所の民営化におけるメリットとデメリットをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） メリットにつきましては、法人個々の理念に基づいた特色のある保育内容が可能となることや、保護者の多様なニーズについて迅速で柔軟な対応が可能となり、新たな保育サービス等の導入が期待されます。

また、認定こども園化により幼児教育と保育機能を併せ持つこととなりますので、保護者の就労状況が変化して保育事由がなくなった場合でもそのまま幼稚園として継続利用できることが可能となるなど、保護者にとって市内でお子様を預ける施設の選択肢が増えることもメリットになるのではないかと考えております。

財政的には、民間への移管により公立保育所では対象とならない国・県の負担金が交付されますので、運営費に係る財源が確保しやすくなり、施設の増改築や大規模修繕についても国の補助制度が活用できることがメリットとなります。

デメリットにつきましては、移管後も継続利用される児童にとって保育士の入れ替わりに伴う環境の変化が考えられますが、本年度実施しております共同保育事業により、その影響の軽減に努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 一番最初にメリット・デメリットを聞いて、そしてまた保育民営化に進めていくと。やはりこれは確認しなければならない、またその後でも対応もしていかなきゃいけないというわけで、一番最初に質問させていただきました。

続いて、民営化によりまして財政効果はどのぐらい、またどのように使うことを考えておられますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） ひので保育所における保育料と国・県負担金

などを含めた歳入額から保育所に係る運営費等の歳出額を差引きした額、すなわちひので保育所を民営化した場合の財政的な影響額については、あくまで現時点での試算となりますが、2,800万円ほどの負担が軽減されると見込んでおります。

民営化により得られる財源については、教育に関する施策等を含め、主に子育てに関連した施策に充当してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 2,800万ほどという財源ですけど、見込みですからね、まだあれですけど、これに至るまで市民の皆様方から多くのアンケートをお聞きして、部長、また課長、職員もしっかりと一つ一つアンケートの市民の声を丁寧にお答えをしておられますね。約60件ぐらいでしたか、あったわけでございますけれども、そういう意味を含めながら、その中でやはり問題点、また気になる点。市民の方、これからやはり新しく整えて変わっていきますと、制服とかいろいろな内容とか、いろいろ変わってくるわけでございますので、その辺のところをしっかりとこの4月以降、地域の声、また保護者の声を聞きながら、よき財源の使い道を考えていただきたい、そういうふうに思う次第でございます。

引き続き、移管先法人はどのように選定をなされましたか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 移管先法人の選定については、プロポーザル方式を採用いたしました。

今回は、令和4年8月に移管先法人の公募を行い、応募に関する説明会や現地見学会を開催した後に、社会福祉法人及び学校法人の4法人から応募をいただきました。その後、保護者代表や学識経験者等で組織する選定委員会において、各法人の現地調査及び書類審査による第1次審査、プレゼンテーション及びヒアリング調査による第2次審査を経て、同年12月に移管先法人を決定いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） しっかりとこの経緯を経て移管先の法人を決めていただいたというわけでございます。

皆様方、たくさんの方の応募があったかなというのがありますが、しっかりと第1次審査、第2次審査を経て今回決まったわけでございますので、しっかりとその民営化の方たちには対応していただきたいなと思います。

引き続き、保育所の引継ぎはどのように行う予定ですか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 移管先法人の決定後、事務的な引継ぎは随時行っておりますが、保育に関しては民営化前の1年間、令和6年度中は移管先の保育士5人

を派遣していただき共同保育を実施し、引継ぎを行っております。

なお、当該保育士は、民営化後も各年齢児のクラス担任となるよう配置を行い、児童への精神的な影響の軽減を図るよう取り組んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 5人を派遣して共同保育と、今現在進めているというわけでした。

こちら4月に平島の自治会の総会のときに市長も来ていただきまして、地元の方にこの5人で今行ってスタートしていますよということをお話ししていただきました。そういう意味で、地域の方は、関心のある方は、ああそうなんだということで感じた次第でもあります。

改めて今日でもお聞きしていただいて、地元保育所でございますので、今そういう安心・安全対策で、また保護者、子供さんのケア対策をされておられる、また引継ぎ、細かくやってみえるかなと思いますが、丁寧に対応していただきたい、丁寧に取り組んでいただきたい、進めていただきたいと思う次第でございます。

引き続き、質問に移ります。民営化になりますと保育内容や行事内容は変わることになりますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化後も国が定める保育指針に基づいて保育を行うことを原則として、民営化前に行っていた保育内容を最低限実施する方針であり、今のところ保育時間内に英語教室や体操教室を実施するなど、保育内容の充実を図っていただけの予定でございます。

また、運動会や生活発表会をはじめ、七夕やクリスマス会など、季節ごとの行事も引き続き実施していただく予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 保育時間内に英語教室、体操教室、これが増えるのかという感じでございますが、やはり当然この2つ、体を動かすこと、そしてまた言語を学ぶこと、本当に幼少の頃から大事な教育でございますので、その中でも費用もかかるのかな、負担もかかるのかなと思いますが、その中でもいろんな話を今からまた質問させていただきます。

民営化になりますと給食費の単価は安くなるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 給食費については、食材費が高騰していることや毎日手作りのおやつを提供することから、若干ですが増額になると聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） これも今の社会状況の中での対応かなと思います。

ただ、弥富市の保育に関しましては、遠足や、そしてまた運動会等ですね、自ら栄養士さんが作っておられますので、こういうことも対応していただきたいということ。

アンケートの中でも、そのアンケートもありましたけれど、そういうふうできちっと今までどおりのことはやっていこうというような返答も丁寧にお答えしておられましたので、よろしいかなというふうに感じます。

引き続き、民営化になりますと保育料が高くなったり、また保護者への負担が増えたりするのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化され、認定こども園となった場合でも保育料は変わりません。3歳以上は引き続き無償化の対象となり、ゼロ歳児から2歳児は市の条例で定めた保育料となります。

また、保育時間内に英語教室などを組み入れる場合はその分が保護者負担となりますので、保護者と事業者及び市の3者協議会に諮り、決定していくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） そうですね。やっぱり保育時間内に英語教室を取り組む場合は、保護者、事業者、市、3者協議で諮り決定をするというわけでございます。そのように進めていただければと思う次第でございます。

引き続き、民営化になりますと入園手続や入所基準も変わるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化初年度、令和7年度の入園申込みに限り市で手続を行いますが、令和8年度以降の入園手続は移管先法人で行っていただきます。

入園基準に変更はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） この初年度はどうしても市のほう、一緒になって取り組んでいただきたい。これが共同作業、共同保育という感じもしますのでしっかりと進めていただいて、来年の令和8年にはきちっといい形で移管先に行っていただきたいというふうに思う次第でございます。

引き続きまして、ひので保育所で働いている保育士たちの皆様方はどのように対応をなされますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化する保育所の正規職員は、他の公立保

育所に配置替えをいたします。

会計年度任用職員については、引き続き移管先での勤務を希望するか、他の公立保育所での勤務を希望するか確認をした上で移管先法人とも調整を行い、本人の希望に沿った配置ができるように努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 本人の希望に沿った、これが一番だと思いますのでね、きちっと丁寧にお話を聞いていただきたい、そういうふうに思います。

いつもどおりやってみえる皆様方のお仕事ですから、それをきちっと対応していただければ保育士も明るく笑顔でお勤め上げていただけるとと思いますので、進めていただきたい、そういうふうに思う次第でございます。

引き続き、質問に移ります。

民営化になりますと、保育士など、また職員体制をはじめ、公立保育所と同様に障がい児を受け入れたり、障がい児の加配保育士を配置してもらえるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化後の職員体制については、保育士の配置基準を常時満たすことはもちろん、発達に遅れが見られる児童など、特別な支援を要する児童を受け入れるための加配職員の配置もお願いをしております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 本当に今、小さい頃から特別支援の児童さんが多くなってくる状況もございますので、適宜しっかりと対応していただきたい。本当に保育さんの確保も大変でございますけど、大変なことというほど大きく変わるわけですから、しっかりと自分たち、皆さんでチームワークを組んで対応していただきたいというふうに思う次第でございます。

引き続き、民営化によりまして預入時間、曜日、どのように対応をしていただけますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民営化後の認定こども園の開所時間については、平日は午前7時30分から午後7時までで公立保育所と変わりませんが、土曜日は午後5時までの1日保育を行っていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） いよいよ土曜日午後5時までと、1日保育ということになってまいります。この場でも、多くの議員が土曜保育というお話をお願いしてまいりました。いよいよ実現、実行という段階になってまいったと思う次第でございます。どうぞ土曜日、そして

また地域の移住者、定住者、しっかりと受入れ対応を進めていただきたい、そういうふうにする次第でございます。

最後の質問になってまいります。

これまでの質問を上げながら、いよいよもう一つ令和11年度に向けても弥生保育所の民営化になってくる目標があるわけですが、その取組に向けまして市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 公立保育所の民営化に関しましては、令和4年1月に策定した弥富市公立保育所の民営化基本方針を基に、まずはひので保育所について、令和4年6月議会において保育所条例の一部改正案を議決いただき、令和7年度からの民営化に向けて取組を進めてまいりました。

民営化により本市にとっては財政的なメリットが見込まれるほか、幼児教育を望む保護者の選択肢が増えることに加え、公立保育所にはない英語教室等のサービスが拡充されるなど、児童や保護者にとってもよりよい教育・保育環境が整うことになると考えております。したがって、公と民が協働して柔軟で充実した保育サービスを提供するための体制を構築し、就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を進めるため、弥生保育所については令和10年度の民営化を目標に基本方針に基づいて適切に事業を進めてまいります。

冒頭、議員のほうから恒例の御挨拶がございました。花卉組合から御提供いただいたこのジニア、ヒャクニチソウについて、少しお話がありました。赤い花の花言葉は幸福、また幸せ、絆ということで御紹介いただいたわけですが、議員は恐らく子供たちの幸せ、幸福を願い、また市民、議会、行政の強い絆を願っての御発言だと思っております。

引き続き、よりよい行政サービス、また保育サービスの提供に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 目標を令和11年ではなく10年という勢いのある発言でもございました。どうぞ前を向いて変わる年、残り僅かとなりますが、しっかりとよきまちづくりに一つ一つ皆さんと共に邁進したいと思いますので、今後ともまた御協力をお願いしたいと思います。

引き続き、2つ目の質問に入りたいと思います。地域移行と学校ネットワーク整備に伴いまして質問させていただきます。

2022年、まずは地域移行の話からさせていただきますが、2022年12月にスポーツ庁と文化庁の両庁で、部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定されました。

地域移行は既にモデル校で試行的に取り組まれています。公立中学校の休日の部活動については、2023年度から2025年度までの3年間を改革推進期間として地域移行に段階的に取り組み、可能な限り早期に実現することを目指すものとされておられます。また、働き方改革の視点から、教員の業務負担の軽減対策の一つとして地域移行が現実化されていくことが望ましいのでもあるわけでごさいます。年度も近づいています。動いていただきたい、進めていただきたい。

当市も、令和5年6月、弥富市教育委員会より休日部活動の地域移行の資料が提出されておられます。また、愛知県におかれましても、先般、新聞にも掲載されておりましたが、2024年、令和6年6月19日、県内版でごさいます、少しお読みいたします。

休日、家族との時間を削って部活動に取り組む先生の姿は、いずれ見られなくなるかもしれない。教員の負担軽減のため、国の方針の下、休日部活動の指導を外部指導者に任せる地域移行が進んでいる。この日の県議会の答弁によると、県内40の市町村が移行の方針を決め、方針未定の14市町村に対しては県は移行を促す。ここまで書いておられます。

弥富市はその40地区に入っているわけでごさいます、改めてこの令和5年6月、このように地域移行も出している、そして多く私もここで、委員会でもそうですし、一般質問でもお願いをしてきました。

いよいよ十四山中学校、弥富中学校統廃合に向けて、共に仲間をつくり、共に活発な学校運営、教育をしていくことが大事かと考えます。タイミング、チャンス、これを逃さぬようにしていただきたく、今回質問させていただきます。

では、入ります。本市における中学校の部活動の地域移行についての現状、具体的にはどのような取組や進捗が現状はなされておられますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 部活動の地域移行につきまして、先ほどお話もありましたが、スポーツ庁と文化庁は令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間としておりましたが、令和4年12月27日に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインを公表し、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしました。

本市におきましては、令和9年度を目途に休日部活動の地域移行を進めるよう検討を進めております。また、今年度から部活動地域支援コーディネーターを学校教育課に配置し、地域スポーツ団体と意見調整を行っております。事業を進める中で、地域のスポーツ団体への学校施設の開放の遅れや学校側との調整の難しさ、さらには地域のスポーツ団体の活動に中学生が関わることへの十分な指導体制を整えることの難しさなど、意見をいただいております。

現在、これらの課題につきまして、部活動地域支援コーディネーターを中心に調整を進め

ております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） まず、現状の話ですね。そしてまた、部活動地域支援コーディネーターを中心というわけですが、どうか中心で進める話をさせていただきたく、次の質問に移ります。

中学校の部活動の地域移行が進まない要因、本市はどのように分析をされておられますか。具体的な事例やメカニズム等をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 部活動の地域移行の難しさの要因は、地域のスポーツ団体から教育委員会に協力を申し出られたものの、様々な課題があることで具体的な移行策を打ち出せなかったことや、保護者から部活動については学校での指導が必要との意見も多く、地域移行に対する抵抗感があることが考えられます。

このような状況を踏まえ、9月に小学校高学年、中学校1・2年生、そしてその保護者、教員を対象に部活動の地域移行に関するアンケートを実施し、施策に反映させてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） また、この9月にもアンケートというわけですが、進めてもいいんですけど、もう目の前です。ですから、今やっている、これから動く我らの弥富市の学校教育環境が変わっていくわけですから、ぜひとも前向きに進めていただきたい。

引き続き、まだまだ質問をさせていただきます。

部活動の地域移行が進まないことはどのような影響を及ぼしているのか認識をしておられますか、その解決策に向けての具体策も考えておられますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 部活動はガイドラインにより活動日数や時間数に制限があり、以前のように多くの時間をかけ練習を行うことができなくなっています。そのため、技能向上に不安を感じている生徒もおります。

早期に地域移行が進むことで地域の指導者との交流の場を持つことができ、地域とのつながりや社会性の育成、そしてより専門的な指導の下で競技に取り組むことができると考えています。これが地域移行の大きな魅力でございます。

引き続き、関係団体との意見調整や地域クラブへの参加を促すための情報発信に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 地域の指導者がおられる団体、スポーツ、文化、芸術、そういう方々がおられれば、やはり早期に早めのお話をさせていただいて、やはり意見交換、取組、情

報発信もしていかないといけないような状況かなと感じます。

もう9月です。本当に前向きなことをしていかないと、子供たちが、保護者の方が、またすばらしき先生たちがどのように対応してくるか考えなければならないと思います。

もう一つ質問いたします。今後、地域移行を進めるためにどのような具体策を講じていく考えがありますか。また、その支援体制や予算の確保などについての御予定は。お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 今後、地域移行を進めるには、地域の受皿となるべく関係者とのニーズの共有と理解を深めることが重要であると考えております。また、部活動の地域移行に向け、子供たちの受入れが可能となった団体による試行的活動を実施することが必要であると考えております。

支援体制としましては、関係団体との連携を強化し、部活動地域支援コーディネーターを中心に持続可能な支援を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 何度も言っていますが、やはり地域の受皿ですよね。そしてまた地域の関係者、指導者、そして学校の先生との対話力のある地域の指導者。やはりその関係が崩れますと、一気にいろんなスポーツ団体や文化芸術団体も崩れにかかるわけでございます。

確かにこれは慎重に対応しなければならないし、また推薦をもらえる方、推薦をしていただける方、そういう方がおられれば一度推薦をしていただいて、その方とも話をしていく。やはりお互いが一歩ずつ前へ進んで距離を短くしていかないと、やはりこの地域移行は難しい問題でもあります、やはり難しいことを我らのまちは乗り切るわけです。一つ一つ乗り切るわけです。それが大事な運営です。

そういう意味を含めながら、本日4つほど質問させていただきましたが、最後、教育長にもお伺いをしたいと思います。その旨、教育長の考え方、見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 部活動の地域移行については、非常に多くの方々が関心を寄せられていることは承知しております。

また、令和7年4月に弥富中学校に編入される十四山中学校の生徒と話をしていると、何が楽しみかと聞くと、やはりたくさんの部活動が弥富中学校にある、そこからいろんなものを選ぶことができるという、それを楽しみにしている、そんな声も聞いております。

長年、学校教育の一環として行ってきた部活動、それを地域に移行することが容易でないことは重々承知しております。しかし、それを先ほど議員がおっしゃった地域の方の力を借

りながら実現することで、より多様で持続可能なスポーツや文化活動等、子供たちに放課後の活動の機会が提供されることを考えております。

今後も、地域のスポーツ団体や関係者と連携し、課題に一つずつ取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 教育長はしっかりと認識をして分かっておられますが、もう一つは、教育部長さっき答えなかったんですけど、費用面だよ。費用面が非常にかかる、ウェートが。ですから、その費用面がどのように作り出す、生み出すことだと思います。

あえて言わなかったですね、聞いておりましたけど。あえて僕は言います。一番言いにくいところをね。

ですから、費用はどうしても必要ですよ。ほかの40地域はもう行っておりますから。その中でも指導員を行っていただく方が笑顔で子供と接してもらい、そしてまた手を結んでいただいて地域の子供さんたちを育成していただく。どうか、指導員と子供に応援を与えてください。そして、今日の花じゃないですけど、絆ですよ。地域、子供、学校の先生、行政、全部これですよ。言葉は力になります。そういう皆さん方も仕事をされているわけですから、そういう意味でしっかりと前へ進める団体は進めましょう、教育長。振りませんので、そういう思いをお願いします。

引き続き、学校ネットワーク整備について伺います。

GIGAスクール構想で整備された1人1台端末の構築について国の方針も決まり、最初の整備と異なる主な点を申し上げます。

1つ目は、国の予算で都道府県に基金を造成し、そこから補助金を交付する方式に変わりました。2つ目は、端末1台当たりの補助金が1万円アップし、5万5,000円になったわけでございます。3つ目、都道府県単位の共通仕様に基づく共同調達を原則としたことであります。

国は、2023年11月の閣議決定において、おおむねの更新が終了する2026年度中に地方公共団体における効率的な施行活用状況について検証するとしています。ただ、支援が継続する保証はないことから、この2年の間にも本市もタブレット端末や学校内の通信環境の整備を考えていかなければならないので質問をするわけでございます。

その中で、学習指導要綱が、カリキュラムの方針も教育目標も学習的内容も示して、その時々には教育は進んでおります。今は何かというと、主体的、対話的、深い学び、アクティブラーニング。この小学校5年生、6年生は英語が正式な教科になりました。また、英語活動は小学校3年生、4年生からも進めておられます。プログラミング教育の必要性、必修化にもなっておられます。やはり学校教育というのがその時々に対応をしていくわけでござい

すが、質問に入りたいと思います。

本市の小・中学校でどのようにタブレット端末を使用していますか。また、授業で活用されているアプリはどのようなものがありますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市の小・中学校でのタブレットの活用ですが、これにつきましてはそれぞれの学年に応じた使い方をしておるものでございます。

例えば、観察授業の際にはタブレットを使い、観察などのときに写真撮影などに使ったり、体育の授業で動画を撮り、自分の技などを見直したりしております。また、プログラミングソフトを利用してゲームを作成するなど、理論的思考力を育成する授業を行っております。また、子供たちにアンケートを行う際にタブレットを活用しております。

活用しているアプリはマイクロソフト365。これはエクセル、ワード、パワーポイント、チームスなどが入ったものでございます。授業支援ソフトとしてスカイメニュー、プログラミングソフトとしてスクラッチやビスケット、ドリル教材として小学校ではジャストスマイルドリル、中学校ではニューコースを導入しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 当市においてはマイクロソフト365というわけでございますが、また当市において使っていく上で通信環境、また全ての場所で整備はなされておられますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 普通教室や特別教室のほかに、体育館でも使用できるようネット環境を整備しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 体育館でも使用できるというわけでございます。

ほかの自治体では、体育館で利用できる場所、できない場所という自治体もあるわけですが、弥富市は体育館でも使用できるというわけでございますので、その辺はよろしいかなというふうに感じます。

引き続き、通信速度について不具合等はございますか、その対応は。お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 調べ学習などの際に、クラス一斉にネットワークにつなぎ、動画情報などにアクセスするときは、2台から3台ほどがつながりにくくなることがございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） この内容は、ちゃんとつなげていく内容を分かっておられるのでその答弁が出たと思いますので、対応していただけたらと思う次第でございます。

現在導入している端末、またその選定理由をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 導入しているタブレット端末は、Windowsの端末でございます。

選定理由は、タブレット端末を導入する際、契約更新前のタブレットがWindowsだったこと、そのほかにタブレットのバッテリーの駆動時間や消費電力などから選定をいたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 選定理由はちゃんときちっと対応していますので、よろしいかと。

引き続いて、契約内容はどのようになっておられますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市のタブレット端末の契約内容は、令和2年度に国の事業であったGIGAスクール構想に基づき導入したタブレット端末3,187台は、国庫補助を活用し購入しております。

また、令和4年度に567台のリース契約更新を行っており、購入した端末とリース契約の端末がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 当市においては、令和2年度国の事業でタブレット購入3,187台、また令和4年には567台のリースというわけでございます。その導入に当たって、学校や、また教員の皆様からの使用の仕方、状況をどのようにお聞きしておられますか。現場の声をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市では、各学校のICT担当の教員とともにICT教育推進委員会を立ち上げ、活用状況等について情報交換を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） ICT担当者、教員の皆さんで立ち上げてきちっと対応している、それは素晴らしい話だと思う次第でございます。環境整備、よろしいと思います。

引き続き、質問に移ります。他の自治体、海部津島地区教員異動圏内の導入のなされている端末と授業で活用しているアプリ、これについてお伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 端末につきましては、Windowsを搭載したWindowsタブレットを使用しているのが本市、津島市及び蟹江町です。iOSを搭載しているiPadを使用しているのが、あま市及び愛西市でございます。クロームOSを搭載したクロームブックを使用しているのが大治町及び飛島村でございます。

ソフトウェアにつきましては、マイクロソフト365を本市、津島市、蟹江町が使用し、グ

ーグルワークスペースをあま市、愛西市、大治町、飛島村が使用しております。

授業支援ソフトにつきましては、スカイメニューを本市と津島市及び蟹江町が、ロイロノートをあま市、愛西市及び大治町が使っております。スクールタクトを飛島村が導入しております。

ドリル教材としては、本市は学研のニューコースを中学校で利用し、ジャストシステムのジャストスマイルドリルを小学校で利用しておりますが、あま市、愛西市、津島市及び飛島村はeライブラリーを使用しており、蟹江町はドリルパークを利用しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） ソフトウェア、きちっと細かく他の自治体ともどのようなものを使ってみえるか、使用しているか、よく分かった次第でございます。その中で、最終的にそれぞれの自治体がともに共有をしていくことが大事だというふうに思う次第でございます。

そういう意味で、この各地区地区の教員の皆様方、特に海部津島管内の教員の皆様が、自分たちが働きやすい、負担の軽減になる、そしてまた毎年毎年、3月、4月を迎えるたびに勤めやすい環境を整えていく。一つ一つ大事だと思いますが、当市にとって、自治体によりまずけど、タブレットが異なることについて職員はどのような声が出ておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 他市町村の学校から転任し、Windowsタブレットを初めて使用する教員からは、初めは戸惑うが、一長一短があるので慣れれば大丈夫であるとの言葉を聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 非常によろしい言葉だなというふうに感じる次第でございます。

やはり職員同士も多分お話もしているのかなというふうで、よき周りが、仲間が、いい方だなとふうなお言葉と感じました。

ただ、その中でも異動してきた教員の皆さんは、年度の初めに使い方の講習、こういうことも当市として対応をなされていますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各学校にマニュアルを配付しており、まずはそれを活用していただいております。

そのほかでは、学校内における教員間での指導をお願いしております。また、必要に応じサポートスタッフによる講習を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） より当市においてサポートスタッフの講習、このように対応もして

いただいているというわけでございます。それに対しても諸経費は出ているかと思いますが、きちっと働きやすい環境、弥富市の教員体制を整えているというのが分かる次第でございます。やはり戸惑う部分もあれば、そしてまたどうしたらいいかが分からない、そしてどなたにお話をすればいいのか。やはり新任教師や、また赴任してきた教員の皆様も、それぞれ心と、また体のケアが必要かなというふうに思う次第でございます。

他の自治体ではこのような対応をされているどうかまでは、それぞれの自治体によって違うわけですが、弥富市にとってはこのようにサポートスタッフの方がケアの対応をしていただけ、そしてしっかりと自分の教員としての仕事を子供と校長を中心に対応していただける、やはりそういう職員環境も大事だなというふうに感じた次第でございます。どうぞサポートスタッフ、続けて対応していただきたいと思います。

最後ですね。教職員の異動を考えると、タブレット端末や主要アプリの統一を図ることが一番いいかなと思います。そういう意味で、7市町村の自治体担当者、教員が連携を取っていただきまして協議する必要のことも考えたいと思いますが、このことについて教育長としての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 海部地区で共通の端末を導入することは、教員が他の市町村に異動した際に戸惑いが少なく、授業への取り入れがスムーズにできるようになると思います。それは教職員の負担軽減にもつながりますし、それでできたゆとりが授業の教材研究の時間に充てたり、児童・生徒の理解に使われたりということで、非常に効果的ではあるというふうに考えております。

現在使用しているタブレット端末やソフトウェア等は各市町村で違いがございますので、今回の更新時期を迎えるに当たって、現在様々な会議の場でおきまして議題として取り上げて協議しているところでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 弥富市においては、やはり購入した3,187台、またリースの台数もあるわけでございますが、その辺も含めながら、やはり自分たちのまちの認識を持ち、そしてまた各6市町村の教育長、並びに会議の題材として上げていただいて、本当に海部津島管内で教員をしてよかったなと。そしてまた、精神的や、そしてまた体力や体や頭や心や、そういうものが無事に営まれて自分の職務に当たれることが大事じゃなかろうかなと思います。

ほんの少しのきっかけが、人間というのは心や頭や胸が痛みます。それを周りが支えてあげることによって、大きく手を広げ、しっかりと守っていただける方が増えてまいります。そういう意味で、教員の皆様方のいろいろな状況の現場は聞いておられますが、ぜひともしっかりと自分の職務、教員の立場、子供さん、笑顔、喜んで自分の仕事に当たっていた

だけの職場環境を整えて、再度よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

まとまれば非常にありがたい話かなというふうにも感じますので、どうか現場の声、巧みに聞いていただきまして対応していただきたいと思います。

本日、この質問を以上で取り納めさせていただきますが、今日、今朝ほど「ドデスカ！」という番組で弥富市が、まちなか交流館が放映されまして、非常にすばらしき課長、すばらしき職員がアナウンサーに対して金魚すくいの対応をしていただきましたが、そうしたらきちっとアナウンサーの方が教えていただいたことを守り、そしたら金魚すくいが4つほど増えて、3匹が7匹に増えてですね、非常に職員がきちっとやっぱり対応しているな、ありがたいなと。優しく笑顔で、弥富市がいいまちだなというふうにテレビを見て感じました。ありがとうございました。どうぞ今後も続けていただきたいと思いますという次第でございます。

これをもちまして、私の一般質問、事を納めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鈴木りつか議員。

○3番（鈴木りつか君） 3番 鈴木りつかでございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

私が質問させていただく項目は2点。1点目はE S P業務委託事業について、そして2点目は防災対策についてでございます。

まず1点目、先日、稲沢市の議会報告会を見学させていただいた際に、令和6年度の新規事業としてエネルギーサービスプロバイダー、略してE S P業務委託事業を行うとのことで、稲沢市では事業費528万円の予算を要するものの、約7,600万円の電気料金を削減する見込みがあること、また安定的な電力供給を受けられるとのことでした。

エネルギーコストが上がってきている昨今、エネルギーコストの削減、電気料金削減は行政としても必要ではないでしょうか。

まず1つ目の質問ですが、E S P業務委託事業について本市は把握していますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

公共施設の電気契約において、業者が自治体の代理として複数の新電力会社と交渉を行い、電気料金の削減効果が最も高い新電力会社と自治体が契約するために仲介する仕組みで、併せて再生エネルギーの導入支援や環境配慮型プランの提案もサポートすることから、自治体にとっては公共施設の電気料金の削減だけでなく、脱炭素化の推進を期待できるものと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 本市でも稲沢市の取組を把握されており、電気料金も削減できる、また環境への配慮が期待できるとのことで、非常に有効であると感じますので、本市でもぜひ取り入れていただきたいと思うところではありますが、今後取り入れる予定はございますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在、本市のほとんどの公共施設においては、中部電力ミライズ株式会社と契約を締結している状況にございます。現状としましては、まずは今後移行できる契約があるか、移行した場合にはどのようなメリット・デメリットがあるのかななどを勘案しながら検討しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 追加で質問させていただきたいんですが、電力削減、電気料金の削減、環境への配慮が期待できるとメリットばかりのように感じるんですが、現在、メリット・デメリットを勘案されているということなんですが、デメリットとしてはどのようなことが考えられますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 御答弁申し上げます。

デメリットといたしまして、まず考えられるのは、根本的に業者さんが見つかるかどうかという点がまず懸念をされます。もう一つとしまして、今、先ほど部長も答弁しましたように、中部電力さんと契約しているものを契約を破棄することによって、割引の制度などがどのようになっていくかといったところが懸念されると考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 現在の電力会社との契約があるということで、すぐに移行は難しいかもしれませんが、近隣、稲沢市などいち早く取り入れた市町村の結果など注視していただきまして、しっかりと検討していただいて、ぜひとも有効な事業は積極的に取り入れていただきたいと思います。

では、次の質問です。

本市としては、E S P事業は今後前向きに検討いただくということですが、現在、ほかに電力削減のために取り組んでいることはございますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 電気料金の削減や発熱量低減に伴う冷房負荷の減少を図るため、今年度公共施設のL E D化を行っており、順次蛍光管などからL E Dに更新することとしております。

また、本庁舎におきまして、省エネや節電の実績に応じて電気料金を割り引く中部電力ミライズの夏季・冬季節電プログラムに参加をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 蛍光管のL E D化、また現在の電力会社の割引プログラムで電力削減に取り組んでいるということが分かりました。

今後市民の皆様のために、よりよい効果のあるものを取り入れていただくように、E S P事業を取り入れるよう今後具体的に試算をしていただくなど、検討してみただけであればと思います。こちらの取組については、今後も注目させていただきたいと思います。

それでは、続きまして2点目、防災対策についての質問に移らせていただきます。

8月29日の中日新聞にて、あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム会議が行われた際の記事が掲載されておりました。都道府県別の男女格差を示すジェンダーギャップ指数では、行政分野では愛知県は20位で、愛知県は防災会議の女性委員が少なく、女性の登用を進めてほしいとの声がありました。本市の状況についても伺ってきたいと思います。

まず、1つ目の質問です。

防災部署には女性は何名いらっしゃるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 防災課には、会計年度任用職員の女性職員が1人所属しております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） では続きまして、災害対策本部に女性は配属されていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 災害対策本部には、女性を配置しております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 防災部署、また災害対策本部にも女性が配属されていることが分かりました。

では、次の質問です。

災害対策に女性の意見が取り入れられる体制はできていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 各種災害対策を進める上で、女性の意見を適宜取り入れる体制はできております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 適宜取り入れる体制ができているとのことでしたが、前回6月の定例会での一般質問では、防災備蓄の生理用品について質問させていただいた際には、生理用品のサイズが普通サイズのみで備蓄ということで、やはり生理用品など備蓄の際に女性の声が聞かれていないのではないかなと感じました。備蓄は何年も前から行っていたと思っていますので、その当時からそういった女性の声を取り入れる体制は徐々に整ってきているのではないかとと思いますが、今後も引き続きデリケートな女性の問題について、また多角的に女性の意見を聞いていただくようお願いをいたします。

次の質問です。

災害時、避難所の運営に女性を配置する必要があると考えますが、現状はどうなっていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 各避難所に非常配備する職員には、女性職員も配置する計画になっております。大規模災害時は、災害の状況に大きく左右されるため、各避難所へ女性職員を配置できない場合もあります。

一般的に、大規模災害が発生すると、市民の皆様と同様に市職員も被災し、参集率の低下により非常配備体制が整うまでに時間がかかることが予想されます。また、災害対策本部が立ち上がった後も、市職員はまず市内の被害状況の確認や安否確認作業等に追われるため、長期間生活をする避難所の運営については、避難者自らが中心となって運営をしていただくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 災害時に誰が被災をするか、また避難所で実際に避難するかどうかにも状況によって変わってくるため、必ずしも決まった方を指定して運営をすることが難しいことが分かりました。

避難者自らが中心となって避難所運営を行う必要があるとのことでしたので、避難者の中でも男女の別なく運営に女性が携われるように、日頃から避難訓練等で工夫をしていただきたいと思います。

続いての質問ですが、災害時の避難所での性被害の対策については、先ほど小久保議員からも質問がございましたので、私からの質問は割愛させていただきますが、女性としても女

児を持つ親御さんとしても、性被害の対策の強化については強く要望したいと思います。

阪神大震災や東日本大震災、また今年初めに起こった能登の地震でも、大きな災害のたびに避難所での問題として、女性の性被害の問題は毎回言われる深刻な問題だと思っておりますが、まだ今年新しい能登の地震があってもこの問題が取り上げられるというのは、まだまだ対策が追いついていないということだと思います。市民の皆様にも、避難所運営についてどのように配置すれば安心か具体的にイメージしていただけるように、女性の安全を守るため引き続き防災訓練、ワークショップなどで啓発をしていただくよう、私からも要望させていただきたいと思います。

次の質問です。

個人宅での備えを促すために、助成など行うことも防災対策の啓発になると思いますが、本市では個人での防災対策についてどのような助成を行っているのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 個人に対する防災対策の助成につきましては、先ほど小久保議員の一般質問で御答弁申し上げましたが、家具転倒防止器具設置事業がございます。本事業は、障がい者や高齢者、母子世帯など身体的な理由、体力的な問題等で、自らが家具の固定作業をすることが困難である世帯を対象に、器具の取付け作業をサポートすることを目的とした事業であります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 家具転倒防止器具設置事業についてですが、現在の利用状況を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 直近5年間の利用状況ですが、1件でございます。今年度は、現時点でゼロ件です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 家具転倒防止器具設置事業について利用が少ないように感じますが、こちらの周知のために対策は取られていますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本事業の推進のため、市ホームページの掲載をはじめ、毎年4月の区長会や自主防災会全体会、また出前講座等で周知のほうをさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） ホームページへの掲載、防災会などでの出前講座で周知をされているとのことですが、過去5年で1件とのこと、これほど利用者が少ないのであれば、この

取付け作業のサポートに対する助成だけではなく、対象を広げて転倒防止器具の購入費用に對しての助成をすることはできないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市といたしましては、身体的な理由、体力的な問題等で自らが家具の固定作業をすることができない世帯が、一番困っている器具の取付け作業を市としてサポートすることが大切だと考えております。このため、今後も転倒防止器具の購入費用に関する助成は考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 阪神・淡路大震災や東日本大震災でも、当時発生した火災の過半数が電気が原因によるものでした。それを受けて、名古屋市では感震ブレーカーの設置費用の一部助成を行っているようですが、本市でも取り入れてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市といたしましては、感震ブレーカーに関する助成は考えておりません。しかしながら、地震時の出火防止対策には大変有効であると考えております。先ほど小久保議員の一般質問で御答弁申し上げましたが、感震ブレーカー設置の推進につきましては、中部電力パワーグリッド株式会社と合同で実施する防災出前講座においてPR活動を実施しております。今後も市広報、ホームページ、また防災ワークショップや自主防災会全体会等で広く周知してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 本市では、現状から追加して助成は行わないとのことですが、8月に南海トラフ地震臨時情報が出まして、市民の皆様の防災についての意識も今まで以上に高まっていると思いますので、家具固定ですとか出火防止対策など個人の防災対策について、いま一度市民の皆様自身の対策を見直していただくように、引き続き啓発を行っていただきたいと思います。

8月にも大きな地震が起きましたが、巨大地震への対策が改めて注目されており、女性の目線での防災対策に取り組むことも急務であると考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 鈴木りつか議員からは、防災対策について御質問をいただいたところですが。

各種防災対策を進める上で、女性や各種要配慮者への対応は大変重要であると考えております。このため、本市は令和5年度に防災会議委員に3人の女性を加え、現在は4人で、全

体の23.5%でございます。この防災会議の意見や要望等を集約し、防災対策に反映をしております。

また、避難所運営に関しましては、先ほど担当部長が申し上げましたが、令和4年度より避難所運営方法をテーマにした防災ワークショップを行っております。このワークショップにおいて、参加者の皆様が女性の視点をはじめ、障がいのある方や高齢者などといった要配慮者への対応など、参加者がワークの中で議論及び発表して、参加者全員が共通認識を習得できるように進めているところでございます。

この防災ワークショップは、各地区の自主防災会をはじめ、女性の会や小・中学校、保育所等の関係者に御参加をいただき、今年度も10月から11月にかけて行ってまいります。鈴木議員も女性の会の会員であると承知をしているところでございますが、ぜひこの防災ワークショップに御参加いただきまして、女性目線での意見や要望を伝えていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

今後も各防災事業に女性の参画を進めながら、防災対策の向上を図ってまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 2010年に国で策定された第3次男女共同参画基本計画では、指導的地位の女性が占める割合が少なくとも30%となるようにとされていましたが、現在、防災会議委員の女性の割合が23.5%とのことで、あと一息ではあるものの、女性の声を取り入れようとされているという市の前向きな取組を感じました。防災訓練やワークショップなど、女性が参加しやすい場所や時間を考慮していただくなど、今後も女性の構成員を増やし、防災対策において男女共同を進めていただくように要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時18分 休憩

午後1時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

前回の6月議会に続きまして再質問という形で、農家の方から不満がいっぱい出ておりますので質問をさせていただきます。

安定した農業基盤と地域社会を築くための農地の賃貸借等をめぐる課題について。

6月市議会において、農地の賃貸借をめぐる課題、疑問点を何点かにわたって質問をしましたが、市側の答弁にはうなずけない点が多々あることを農家の皆さんから指摘を受けました。改めて、この会期においても農地の賃貸借問題を中心に質問をいたします。我が国の法制度をきちっと踏まえた答弁をお願いしておきます。

まず、市のホームページ掲載の賃借料です。

最低も最高も、そして平均も全て同じ、これは市主催の賃借料検討会議で決定された賃借料を参考価格として掲載したものだと6月議会で答弁をしてみえますが、農地法52条では農業委員会は賃借料などの情報を提供するのみであり、平成21年の農地法改正以降は標準小作料を農業委員会が決定し公表することはなくなったのであるから、他の自治体と同様にしっかりと収集した情報としてデータを示し、それを参考に貸手と借手が協議、合意するという仕組みにするのが基本であります。これまでの市の賃借料情報の提供の仕組みや手順、内容を抜本的に改めるべきであると思います。

1番目の質問から参ります。

賃借料検討会議の会議資料の事前配付について。

6月議会では、会議資料を事前に配付することを検討すると答弁。相当の期間において資料を事前配付しておかないと各地区農家の意思を確認できないが、事前の相当の期間とは市はどのように想定していますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 令和6年6月議会の一般質問で答弁しました、弥富市農地賃貸借料金検討会議の構成員に対する会議資料の事前配付につきましては、検討会議開催の3週間前までには資料が配付できればと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 大分進歩をしたと思います。相当早く頂かないと検討もできないものですから、最低限でもそのぐらいの期間はいただきたいと思います。

2番目、農地賃貸借料会議の構成員について。

会議の構成員は、農業に精通する知識や現場を熟知する方々で構成されているとの答弁でございました。昨年11月9日の会議では、圃場条件のよく似た他の地区の賃借料の実態や土地改良区の賦課金の状況などに関して、生産組合長から実態を尋ねる質問があったと聞きますが、それに対する確かな回答や資料提供もなかったとも聞いております。この会議の状況では、本当に農業や現場に精通する人たちが構成員として参加していることは疑問であります。見解をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 弥富市農地賃貸借料金検討会議の構成員については、農業に精通

する方々によって構成されており、賃貸借料金を検討する適任者であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） この点につきましては、まだちょっと疑問が残るわけですけど、次の質問に参ります。

3番目、市の農地賃貸料情報は農地法に適合しているのか。

昨年11月に、賃貸料の情報を市の農業委員会が提供と答弁。1月から12月までの中間管理機構関連の賃貸料を決定するために開催し、11月開催は問題ないと答弁されております。決定された金額を賃貸料の参考価格としてホームページに掲載しているなどと説明。農地法では、中間管理機構に関する賃貸料のみを情報提供すればよいなどということにはなっておりません。しっかりと調査した情報を提供し、それを基に貸手と借手が協議、合意することを期待している。

他の自治体の農業委員会、木曽岬町の賃貸料情報では、農地法改正後、平成21年ですね、これに伴い従来の標準小作料制度が廃止されました。新たに、農業委員会は過去1年間に実際に締結された賃貸契約の賃貸借料に関するデータにより賃貸料を提供することになりました。農地の賃貸料は、決定する際の参考資料として提供するものです。なお、この賃貸料情報は今まで制定されていた標準小作料とは違い拘束力はなく、賃貸料の参考として提供するものです。賃貸料は、対象農地の状況等に合わせ、柔軟に当事者同士で設定してくださいと、こんなふうに木曽岬町の農業委員会のほうは発表しているわけです。そして、最低、最高、平均の額を表示しています。これが農地法をきちっと守る自治体の行政ではありませんか。弥富は法に反するようなことをしているのではありませんか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市が提供する賃貸料情報は、農業現場の意見や地区ごとの耕作条件、現場の実情を踏まえ、弥富市農地賃貸借料金検討会議に諮り、定めた料金を最新の参考価格の提供として掲載しております。また、追記として、農業委員会が提供する賃貸料情報についてはあくまでも目安ですので、対象となる農地の条件などにより、当事者間の話し合いを通じて適正な金額を決めてくださいとする記載もしておりますので、農地法に触れるものとは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） お答えは何ともちょっと不安が残りますけど、次に参ります。

賃貸料に関する情報の収集について。

弥富市内の実態として、1反10アール当たり1俵（令和5年度では1万2,000円程度）の賃貸料が堂々に行われている。6月議会の答弁では、これは参考にしていませんとの答弁でしたが、農業委員会はそうした情報をきちんと出すべきである。農地法52条の趣旨か

らして全くおかしい答弁であると思いますが、今後反省をして、情報収集の提供ややり方を抜本的に見直す考えはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市としては、引き続き弥富市農地賃貸借料金検討会議に諮り、定められた料金を最新の参考価格の情報として提供する考えでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 続いて5番目、農地法3条による賃借料の把握について。

6月議会の答弁で、建設部長は農地法第3条による農地賃貸借の設定は個人間取引だから市は把握していないと答弁をされております。農地法第3条による賃貸借は、農業委員会の許可を得ることは法的に明らかでございます。市に出す許可申請書の欄に、賃料の額も明記することになっています。当然、市役所は賃借料を把握しているはずであります。なぜ6月議会では市は把握していないなどと虚偽とも取れるような答弁をしたのか。こうした答弁は、市長を交えた幹部の事前の打合せで検討しているはずですが、誰もおかしいとは思いませんでしたか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 弥富市農業委員会の農地法第3条の許可申請の中には、賃貸借料の記載がないものがありますので、これからはしっかりと確認してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ちょっと今のお答えですけど、賃借料というのは、これ明記しなきゃならんことになっていますけれど、そんなものを受け取ったんですか。再度ちょっとそれだけお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 以前は受け取っておりました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） それって、そもそも不備として返すべき書類だと思うんですけど、それを受け取ったんですか、もう一回お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） これからは、しっかりと確認してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ということは、間違っただけのものを受け取ってしまった、こういうことを認められたということで解釈をさせていただきます。

6番目、市内の賃借料の実態の把握について。

6月議会では、1反1俵の賃借料の公告がオペレーター ホームページで出ていることを

把握していないと答弁をされました。その後、農地賃貸借の実態を把握する作業はしましたか。そして、そのオペレーター以外も実態として1反1俵の賃借料が事例としてあることを伝え聞いておりますが、市内の賃借料の把握作業は行ったのか、行ったらすればその結果はどのようなでしたか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農業経営基盤強化促進法による相対での申出書の記載されたものについては確認しておりますが、中には賃貸借料の記載がないものがありますので、これからはしっかりと確認してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 随分、今回このお話が出たことによって進歩したと思って、その分は評価をさせていただきます。

7番目、農地賃貸借料が1反1俵であった場合の農家が失った賃借料の額について。

中間管理機構を通じた農地の賃借料は、令和5年の場合、鍋田9,300円、十四山7,000円、市江・弥富7,000円となっております。仮に、1反1俵の賃借料になっていた場合、1俵の額は鍋田のコシヒカリで1万2,200円、その差はマイナス2,900円。十四山のあいちのかおり1万2,100円ではマイナス5,100円、市江・弥富のあいちのかおりでは1万2,100円に対して差額は5,100円。それぞれ機構に預けている田の面積、鍋田122.7町歩、十四山280.2町歩、市江・弥富67.2町歩を掛けると、1年当たりおよそマイナス2,127万円。債権の時効を10年としまして、10年間で2億1,000万円以上のマイナスを貸手側が被ったことになるが、このような事態に関し、賃貸借料検討会議を主催する市はどのように受け止めているのか、責任を感じないのか、所見をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 仮定の質問につきましては、お答えを差し控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 多分お答えできんと思いましたが、8番目行きます。

検討会議の規約について。

弥富市の農地賃貸借料検討会議の規約は、今年になって令和6年7月1日に策定され、施行されたようですが、これまでこの会議の規約はあったのかなかったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） ございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ということは、これは私の前回の一般質問に対して、その関係で急遽

つくられたということに解釈してもよろしいですか。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） お答えします。

そういうわけではございません。開催規約がなかったときの賃貸借料金を定めていただく構成員は同じであったんですが、規約を定めることで厳格化されるものであると考えまして施行しております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） たまたま偶然が重なったのか何か知りませんが、新たにできたということはこれも一つの進歩かなと思います。

それでは9番目、規約における構成員について。

検討会議の規約第2条では、構成員として農業委員会が2名、農協の理事が4名、農地所有者の代表になると思われる4地区（弥富、市江、十四山、鍋田）の生産組合長代表4名、いわゆるオペレーター受託部会から5名、関係事務局として市役所、農協職員、中間管理機構である愛知県農業振興基金の職員などという構成になっているが、農地所有者の代表である生産組合長の数がオペに比べて少なく、アンバランスは否定できないが、どうしてこういった構成になるのか、理由の説明をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農地の区分けとする地域が4地区であることや、あいち海部農業協同組合が定める各地区の生産組合の代表は各1名となっているため、このような構成となります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） そうなってきますと、オペレーターの数のその5名というのは、どこら辺から出てきた数字ですか。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 開催規約がなかった以前から、各地区のオペレーター正・副というふうな形で来ていただいておりますので、それぞれ地区お二方を選んだ、そういうふうな形になっております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 何ともちよっと歯切れの悪い答弁だと思いましたけど、またこれ次の機会に質問をさせていただきます。

10番目、検討会議の規約と農地法の関係について。

検討会議の規約では、第3条にて、議長には弥富市農業委員会の会長が務める、第5条では、弥富市は検討会議にて定められた賃貸借料の結果を弥富市農業委員会の下で公表すると

ある。これでは、賃貸借料の決定には農業委員会が綿密に関わっていると解釈されても仕方がない。そもそも農地法では、平成21年の改正以降、農業委員会で賃貸借料を決定することを予定していないことは明らかであります。この規約は法的に大いに疑問がありますが、見解を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農地法第52条では、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するための農業委員会による情報の提供について規定しております。そのため、農地の賃貸借料を農業者の方々へ参考に提供する上で、農地賃貸借料金検討会議を開催し、賃貸借料金を定めております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 11番目、農地賃貸借料契約の成立について。

中間管理機構関連も含め農地の賃貸借契約では、賃貸借料の合意が大きな要素であります。したがって、契約が成立するには、農地所有者の代表と思われる生産組合長に賃貸借料の決定に関して代理権が農家から与えられているとか、会議の事後に個々に農地所有者から何らかの承諾行為がなければ法的に賃貸借料は決まらず、契約の成立に伴うというのが常識的な判断だが、そうした法的な手続は適正に行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 弥富市農地賃貸借料金検討会議では、生産組合代表、農協組合理事、農地受託者代表、農業委員会代表が構成員となり、その会議での合意が決定事項ということになりますので、適正であるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） それでは、12番に行きます。

賃貸借料と公租公課について。

弥富市では、農家の負担する固定資産税や土地改良区賦課金が賃借料を大幅に上回る事態となっております。6月議会答弁では、現場に精通する農業受託者、いわゆるオペと農協の意見を踏まえ、地区ごとの耕作条件に見合う費用を考慮して検討しており、公租公課を考慮したものではないなどと言い切っておりました。農家の負担がどうなるか知ったことではないと言わんばかりの答弁ではありませんでしたか。どのような賃借料でも、貸手と借手の事情を双方が的確に踏まえ、客観的に常識的な額の目安をつけて合意するのが社会的な常識だと思いますが、農地中間管理機構に関する農地賃貸借料の検討会議を主催する市当局は、農家負担の公租公課などは賃借料の検討に当たって配慮はしない、今後も見直す考えはないのか、仮に見直さないとするならば農家の怒りは高まると思いますが、どうお考えになりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農地の公租公課は、農地所有者が負担していただくものであると考えておりますので、賃貸借料の検討に当たっては配慮しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 当然、物には原価がありますから、原価というのは当然検討すべき中身に入ると思うんですが、それを検討しない。これを、それこそ農家の方々にもう一回検討をしていただきます。

13番目、賃貸借料の事前検討について。

市は、賃貸借料検討会議での料金決定に関して、検討会議の場で検討や協議を行うので事前の検討や協議をしていないなどと6月議会で答弁をされております。実際は、事前相談を農協やオペとやっているのではないか。昨年11月に行われた検討会議の席上配付資料では、令和5年における農地賃貸借料金（案）として鍋田地区9,300円、十四山地区7,000円、市江・弥富地区7,000円。

1番目の資料すみません、出してください。

これが6月議会でも見ていただいた、最低も最高も平均も全て一緒という奇妙な資料でございます。事前の検討や協議もなしに、どうして令和5年の賃借料を事務局が提案できるのか。市長や副市長など幹部には一切事前の相談もせずに会議に臨んでいるという意味なのか。それにしても、農協やオペとは事前の検討や協議をしているのか、改めて確認をいたします。

一方、貸手の生産組合長サイドとは事前の協議などはしていないというのは、どう考えても公平であるべき行政としてはおかしいのではないかと、市長も含めて見解を問います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 資料案を作成するに当たりましては、生産現場に精通するあいち海部農業協同組合から料金案の情報を受けているのみであり、事前に検討や協議は行っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長、いいですか、答弁は。

加藤議員、続けてください。

○8番（加藤明由君） 市長の答弁はないということですね。

14番目、事前協議による賃貸借料案の提示と独占禁止法違反について。

昨年11月の会議に出席した生産組合代表には、賃借料に関して事前の協議などは一切なく、会議の当日初めて資料が配付されたと聞きます。事前に借手のオペなどと賃借料の協議をしておいて、貸手には会議の席上初めて資料を出すなど、言わば農業機械をそろえて、立場の強い側の借手が立場の弱い農地所有者の貸手側に自分たちの望む賃借料を押しつけている構図と言われても仕方がなく、独占禁止法の禁止行為であるカルテルではないかと疑われるわ

けです。法を遵守すべき自治体としては極めて遺憾と考えますが、見解はいかがでございますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） あくまで、弥富市農地賃貸借料金検討会議に諮り、決定された料金を最新の参考価格の情報として掲載しているだけであり、適正であるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○８番（加藤明由君） それでは、15番目行きます。

賃貸借料金の決定方法に関する法解釈の誤りについて。

賃貸借料金の決定方法に関して、6月議会の答弁では、農地中間管理機構の賃借料の決定以外には農地法第3条による方法があり、これによって貸手、借手の当事者間の話合いの下に適当な額を決めていただく方法もあるなどと説明し、貸手、借手の協議で賃借料を決めたければ中間管理機構以外でやりなさいとでもいうような答弁がありました。そもそも中間管理機構経由の賃貸借権設定の契約でも、中間管理機構と農地所有者、受託者、いわゆるオペレーターが協議して決定する旨が示されております。また、中間管理機構の事務のうち多くは、弥富市、本社筋に当たる県の機構から業務受託している、言わば支店の立場にあると理解されますが、賃料検討もその一環であります。

そこで、中間管理機構として業務を行っている愛知県農業振興基金が定めている農地中間管理事業規定を見ると、第5．賃料の水準及び支払いの方法と題する規定があり、次のように定められています。

機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借り賃の動向等を勘案し、当該地域における基盤整備状況が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、所有者及び貸付先と協議の上決定することを原則とするとなっております。これを踏まえれば、農地法であれ中間管理機構法であれ、我が国の契約に関する法体系では当事者間の合意が必要であることは全くの常識であります。

6月議会の答弁のように、当事者間の話合いで決めなければ、農地法第3条の許可申請でやれというのは、我が国の法解釈を無視することになり、行政としてあるまじきことと考えるが、どうでございますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農地法に基づき定められた方法であるため、適正であるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○８番（加藤明由君） これもまたちょっと、なかなか納得がいきませんので、また農家の方

の御意見を聞きまして、またさらに検討させていただきます。

16番目、農地賃借料を検討する際に提供すべき資料とデータ等について。

農地賃借料の検討、協議する際には、農地法の趣旨に沿って公平で客観的な資料やデータを提供すべきは当然。貸手側の公租公課や借手側の経営状況や、近隣や他地域の類似の圃場条件の賃借料など、関係者が納得できるような資料やデータを示して検討、協議すべきと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市の現場に精通する農業受託者及び本市に関係するあいち海部農業協同組合の意見を踏まえ、地区ごとの耕作条件に見合う費用を考慮し、農地賃貸借料金検討会議に諮り、参考価格として提供してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 今のお答えから見ると、最低も最高も平均も同じというのはあり得ない、これを間違っておったと認められたというふうに解釈できますが、次に参ります。

土地改良区の賦課金に関する情報提供について。

農家にとっては、得られる農地の賃借料とは裏腹に、土地改良区の賦課金や固定資産税の公租公課があり、多少賃借料が安くても公租公課がそれを下回れば僅かでも手元に残り、農地も維持しやすいのだが、公租公課が賃借料を上回っては踏んだり蹴ったりであります。近隣の自治体の土地改良区の賦課金を見ると、弥富市内の農家の負担と異なり、格段に低い額になっている実態があることが、そのことは承知してみえるのでしょうか。仮にそうした実態を確かめもせず賃借料を検討しているのであれば、とても真つ当な行政とは言えず、市内の農家も不満がさらに高まると思いますが、どう思われますか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市の農地に関連する土地改良区の数、5つの土地改良区が関連しており、賦課金につきましても農地の場所や地目によって関係土地改良区が異なります。また、賦課金の額は、農地所有者を構成員とする各土地改良区の総会で決められていますので、本市から提供するものではなく、農家の方々は承知されているものだと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） それでは、土地改良区の合併促進についてお伺いします。

市長は、6月議会で土地改良区の合併に関しては財産が異なるから困難であるとか、各理事長の意向にかかっているかのような答弁をされております。そもそも、合併をすれば市内の農地所有者である農家の負担の軽減につながり、ひいては大規模経営農家にとっても兼業農家にとっても望ましいことでもあります。公租公課のほう賃借料よりも高ければ、農地の維持に余分な費用がかかり、所有するだけで負担になるから、たとえ安くても早く手放した

いということになって、結局は無秩序な土地利用や環境のよくない弥富のまちになってしま
うことを促しているのです。

最近でも優良農地が埋め立てられ、周りを鉄板で囲い、中で何をやっているのか訳の分か
らないヤードと称されるような農地開発が新たに何か所かで行われているのが実態でありま
す。

住みやすい地域づくりに大きな責任がある弥富市長としては、こうした事態を少しでも避
けるべく、消極的に各土地改良区の理事長の意向を待っているのではなく、土地改良区の合
併の促進を積極的に強力に働きかけることには大義名分があると思いますが、改めて市長の
見解をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和6年6月議会の一般質問で答弁いたしましたように、土地改良区
は組合員が構成する独立した組織であり、成り立ちや経緯、財産はそれぞれであり、各土地
改良区の施設についても安易に削減するものではないと考えております。

土地改良区といいますのは、先ほど賦課金の話が出ておりましたが、経常賦課金または特
別賦課金と2つの賦課金がございます、それぞれ組合員から徴収をしているところでござ
います。経常賦課金と申しますのは、土地改良区の会議費、総代会費や役員会費、また各種
負担金、そして職員の給与が主なものでございます。そして、特別賦課金は、事業をやった
地区から受益者割で取る賦課金でございまして、これは事業で恩恵を受けた組合員から地元
負担相当分を徴収するものでございます。

この経常賦課金の、先ほど申し上げました内訳のほとんどが職員の給与となるわけでござ
いまして、土地改良区を合併しましてもその職員たちの雇用はやっぱり守っていかなければ
ならないということがあります。ほとんど経常賦課金の中を占める職員の給与が削減できれ
ば、これは合併しても大きなメリットがあると思うんですが、その職員たちの雇用をしっか
りと守っていく分において、合併してもただ総代さんの人数が減ったりとか、役員の人数が
減ったり、また理事長が幾つか合併すれば1人になるものですからその分の経費が浮く、そ
の程度のことで、なかなか土地改良区が合併するというのは難しいと考えております。
各土地改良区の意見や考え方を尊重し、合併の機運理事長同士の話し合いで合併していこう
ということになれば、本市としてもそれを応援してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 今のお話を聞いておりますと、十四山と弥富の合併、農協のこの合併、
これどういうふうと比較して、これだって職員の数を合理化した、これから合理化していく
んだろうと思うんですけど、今のお話を聞いていますと、まるっきりやる気がないことは分
かりました。

次に参ります。

裁判の結末と適正な条例適用をということで、水路敷の裁判のことでお尋ねをいたします。
安藤市長の公共財産を預かる市長としての姿勢について質問をさせていただきます。

平成18年、公共用水路に隣接する土地の地主に不法に擁壁を建てられ、幅65センチ、長さ60メートル、約40平方メートルの水路敷地を占拠されてしまいました。地主は、建築確認申請では正規の水路幅である5メートルということを認めた書類を出しておきながら、後に勝手に65センチ大型擁壁ではみ出しました。理由は、南側の駐車場が狭いからだと思います。水路敷に65センチ分をはみ出し、市民の財産である公共用物であるところの水路を勝手に占拠するという暴挙に出ました。刑法の不動産侵奪罪に該当する事態であります。

平成18年10月に、擁壁の工事中に市の職員によって発見され、11月1日以降は市から文書による注意を繰り返していましたが、不法占拠を市から注意されているにもかかわらず、その後堂々と二階建ての賃貸住宅2棟20室を建築しました。ここが一番問題でございます。

その後も、理解全く不能なことが行われました。不法占拠を指摘された翌年の平成19年には、弥富市長、服部市長時代に、市有地を不法占拠をしている当人である地主の求めに応じ、南側の道路39.1平方メートルの公共用財産である土地を、不法占拠者に駐車場用地として払い下げているという前代未聞の不法占拠の追認か黙認と言われてもおかしくないことが発覚しました。要するに、北側ではみ出しておるような人に、南側で同じ市が土地を売却した、こんなおかしいことが私の調査で分かった。一般市民が聞いたら怒りが込み上げるような行政でございます。

本来、地方自治体は公共財産を適切に法にのっとって管理する義務があります。こういう誰が見てもおかしいようなことを、川瀬町長時代、服部市長時代、市の職員は黙認をしてきたと言われてもおかしくない。この経緯を知った市民は誰でも疑問と怒りを訴えております。

安藤市長の時代になってから、私が市議員になる前に、1通の匿名の通報によりこの事件が発覚をいたしました。今にしてみれば、これは公益通報であった。今、兵庫県の知事の話で公益通報という言葉が出てきますけど、これは公益通報であったと私は評価をしております。

令和元年8月に住民監査請求を起し、多くのマスコミが報道をいたしました。市の監査委員は、擁壁の撤去と過去の使用料の支払いを勧告しました。その際、安藤市長は何と黙認するどころか追認するような異常な行動を取っております。起きてしまったことは仕方がないと思ったのでしょうか。それとも地主が実力者だったから怖かったのでしょうか。30年間は建物に価値があるから、たとえ不法占拠でもそのまま使ってください。30年を経過するまで賃料を払ってくればよしと、過去のことはお金を払ってくれば黙認しますよというような、一般の市民では普通ではあり得ない対応をしておることが事実であります。これでは、

残り20年間賃料を払ってくればそのままいいと、何とも市民からいえばその地主の都合のよい文書を出しております。それも顧問弁護士に相談したなどと言いつけております。

最高裁の判決が出た現時点で、改めて弥富市の顧問弁護士に相談したら、その弁護士はどのような判断をするのか興味がございます。

市長をはじめ市の幹部職員も一体となって、一地主の不動産経営という利益のために意図的に黙認、追認していると言われても仕方がない。そういうゆがんだ不公平な隠蔽、欺瞞の弥富市政が連綿として続いてきた。こうした行政の在り方が決して適切だったとは言えません。過去の町長、市長、その分も、そして問題に関する自らの対応に関し、行政の長として市民に対して謝罪をするべきではありませんか。

なお、付言するならば、この問題が発覚した住民監査請求では、これについてはまともな裁定が出ました。勧告の文書の要旨では、直ちに撤去せよ、賃貸住宅でありますから入居者が見えますので、一定の期間を置いて速やかに撤去させる勧告が出ました。しかし、住民監査請求の結果が出ると、すぐにこの地主は買い取りますとおっしゃったそうです。その後、時効だと言ってみたり、いやこの土地は自分の土地だと言ってみたり、二転三転訳の分からない訴訟を繰り返しました。

5年前にこの問題を議会で取り上げたときに、訴訟係争中なので答弁できない、市は逃げ腰の答弁をしていましたが、今回、最高裁判所でこの不法占拠が確定をしました。この判決の中身は、悪意の受益者と断定されております。最高裁判所の決定が出されました、判決は確定しました、係争中などと言いつけてはできません。過去の町長、市長、そして自らも早期に的確な行政対応を怠ってきたことの結果として、現在でも不法占拠状態が続いております。

7月12日に判決が出たと思いますが、明日で2か月を経過いたします。しかも、この間は年間7万5,215円という地代を払えば、不動産経営として地主は年間に1,000万円近い家賃収入が入ると思われます。今後も続けて10年と仮定するならば、トータルで1億円の家賃収入が懐に入ります。そういう個人の利益のために公共財産が侵害されている。こんなことが見過ごされていることは、市民に対して全く申し訳立たないことであります。

この問題に関しては、過去の町長、市長の行政を引き継いだ市長としての立場はあるものの、過去の行政の対応の誤りを毅然として正し、早期に的確な処理をすべきであった結果責任と説明責任を果たすとともに、行政の長として法を軽んじるような行政を行ってきたことに関して、市民に対する謝罪があつてしかるべきと考えます。後ほど市長の答弁をお伺いします。

それでは、経過に沿って質問をいたします。

この件については、法律的な問題が非常に多くあり、入っておりますから、法学部法律学科を卒業された市長がお答えになれば一番的確だと思いますので、市長の答弁を求めます。

1 番目、水路敷侵奪事件の裁判結果はどのようなになったか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 債務不存在確認等本訴、工作物収去土地明渡し反訴請求控訴事件につきましては、先月 8 月 19 日の全員協議会で御報告させていただきましたとおり、令和 6 年 7 月 12 日付で最高裁判所から上告受理の申立てについて、本件を上告審として受理しないとの決定があり、この決定により本市の主張がおおむね認められた一審判決の内容が確定いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8 番（加藤明由君） ちょっと時間があまりありませんので、その後どういうふうな対応をされましたか、今日までに。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 確定しました判決内容に従い適正に対処しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8 番（加藤明由君） その適正とはどういう内容ですか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 現在、判決内容に従えるように鋭意準備といえますか、処理をしているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8 番（加藤明由君） それでは、ちょっとそのことに関しては、後に市長に直接御質問させていただきます。

時間がございませんので 1 つ飛ばします。

この件について、監査請求から裁判の中で公共用物管理条例と行政財産目的外使用料条例の 2 つの名前が出てきます。この 2 つの条例は、どのように使い分けてみえるのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 2 つの条例の適用関係につきましては、公共用物の種類や使用目的等に応じて使い分けをしております。

例えば、弥富市公共用物管理条例第 2 条各号に列記された公共用物であれば、同条例及び同条例施行規則に基づき、使用目的、管理に支障を及ぼさないか、必要やむを得ない場合かなどを含め許可・不許可の判断をしております。

一方、同条例に該当しない行政財産につきましては、弥富市行政財産目的外使用料条例を適用しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ちょっと時間がございませんので、この行政財産目的外使用料条例を裁判の中で持ち出しておみえになります。この条例ができたのが平成21年になっております。事件が起きたのは平成18年でございます。遡ってこの条例を適用することはできるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 今回の事案では、条例を適用しても使用目的が許可要件に該当せず、許可は出せない事案でありましたので、本市としましては同条例に基づく過料ではなく、裁判で本市が主張しましたとおり、民法第703条及び704条の規定による不当利得とその利息を請求させていただいたところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） いや、ちょっとお尋ねの内容をしっかりと把握してみえないんですが、現実に行政財産目的外使用料条例を裁判の中で、この判決文を見ても随分出てきておるんですよ。18年に起こったことを、21年にできたこの条例を証拠として乙14号証として裁判所に出しておるんですよ。こんなものをそもそも出していいんですか、法に沿っていませんよね。法学部出身の市長、教えてください。市長、答えられるでしょう、そのぐらいのことは。法学部なんだから。18年に起こったことを21年につくった条例を、こんなものを裁判所に出していいんですか、これ。

○議長（堀岡敏喜君） 行政側、答弁の御用意はありますか。

早川下水道課長。

○下水道課長（早川昇作君） お答えします。

裁判におきまして不当利得を積算するに当たり、その手段として関係条例や内規を参酌し、算出方法を決めただけでありまして、平成21年4月1日より前にその条例を適用したわけではありません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ですからね、もう一つ条例があるじゃないですか、この公共用物管理条例、これなら昭和の時代から出ていますからね、これを出せば何も問題がないものでね。幾らそうじゃないと言われても、ここの数字から出しておるんですよ、5%というのは。判決文を全部読んだら、この5%というのは出どころがこの条例なんですよ、21年にできた条例を、多分これ気がつかずに出したんでしょう、気がついておったんですか。いやこれだけこういう理由だからいいやと、そういうふうに使われたんですか、それじゃあ。分かっておってやったんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 先ほども答弁いたしました。公共用物管理条例を適用しても使

用目的が許可要件に該当しませんでしたので、許可を出せない事案であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） いや、そんなことは分かっていますよ。だから、再三聞いておるのは、18年に起こったようなものを21年にできた条例を使っていいのか悪いのか、これを知っておって、21年にできた条例だけどもあいいやということで出したのか、気がつかなかったのかね。これ弁護士も気がつかなかったかなと思うんですよ、市の弁護士自体も。こんなものを出していいか悪いか。そんな弁護士なら辞めさせなさいよ。答えてくださいよ。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 先ほどから答弁しておりますが、条例を使用したわけではなく、参酌したものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 間違いなく判決文を読みますと、この条例の5%を適用しています、間違いなく。よく読んだんですか、内容を。これいつまでやっておっても多分切りがないですからやめます。後ほどまた別に委員会でもやらせていただきます。

次に、この過料を取らないというのが私よく分からんのですが、貸し借りできないから云々という話なんですよ、これ。この過料というのは行政罰であって、現実によそでもこういう過料ってもう適用してみえます。春日井市では、数%の下水をごまかして1,800万の請求をされました。こいつに対して、3倍の過料を請求して5,600万請求した。大津市では、リゾートホテルが、これも下水道の不正使用で何と1億3,100万円で、3倍の過料で3億9,500万円、トータルで5億2,000万円ぐらいの過料を、これちゃんと請求するわけなんですよ。

今の部長の答弁からしますと、不正やったほうがもうまるっきり、不正やったほうが安く上がるんですよ。下手に何か手続をして、それでばれると過料が入る。そうじゃなくて、最初から全部不正やったら過料を取らない。まあいいですよ、このままいくんだったら、私も裁判やります。こんなばかなことが通るか。これざっと私流に計算しましたら、175万ぐらい払われたそうなんですけど、実質的に1,400万円を超えるんですよ、支払わなきゃいかん値段が、これをやらない。これ時間ありませんから、市長、しっかりあと4分残っていますから答弁してください。さっきの18年に起こったことを21年にできた条例を使っていいのか悪いのか。法学部ですから、法律学科出ているんですから、このぐらいのこと答えられるでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の件につきましては、先ほどから部長が答弁しておりますとおり、令和6年7月12日付で最高裁判所の決定をもちまして、私ども本市の主張がおおむね認めら

れた結果となりました。今後は確定しました判決の内容に従い対処してまいりますとともに、市民の皆様の負託と信頼に応えるべく、引き続き適切な行政運営に努めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 市長は判決文、当然全部読んでみえると思うんですけど、判決文を読みますとね、市が求めたのは、裁判所に、建物も擁壁も全部壊してくださいと、こういうふうに求めた。ところが、裁判所のほうは建物の解体は認めなかった、ですね。建物を解体せずにも擁壁を撤去できると言ったのは地主側なんです。私は無理だと思うんだけど、地主がそれができると言ったんだから、別に居住者おるまま、過ごしたまんま、家賃をお稼ぎになって、そのまま擁壁を壊していただければいいじゃないですか。そうしたら、別に明日からでもできるんですよ。それを2か月たっても一向にやらない。何かあるんですか、これ裏取引が。こんなのおかしいですよ。裁判所が認めたんですから、建物は壊さなくてもいいですよ、擁壁だけ壊せばいいですよと裁判所認めたんですよ。建物を壊さなくてもいいと言ったのは地主側なんです。

だから、地主側がおっしゃるとおりにやっていただければいいじゃないですか。やってみてくださいよとおっしゃればいいですよ、何も。明日からでもできますよ。住民に出ていただかなくても、そのままいざけるんですからね。

現に愛知県庁、ちゃんと業務やったまま下に免震装置を入れたんですよ。全く仕事したまんまやったんですよ。東京都の駅、皇居側の駅はやっぱり文化財だから残したいということで、あそこも駅の機能を生かしたまま全部免震装置を入れたんですよ。できますよ。

ただし、恐らく壊したほうが私は安いと思うんだけど、それでも地主がおっしゃったんだから、そのおっしゃったとおりにやっていただければいいですよ。それこそ、言葉悪いですけどやらしてもらおうじゃないかと言えればいいんですよ。それを何で遠慮しているんですか、こんなことを。いつまでも、いつまでも。何か裏取引があるんですか。もう最後に部長、答えてくださいよ。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 先ほど議員も言われてお見えでしたが、賃貸マンションでございますので、現在お住みの方も存在しております。そういったことも踏まえまして、法律やその他規則などにのっとりまして、現在手続を進めているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） いや、だからね、部長も判決文を見ていないですね、ちゃんと。裁判所は建物を壊さなくてもいいと言っておるんですよ。それを言い出したのは地主側なんです。だから、別に居住者住んだままね、そのまま壊せばいいじゃないですか、それができる

と言ったのは地主側なんですから、なぜやらせないんですか、それ。市が押しつけたわけではなくて、地主が言ったんですよ、壊さんでもできると、やってもらえばいいじゃないですか、そのように。全くこれおかしいですよ。何か裏取引があるんですか、市長、最後に。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ありません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

挙手してから答えてください。

○8番（加藤明由君） これはね、内容が分かっている市民は非常に怒っております。こんなことが許されていていいのか、全く最初からおかしい。そういうふうにはけんかしている相手に土地を売ってみたり、全てが最初からおかしいんですよ、これは。もうなれ合い、強い者には弱い。もうちょっと毅然と立ち向かえばいいんですよ。時間が来ましたから終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

私の一般質問なんですけど、これは全てまちを、ニュースレター配りながら、歩いたりしながら、お会いした市民の皆さんの素朴な疑問、あるいは不満を集めて、一般質問の形で市側にお届けさせていただいております。一緒に考えていってほしいということで、この一般質問の場を、私に対する回答というより、やはり市としてそういう市民の疑問に真摯に向き合って回答していると、市民に対する回答ということでお願いしたいと思います。

今回のいろんな意見を聞いていったときに、大きく2つタイトルを出させてもらいました。人口減少社会で負け組にならない、30年先に後悔しないための政策の変更を求めるとというのが1つ目です。これの典型的な例が昨日からの一般質問で出ております。それから、昨日の冒頭の市長の所信表明で出てきた小学校をどこに新設するかということです。

市長の表明というのは、市役所の中で練りに練って出されたと思うんですけども、何かやっぱりもう既に反応があるんですけども、昨日聞いたよという声があるんですけど、やっぱりこれまでやっていたことに固執して一切変えないと。だけど、小学校というのは百年の計、少なくとも何十年という期間で、そういう長いライフサイクルを持って考えていくもの

じゃないのという声が市民から出ています。特に地域の人たちが学校を新しく造るということに対して期待感を持っていらっしゃるんですね。

なので、どちらに造るかという前に、高い安いという話が先行していて、速い安いということじゃなくて、本当にこのまちづくりの根幹となるのが学校ですから、期待感を持たせてほしいということです。長い間丁寧にやってきた。そもそも4つの学校が事実上廃校になって合併するということが大きな問題だとも思います。子供たちにとっても大きいし、地域にとっても大きい問題。だから、そのために大変丁寧に、特に保護者の方、それから保育園に通っている方、まだ生まれていない方まで含めてやられたことについては、おっしゃるとおり丁寧にやられたと思います。

だけど、その後、大体十四山西部小学校区のエリアがいいだろうとなってから、いよいよ住民の意見を聞き始めたときに、長老の知恵というんですかね、要するに、伊勢湾台風を実体験した人たちが見たときに、おいおいおい、ちょっと西部小学校はないだろうという声が出てきたわけです。

惜しむらくは、今年の夏に既にその声があったわけですね。そのときに議会に報告していただいたり、大きく立ち止まって考えてほしかった。もう終わったことを言ってもしょうがないです。確かに基本設計やなんかもう既に始まっています。今年度に入ってからですね。僕はそれで別に無駄にすることはないと思います。今までいろんな人の意見を聞いてきてやってきた。

もう一回言いますけれども、30年先に後悔しないための選択というのは、既にあるものを捨てることじゃなくて、それを生かしながら設計をすればいいし、いざというときに造ることになると、やっぱり素人が考えても子供がいる学校で細かい調整をしながらやるのがいいのか、建物がありますけどね、解体して、いわゆる更地状態にしてやったほうがいいのかということについて言えば、業者サイドから言っても当然更地というか、広い敷地のほうがやりやすいので、私が恐れているのは入札不調というのがありますので、やはりそこを考えてほしい。

ただ、こうなってしまったので、今日の質問の後半に関わってくる話でもあるんですけれども、いまだに教育委員会の今のライン、教育長、部長、課長のラインに対して、市役所で一緒に考えてほしいんですよ。今回、答弁こっち側に聞きますけど、みんなの問題ですから、やっぱり弥富市全体で期待感を持っていただけるような市役所をつくっていくんだって、これはすばらしい、美しい、楽しい事業ですから、それをやってほしい。そうなったときに、やっぱり行政のベテランであり要である副市長が、そういった組織の手当てをするとか、協力関係をつくるということで頑張ってもらいたい。ちょっと頑張りが足りないんじゃないのという声も聞こえてきています。

ということで、一緒に対話していきたいと思いますが、別に皆さんを責めるつもりじゃなくて、そういうふうに僕も言われていますし、それを市民にこういう場で、今日クローバーもいっぱい見ていらっしゃる。市役所は一生懸命やっているんだ、副市長一生懸命やっているんだという姿勢を示してほしいと、昨日までのを聞いていると、何か後ろ向きじゃないのという声があるので、それを挽回していただきたいなと思って、この対話の場をつくりたいと思います。

それでは、書画カメラ1をお願いします。

弥富市は、財政力が高いという人もいます。どっちかといえば高いと思います、もちろん。ただ問題は、この細かい数字ははしりますが、要は令和3年度、4年度、5年度で、実はこの件については昨日平野議員がしっかりと質問していただきましたので、個別については言いません。全体としては悪化していつている。でも、この悪化するというのは高齢化によって義務的な経費が増えてきます。なので、ほっておけば悪化するので、何か悪化したとは僕は言いません。だから普通にやっていると悪化するので、それについて副市長以下やったりみんな、この数字の悪化を止めるということをして市役所一丸となって頑張してほしいなと思います。

書画カメラ2をお願いします。

簡潔にやるためにスローガンを4つにまとめました。

どうしても役所というのは、分かっちゃいるけどやめられないというのはあります。なかなか変えるのが難しいことを分かっている上で、1として過去をきちんと総括する。どうしてもよいこと・美化したものに惑わされずというのは、いろいろといいことを広報とか一般質問でも回答していらっしゃいますけれども、でもやっぱり先を見たときには、今美しくても先で困ることがいっぱいあるもんですから、先に手を打ってほしいと思います。そういう意味では、3. 過去を水に流しちゃいけないですし、4. 見えと根拠のない楽観論でなくやってほしいと思います。

次が、まちづくりの基本である、次の書画カメラ3をお願いします。

これは皆さんよく見ていらっしゃると思いますけれども、いわゆる人口ピラミッドです。これは全国の数字ではあるんですが、2000年、2020年、2040年、2060年と、どんどんどんどん年少人口が減っています。

特にこの赤く囲ってあるところなんですけど、20歳から40歳ぐらいのいわゆる子育て世代、出産適齢期で、これが結局年を追うごとに減っていくので、その出生率というんですかね、1人の女性が産む数というのが変わらなければ、どうしても下がるんです。

次の書画カメラ4をお願いします。

ちょっと小さい図で申し訳ないんですが、要はいわゆる夫婦の完結出生児数というんです

けれども、夫婦で子供は大体2人なんです。ちょっと今2人を割っていますけれども、これは大体変わらない。だから、じゃあなぜ出生率が変わらないかといったら、書画カメラ5をお願いします。

要は婚姻率が下がっているんで、もう今これ半分以下ですよ。婚姻率が下がっているんで、1つの夫婦が2人なんですけれども、どうしてもずるずると下がっていくということです。

書画カメラ6をお願いします。

弥富市人口ビジョンで、この人口ビジョンなんですけれども、この表のうち弥富市が言っている数字ということなんですけれども、これは合計特殊出生率が2030年、今から6年後には1.79、それから2040年は2.07という数字でつくったのが赤い線なんです。

この表の下の方に青くずうっと下がっていきます。これは合計特殊出生率が変わらなかった場合は、こういうふうに下がっていくよというふうに言っているわけです。

書画カメラ7をお願いします。

これは国社人研がつくった合計特殊出生率が変わらない場合の2050年に人口はどうか、全体の人口はそんなに減らないんです。減っていても。だから、見てほしいのは下の青とその次のオレンジ色、要は64歳以下のいわゆる働く人口です。その人口についてはかなり減っている。3割減です。

実際、この表ですね。ということで、こういうことについて、僕はまちづくりの基本である人口想定について目標値、目標値を持つのは悪いことじゃないです。目標値と現実的な推計値と使い分ける必要があると思うんですが、市の答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

本市の人口推移につきましては、転入数が転出数を上回る社会増ではあるものの、出生数の減少、死亡数の増加に伴う自然減に伴い、人口減少の局面に入っております。

また、本市の合計特殊出生率は、令和3年度に1.39、令和4年度に1.38、令和5年度には1.37と微減の状況となっております。

将来人口推計につきましては、本市が令和3年3月に策定いたしました第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略や、令和6年3月に策定いたしました弥富市デジタル田園都市構想総合戦略に基づく様々な施策に取り組むことに加え、合計特殊出生率や社会動態の傾向等を踏まえたものとしております。

様々なシミュレーションを行うことで、異なる推計が可能となる中、本市では基本的に現在の弥富市人口ビジョンに掲げる人口の将来展望による数値を用いておりますが、施策に応じて現状値等を踏まえた推計値を用いることもございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 目標値だと思うんです。この弥富市の人口推計というのは。

ちょっと軽く再質問をお願いしたいんですが、先ほどの答弁でも、施策に応じて現状値等を踏まえた推計値というか実質であると思いますので、財政を預かる財政課長も簡単に答えてもらえばいいんですが、やはり預かる側としては、いろんな数字を見ながら、やっぱり安全側の数字を見てきますよね。軽く答弁いただければ、再質問のつもりなんですが、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 議員のおっしゃる安全側の数字というのがちょっといまいち、すみません、ちょっとぴんとこないんですけども、私どもなりに立てた推計の下にやっています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 結構です。

どれが安全値ということが決まっているわけでもないし、私が押しつけるつもりもありませんので、やはりこれは組織ですので、組織の中で、アクセルをふかす、どっちかというと企画政策課の立場と、その財政を預かる立場で、先ほどの部長の答弁にもあったように、施策に応じていろんな数字を多面的に分析していきませんかという提案でございます。

次に、今後の土地区画整理事業のことについて、これも市民の方から指摘されているので質問させていただきます。

書画カメラ8をお願いします。

実際そのまちを歩いていてニューズレターを配っているんですけども、分譲住宅とか売り物件が目立っているんですよね、看板が。僕はその不動産関係の人にいっぱい看板あるもんで、いいねと言ったら、いえいえ違うんだと。昔は売れちゃったから看板があつという間になくなったから、看板が目立たなかったから、昔のほうが土地の取引があつたと。看板がいつまでも立っているというのは、要は売りたい値で売れなくなっているから看板が目立つんだよというふうに指摘されたので、このことをあれします。

だから言うまでもなく、1990年、いわゆるバブルと言われていますが、そのときの赤い数字に対して、2040年では明らかに住宅を取得する世代が減っていています。その不動産関係者に言わせると、気持ちでいいので先高感があるからやっぱり早めを買っていこうというのがあるんだけど、どうしても先安感が出ちゃうと、いや、慌てて買う必要ないよねということで実際に買わなくなってしまうということです。

書画カメラ9をお願いします。

それで困って、いろいろと国の資料をあさっていくと、確かに平成18年、これはだから西

暦でいうと2005年でしょうか、国土交通省不動産・建設経済局土地政策課の公式な資料です。この平成18年6月に住生活基本法というのが制定されて、大都市法が改正され、住宅・住宅地の需給関係の変化等を背景として、ちょっと言葉が難しいので、要は、それまでは宅地が足りないから、どういうふうに計画的に供給していきましようかと言っていたやつが、いや、さすがに国ももうこれで需給関係、局面が変わったなということで供給目標をなくしたということです。つまり、結果的に言えば、抑制という言葉はありませんけれども、抑制に入ったということです。

次の書画カメラ10をお願いします。

土地区画整理事業というのが平島でもされて、もうこれはちょうどラストチャンス、一番いい時期にできたと思います。土地区画整理事業の仕組みというのは、右側の表を見ていただくと、ちょっと字が小さいですが、施行前と施行後、宅地面積が、例えばある人が100平米持っていましたと、施行前に。減歩とって、25%は差し出して75%に減るけれども、2段目、宅地価格が例えばそれまで平米100円だったものが140円になるよと。掛け算すると、総価格としては1万円が1万500円になるよと。これが区画整理事業が成立するお約束なんですね。25%の土地を売って、それで工事費を捻出する。

左側の表に行っていただくと、それを立体的に見ると、これも緑色が施行前です。土地の値段は安めです。面積は100あって、土地の値段は同じく100か、それに対して面積は75で減るんだけど、価値が1.4倍になるのでいいんですよということなんです。

問題は、これが宅地の値段が上がるかどうかというのが問題なんです。今までは大体予定よりは上がっていたんです。問題は、それと工事費の問題です。

書画カメラ11をお願いします。

最近話題の工事費が上がっているよという話がありますよね。これもきちんと資料を調べました。

いわゆる公共工事の設計積算は役所では常識ですが、建設物価調査会という外郭団体が全国のコンクリートとか鉄とか全て、そうですよね、部長。全ての値段を調査して、全国調査をして、地域ごとに値段を定めています。

だから、よく上がった上がったというのは、1つは入札価格も上がっていますけれども、その積算根拠がそれと連動して上がっています。細かい数字を見なくてもいいですけども、全国、東京、大阪、名古屋、2021年、この上がり始めが2021年の1月です。右側が2023年の10月です。

ざっくり言うと、100ちょっとから135ぐらいまで上がっていますので、よく3割アップ、3割アップというのはこの全国の公共工事の値決めをして、これ値決めをしているわけじゃないですよ。調査結果を公表しているから結果的に決めているに近いんですが、あくまで

物価調査会は全国の資材単価、工事単価を調査して、それを公表して、それを基に各国・県・市が設計積算しますから、これが上がれば自動的に1.35倍になるということです。

書画カメラ12をお願いします。

私が心配しているのはこの4つです。今言った工事単価の上昇があると、この先の上昇がどうなるか、これについては私にも分かりません。もう一つは、今回の車新田でも後でも出てきますが、どうしても1メートルとか2メートルとか盛土が要るんです。やっぱりよそから土を持ってこないと区画整理できないんです。この土の調達価格が残土山みたいな不良な土なら知りませんが、良質な土というのは逆に今は山を切ることが制限されていますから、どんどん上がっている。

それから、昨日の③の金利負担、これは昨日も1%金利負担があるだけで、二、三割返済が増えると言っていました金利負担です。

問題は4番目、保留地が希望価格で売れるかどうか。組合設立した時点で保留地をどれだけに、保留地というのは要するに工事費を出すために土地を売らなきゃいけないので、その工事費を出すための土地を何平米というのかな、何平米を幾らで売れるという想定で始まるんですけども、それが予定どおりにまず売れるか売れないかというのがあります。単価のこともありますけれども。

⑤番で、ちょっと恐ろしいのは、2030年、2040年に南海トラフと言っていますので、恐らく今からやる区画整理事業はそれに引っかかる可能性があるんじゃないかと。

書画カメラ13をお願いします。

細かい説明はあれしますが、要は地球温暖化で台風が大型化しています。これは皆さん身に染みていると思いますので。スーパー伊勢湾台風です。

14をお願いします。

これも言うまでもないですけども、要するに時限爆弾と一緒に、海溝型の南海トラフ地震は時間が来れば自動的に来るということです。

仮にですけど、その前に保留地の買手が見つかって、完全に引渡しをして、代金がもうこっちに入っていれば、そういうのが来たとしても多分大丈夫だと思うんですが、本当に大丈夫なんでしょうか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 大規模災害等の自然災害により損害が発生した場合の対応につきましては、保留地の買手と土地区画整理組合との契約内容によるものだと考えておりますが、組合により組合設立時に定められる土地区画整理組合定款や事業進捗に応じて定められる保留地処分規定をはじめとする各種規程等が定められた後に契約内容が定められることとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 各種規約、それから契約内容はこれから決めていくんだと。ただ、そのときに、例えば大災害が起きても、間違いなくこの値段でこれだけ買いますよなんてことがもう既に定まっているわけではないと。それはもう交渉次第というか、多分できないと思うんですけど。それについては再質問するまでもなく、それは今の時点では確約できませんよね。

じゃあ、次行きます。

書画カメラ15をお願いします。

よく似た例がないかなと思って探していたら、茶屋イオンというのは皆さん御存じだと思いますが、茶屋イオンの周りが今すごくよくなっています。これももともと優良農地だったんです。優良農地だった茶屋新田土地区画整理事業ですね。これも盛土をしています。

これが、設立が平成20年、施工面積が147.5ヘクタール、事業期間が平成19年から令和8年度、間もなく終わろうとしています。1.1メートルの盛土をしたそうです。総事業費が約350億円で、83万平方メートルの宅地を供給しました。全体面積は148なんですけれども、そのうちの83ということで、宅地になっています。

ということは、83万平方メートルの宅地をやるために幾ら使ったかということ、1平方メートル当たり4万2,000円ということになるんですね。ただし、これは弥富よりも事業規模が大きい、大きいのは当然有利ですよ。

もう一つは、これさっきの1.35倍の上昇する前なんですね、ほとんどが。だから、その同じことを今からやると1.35倍、少なくとも既に1平方メートル当たり5万7,000円なんです。しかもここは条件がよ過ぎるんですよ。設立早々に組合とイオンの間で5万平方メートルを坪35万円でイオンが買い取る協定書を結んでいるんです。

それから、名古屋市は八事斎場といって火葬場ですね、これがパンク状態だったので、ここに第二火葬場を建設したいということで、これも坪30万円で弥富市が購入しています。しかも橋がなかったんです。庄内川にこの斎場へ行くために南陽大橋というすごくカッコいい橋を架けています。全ての点について、名古屋市が渾身の力を込めてやった区画整理事業です。

この金額が5万円とって、うちの弥富の公示地価が7万円とか言いますから、ちょっともう本当にぎりぎりだと思います。

問題は、こういうリスクの中で、今後、土地区画整理事業による宅地供給がここでも茶屋でもされています。あちこちでまだ区画整理事業が計画されているし、今回これで弥富地区で車新田が供給されると、供給過剰の宅地でさらに競合して値下がりの原因になりませんか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 車新田地区の土地区画整理事業は、土地所有者による土地区画整理組合がその業務を代行する民間事業者と契約することにより事業を実施する業務の代行方式により行われる予定でございます。

この業務代行方式は、民間事業者の技術力やリサーチ力等のノウハウを生かし、土地の造成や保留地の販売等を行うもので、現在、業務代行業者の前身である事業化検討パートナーとの意見交換を行いながら事業を進めております。

事業化検討パートナーとの意見交換においても、保留地の取得や商業地への企業の進出について、需要は十分ある地区であると認識しており、土地区画整理事業が宅地等の値下がり
に直接結びつくものではないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員に申し上げますが、先ほどの名古屋市が斎場の土地を買うとか買えへんとかの話のときに弥富市がとなっていましたんで、訂正してください。

○11番（佐藤仁志君） ごめんなさい、失礼しました。

名古屋市が買いました。

ごめんなさい。ちょっと急いだせいでお恥ずかしい限りです。

ちょっと念のために再質問させてください。

値上がりに直接結びつくものではないと考えているといういつもの答弁なんですけど、考えているということは結びつかないとは断定できないので、間接的な影響について言うならば、あるともないとも言えないと、そういうことでよろしいでしょうか。ちょっと確認の再質問です。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、まだ現在は、業務代行に関しては事業化検討パートナーということでございますので、事業が確実に進むと決まったわけではございません。

ですので、今、事業化検討パートナーとの意見交換をする上で、この事業地については需要が十分あるというふうには確認はしておるんですけども、現実それがこのまま進むかどうかというところはまだ決まっておるものではございません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） ちょっとごめんなさい。再々質問させてください。

もっとシンプルに、僕が市民の人に言われているのは、平島とか五明でもまだ宅地は余っているんだけど、これ以上供給していいのかなというふうに言われちゃったもんですから、聞いているので。

ただ、多分さっきも聞いたように、直接結びつくという、結びつかないと断言もできない

し、じゃあ結果的に影響がないとも断言できないし、それは断言できないんでしょうというふうに聞いたつもりなんで、そういったことは分からないということですよね。

もうこれで再質問最後です。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 断言できるかどうかと言われれば断言はできませんけれども、先ほど、事業化検討パートナーと調整、打合せをしている中でも、今度その地区、車新田地区においては市街化調整区域が市街化区域になる、またそこには商業地等も併設されて、宅地の供給もされて、環境も都市施設も十分整備されて環境がよくなるということでございますので、需要は十分あるのではないかというふうに考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 市側の立場としては、この区画整理事業、素晴らしいという答弁と思いますが、僕が板挟みになっている私としては、市民の人からこれ以上供給されても困るわなということに対してお答えしようがないことだと思います。

次に、書画カメラ16をお願いします。

ちょっと先に答えられちゃったんですが、これは弥富市のホームページをそのままほぼ文字をコピーして貼りました。事業化パートナーというのをやるということで、大分説明されちゃったもんですから、ただ、これも市民の人に言われたので、あまり言いたくない質問をさせてもらうんですけれども、例えばマンションの管理組合を引き合いに出して言われたんですけれども、いわゆる管理委託や大規模修繕をするということになると、結局、素人の理事会がいわゆる何をやるか、契約金額というのがどうしても業者任せになってしまっているんじゃないのと。仮に理事会メンバーによほど専門的な知識があれば別ですけどね。結局は業者が内容と値段を決めれば従うしかないんじゃないのと。

例えて言うなら、もっと身近で言うならリフォームと一緒に、一旦手をつけて工事途中でやめたくてもやめられないので、長ければ長くなるほど事務経費もかかるし、工事費もかかっていくと。でも業者は変えられないとなると、結局業者の言う値で払うしかないんじゃないのというふうに言われたんですね。

ゼネコンと事業パートナーで、要は清水って大手ですね、ゼネコンと不動産業者による事業化検討パートナーのデメリットについてどのように理解していますか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 土地区画整理組合発起人会と事業化検討パートナーとの間で締結されております覚書では、お互いに金銭的な負担もなく、事業を進める上での民間事業者としての意見等を聞くことができることから、大変有益なものであり、デメリットはないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 次は書画カメラはないんですが、やるなど言っているわけじゃないんですよ。あくまで地権者の方の自己責任ですので、そこはいいと思うんですが、ただ、同じ地権者の中でも、土地をたくさん持っている、田んぼをたくさん持っている方と、それから屋敷地しかない、あるいは屋敷地もそんなに大きくないという方の差があると思うんですよ。だけど、屋敷地しかなくても、さっきの図表を思い出してほしいんですけど、土地の価値は確かに上がるんです。道路が今までは2メートルか4メートルしかないやつが、6メートルになると。いわゆる市街化区域になると上がっちゃうわけですよ。それを精算しなきゃいけないので、一人一人でいうといろいろとあるんで大丈夫かなと、これも僕も言われたんですよ。

そういった地権者といってもすごく差があるもんだから、その差がある地権者にとって長期的にためになるのかという質問です。答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 土地区画整理事業は、道路や公園、下水道等の公共施設を総合的に整備するとともに、防災機能を備えた商業施設等の立地も図られ、地区内の生活環境が大きく向上いたします。

また、土地区画整理事業を進めるために、地権者の方には減歩等により公平な負担をお願いすることになりますが、生活環境の向上と併せて、市街化調整区域から市街化区域に編入することにより土地の利用価値が大きく向上することから、長期的には全ての地権者の方にとって大きなメリットとなるものだと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 予想どおりの答弁なんですけれども、全体としてよくなる、車新田もし成功すれば、この名古屋のように、名古屋というほどじゃないですが、よくなると思うんですが、これもだから言いたくないんですが、言われたので言いますけれども、じゃあその前やった川平とか五明とか平島も何か所かあるんですけれども、やっぱり古い区画整理より新しい区画整理が見栄えがいいと。そういうところに、でもね、それぞれが地主の方々の自分の責任でやられることなので、僕はやるなど言っていないよ。だけど、公費を入れるメリットがあるのかという論点で市民の方は見るわけですよ。

要するに、自分たちは老人福祉、あるいは子供の福祉をやってほしいと。別に自分は区画整理で何も得にならないという人たちが、じゃあ区画整理に公費を入れるのかということです。今までも入れていますからね。それはルールにのっとってやればいいと思うんですけど、ただ、ちょっと今までくどくど言ってきた、僕が言われているリスクを考えたときに、その大災害だったり、その購入度が高くなったりとか、もう幾つもあるその工事が上がってき

やったときに、これはちょっと僕、安藤市長の施政方針でも、しきりに自由通路、まちをよくすると、大いに結構ですよ。まちをよくするために、自由通路だけじゃなくて、駅前だけじゃなくて、この車新田の土地区画整理をやって、まちをどんどん便利にしていくなだということで、恐らく区画整理組合の方々も弥富市の施策の一環でやっているという意識はあると思うんですよ。

区画整理組合の理事なんて面倒くさいですよ。面倒くさいけれどもやってやろうかという立派な方で、僕は非常にそこは尊敬するんですけど、じゃあ弥富市が誘導したからといって、もし何かのトラブルで保留地を売っても工事費が払い切れないといったときに、じゃあ弥富市がやれと言ったから、その尻拭いをしろというふうに言われても困ると思うんですよ。

なので、質問としては公費を入れるメリットがあるか、それから公費の追加や損失穴埋めはできないことを確認したいと思います。答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 新たな住宅用地の供給による人口増加や商業機能の充実などにより、日常生活の利便性の向上や地域の活性化が図られ、それに伴う税収の増加も見込めると、公費を投入するメリットは大きいものだと考えております。

また、その公費投入につきましては、土地区画整理事業により都市施設が整備されることから、これまで市内で実施された土地区画整理事業と同様に、土地区画整理組合に対し、現在見直しを進めております弥富市土地区画整理事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） ちょっと今、答弁で気になるところで、その交付要綱が、過去の公表を今回見直ししていると。それが過去の区画整理組合とアンバランスであれば、過去の区画整理組合の人、怒っちゃいますよね。それはないんでしょうねということが1点と、それから僕が質問でこだわっている、もう一旦設立しちゃったら、公費の追加や損失穴埋めはできないことを確認したいと聞いたんで、その2点ですね。

シンプルに公費の追加、特に損失穴埋めができないということは確認しておきたいんですが、再答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほど申し上げましたとおり、現在、補助金要綱を見直し中でございます。これにつきましては、過去に実施してきました区画整理事業を現在これからやろうとしているものに合わせる形で、不公平がないように今見直ししております。

また、先ほど申し上げましたとおり、補助金、公費投入につきましては、補助金要綱に基

づき補助をするものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○１１番（佐藤仁志君） 僕も頼まりました議会の場で公費の追加や損失穴埋めはできないと、しようがないと思うんですけども、念のために確認させてもらいました。

次に、書画カメラ17をお願いします。

これはちょっと字が細くてあれなんです、結論から言うと、これも先ほどの棒グラフを数字にしたものです。

なので、強調したいのは2050年にこの上から、ゼロー14歳は63%、2020年を100としたときですね。それから15歳から64歳は73%で7割です。65歳から74歳は89%、約9割、逆に75歳以上は137ということですから4割増しで、合計としては8割ということになるんですけども、やはりこの肝腎な生産年齢人口が下がっていくということをおある程度読み込んで財政を考えてほしいんですね。

特に借金です、公債。これはこの議会でも何度も言っているように、後の人が使うから、例えば小学校なんかでもそうです。後の人が使うから30年ローンで払えばいいんです。

ただ、残念ながら払う人が減っているということですよ。なので、そのことについて3割減を想定すべきじゃないんでしょうかということについて答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の税収の大宗を占める固定資産税の場合、人口の増減の比率そのままに収入額が増減するものではなく、一概に人口が減少することにより、その割合分、経済が小さくなるわけではないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○１１番（佐藤仁志君） 固定資産税のうち、いわゆる純粋に土地の部分について、いわゆる評価額を下げなければ下がらないでしょう。

ただ、これについては、先ほど言っているように、土地の値段が本格的に下がったときに固定資産税が維持できるかどうかについて、全国的な問題があるというリスクがあります。それから、いわゆる住民税的なものに関して言うならば、やはり人口、人口というのは働く人が7割になったときに影響がないとは思えません。それに伴って事業所税等も来ます。それから固定資産税のうち、いわゆる物品というのかな、設備投資に関する固定資産税も景気の影響を受けるので、僕はよくよく注意してほしいと思いますので、一応ちょっと確認の再質問ですけども、大きくは変わらないんですけども、リスクがあるということは部長として想定されていますよね。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 平野議員の一般質問で御答弁申し上げましたが、本市におきまし

ては、今後、扶助費の増加に加え、大型の建設事業が控えており、人件費や物件費の増加も予想されるため、引き続き注意深く財政運営を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 当然そういう危機感を持ってやっていらっしゃると思いますので、よろしくお願いします。

次の1の4なんですけれども、ちょっともう時間が残り15分を切ってしまっているのも、大変申し訳ないんですけれども、ちょっと飛ばさせていただいて、大きな2番に移らせていただきたいと思います。

これについてもちょっと私の発言は控え、書画カメラ19をお願いします。ちょっと1枚飛びますけれども。

私の発言はちょっとカットしますので、結論から言うと、ここに実は弥富の名前の由来は、弥栄に富むということで、合併したときに、前ヶ須でも鯛浦でも平島でも中山でもない名前をつけたそうです。

やはり伊勢湾台風からの復興という共同体と共感というのが、ごめんなさい、その前に、この大きな2番というのは、地域のよりどころとなる小学校がなくなっても、4つの小学校のことを言っているんですが、歴史と自然と文化を育む仕組みをつくってほしいと、これはこの間の決議でも地域振興のことを議会として言っているのとほぼ重なっております。

②番としては、地の利を生かした人口増加が今まで来ましたが、これについては今後も予断、今後はちょっと生かせる部分もありますけれども、気をつけなきゃいけないということです。

それから、3番の自然災害リスクと人口減少時代の構造改革は先ほどと重なります。

それから、今回改めて地域の、特に農村地域の方と話をしているときに、やっぱり農村地域の女性が暮らしにくいと、あまり言いたくないんですけれども、大分昔と比べると、地域の農家の方も若い女性、あるいはよそから引っ越してきた方に対してすごい気を使っています。痛々しいぐらいに気を使っています。うちもそうなんです。そうでしょう。

なんだけど、やっぱり一緒に住むって個人のプライバシーというか、なかなか住みにくいよね。なんだけど、まさしく女性だけじゃないんですけど、少数者が人権で暮らしていけるというのが大事だし、これが最初のところに戻るんですけれども、人口を維持、維持というか、人口って子供、若い女性がどうしてもまず名古屋へ行く、その次は東京へ行くというところを止めるためには、そこが重要だと思います。

ちょっと発言原稿は全部飛ばして、書画カメラ20をお願いします。

細かい数字なので結論だけ言いますが、私もこれ数字を、弥富市のホームページから、住民基本台帳から、ちょっとどういうふうかなと思って、減った減ったと言われたので、ど

れくらい減ったのかなと思って、あくまで弥富市の住民基本台帳から拾ってきた小学校区別の人口を見たら、この南部、東部が農村地域で軒並み三角なんです、特に栄南がマイナス10.5%、4年間なんです。ただ、これはこういう問題があるんです。この表は65歳未満と言っているんですね。63歳、64歳、65歳の人が4年間のうちに65歳以上に移ると、栄南地区からは引っ越していなくても、マイナス220人ということになるんですよ。

だけど、今回のテーマであるところの地域の活性化というときに、やはり働く世代です、そこで言うと、栄南で10.5%、大藤8.8%、十四山東部が5.2%、十四山西部でも7.7%、市全体でも2.4%減っていますので、その分は加味してもいいかなと思いますが、非常に減っています。

こういった実態というのは、本当に私も実は農村地域に住んでいまして、実感としてあります。こういうことについて、この農村地域の声を聞いて対策を考えているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の人口は、全国的な少子高齢化と人口減少の中で平成22年まで増加してきましたが、平成27年には微減となっております。

本市はその後も人口が減少傾向となることが見込まれたために、平成28年2月に人口の現状分析や将来展望を示すビジョンとして、施策の方向性や具体的な展開をまとめた弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

令和3年度からは、人口減少対策と地域活性化につながる取組を継続し、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会の維持を図ることを目的に、第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。

計画策定に当たりましては、市民の皆様へのアンケートやワークショップ、パブリックコメント等を実施し、外部委員で構成する会議体において御協議をいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 市全体でやっていらっしゃるというのはそのとおりだと思います。

そして、今の答弁を聞いていると、外部委員で構成する会議体において協議、もちろん学識者とかいろいろやっていただきたいと思います。それから、市全体の仮にアンケート調査について、例えば農村地域とそうでない地域の比較することも重要だとは思いますが。

なんだけど、せっかく例の広報「やとみ」を全戸配付したもんだから、実は去年この学校の統合問題のときにも市民から意見が出ているんですけど、やっぱり特に今問題になっている、学区で言えば大藤、栄南、十四山地区について、できれば、各戸だと誰かおやじが書くとおしまいですので、各戸の全員が本当にこの地域でどう暮らしていくのかというアンケー

トをやっただけでいいなと思いますが、僕はそういうつもりで質問したので、一応軽く再質問で、今後そういったアンケート調査は計画サイドであり得るでしょうか。軽く答えていただければいいですけど。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） このたびの弥富市総合計画後期基本計画におきましてアンケートを行っており、それには各地区のそれぞれのアンケート集計結果も出ておりますので、そちらのほうを参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 私、あれを本当に何度も読んで、自分でワープロにして分類して、ホームページにも発表しているんですけども、個別意見すごくいい意見が出ているんですよ。

なので、やっぱり市民の意見も大事だと思うので、本当は特にこの今回合併する学校について、まずは意見、しかもできれば、いわゆる世帯主でないお母さんとか女性とか、おじいちゃん、おばあちゃんとか、子供の声も聞いていただけるといいなと思います。

次は書画カメラがありません。

まちを歩いていると、今回の金庫から17万円が消えるとか、それから決算の処理が違法だったとか、あと市のホームページで住民税算出法の誤りがあったよという指摘もありました。それから、今回の2,000万円の報告がなかったと。

僕も本当に皆さん、たった4万人しかいなくても市だと言っている。職員も少ないのに、例えば30万、40万人と同じ仕事を求められても、それはできんわなというのは僕も身に染みて分かっていますから、あんまり重箱の隅をつつきたくないんですよ。

そうやって言い訳じゃないんですけど、市民の人には御理解を求めているんですが、でも逆に僕叱られましてね、いや、佐藤さん、分かっているのかと。だからこれは現場の問題じゃなくて、現場が間違えるのは当たり前だから、間違えるのは当たり前、ミスをするのは当たり前ということで、民間企業ではその業務の手順書をつくって、その手順書をどの段階で誰がチェックするかということを明確にしてやっているんだと。

今回のやつを見ていて、ごめんなさい、僕が言っているんじゃないですよ、言い訳ばかりで、民間企業の不祥事だったら、社内ルール、手順書がつくってないのは、経営管理部あるいは経営者の責任と。そもそも社内ルール、手順書が守られなければ、守らせなかったのは経営者の責任だし、手順書をつくらせていなければそれも経営者の責任というふうに指摘されました。だから、こんなことが起きたら、もう今頃、経営者は取締役会や株主総会で責任を問われているわなとも厳しく言われました。なので、そういったことについて市民の皆さんが心配していらっしゃる。あと、コンサルやなんかをちゃんと入れろとも言われま

したけどね。

ということで、今の市役所の経営者というのは、経営環境についてどういうつもりなんだろうと言われていました。この件について通告してありましたので、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 市政運営に対する市民の皆様からの信頼につきましては、職員の適切な事務執行の下に成り立っていることから、不適切な事務処理の発生は、その信頼の低下に直接つながることを承知しております。

一たび不適切な事務処理が発生いたしますと、その対応には時間、労力、そして経費等が必要になる場合もございますので、未然に防止を図ることが重要であります。

本市におきましては、日頃から適切な事務処理を心がけているものの、一部で不適切な事務処理が発生したことにより、市民の皆様にご心配をおかけしているところでございます。こうした事態を真摯に受け止め、市民の皆様からの信頼回復に向け、財務会計研修、また人材育成研修やコンプライアンス研修を実施するとともに、事務処理手順やマニュアルの見直し、庁内の情報共有を徹底するなど、不適切な事務処理の発生要因と課題を整理し、不適切な事務処理の発生を防止するための取組を強化することで、本市全体の適切な事務執行を確保してまいります。

また、職員一人一人にあっては、法令等根拠にのっとりた職務執行という公務の原点に立ち返り、それぞれの職責を着実に果たすよう真摯に取り組み、併せて、風通しのよい職場づくりと人材育成や体制整備に関する組織的な取組にも一層注力していくことにより、今まで以上に市民の皆様からの信頼確保に向け、全庁一丸となって着実に適切な事務の確保に取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） ちょっとある意味では予想どおりの役所的な答弁だったので、ちょっと再質問をお願いします。

やっぱり副市長の答弁を聞きたいという意見もちょっともらっていますし、私もこの件についてはちょっと思いとしては、副市長に、長年の行政経験豊富で、この行政を束ねる立場での副市長の声をみんなが聞きたいと言っているし、私も聞きたいので、副市長の再答弁を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど部長が答弁いたしましたとおり、今回は私どものミスが度重なった部分において、市民の皆様に対して御心配やら御迷惑をかけたことに関してはおわびを申し上げます。

そうした中におきまして、市内部の研修をしっかりと行うとともに、部長が申しましたと

おり、その課題をしっかりと洗い直して、今後このようなことがないように努めてまいります。
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 役所というところは私も経験していますから分かるんですけど、あまりにも職員が多過ぎて、ただ入ったときの球はいいはずなので、時間をかければきっとよくなると思っていますので、そこはあまり不安じゃないんです。

ただ、やっぱり市民の人にもうこれだけスピードを求められているし、さっき財政的にも人口減少でもうスピードを求められているので、やはりそのスピード感というものがないんじゃないんですかという、今答弁を聞いてますます思ったんで、すみません、最後、再々質問で、市長でもし答弁いただければありがたいですが、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど部長、副市長が答弁したとおりでございますが、いま一度いろんなことを原点に返って、ルールづくりもそうですが、そういった面でなかなか職員の中で共有ができていない部分もあったものですから、しっかりとまた職員の教育等もしてまいりたいと思いますし、また来年度の予定ではございますが、県のほうにやはり1名監査のほうに職員を派遣して、またちょっと勉強してきてもらいたいなということも思っておりますものですから、そういった面でもしっかりとこの行財政運営に当たってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 武士道とは死ぬことと見つけたりという言葉があるんですが、僕も公務員として武士道をやってきたつもりです。

やっぱり評価は30年後、100年後しか出ないんです。だからその覚悟を持てるのが公務員の、あるいは市長、副市長の政治家としての醍醐味だと思いますので、とにかく今よければいいじゃなくて、将来のために何を残すかということで、こんなに面白い仕事はないと思っていますので、死ぬとか死なないという問題じゃなくて、自分がやったことが、その生きているうちには評価されない、ないんだけど、死んだときにきちっと評価されるような仕事というのが公務員の仕事だと思いますので、私も一緒に考えていきたいと思っていますので、頑張りましょう。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員にすみません、最後申し上げますけど、今日お使いになった書画カメラの資料で、引用元が記されていないのは、全て御自作ということですね。

○11番（佐藤仁志君） 引用元を書いたつもりなので、漏れがあったらすみません。

○議長（堀岡敏喜君） 全部白紙で何も誰がつくったか分からないような資料になっていましたんで、次回からは必ず御自作なら御自作と掲示をお願いします。

○11番（佐藤仁志君） はい。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時36分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 12番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、2題一般質問をいたします。

1つ目は、相続登記の義務化についてです。

国土交通省が実施した平成28年地籍調査の結果で、登記簿のみでの所有者不明土地は全国で約410万ヘクタール、これは九州本島を超えるぐらいの水準となります。この割合は22%となり、原因の66%が相続登記の未了です。このままですと、2040年には全国で約720万ヘクタール、北海道本島に迫る水準まで増加するという推計がなされました。相続登記がされていない場合、所有者を探すのに時間と費用が必要となり、不明の場合は土地の放置や利活用の阻害要因にもなります。

民法の改正により、令和6年4月1日より相続登記の義務化が始まりました。相続登記の義務化により、税収及び課税業務にも影響があるのか確認をしたいと思います。また、相続登記の義務化は市民の皆様にも大きな影響があり、この制度の運用は市民への周知と理解、自治体の協力が欠かせないと考えますので、このことに関して質問を行います。

まず、相続登記の義務化ですが、登記ですので法務局の管轄です。しかし、固定資産税に直接関係する分野でもありますので、相続登記の義務化とはどういう制度なのか、詳しい内容について御答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

相続登記の義務化は、相続人が不動産を相続により取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることを義務づけるもので、所有者不明土地の発生予防のために令和6年4月から施行されました。4月より以前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは義務化の対象になります。なお、正当な理由なく相続登記を怠ると過料が課せられる可能性がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） そもそも相続登記とは、土地や建物の名義人が亡くなった場合に、

遺産を引き継いだ方に名義を変更する手続です。これまでは相続登記は義務ではなかったもので、申請していないケースがたくさんあります。

義務化が施行され、市民の中には法律や登記制度になじみの少ない方もおられますが、相続は死亡により開始する土地、建物を所有する全ての方が対象の避けられない事項です。この改正は、正当の理由がない申告漏れには罰則もあり、施行前の相続にも適用されるとする住民にも大きな影響を与える改正となっています。制度の理解を得るためには周知、広報が極めて重要ですが、これまではどのような周知や広報を行ってきたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 相続登記の義務化につきましては、名古屋法務局から掲載依頼があり、広報及びホームページに加え、固定資産税の納税通知書内に折り込みチラシを封入し、義務化の開始や相談窓口等の周知を行ってまいりました。

また、本市の実施する御遺族向けワンストップサービスであるおくやみコーナーにて、直接御遺族の方へお声がけを行い、周知を図ってまいりました。今後も名古屋法務局などと連携をし、周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 相続登記の義務化の開始で注意したいのが、施行以前に発生していた相続にも適用される点です。

私は特に施行前の相続にも適用される点を危惧しています。自らが対象者と理解していない市民も多いのではと推測されます。施行前の相続にも適用されるということも含めて、今後の周知をどのようにしていくのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和６年４月１日より前に相続した不動産も相続登記がされていないものにつきましては、令和９年３月３１日までに相続登記をしていただく必要がございます。引き続き、この旨をホームページ等で適宜周知してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 法務局の管轄になりますので、基本的には国が周知をしていくというものかと思いますが、国と法務省と連携をしながら、ぜひ弥富市も市民の皆様への周知に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

固定資産税に関する書類を受領する相続人の代表者へ３年ごとに手紙を送るなどの方法で、幅広く市民の皆様はこの相続登記の義務化を周知していくことも有効ではないかと思いますので、よろしくお願いします。

次に、今までは義務化されていなかった相続登記ですが、相続登記されない場合、相続人

にはどのような不利益が発生するのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 不利益の一つには、相続登記を怠ることで法律上の義務に違反し、過料が課せられる可能性がございます。

具体的には、不動産を相続で取得したことを知ったにもかかわらず、3年以内に相続登記をせず、正当な理由がないときには過料の対象となります。そのほかにも、登記が行われていない不動産は売買等で制約を受ける可能性がございます。よって、相続登記は法の義務にのっとり適切に実施する必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） それでは、相続登記されない場合の相続人からの固定資産税の徴収はどのような形になるのでしょうか。また、所有者不明土地、家屋の固定資産税の課税徴収状況の現状はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 亡くなられた方の不動産の相続権を持つ法定相続人の方につきましては、本市の調査後、対象の方と相談の上、その後、納税をお願いしております。

所有者不明土地につきましても同様に、地方税法に基づく税務調査の上、適切な賦課徴収に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） その場合の納付書が送られる先というのは、どなたという形で送るのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 法定相続人の方と届出をいただき、相続人代表者兼現所有者として指定させていただいた方へ納付書をお送りしております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 相続登記をされない場合、固定資産税の課税、徴収以外に自治体においてどのような問題が発生するのか、お伺いいたします。

例えば、公共事業において所有者不明土地を起因とした業務停滞の事例などありますか。また、環境や防犯面から住民の皆さんにとって不安があると考えますが、そのサポートなどありますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 相続登記されていない不動産につきましては、空き家の発生など周辺の環境悪化となる可能性があり、相続登記の義務化が管理される方の把握に一定の効果があると考えております。

なお、法務局では相続登記がされず、登記義務違反を把握した場合、義務違反者に登記をするよう催告書を発送した上で、さらに期限内に登記がなされないときには義務違反を通知することとされております。

このような手続を経て、なお登記義務が履行される管理責任が果たされていない場合は、様々な問題に応じ、個別法などに基づいて関係課が連携を取りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 次に、相続登記の手続について、義務化への対応をお伺いいたします。

相続登記は法務局での手続になりますが、相続人確定のためには戸籍謄本等の収集が必要です。これは市区町村での手続になります。例えば、死亡届の受理時の際に交付されるチェックリストのようなものが配られるなど、相続登記につながるために本市で遺族にどのようなサポートを行っていますか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 死亡届の提出があった方に、おくやみハンドブックをお渡ししております。御親族が亡くなられたときに必要な手続がスムーズに進められるようまとめたものでございます。その中に相続登記に関することも記載しておりますので、参考にしていただいております。

また、名古屋法務局より提供されております相続手続に関する資料を同時にお渡しし、情報提供をしております。あわせて、先ほど御答弁させていただきましたが、本市の実施する御遺族向けのワンストップサービスであるおくやみコーナーにて、直接御遺族の方へ声かけを行い、周知をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 相続登記の申請において、被相続人の出生から死亡に至るまでの戸籍、原戸籍、除籍、除票や戸籍の附票、また相続人の戸籍、住民票の収集が必要なため、所在不明者がいると手続に生死確定の必要があり、家庭裁判所に失踪宣言申立てをすることになりますが、失踪宣言までに半年はかかるとされています。

相続登記の義務化により３年以内に申請することが義務づけられることになりますが、遺産分割協議が長期にわたる場合や、相続人に所有不明者がいて遺産分割協議自体が行えない場合には期限内に手続ができない事案も想定されます。

相続登記の義務化に向け、手続の簡素化があるのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 相続登記の義務化に伴い、手続の負担を軽減するため、相続人申

告登記制度が新設されました。

相続人申告登記とは、相続登記の申請義務の期間内である３年以内に相続を開始した旨と併せて、自らが相続人である旨を申し出ることによって申請義務を履行したとみなす制度でございます。

申告は、申し出る相続人の戸籍謄本等で認められ、資料収集の負担軽減が図られているほか、遺産分割の各相続人の持分が確定する前でも手続きができ、オンラインでの申出も可能となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 相続人申告登記がなされると、市としても固定資産税を請求する先がはっきりとするということの認識でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 相続人申告登記をしていただくことで、相続人の方の固定資産税を納めていただく方の把握が可能となりますので、有意義な制度であると考えております。

一方で、遺産分割協議中の場合、納税される方は確定されておりませんので、引き続き相続状況等の把握に努める必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 次に、2024年３月１日に最寄りの市区町村役場において、ほかの市区町村役場の戸籍謄本であっても一括して取得することができる制度が始まりました。

先ほど話したように、相続の手続を行う際には戸籍等を取得する必要があります。戸籍関係は本籍地を管轄する市区町村役場に請求し取得するのですが、本籍地は必ずしも住民票のある市区町村に置いていない場合もあるため、これまでは最寄りの市区町村役場に請求しても取得できないケースがありました。そのため、インターネットなどで本籍地のある市区町村役場のホームページから申請書をダウンロードし、必要書類及び郵便局で購入する定額小為替、返信用封筒を同封の上、郵送にて取り寄せをする必要がありました。

法律専門職は日常業務としてこの作業を行っており特別なことはありませんが、一般の方にとってはこの手続は非常に負担のかかるものだと思います。この負担を軽減するために、他管轄の戸籍等であっても、最寄りの市区町村役場でまとめて請求できるようにした制度が広域交付制度です。この広域交付制度の内容について御答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 令和６年３月１日より、本籍地以外の市区町村の窓口でもコンピューター化されている戸籍の戸籍証明書を請求できる制度でございます。

これにより、本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求でき、また必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても１か所の窓口でまとめて請求する

ことが可能でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 相続登記の申請をするに当たって、所有する不動産が複数の管轄にまたがって所在する場合には、それぞれの不動産の所在地を管轄する法務局に対し、また他の行政庁や金融機関などの様々な相続関係箇所に、亡くなった方の相続関係書類として戸籍謄本等の原本の束を提出しなければなりません。

法定相続情報証明制度を利用することで、戸籍謄本の束の代わりに法定相続情報一覧図の写しを相続登記に利用でき、様々な相続手続において戸籍謄本の束を持ち歩く必要がなくなります。

本市では、この法定相続情報証明制度の周知を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 法定相続情報証明制度とは、全国の法務局において、相続手続に利用することができる法定相続情報一覧図の写しの交付を受け、相続手続が幾つもある場合は、戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなる制度でございます。

死亡届の提出があった方に名古屋法務局より提供されております法定相続情報証明制度について記された資料をお渡ししております。また、ホームページにこちらの制度についての掲載も行っております。今後も名古屋法務局と連携し周知してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 今後は高齢者が増えていくことになります。高齢者の相談ニーズは、終活に関することが増えていくと予想できます。終活は身の回りの整理はもとより、財産の相続、葬儀やお墓の準備など、その内容は多岐にわたります。これまで経験したことがないゆえに、どうしたらいいのか悩む人も少なくないのではないかと思います。

こうした終活の相談を受ける人が増えれば、空き家等の発生を僅かでも減らすことができるかもしれません。円滑に相続手続を行い、新たな所有者不明土地を生み出さないためにも、遺言書の作成など、いわゆる終活が重要であると考えますが、本市では終活に関する取組を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、弥富市版エンディングノートを毎年1,000部ほど作成し、市役所介護高齢課や地域包括支援センターなどに配置をしております。

民生児童委員協議会やふれあいサロン、福寿会等の各種講座において、エンディングノートの活用方法について、地域包括支援センターやケアマネジャー等と連携をして講話を行い、

普及啓発に努めているところでございます。

また、令和5年12月にはふれあいサロンの代表者に対し、「相続登記の申請義務化等について」と題し、名古屋法務局津島支局の職員に講話を行っていただきました。令和6年7月には、海部南部権利擁護センターによる「知っておきたい遺産相続～相続トラブルを避けるために」と題した講話を司法書士を招いて行っていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 超高齢社会を迎え、自分の死後にトラブルが起きないように考え始める人は多くいらっしゃると思います。

ぜひ、その講話に参加されたふれあいサロンの代表者さん、民生児童委員、福祉介護職の皆様から広げていただいたり、個人的に相談したい方につながるような活動や相談会を開催するなど、広く啓発にも取り組んでいただければと思います。

最後に、市長にお聞きします。

私は、空き家の主な原因は、人口減少と東京や名古屋など都市部への流出だと考えています。そこに所有者の意思を尊重することが基本となっているため、空き家問題はなかなか解決が難しい問題だと思います。行政側も対策に頭を悩ませていることと思います。

市長が考える空き家問題の根本の原因は何だとお考えでしょうか。また、そのことを受け、弥富市の空き家問題に対する方針をお示しいただき、空き家問題解決に向け、どのようなアプローチの方法を取っていくのか、御答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、全国的に空き家が増加しており、それに伴い放置されたままの空き家が周辺に与える影響が深刻化し、社会問題となっております。

議員御指摘のとおり、空き家が年々増加している原因といたしましては、これまでの核家族化の進行や人口減少、少子高齢化、都市部への人口集中などの様々な社会構造の変化によるものだと考えております。

放置された空き家が社会にもたらす問題は大変大きく、特に適切な管理が行われていない空き家は安全面や環境衛生面、防災面、防犯面等の様々な問題を引き起こす可能性があります。

本市の空き家に関する取組といたしましては、まずは適切な管理が行われていない空き家の所有者等を特定し、所有する空き家が周辺に与えている現状を説明し、改善されるようお願いをしております。そして、空き家に関する相談等がある場合には、相談窓口として空き家に関する専門知識とノウハウを持った愛知県宅地建物取引業協会や協会が運営する愛知県空き家バンクの活用等を御案内しているところでございます。

さらに、空家等除去費補助制度として、補助要件はございますが、空き家の撤去工事にか

かる費用の一部を補助する制度を設けております。

また、空き家を相続した方がその敷地を売却した場合に、一定の要件を満たした場合には課税の特例が受けられる制度もございます。

今回御質問をいただいております相続登記の義務化は、相続後の空き家の所有者を特定する場合には大変有効なものであると考えますが、空き家対策は所有者とその相続人等が空き家になる前から考える必要がありますので、引き続き広報やホームページ等により市民の方々への周知を図るとともに、先進事例、先進自治体等の情報を研究し、国や県の補助金を活用しながら、より効果的な空き家対策を進めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 所有者不明土地や空き家等については、繰り返しになりますが、所有者の意思を尊重することが基本となるため、地道な対策を積み重ねる以外に選択肢が少ないのが現状と考えます。

そうした中、国などでも様々な対策が講じられています。例えば、空き家の流通、活用を促す空き家バンク、農地を借り受け、それを貸し付ける農地バンク、さらに倒壊のおそれのある空き家に対する強制解体を可能にし、管理状況のよろしくない空き家を固定資産税の軽減措置の適用外にするといった法律の制定、相続した土地を国庫に帰属させることを認める制度の創設などです。

これらはいずれも空き家などが発生した後の、言わば事後的な対策です。今後は、空き家などの発生を未然に防ぐような対策も強化していく必要があるでしょうし、その一つが相続登記の義務化だと思います。

相続登記の義務化に関しては、住民の皆様の中ではやはり身近な役所ということで弥富市役所に相談に来られる方も多いと思いますので、法務局の管轄だからと消極的にならずに、親切な対応を職員の皆さんにお願いするとともに、周知に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2題目に移ります。

平成28年10月に弥富市健康都市宣言が行われました。よりよい生活習慣を心がけ、共に支え合い、地域社会全体で健康づくりを進めていくため、健康都市を目指すことを宣言しました。

また、第2次弥富市総合計画後期基本計画が令和6年4月からスタートし、取り組むべき主要な施策として、高齢者が外出したくなる楽しい環境づくりを掲げ、「生涯健康、生き生き、住み慣れた地域で安心できるまち やとみ」を基本理念に掲げ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする弥富市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、さらなるやとみ型地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、地域共生社会の実現に

向け、地域の支え合いとともに、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、生き生きと暮らせるまちを目指していくということが示されました。

今年度から地域福祉計画の作成とともに進めていく重層的支援体制の整備においても参加支援の実施が求められており、高齢者も地域のあらゆる場に参加していくことが想定されます。

そこで、地域で生活していく高齢者が幅広い選択肢を持てるようにとの観点で幾つか質問をしていきます。

社会参加に関して移動は付き物であり、高齢者の移動に関しては度々課題になっておりますが、その手助けをするツールの一つとしてタクシーがあり、その利用料金の助成制度が本市では整備されています。高齢者等福祉タクシー料金助成が利用できる事業者の選定はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢者等福祉タクシー料金助成券を取り扱える事業者につきましては、弥富市高齢者等福祉タクシー料金助成事務処理要領に基づき事業者を指定しております。新規に登録を希望する事業者は、市が定める必要書類を添えて申請していただき、本市で審査の上、指定をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） いつタクシーを使ってお出かけしたのかという情報をケアマネジャーの立場から把握しておきたいとの声を聞きました。

高齢者等福祉タクシー料金助成利用券の利用状況の共有についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢者等福祉タクシー料金助成利用券を利用して乗られた方のタクシーの利用状況につきましては、担当ケアマネジャーから相談があれば、市や地域包括支援センターにて随時対応をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） ケアマネジャーから御相談がありました場合には、御対応をよろしくお願いいたします。

高齢者等福祉タクシー料金助成利用券を使用できる事業者は、一般タクシーで6事業者、福祉車両で25事業者があることが確認できました。利用できる事業者は多くあるように感じますが、一方でなかなかタクシーがつかまらないという声を聞きます。現状と対策についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） タクシーを呼ぼうとしてもつかまらないとか、予約が取れないというお話は、介護高齢課窓口でも皆様から度々お聞きしております。

全国的にタクシー運転手が減少しているとともに、タクシー運転手も需要の見込める都市部に移っていかれることが原因であります。タクシー不足は交通業界全体の問題でもあり、市による解決への対策は見つけれられていないのが現状でございます。

タクシー利用に関しましては、通院等の予定日が決まっているようでしたら、早めに予約を取っていただくようお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 福祉車両については、予約制でもあり、25事業所ありますので、よほどのことがない限りは大丈夫なのかなとは思っておりますが、外出する際のハードルにならないように御対応をよろしくお願いいたします。

次に、社会参加の一つとして選挙への投票がありますが、足の悪い高齢者の方で選挙に行けなかったという声も聞きます。車をお持ちでない方、歩くのも大変な方など、交通手段のない高齢者の投票についてどのように考え、その対策はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 高齢化社会が急速に進展し、高齢者の人口増加が進んでいる中、高齢者の移動手段の確保は必要なことであると捉えております。

交通手段のない高齢者に対する移動支援としましては、投票に限ったものではございませんが、先ほどからの答弁にございましたとおり、高齢者等福祉タクシー料金助成事業を実施しております。

選挙につきましては、期日前投票という制度があり、公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの間、一定の事由に該当すれば投票することができますので、投票日のほか、期日前投票の期間において、高齢者等福祉タクシーや公共交通等を御利用いただきたいと考えております。

なお、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで、要介護状態である方で一定の要件に該当する場合、自宅などから郵便により不在者投票を行う郵便投票の制度がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 次に、施設を利用する高齢者についてお伺いしていきます。

2024年12月から健康保険証がマイナ保険証へ移行し、現行の健康保険証は新規発行されなくなり、医療機関、薬局を利用する際はマイナンバーカードの利用となります。

施設に入所しており、マイナ保険証を家族などが管理し、本人が持参していない人、また

取得していない人への対応をどのようにするのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 医療機関、薬局等を利用する際、本人がマイナ保険証を持参していない人につきましては、市窓口での対応としては、利用登録解除の申請を受けた方に対し、速やかに資格確認書を交付することとなります。

また、マイナ保険証を取得していない人につきましては、現行の被保険者証の有効期限である令和7年7月31日以降は資格確認書を交付することとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） それでは、入所施設へのマイナンバーカードの出張申請手続の考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 本人の意思に基づく要望があった場合、施設職員の協力の下、市民課へ連絡をいただき、施設職員と市民課内部での日程調整をした後、施設へ訪問し、本人と対面してマイナンバーカードを作成するという意思を確認させていただきます。確認後、申請ができるようになります。

なお、マイナンバーカードの申請は、家族が本人に意思を確認した場合にも代理で申請することが可能でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 総務省の案内でも、市役所に出向くことなく、施設等で申請受付、受け取りができる案内がなされておりますので、もし依頼がございましたら御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、お隣の木曽岬町では、本年3月に町民の健康づくり、町民の介護予防その他地方創生及び町民サービスの向上に関することでの連携を軸とする包括連携協定をヘルスケア事業者と結び、7月には官民連携のスマートトレーニングジムが開設されました。広く一般でも、まだ健康で動ける高齢者でも利用でき、話題になっています。

地域住民の健康維持、介護予防のため、手軽なジム出店への考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では通所型サービスC事業を行っており、リハビリテーション専門職等が6か月の短期集中予防サービスとして運動機能の向上等を図るとともに、セルフマネジメントの動機づけ支援を行い、サービス終了後には地域のサロンや市内のジムなどにより運動機能の向上等を御自身で継続していただいております。

なお、市内には既に民間のジムやフィットネスクラブもありますので、市が新規にジムを誘致する考えはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 春頃から福祉業界をはじめ話題になっていますので、質問をさせていただきます。

それでは次に地域密着型サービスについて質問をしていきます。

地域密着型サービスの利用要件をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスでございます。

原則、市民の方が利用できるサービスであり、本市では、弥富市地域密着型サービスの区域外指定の同意及び利用制限に関する要綱において、転入後、施設・居住系サービスは1年、通所系サービスは3か月を経過しない方はサービスを利用できないと規定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） ただいまの答弁で、本市では要綱で、本人が転入後、施設・居住系サービスでは1年、通所系サービスでは3か月を経過しないとサービスを利用できないこととなっていると答弁をいただきました。

そこで、地域密着型サービスを利用する際、弥富市に在住している期間を短くはできないのでしょうか。弥富市に住んでいる家族が自分の親を呼び寄せたとき、往々にして緊急性が高い場合が多いですが、1年居住しないと利用できないなどの事例を聞きます。住居が空き地や空き家でないことの確認の上、また家族の居住歴によってこの在住期間を柔軟に対応することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 繰り返しになりますが、地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスでございます。地域密着型サービスは、小規模の事業所が多く、定員も少ないため、要件を緩和することにより市民の方が利用できなくなる可能性がございます。

このようなことから、本市では要綱において御本人の在住期間を設けておりますので、転入後の期限が過ぎるまでは在宅サービスを利用していただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 本市では他の自治体よりも人口に対しての部屋数も多いと聞きますし、この1年という期間は他の自治体よりも長いとお聞きします。

身寄りのないところや空き家、空き地に移り住んでくるわけではありません。親御さんとの人生の終盤の部分を、家族のいるところで、家族のそばで暮らしたいという弥富市の市民

の願いでもあります。ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

続いて、東海市、大府市、知多市、東浦町の3市1町は、知多北部広域連合として地域密着型サービスも管轄しているそうです。利用者の選択肢を増やすという意味において、地域密着型サービスの広域化についての考えをお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 知多北部広域連合は、東海市、大府市、知多市、東浦町の3市1町の介護保険事務のほか、ほぼ全ての業務を行っており、介護サービス給付費見込量や介護保険料を決定する介護保険事業計画の策定も広域連合で行っております。

他市町村と広域で地域密着型サービスを利用することは、第9期介護保険事業計画で算定している介護サービス給付費見込量や介護保険料に大きく影響することになりますので、現段階では考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 多様なニーズや生活形態に応えるためにも、受けられるサービスの選択肢を増やすという意味で、幾つかの質問をさせていただきました。

人生の終えんにおいて、親子、家族の絆を再構築できるよう、よりよい選択ができるような環境の整備をお願いいたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時23分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 高 橋 八重典

同 議員 早 川 公 二

令和6年9月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 千 春 | 2 番 | 柴 田 英 里 |
| 3 番 | 鈴 木 りつか | 4 番 | 平 居 ゆかり |
| 5 番 | 横 井 克 典 | 6 番 | 板 倉 克 典 |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 加 藤 明 由 |
| 9 番 | 小久保 照 枝 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 佐 藤 仁 志 | 12番 | 江 崎 貴 大 |
| 13番 | 加 藤 克 之 | 14番 | 高 橋 八重典 |
| 15番 | 早 川 公 二 | 16番 | 平 野 広 行 |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 16番 | 平 野 広 行 | 1 番 | 伊 藤 千 春 |
|-----|---------|-----|---------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                                |         |                        |         |
|--------------------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                            | 安 藤 正 明 | 副 市 長                  | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長                          | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長                | 伊 藤 淳 人 |
| 市民生活部長                         | 柴 田 寿 文 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長      | 安 井 幹 雄 |
| 建 設 部 長                        | 立 石 隆 信 | 教 育 部 長                | 渡 邊 一 弘 |
| 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長             | 佐 藤 雅 人 | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長 | 大 木 弘 己 |
| 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長兼<br>図 書 館 長 | 伊 藤 隆 彦 | 総 務 課 長                | 横 江 兼 光 |
| 財 政 課 長                        | 村 田 健太郎 | 人 事 秘 書 課 長            | 山 森 隆 彦 |
| 企画政策課長                         | 佐 藤 文 彦 | 防 災 課 長                | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長                        | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長                | 細 野 英 樹 |
| 市民課長兼<br>十四山支所長兼<br>鍋 田 支 所 長  | 下 里 真理子 | 環 境 課 長                | 梅 田 英 明 |
| 市民協働課長                         | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長                | 浅 野 克 教 |
| 健康推進課長                         | 山 守 美代子 | 福 祉 課 長                | 後 藤 浩 幸 |
| 介護高齢課長                         | 富 居 利 彦 | 児 童 課 長                | 飯 田 宏 基 |

総合福祉  
センター所長兼  
十四山総合福祉  
センター所長兼  
いこいの里所長

中山 義之

産業振興課長

上田 忠次

土木課長

神野 忠昭

都市整備課長

三輪 秀樹

下水道課長

早川 昇作

学校教育課長

田畑 由美子

生涯学習課長兼  
十四山スポーツ  
センター館長

飯塚 義子

## 5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐野 智雄

議事課長

田口 邦郎

書記

鈴木 悦子

## 6 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第32号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第33号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第4 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第5 議案第35号 令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第6 議案第36号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第7 議案第37号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第38号 令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第39号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 認定第1号 令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第2号 令和5年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第4号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について

（追加日程）

日程第16 議案第40号 物品の買入れの追認について

日程第17 議案第41号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と伊藤千春議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第32号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第33号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第4 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第5 議案第35号 令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第6 議案第36号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第7 議案第37号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第38号 令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第39号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 認定第1号 令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第2号 令和5年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第4号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第32号から日程第15、認定第6号まで、以上14件を一括議題といたします。

本案14件は既に提案をされておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして議案質疑させていただきます。

まず、議案第33号でございます。

弥富市児童クラブ施設条例の一部改正についてですが、今回この条例改正は、その児童クラブ利用者の資格に保護者が居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態化しているところの方が利用可能となるという議案だというふうに聞いております。そこで、その家事以外の中に育児というのは含まれるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） この条例において、育児は家事以外の労働には含まれません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 育児が含まれないということであれば、家事以外の労働というのはどういうものを想定していらっしゃるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 家事以外の労働というものは、コロナ以降テレワーク、リモートワークとも言いますが、事業所から離れた主に自宅で労働する方が増加傾向にありますので、そういった方たちのお仕事をということです。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） テレワーク等の労働ということで言われました。

ただもう一つ、この今回の条例改正に当たって介護は認められるということでございました。介護が認められるということであれば、私は育児のほうも認められるのかなというふうに思っておりましたが、そういう中では、先ほど育児は含まれないというんで、なかなか難しいかもしれませんけれども、育休中の方というのは利用可能となるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 児童クラブは育休中は利用できませんが、産前産後で育児が困難である家庭の児童については受け入れております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 質疑としてはここで終わらせていただきますが、やはり介護はよくて育児はできないというのが、ちょっとなかなか理解できないところになります。

続きまして、議案第34号です。

議案第34号は、愛知県の後期高齢者広域事務組合の規定の変更ということで、この規定の変更はどういうものかといったら、保険証を廃止するということに基づいての整備と言われています。この保険証が廃止された場合、資格確認書というのが配付されるのかどうかで、その人たちはどういう人が対象なのかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

後期高齢者医療制度では、令和6年12月2日以降、有効なマイナ保険証を保有していない新規加入される75歳を迎えられた方や、次回更新時の令和7年7月31日に有効なマイナ保険証を保有していない方に対して資格確認書を交付します。どちらの場合も、当面本人からの申請は必要ありません。また、被保険者証の紛失等により再交付申請をされる場合、有効なマイナ保険証を保有していない方に対して資格確認書を交付します。

続きまして、どのような人が対象かという御質問でございます。

後期高齢者医療制度では、資格確認書の交付は有効なマイナ保険証を保有していない方が対象となります。具体的には、令和6年12月2日以降マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを持っても健康保険証利用登録をされていない方、電子証明書またはカードの更新をされなかった方及び利用登録を解除された方が対象となります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、今お答えとしては、マイナンバーカードを持っていない方、あるいは保険証連携していない方、あるいは解除された方とおっしゃいますけれども、逆に言えば、マイナンバーカードを作ったは作ったけれども、今その保険証と連携しているかどうかというのを分からない高齢者の方って見えると思うんですね。そういう方は医療機関に行っても、マイナンバーカードを持っていても利用されていない。現状は保険証で対応されているわけですが、そういう中では困惑される方というのが大変多いと思うんですが、そういう周知や、あるいは、あれ、俺連携したかなという分からない人にとってはいきなり保険証がなくなって、俺保険証ないよないよと困ってしまうと思うんですね。そういう困っている人への対応というのはどのように考えているんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） 失礼します。

後期高齢者医療制度では、令和6年7月の被保険者証を更新の際に同封する制度案内のパンフレット及びチラシにて、マイナ保険証への移行に関する周知を行っております。さらに、市ホームページ、後期高齢者医療制度のコーナー、広報「やとみ」7月号に周知記事を掲載しております。また、保険年金課窓口、電話、市ホームページ等での相談につきましても、引き続き適切な対応を行ってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それというのは、マイナ保険証を持っていない方、要はマイナンバーカードがない方や保険証と連携していない方に限定されると思うんですよ。僕が問題視して

いるのは、登録してあるんだけど、例えばポイント等で連携したほうがポイントつくよという形で登録してはおったんだけど、自分が登録している感覚がなくて、現状保険証を使っているから、そのマイナ保険証を自分で持っていると感じていない方というのはたくさん見えるんですよ、現状。だからこそ利用実態が少ないという状況があるわけですから、そういう人においての周知というのは考えられていないんじゃないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

マイナンバーカードをマイナ保険証扱いして、登録したかしていないか分からない方につきましては、病院に行っていただいて、市役所でも構いませんけれども、マイナンバーカードが保険証扱いになっているか、なっていないかという確認ができます。医療機関では、マイナ保険証を機械に載せると、同意しているかしていないかというのが出ますもので、同意していない方でマイナ保険証を使いたいならば、その場で同意という行為をしていただければマイナ保険証扱いになってきますというのが回答でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 質問は3つということでそれ以上できないということなんですが、続きは委員会でさせていただきますが、やはり自分が作った感覚がない方というのはやっぱりたくさん見えるので、そこに対しての周知というのが必要だと思うんです。なので、その辺は一応申し添えて、質問としては終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案14件はお手元に配付をした議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

本日、安藤市長より議案第40号及び議案第41号が提出をされました。

お諮りをします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号及び議案第41号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第40号 物品の買入れの追認について

日程第17 議案第41号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第16、議案第40号及び日程第17、議案第41号、以上2件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件、条例関係議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第40号物品の買入れの追認につきましては、弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要があるものであります。

次に、議案第41号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部長に求めます。

渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 教育部所管の議案の説明をさせていただきます。

議案第40号物品の買入れの追認について。

1. 物件名、小学校教師指導用教科書及び指導書、内訳としまして、教科書1,283冊、指導書986冊。2. 買入金額、2,952万5,851円。3. 買入先、株式会社マツバラヤ書店。4. 契約の方法、随意契約。

このたびの議案は、弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要があるからである。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 続きまして、健康福祉部所管の議案について御説明いたします。

議案第41号弥富市国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 国民健康保険の被保険者証が廃止されることにより国民健康保険法中の被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されることに伴い、規定の整備を行うこととした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和6年12月2日から施行することとした。

説明は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑がないことを確認しましたので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時13分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本案2件はお手元に配付をした議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 平 野 広 行

同 議員 伊 藤 千 春

令和6年9月25日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 伊 藤 千 春 | 2 番 | 柴 田 英 里 |
| 3 番 | 鈴 木 りつか | 4 番 | 平 居 ゆかり |
| 5 番 | 横 井 克 典 | 6 番 | 板 倉 克 典 |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 加 藤 明 由 |
| 9 番 | 小久保 照 枝 | 10 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11 番 | 佐 藤 仁 志 | 12 番 | 江 崎 貴 大 |
| 13 番 | 加 藤 克 之 | 14 番 | 高 橋 八重典 |
| 15 番 | 早 川 公 二 | 16 番 | 平 野 広 行 |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 2 番 | 柴 田 英 里 | 3 番 | 鈴 木 りつか |
|-----|---------|-----|---------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|--------------------------------|---------|-----------------------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 市民生活部長 | 柴 田 寿 文 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 安 井 幹 雄 |
| 建 設 部 長 | 立 石 隆 信 | 教 育 部 長 | 渡 邊 一 弘 |
| 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 佐 藤 雅 人 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 大 木 弘 己 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長兼
図 書 館 長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 水 谷 繁 樹 |
| 総 務 課 長 | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長 | 村 田 健太郎 |
| 人事秘書課長 | 山 森 隆 彦 | 企画政策課長 | 佐 藤 文 彦 |
| 防 災 課 長 | 太 田 高 士 | 税 務 課 長 | 岩 田 繁 樹 |
| 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 | 市 民 課 長 兼
十四山支所長兼
鍋 田 支 所 長 | 下 里 真理子 |
| 環 境 課 長 | 梅 田 英 明 | 市民協働課長 | 藤 井 清 和 |
| 観 光 課 長 | 浅 野 克 教 | 健康推進課長 | 山 守 美代子 |
| 福 祉 課 長 | 後 藤 浩 幸 | 介護高齢課長 | 富 居 利 彦 |

| | | | |
|-------------|---------|---|---------|
| 児 童 課 長 | 飯 田 宏 基 | 総 合 福 祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長 | 中 山 義 之 |
| 産 業 振 興 課 長 | 上 田 忠 次 | 土 木 課 長 | 神 野 忠 昭 |
| 都 市 整 備 課 長 | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長 | 早 川 昇 作 |
| 学 校 教 育 課 長 | 田 畑 由美子 | 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 飯 塚 義 子 |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 野 智 雄 | 議 事 課 長 | 田 口 邦 郎 |
| 書 記 | 鈴 木 悦 子 | | |

6 議事日程

| | |
|---------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 報告第 2 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 3 議案第32号 | 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 議案第33号 | 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について |
| 日程第 5 議案第34号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 6 議案第35号 | 令和 5 年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 7 議案第36号 | 令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 8 議案第37号 | 令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 9 議案第38号 | 令和 6 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第10 議案第39号 | 令和 6 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第11 議案第40号 | 物品の買入れの追認について |
| 日程第12 議案第41号 | 弥富市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第13 認定第 1 号 | 令和 5 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 認定第 2 号 | 令和 5 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 認定第 3 号 | 令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 認定第 4 号 | 令和 5 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 認定第 5 号 | 令和 5 年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 認定第 6 号 | 令和 5 年度弥富市下水道事業会計決算認定について |

（追加日程）

- 日程第19 発議第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第21 発議第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第22 発議第7号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書の提出について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 閉会中の継続審査について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後 2 時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、柴田英里議員と鈴木りつか議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について

○議長（堀岡敏喜君） 報告第 2 号を議題といたします。

地方自治法第180条第 2 項の規定に基づく専決処分の報告については、各位のお手元に配付をしてありますので、文書をもって報告に代えさせていただきます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 3 議案第32号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第33号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第 5 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 6 議案第35号 令和 5 年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 7 議案第36号 令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 8 議案第37号 令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第38号 令和 6 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第39号 令和 6 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第11 議案第40号 物品の買入れの追認について

日程第12 議案第41号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第13 認定第 1 号 令和 5 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 2 号 令和 5 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 3 号 令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 4 号 令和 5 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第 5 号 令和 5 年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第3、議案第32号から日程第18、認定第6号まで、以上16件を一括議題といたします。

本案16件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、早川公二総務建設委員長。

○総務建設委員長（早川公二君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託されました案件は、議案第35号令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてです。

本委員会は、去る9月17日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第35号令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを審査いたしました。

委員から質疑等はありませんでした。

以上のような付託された議案に対する討論はなく、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

次に、加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をさせていただきます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第32号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてはじめ5件です。

本委員会は、去る9月18日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第32号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてから議案第34号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで、議案第40号物品の買入れの追認について及び議案第41号弥富市国民健康保険条例の一部改正について、以上5件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、議案第34号について、現行の保険証を廃止することだが、病院等で読み込みエラーなどが起きた場合、何で確認するのかとの質問に、市側より、後期高齢者

医療制度では健康保険の資格確認方法は3つあり、1つ目、マイナ保険証によるオンライン資格確認、2つ目、機器等の整備がされていない医療機関では、マイナ保険証と資格情報のお知らせによる確認、3つ目、資格確認書による確認のいずれかによるとの答弁がありました。

また、委員から通告にて、機械の故障等で確認できない場合どうするのかとの質問に、市側より、マイナ保険証によるオンライン資格確認が可能な医療機関において、医療機関側の都合によりオンライン資格確認ができない場合は、マイナポータル画面の提示や健康保険証を所持している場合はこれを提示することで資格確認を行うことができるとされている。さらに、この方法により確認もできない場合は、被保険者資格申立書の提出が必要となるとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第34号については、現状、マイナ保険証を持っていても保険証を使っており、それが1年後には使えなくなるという中で大混乱が起こる可能性があるため、現行の保険証を残すべきだとの反対討論がありました。

また、議案第40号については、現実には契約をしてしまっているものも入っている。お金も支払っている中で民間企業に影響を与えるわけにはいかないとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第32号及び議案第33号、以上2件は全員賛成で原案を了承、議案第34号は賛成多数で原案を了承、議案第40号及び議案第41号、以上2件は全員賛成で原案を了承したことを報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました案件は、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）をはじめ10件です。

本委員会は、去る9月19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の補正予算について、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）を審査いたしました。

最初に、市側から説明があり、委員から、最近の傾向を見ていると、臨時財政対策債は減らしてきているという国の方針で、その分、地方交付税のほうが上がってきているが、財政課としては国の方針をどう考えているのか、どういうふうに捉えているのかとの質問に、市

側より、国のほうで臨時財政対策債を減らしてきているのは本市だけに限らず全国的な措置でございます。地方公共団体の税収が軒並み回復しているという状況を踏まえて、国のほうでもそのような形の政策を打っているのではないかと考えております。財政課としてはありがたいと捉えておりますとの答弁がありました。

続いて、総務部所管の決算認定について、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号令和5年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、防災施設管理事業について、防災施設工事請負費のうち、1次開設避難所等7か所に地震解錠ボックスを設置したとあるが、市が指定している各地区の緊急時避難場所の設置状況はとの質問に、市側より、現在の地震解錠ボックスの設置状況としては、白鳥学区が4施設、弥生学区が3施設、桜・日の出学区が3施設、大藤学区が3施設、栄南学区が2施設、十四山地区が4施設で、合計19施設ですとの答弁がありました。

次に、建設部所管の補正予算について、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）を審査いたしました。

市側からの説明の後、委員から質疑等はありませんでした。

続いて、建設部所管の決算認定について、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について、以上2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、市街地整備事業について弥富駅周辺地区計画の進捗はとの質問に、市側より、令和元年度から地権者等を対象にまちづくりに関する説明会等を実施しており、令和5年度には地権者の方を対象とした土地区画整理事業に関する勉強会の開催、将来の土地利用についての個別ヒアリングを実施したとの答弁がありました。

次に、市民生活部所管の決算認定について、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、結婚新生活支援補助金について、所得制限を400万円未満から500万円未満にしたにもかかわらず交付件数が減少しているが、その要因は。予算を効果的に使うため、1世帯当たり20万円を30万円に上げる考えはとの質問に、市側より令和5年度から国が基準を見直し、世帯所得を500万円に増やしたが、積算方法において離職者や育休中の場合は所得なしとしていたものを、直近の課税証明で確認することとしたため、所得要件を満たさなくなったことが減少した要因ではないかと考えます。また、補助金額の増額について、令和7年度に向けての要綱の見直しを検討しますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の補正予算について、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）から議案第39号令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、

以上4件を一括審査いたしました。

最初に、市側より説明があり、委員から通告にて、派遣保育士の委託料が3,870万円もあるが、1時間当たりの金額と何人を1日当たり何時間の委託なのかとの質問に、市側より、派遣職員の委託料には通勤費などの諸経費も含まれており、派遣業者によって単価は異なるが、1時間当たりの単価は資格ありで約1,900円から2,400円。資格のない保育補助員が約1,900円から2,000円ほどです。派遣職員数は年度当初の14人から現在33人に増加しているが、施設によって必要とする職員の条件が異なっており、おおむね週3日から5日間の勤務日数で1日4時間から7時間30分の勤務時間となりますとの答弁がありました。

続いて、健康福祉部所管の決算認定について、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第3号令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上4件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、心身障害者福祉タクシー助成事業及び高齢者福祉タクシー料金助成事業について、両事業でタクシー助成を行っているが、リフト付等タクシーを利用する要件が制限され過ぎているので、今後もう少し緩和し、共通チケットにすることで利用目的を満たすのではとの質問に、市側より、両事業は日常生活での移動を容易に行うためのタクシー利用に対して助成することを目的としているため、施設入所の方は助成の対象外となります。両事業における要件の緩和や共通チケット化等については、今後、他市の事例を参考に、市民にとってより利用しやすい制度となるよう研究しますとの答弁がありました。

次に、教育部所管の補正予算について、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）を審査いたしました。

市側からの説明の後、委員から質疑等はありませんでした。

続いて、教育部所管の決算認定について、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、小学校再編整備事業について、耐力度調査とボーリング調査を行った事業結果の報告はとの質問に、市側より、地質調査によると、41.4メートル付近までは粘り気が多く柔らかいシルト層で、それ以深は液状化の影響を受けにくく良好な地盤とされる洪積層が堆積しており、耐力度については問題がないという結果でしたとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を終えて討論に入り、認定第1号については、JR名鉄弥富駅自由通路事業の関係で約1億円程度の支出が含まれているや、下水道事業に多額の繰入れをしている認定第3号については、国保の加入者が減っている中で、個々にかかる負担はどんどん大きくなっているや、出納閉鎖後に赤字が見つかり専決処分を行ったが、これは当初から出納整理期限までに手続をするべき。認定第4号及び認定第5号については、

保険料が高くなっていく中で、特に国の費用負担の割合を増やしていかないとたない、制度自体を見直すべき。認定第6号については、これ以上事業を広げるべきではない、今後を見据えて大胆に切り替えて合併浄化槽で対応していくなどを見直していただきたいとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第36号から議案第39号までの4件については、全員賛成で原案を了承、認定第1号は賛成多数で原案を了承、認定第2号は全員賛成で原案を了承、認定第3号から認定第6号までの4件については賛成多数で原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

まず、議案第40号物品の買入れの追認について、賛成の立場で討論します。

地方自治法及び同法施行令、それから弥富市財産条例の規定に基づく重要な契約に関する議会の議決については、長の有する契約締結権を行使する前提条件であるとされています。この趣旨というのは、議会のチェック機能を担保しているということです。

今回提出された議会に対して追認を求める契約締結については、議会の重要な権限である議決権をないがしろにしたものであり、違法な契約であると言わざるを得ません。

弥富市の不祥事が続いています。事務管理能力の不足、組織の管理能力の欠如による失敗が続いています。今回は、弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例違反。それから、もう一つ前が、地方自治法に違反する特別会計の赤字補填のための繰上充用。遡って言えば、生涯学習課の金庫から17万円が消えた事件など。あと広報ですね、もろもろあります。全てに共通するのは、弥富市の組織としての事務管理能力の欠如であります。強調したいのは、個人的な懲戒処分を行わないでいただきたい、あるいはやってはならないと思います。その理由は、懲戒というのは、ほかのみんなはできているのにできていない場合しか個人を罰してはならない。これは常識だと思います。

今回に関していうならば、組織的にきちんとマニュアル化をするなり、組織的にチェック体制が担保された状態の中で、意図的にもしくは重大な過失が個人的にあれば、そのことについては懲戒処分もやむを得ないとは思いますが、じゃあほかの職員がたまたまそこに異動

で来たと、私は絶対に間違えない、そんな体制になっているのでしょうか。

こんな状態で懲戒処分を繰り返すようでは、市長の答弁にある一丸となって組織を立て直すということに逆行すると思います。むしろ管理監督者として組織を一丸とするのであれば、これは組織の失敗だと、管理監督責任に問題があるんだということを認め、その組織の経営者としての監督責任を潔く認めることが、その部下が、自分たちが担っている市長、副市長がそんな恥ずかしい思いをしないように、あるいは辞めなくてもいいように、民間企業だったら辞職ということもあり得ますのでね。みんなで本当に一丸となるのであって、トカゲの尻尾切りと思われるような懲戒処分はしては、私はならないと思います。

残念ながら、今日現在、この不祥事が続く中で、私の聞いている限りでは、市長が率先して自分の責任を内外に示しているとは思えません。やっぱり研修とか自覚を促すというような趣旨の発言を繰り返していますので。こういうことをやってはならない。

以上まとめますと、コンプライアンス、法令遵守が強く求められている中で、起こるはずのない事案が判明したことにに関して、市の理事者に対して猛省を促すものであります。議会としては、法令上瑕疵ある契約となっている事態、これを放置することはできません。相手がありますからね、もう既にものは入っていますから。それをひっくり返すことはできませんので、苦渋の判断としてこれを認めざるを得ない。しかし、二度とこのようなことが起こらないために、しっかりと組織的に体制を立て直していただくということを強く求めて、苦渋の賛成としての賛成討論とします。

次に、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

一応、この間、コロナ禍での国の財政支援や新市庁舎、火葬場の建設事業が一服して、駅事業がちょっと遅れてしまっているのも、その辺の支出がまだ来ていません。そういう大型事業の端境期になっています。ところが、この基準財政収入額を基準財政需要額で割った、いわゆる財政力指数についていうと、令和3年から5年度にかけて、数字をいうと、0.96、0.94、0.92と急激に下がっています。かつては本当に1を超すんじゃないかと言っていたんですけどね。次に、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指数である経常収支比率、令和3年が86.2%、4年度は89.3%、そしてこの5年度で90%を超して91.9%、これも急激に悪化しています。公債費負担比率も令和3年度8.2%、令和4年度8.9%、令和5年度9.2%と、これも急激に悪化しています。この間、高齢化等により義務的な経費が増えることは自明の理です。結局、財政に関する改善が無為無策であった証拠です。

財政調整基金については20億円に戻しましたが、その他の目的別の基金を合わせてやはり35億円、これがまだ達成されていません。それから、下水道への繰り出しも止まっています。そして、将来に負担を残すJR名鉄弥富駅自由通路に関する予算が執行されています。

特に、自由通路橋上駅でＪＲに対して５,０００万円を支払っていますが、この内容についても詳しい報告がありません。

以上の理由で、決算認定に反対する反対討論とします。

続きまして、認定第３号令和５年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

この特別会計は一般会計と違って、実際に加入者である市民の皆さんがどれだけ病院へ行って、どれだけ費用が発生したかということで大きく左右されますので、最後の最後まで見極められないという特殊性があるという中での１,２００万円の赤字だったんですが、ただ、結果的に言えば、会計処理においてミスが発生しました。

これについても同じくコンプライアンス、法令遵守が強く求めている中、起こるはずのない事案が判明したことについて、理事者に対して猛省を促すものです。

反対せざるを得ない理由を一言で言えば、組織的なけじめがついていないからです。ついていると思いますか。組織的なけじめですよ、個人的なことはどうか知りませんが。一部新聞報道を読んだ市民からいろいろ聞かれていますけれども、いまだに不信感は払拭されていません。

どんな方法でもいいので、例えば記者会見がいいのか、公式ユーチューブとか広報「やとみ」、とにかくやはりこのてんまつと今後の対応策、そうなれば管理者としての責任も含めて、やはり市民の信頼を回復しなければならないのに、今日現在まだされていません。

さらに言うならば、何度も何度も不祥事が繰り返されてくる中で、今振り返れば、過去についてもけじめがついていないと言わざるを得ません。今回、けじめがつけられなければ、また同じことを繰り返すと言わざるを得ません。このミスの連鎖を組織的に断ち切って、組織的に二度とこのようなことを起こさないために、市長と副市長にはきちっと組織のトップとしてのけじめを市民に対して見せてほしいと。反対したくて反対したわけじゃないんです。そういう応援の気持ちを込めて、暗たんたる気持ちを込めて、弥富市役所がよくなるということを期待して、反対討論とします。

最後に、認定第６号令和５年度弥富市下水道事業特別会計決算認定について、反対の立場で討論します。

あくまで特別会計、受益者負担が原則です。相変わらず毎年の下水道処理の赤字で、数字を上げれば、営業費用７億８,０８２万１,６７０円に対して営業収入、これが何と２億７,３５０万１,３５３円ということは、率にして３５％しか収入で賄えていない。営業損失は、ですから５億７３２万３２４円という結果です。このために一般会計から３億９,８００万円の補助を入れて運営しています。ところが、新規の建設のために１１億３,２１５万６,４４０円、これは前年より増えています。このために、新たに６億８,１３０万円も企業債を発行しています。

予算案のときにもスピードを落としてくださいとお願いしたのですが、改善が見られませんかという理由で、下水道会計決算認定に反対します。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、認定第3号令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の差引き額はマイナス1,256万2,493円と赤字となりました。令和6年5月31日の出納閉鎖期日までに、地方自治法施行令第166条の2に規定されている繰上充用を適用して、令和6年度の歳入を繰り上げて、不足している令和5年度の歳入に充てさえすれば、今回のような赤字決算を防ぐことができました。

以上のことから、今後は市が一丸となってチェック体制を再構築され、再発防止に努めていただくことをお願いして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第34号と認定第1号から6号まで、2号を除いて一括して反対の立場で討論させていただきます。

まず、議案第34号については、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてですが、中身としては、この後期高齢者の医療保険において保険証をなくすというものでございます。

委員会において質問させていただきましたが、現状、保険証があるからこそ、エラーなどの対応を大きな問題にならずに何とか対処できている状態です。現状でもマイナ保険証を持っていても使っている人は2割程度にとどまっており、8割方は現行の保険証を使われています。その上で、マイナ保険証と連携していても保険証が送られなくなる。そういう人はスマートフォンなどでマイナポータルを開いて確認できると言っておりますが、それができないから、現状は保険証等で対応しているんでしょう。それにもかかわらず、保険証を廃止するということは大混乱が起こる危惧があります。よって、国にも現在の保険証を残すよう弥富市としても提唱していくべきだと思います。到底この議案には賛同できるものではございません。

また、認定第1号の一般会計決算認定では、スクールカウンセラー等の全中学校への常勤的配置など、全国でも先進的で評価できる部分もあります。しかしながら、JR名鉄弥富駅自由通路事業など不要不急のものも含まれています。自由通路事業は、市民がこんなにもお金をかけるなら必要ないという声が多数上がっており、その中でも市は立ち止まらずに住民投票すら行わず、市民の声を聞かずに強行してまいりました。一方では、市民がより多く望む踏み切りの拡幅、歩道の設置、周辺道路の拡幅、歩道設置などは置いておかれ、その整備

を行うのはいつになるのか分からないといったものです。自由通路整備事業よりも、それらを早く行えば、それこそ自由通路は必要のないものとなります。

もとより、自由通路事業の元となった総合計画時のアンケートの周辺整備とは、踏み切りの拡幅、周辺道路の整備であったかと思います。それを内部変換によって自由通路事業として進めてきてしまった。ここに大きな問題点があり、反省すべき点がございます。それを立ち止まらず、進めているものに賛同するわけにはいきません。

また、マイナンバーカードによる住民票などのコンビニ交付できるようにするシステムの導入に伴い、図書館での発行業務がなくなり、市民には不便をかけています。

福祉分野では、敬老会の長島温泉の招待などがなくなりました。配食サービスでは自己負担を引き下げるべきと提案しておりましたが、1食当たり400円と負担の重いままとなっています。学校教育分野では、給食費が1食当たり20円の値上げということで、年間約5,000円ほどの保護者負担増となりました。

全国的には給食費無償化が急速に進んでおり、近隣でも飛島村に続いて津島市が無償化され、愛西市でも半額負担になっており、市長は子育てするなら弥富市へを取り戻したいと言いますが、逆に弥富市は取り残された状態となっています。ただし、弥富市では全国的にはセンター方式に給食がなっていく中で、珍しくなってきた自校方式を採用しており、学校内で調理することによってアレルギー対応もしやすく、温かくておいしい給食になっており、給食の残食率は圧倒的に少なく、全国的な平均と比べても10倍ほどの差がある点はすばらしいことだと思います。

道路整備の分野では、多くの市民が歩道の拡幅などを求めているも、なかなか改善されないところも多く、アンケートでも不満の声が多く現れています。積極的に安全対策として改善、整備していただきたいというふうに思います。

また、街路樹の場所に雑草が繁茂し、車の背丈ほどあるような場所も見受けられ、委員会においても、できる限りこの除草の数を減らしたいという答弁がされております。ただ、そういう中で、現状、危険な箇所もその時期その時期には見受けられます。費用をけちって重大な事故につながることはないよう、必要な部分には必要な予算を充てていくことは必要です。

デマンド交通の実証実験も行われましたが、やはり週2日の実験であったということで、実生活に即した実験であったかは疑問が残ります。

以上のようなことにより、この決算認定には賛同できません。

また、認定第3号の国民健康保険については、今の国保会計は収入の多い加入者が減っており、平成20年には1万1,900件ほどあったものが、平成元年には8,400件ほどに激減し、所得501万円以上の世帯は14%から5.6%に、逆に35万円以下の世帯は20%から34%に急増して

います。65歳以上の高齢者の割合も32%から45%と激増しており、加入者はどんどん減っておるという状況でございます。

こうした中で、加入者は減るわ、所得の多い人はいなくなる、高齢者割合が増えて医療費は上がり続ける。このような状況の下で、どんどんと国保が値上がりし続けているのが現状であり、限界を迎えています。現にこの間、追加補正を行ってもさらに足らずに、今回繰上充用が問題になりましたけれども、年度末にもさらに足らないというような結果になっています。抜本的な制度改正とともに、公費の大幅な負担投入が必要です。

介護後期高齢者の特別会計である議案第4号、5号についても、高い保険料に加え、窓口負担も2倍、3倍に上がっていくと。市民、国民の負担は限界に来ており、制度そのものの抜本的な見直しが必要な時期になっています。

認定第6号の下水道事業については、今回、一般会計からの繰入れが約4億円ほど、多額の繰入れとなっており、今後も未来永劫的に必要になるという状況でございます。

また、先ほど佐藤仁志議員のほうから新規の事業がありましたけれども、新規事業だけでなく、これを直していく、今後の負担というのも大きく膨らんでいくという状況の中で、新規事業はすべからく合併浄化槽への切替えなど、さらなる大胆な見直しが必要となります。

以上、一括して反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第32号及び議案第33号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び議案第33号、以上2件は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第34号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号から議案第41号まで、以上7件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第41号まで、以上7件は原案のとおり可決をされました。

次に、認定第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

江崎貴大議員から発議第4号から発議第6号が提出をされました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第6号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持  
及び拡充を求める意見書の提出について

日程第20 発議第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第21 発議第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第19、発議第4号から日程第21、発議第6号まで、以上3件を一括議題といたします。

本案は、議員提案でございますので、提出者である江崎貴大議員に提案理由の説明を求めます。

江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） それでは、発議第4号から発議第6号までの3件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第4号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、令和7年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第5号国の私学助成の拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するために、就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第6号愛知県の私学助成の拡充に関する意見書は、教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう、愛知県に対し要望するものであります。

以上、この意見書3件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第4号から発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第6号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第4号から発議第6号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第6号は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出をしておきます。

次に、那須英二議員ほか1名より発議第7号が提出をされました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 発議第7号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書の提出について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第22、発議第7号を議題といたします。

本案は、議員提案でございますので、提出者である那須英二議員に提案理由の説明を求めます。

那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

この発議第7号現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書の提出について、発議させていただきます。

この9月議会に当たりまして、愛知県社会保障推進協議会のほうから、この現行保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書の提出を求める陳情書が出されました。

政府は2024年12月2日に現行の保険証の新規発行を停止し、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に1本化していく方針を示しています。

現行保険証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題がございます。さらにオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルがいまだに多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとは言えず、マイナ保険証の利用率は2024年6月時点で9.90%と低迷しています。

また、マイナンバーカードの利活用に対応し切れない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、というような状況が生まれています。

我が国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰もが、必要なときに日本国内で等しく医療を受けることができる「国民皆保険」制度を取っていますが、上記のような状況になれば同制度は、機能不全に陥りかねません。また、この地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されています。

こうした陳情が出されております。この愛知県社会保障推進協議会は、構成メンバーは主に医療機関、元医療従事者等の多い団体でございます。そうした中で、このような陳情が出されています。

しかも、先日、東京新聞が行ったマイナ保険証に関する合同アンケートでは、現状の保険証を残してほしいという意見が8割を占め、依然として廃止への不安や疑問が根強いのが実態です。1万2,000人ほどが回答を行ったこのアンケートでは、現在の保険証で困っていないのに、なぜ多額の予算をかけて変更しなければならないのか、マイナカードは任意だから、現場の混乱を考慮しない姿勢が民主的ではないと思うなどの疑問の声が出ております。また、カードを持っていたとしても保険証として使わない人たちにも、複数回答で従来の健康保険証が使いやすい、情報漏えいが不安という結果が出ています。

医療機関や介護施設の現場からは、急病時に備えて入所の健康保険証を預かる高齢者施設も多いですが、マイナ保険証は他の情報がひもづけられているため、施設で預かれなくなることが懸念されている。そういう状況で対応できなくなるということでございます。

また、読み取りエラーなどが起きた場合、現行の保険証で対応しておりますが、保険証がなくなることですうした対応ができなくなるというような声も上がっているといひます。そのような状況の下で保険証を廃止することは大きく混乱を来すことになります。

よって、この陳情を一刻も早く取り扱ひ、この弥富市議会としても、国に対して保険証を残すよう意見書を提出するよう求めるものでござひます。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はござひませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第7号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立少数と認めます。

よって、本案は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議員派遣の件

○議長（堀岡敏喜君） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本件は、会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手元に配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

その後の情勢により内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただきたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第24、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和6年第3回弥富市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時54分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 柴 田 英 里

同 議員 鈴 木 りつか